

基地と空港に関する資料

基地と小松

令和7年度



石川県小松市



は じ め に

本書は、昭和 36 年の航空自衛隊小松基地開設から今日の「共存共栄」に至るまでの長い歴史について、様々な角度から記録した統計書です。

小松市は、豊かな自然と曳山子供歌舞伎や九谷焼などの伝統文化を有するとともに、繊維や間仕切りから建設機械やバスの製造まで、幅広いものづくり集積地であることから南加賀地域の中核都市として発展してまいりました。今日、日本の真ん中に位置するロケーションや国際空港である小松空港と新幹線駅が近接する都市機能は、他市がうらやむ特長となっております。このポテンシャルを活かすべく、令和 5 年 11 月に策定した「こまつ 2040 年ビジョン」の中で「世界に時めく日本海側の拠点都市」を掲げ、実現に向けて新たな一步を踏み出しました。

一方、近隣国の軍備増強をはじめとして日本を取り巻く安全保障環境が日々厳しさを増しており、国際社会のパワーバランスが不安定になっております。このような中、今年 4 月に小松基地において、日本海側初となるステルス戦闘機 F-35A の配備が開始されました。現在進んでいる強靱化とあわせ、日本海側の国防拠点として小松基地の重要性がますます高まっています。

現在、小松基地周辺において約 40 年ぶりとなる騒音区域の見直しが計画されており、騒音度調査も進んでおります。この区域見直しにあわせた施策である告示後住宅の住宅防音工事につきましては、長年の小松飛行場周辺整備協議会のご尽力により実現したものであり、うるささ指数が 85W 以上の区域内かつ昭和 59 年 12 月 21 日から平成 16 年 12 月 20 日までに建築された住宅に限ってはありますが、すでに防音工事が開始されております。

これまでの小松基地との共存共栄の堅持は地域の理解があつてこそのものであります。今後は、すべての告示後住宅への防音工事の実現や、F-35A 配備によってこれまでにならぬ訓練や基地運用による新たな課題への対応も求められてくると思われます。本市としましては、基地周辺住民の皆様の生活環境向上を図るため、安全対策、騒音対策、地域振興策などについて、引き続き防衛省へ要望してまいります。

本書が、基地に関する諸課題を解決する一助となり、本市と小松基地が共存共栄のもと、日本国並びに世界平和のため、全国民からより一層の信頼を得ることを祈念いたしております。なお、末筆ながら、本書を作成するにあたり小松基地、近畿中部防衛局、石川県をはじめ、多くの方々のご協力に対し、厚く感謝申し上げます。

令和 7 年 9 月

小松市長 宮 橋 勝 栄

も く じ

I 小松市	
1. 市の概要	1
2. 人口・世帯数の推移	2
II 小松基地	
1. 基地の概要	3
2. 基地のあゆみ	4
3. 基地の沿革	5
4. 歴代団司令・副司令一覧	12
III 市民生活への影響	
1. 騒音問題	14
2. 航空機の事故等による被害状況	15
3. テレビ受信料減免措置	16
4. 騒音用電話機設置事業	19
5. 騒音訴訟	20
IV 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律関係事業	
1. 障害防止工事の助成（法第3条）	
(1) 防音事業	33
(2) 防音事業関連維持費	35
(3) 用排水路障害防止対策事業	36
(4) 電波障害防止対策事業	37
2. 住宅防音工事の助成（法第4条）	
(1) 工事の概要	38
(2) 年度別集計表	39
(3) 町別集計表	40
3. 移転等の補償（法第5条）	
(1) 市内移転補償処理実績（合計）	45
(2) 移転補償実績	46
(3) 基地周辺民家集団移転先地公共用施設等整備事業	47
4. 民生安定施設の助成（法第8条）	
(1) 有線ラジオ放送施設（第1項）	49
(2) 道路（第2項）	51
(3) 無線放送施設（第5項）	53
(4) 消防施設（第7項）	54
(5) コミュニティ供用施設（第13項）	55
(6) その他民生安定施設	59
(7) その他の事業	64
(8) 単独事業	64
(9) 統合事業（再掲）	64
5. 特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）	65
6. 損失の補償（法第13条）	67
V 基地周辺国有地	69
VI 国有提供施設等所在市町村助成交付金	70
VII 再編交付金・再編関連訓練移転等交付金	72
VIII その他（騒音の低減）	
1. 防音堤及び壁の設置	81

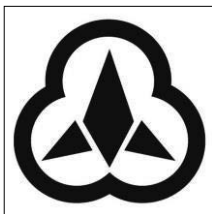
Ⅸ 小松基地設置に伴う各種協定

1. 共同使用に関する協定	
(1) 小松飛行場の共同使用について (S33. 12. 9)	82
(2) 小松飛行場に関する協定 (S35. 11. 24)	83
(3) 小松飛行場の民間航空用施設の整備に関する協定 (S39. 12. 22)	84
(4) 小松飛行場の民間航空用施設の整備に関する協定の一部改正について (S40. 11. 1)	85
(5) 航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務 との間の調整に関する覚書 (S47. 3. 3)	86
2. 周辺対策及び基地の運用に関する協定	
(1) 小松基地設置に関する 33 ヶ条約定書 (S34. 12. 4)	88
(2) 小松基地拡張に伴う小松市要望事項に対する協定書 (S39. 4. 30)	91
(3) 小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書 (S50. 10. 4)	93
(4) 日米共同訓練に関する協定書 (S57. 9. 24)	96
(5) 協定書の一部を改正する協定書 (H14. 12. 24)	97

X 資料編

1. 基地関係法律・条文等	
(1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）	98
(2) 航空法（抜粋）	102
(3) 国有財産法（抜粋）	104
(4) 日本放送協会放送受信料免除基準（抜粋）	106
2. 航空機騒音に係る環境基準	107
3. 小松飛行場周辺騒音区域指定図	109
4. 基地関係団体一覧	111
5. 国庫補助金・交付金等実績表	112
6. 小松救難隊の活躍	
(1) 救難隊の基本任務	115
(2) 救難隊の沿革	116
(3) 航空救難団の組織	118
(4) 感謝状	119
(5) 安全褒章	120
(6) 年度別救難任務実施状況	122
7. 小松基地の災害派遣等実施状況	125
8. 小松飛行場における降雪及び積雪状況	130
9. 防衛省所管行政財産の「使用状況」一覧表	131
10. 小松飛行場周辺整備協議会規約	133
11. 小松飛行場周辺整備協議会特別調整交付金交付要綱	135
12. 小松基地騒音防止対策協議会要綱	136
13. 令和5年度航空機騒音調査（「小松基地周辺の騒音対策」抜粋）	
(1) 調査概要	138
(2) 調査結果	141
① Lden による評価	141
② WECPNL による評価	149
14. 小松空港の概要（抜粋）	155

I 小松市



市章

小松の「小」と「松」の常緑の枝葉を図案化したものです。さらに、3つのまもりは、工業、商業、農水林業が伸展し、限りなく市勢が発展することと調和、円満、固いさずなを表しています。

1. 市の概要

位置等

小松市は石川県の西南部にあって加賀平野のほぼ中央部に位置し、霊峰白山をしっかりと支えるように横たわる丘陵地、それを湖面に映す木場潟と日本海の荒波に包まれた「田園と産業」の都市です。

位	置	東経	136 度 22 分	～	136 度 36 分
		北緯	36 度 08 分	～	36 度 26 分
範	囲	東西	25.5 km、南北	33.1 km	
標	高	最高	1,368m		
		最低	1m 未満		
海	岸	線	7.5km		



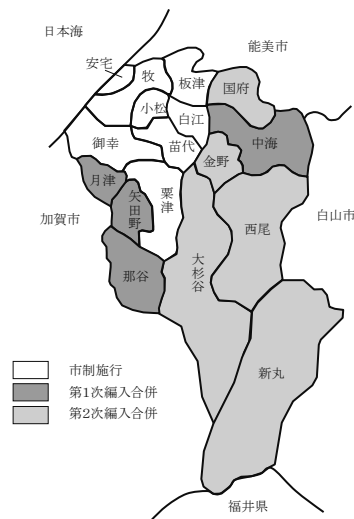
由来

小松という地名の起こりは、花山法皇（天皇在位 984 年～986 年）が北陸へ巡幸されたとき、梯川のほとりに館を建て花園をつくり小松を植えたという伝承によって「園の小松原」と呼ばれたのがいつしか小松となったといわれています。

明治 22 年町村制施行により旧小松町が誕生し、昭和 15 年 12 月 1 日小松町を中心とした近隣 8 町村が合併、10,600 世帯、人口 51,522 人で、全国 176 番目の市として生まれ、昭和 30 年 4 月、矢田野村など 4 村、その翌年 9 月に金野村など 5 村をそれぞれ合併し現在に至っています。

市域の推移

年 月 日	概 要	人口(人)	面積(km ²)
S15. 12. 1	【市制施行】 小松町、安宅町、牧村、板津村、白江村、 苗代村、御幸村、栗津村が合併	51,522	91.07
S30. 4. 1	【第 1 次編入】 矢田野村、那谷村、月津村（柴山を除く）、 中海村を編入	73,074	154.26
S31. 9. 30	【第 2 次編入】 金野村、西尾村、新丸村、大杉谷村、 国府村（和気等を除く）を編入	88,707	372.75
S45. 10. 1	柴山潟干拓による陸地の増加	—	374.72
S63. 10. 1	国土地理院の測定による見直し	—	371.13
H26. 10. 1	国土地理院の測定による見直し	—	371.05



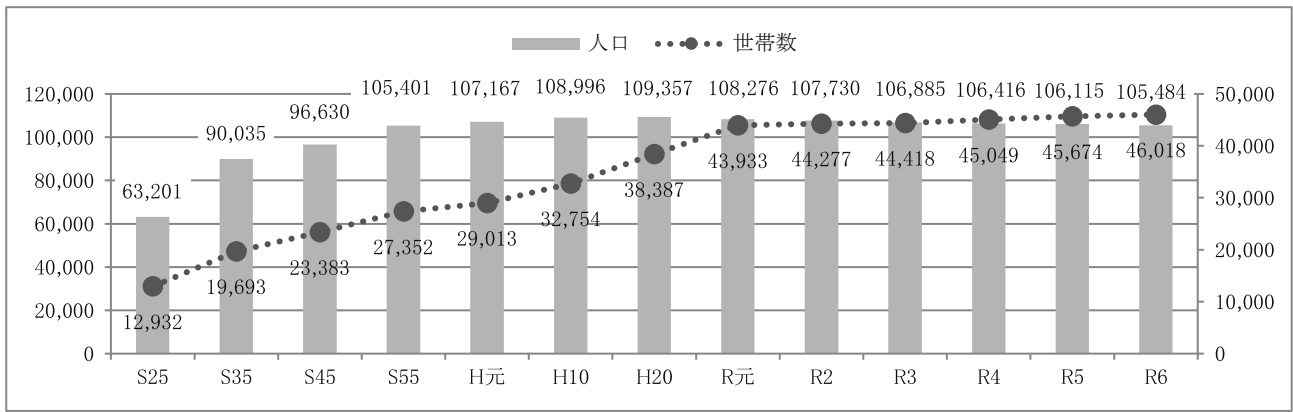
市の木

花山法皇が北陸に巡幸され、小松を植えたという地名の起こりから“松”としました。1980 年（市制 40 周年）に制定されました。

市の花

小松の基礎を築いた前田利常公の家紋「剣梅鉢」から“梅”としました。1980 年（市制 40 周年）に制定されました。

2. 人口・世帯数の推移



年 次	世帯数	人 口				自然動態		社会動態		前年との 増減	摘 要
		総 数		男	女	出生	死亡	転入	転出		
		実数	増加率								
昭和 15	10,600	51,522	100.0	24,659	26,863			—	—		国勢調査（市制施行）
25	12,932	63,201	122.6	30,056	33,145	1,508	735	—	—	37	国勢調査
35	19,693	90,035	174.7	43,063	46,972	1,457	796	2,937	2,848	750	〃
45	23,383	96,630	187.5	47,147	49,483	1,950	797	4,591	4,500	1,244	〃
55	27,352	105,401	204.5	51,630	53,771	1,447	696	3,389	3,434	706	〃
平成 元	29,013	107,167	208.0	52,157	55,010	1,141	756	3,027	3,404	8	〃
5	30,405	107,922	209.4	52,448	55,474	1,090	863	3,304	3,375	156	〃
10	32,754	108,996	211.5	52,827	56,169	1,178	906	3,373	3,442	203	〃
11	33,301	109,292	212.1	53,006	56,286	1,121	903	3,391	3,313	296	〃
12	33,782	109,482	212.4	53,107	56,375	1,140	909	3,383	3,424	190	〃
13	34,083	109,539	212.6	53,094	56,445	1,162	890	3,134	3,349	57	〃
14	34,645	109,879	213.2	53,285	56,594	1,101	871	3,447	3,337	340	〃
15	34,934	109,734	212.9	53,189	56,545	1,093	901	3,173	3,510	△145	住民基本台帳
16	35,376	110,002	213.5	53,338	56,664	1,071	900	3,320	3,223	268	〃
17	37,256	109,883	213.2	53,347	56,536	976	931	3,083	3,247	△119	〃
18	37,701	109,880	213.2	53,331	56,549	1,049	978	3,216	3,290	△3	〃
19	38,045	109,616	212.7	53,105	56,511	996	951	2,935	3,244	△264	〃
20	38,387	109,357	212.2	53,011	56,346	985	989	2,950	3,205	△259	〃
21	38,650	109,033	211.6	52,837	56,196	939	1,055	2,809	3,017	△324	〃
22	38,802	108,536	210.6	52,575	55,961	919	1,084	2,572	2,904	△497	〃
23	39,188	108,363	210.3	52,494	55,869	951	1,079	2,724	2,769	△173	〃
24	40,288	109,345	212.2	53,087	56,258	959	1,115	2,876	3,093	982	〃
25	40,634	108,980	211.5	52,982	55,998	913	1,091	3,214	3,401	△365	〃
26	41,052	108,823	211.2	52,966	55,857	932	1,126	3,199	3,162	△157	〃
27	41,547	108,578	210.7	52,910	55,668	938	1,070	3,366	3,479	△245	〃
28	42,025	108,662	210.9	53,032	55,630	863	1,046	3,775	3,508	84	〃
29	42,733	108,591	207.2	53,118	55,473	901	1,125	3,922	3,769	△71	〃
30	43,492	108,721	211.0	53,341	55,380	856	1,164	4,243	3,805	130	〃
令和 元	43,933	108,276	210.2	53,202	55,074	813	1,139	3,976	4,095	△445	〃
2	44,277	107,730	209.1	52,956	54,774	842	1,154	3,501	3,735	△546	〃
3	44,418	106,885	207.5	52,513	54,372	750	1,187	3,350	3,758	△845	〃
4	45,049	106,416	206.5	52,335	54,081	749	1,270	3,955	3,903	△469	〃
5	45,674	106,115	206.0	52,314	53,801	725	1,350	4,047	3,723	△301	〃
6	46,018	105,484	204.7	51,958	53,526	652	1,401	4,016	3,898	△631	〃

- 注 (1) 住民基本台帳（住民登録）人口等は毎年12月末日現在。
(2) 住民基本台帳法の一部改正により、平成24年から外国人住民を含む数値となっている。
(3) 増加率は、昭和15年を100として算出し小数第2位以下を切り捨ててある。

Ⅱ 小松基地

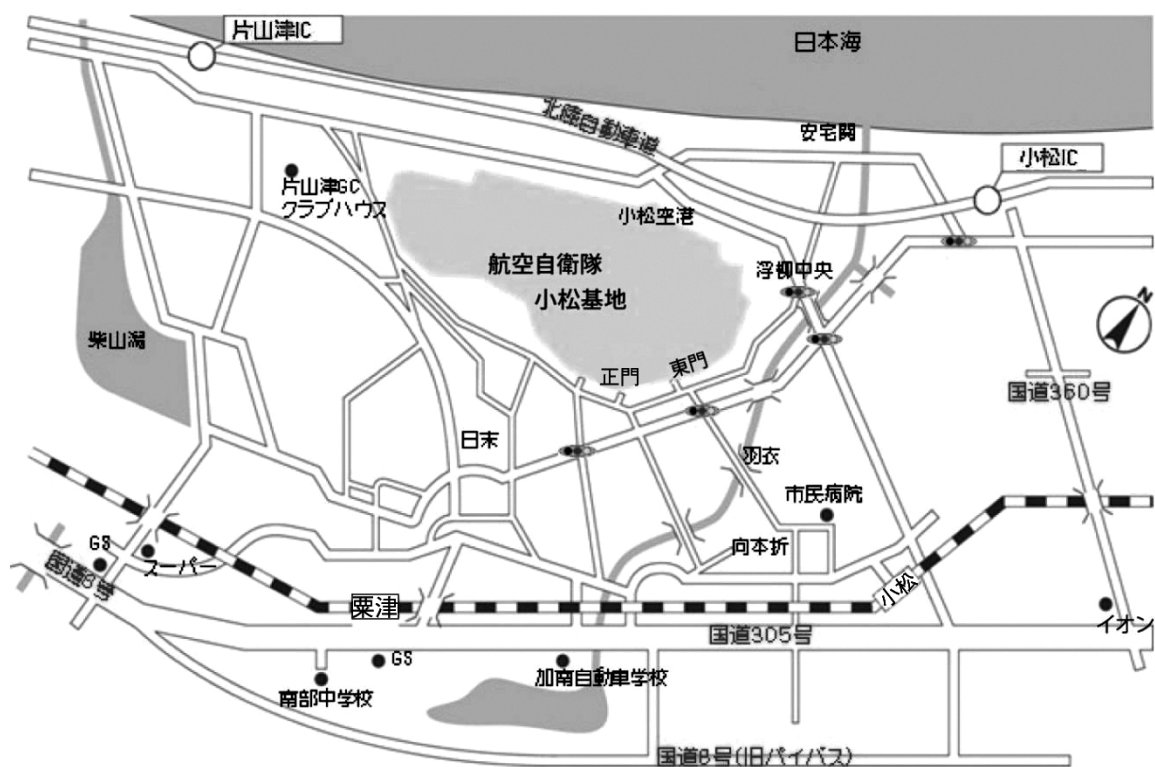
1. 基地の概要

小松基地は、昭和 36 年（西暦 1961 年）に開設された日本海側唯一の戦闘機部隊が所在する基地であり、第 6 航空団が主力部隊となって日本中部地区の防空任務を果たす一方、救難ヘリコプターによる人命救助、海難救援等の災害派遣出動など、民生活動にも多大な貢献をしている。

所在地	石川県小松市向本折町
総面積	4,384,359㎡
	防衛省 3,910,201㎡
	国土交通省 474,158㎡
着陸帯	3,300m×450m
滑走路	2,700m×45m
(オーバーラン)	300m×45m×2
主装備	F-15J (イーグル)
人員	約1,700名

※小松基地の航空機保有機数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

F-15 戦闘機	約 50 機	UH-60J 救難ヘリコプター	約 3 機
F-35A 戦闘機	約 3 機	U-125A 救難捜索機	約 2 機
T-4 練習機	約 10 機	計	約 68 機



2. 基地のあゆみ

昭和 18 年、舞鶴鎮守府によって飛行場が建設され、海軍航空隊基地として使用されたが、戦後昭和 20 年 11 月、米軍の軍事施設として接収されたのち、昭和 33 年 2 月に接収解除となり航空自衛隊の派遣隊がおかれた。

昭和 34 年 12 月、防衛庁と小松飛行場対策協議会との間で 33 ヶ条にわたる約定書が交され、昭和 35 年 4 月、航空自衛隊のモデル基地として近代設備の基地建設に着手し、翌年 2 月に完成した。同年 7 月、F-86F 戦闘機 2 個飛行隊（第 4 飛行隊、第 8 飛行隊）、T-33A 練習機 10 機等による第 6 航空団が新しく編成され、小松管制隊、小松気象隊、小松救難分遣隊（救難用ヘリコプター、レスプロ機）、小松警務分遣隊、中部航空施設第 2 作業隊が設置された。

その後、昭和 39 年 4 月、新機種配備に伴う滑走路延長のため、「小松基地拡張に伴う小松市要望事項に対する協定」が交され、同年 11 月に F-104J 機 1 番機が配備され、翌年 3 月に第 205 飛行隊が編成された。

昭和 48 年、民間航空機のジェット機化及び大型化のため、滑走路カサ上げ工事がなされたため、約 1 年間にわたり築城基地及び百里基地へ飛行隊が分散配置された。

昭和 49 年 8 月、F-4E J ファントム機配備について防衛庁より申し入れがあり、昭和 50 年 10 月 4 日、防衛施設庁と石川県並びに周辺市町村との間に「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定」（10・4 協定）が締結され、翌年 10 月に F-4E J 機 1 個飛行隊（第 303 飛行隊）が配備された。

昭和 56 年 4 月、F-104J 機の減勢に伴い、第 205 飛行隊を整理し、F-4E J 機による第 306 飛行隊を新編する申し入れが防衛庁よりあり、同年 6 月より第 303 飛行隊とともに防空任務にあたった。

昭和 57 年には、日米共同訓練の小松基地使用の申し入れがあり、同年 9 月「日米共同訓練に関する協定書」を締結し、同年 11 月に第 1 回日米共同訓練が実施され、その後定期的に訓練が実施されている。

昭和 60 年 11 月に防衛庁では、F-4E J 機の減勢に伴い、小松基地に所在する第 6 航空団所属 2 個飛行隊のうち 1 個飛行隊（第 303 飛行隊）の F-4E J 機を昭和 61 年 11 月頃から昭和 62 年 12 月までの間に逐次 F-15J イーグル機に更新し配備するとの申し入れが小松市にあり、昭和 62 年 12 月、第 303 飛行隊は F-15J / D J 機に改編された。

そして、平成 8 年度末に、第 306 飛行隊の F-4E J 機が F-15J / D J 機に機種更新され、F-15J / D J 機 2 個飛行隊編成となった。

平成 17 年 3 月から平成 18 年 12 月までの間、本滑走路のカサ上げ工事（民間航空機搭載燃料満載時の離着陸制限緩和）に伴い、仮設滑走路により暫定的に運用を実施した。

平成 19 年 5 月から米軍再編に係る訓練移転（日米共同訓練）の受入を実施している。

平成 28 年 6 月上旬、新田原基地から飛行教導群が小松基地に移動し、F-15J / D J 機 3 個飛行隊となった。

令和 3 年 6 月、防衛省から小松市に対して小松基地 1 個目飛行隊へのステルス戦闘機 F-35A 機配備の申し入れがあり、小松飛行場周辺整備協議会や市議会との調整を経て同年 7 月に受け入れ容認を表明した。令和 7 年 4 月、小松基地に 3 機が配備され、今後、第 6 航空団に配置されている F-15 戦闘機は順次 F-35A に切り替わっていく計画となっている。

小松基地の現有航空機（戦闘機）



第 303 飛行隊 F-15J



第 306 飛行隊 F-15J



飛行教導群 F-15DJ



第 303 飛行隊 F-35A

（写真提供：航空自衛隊 小松基地）

3. 基地の沿革

(令和7年4月1日現在)

年	月	日	摘 要
昭和 18.	4.	1	旧日本海軍基地として着工（舞鶴鎮守府小松飛行場建設事務所設置）、総工費 1 億円
昭和 19.	7.		南北の主滑走路完成（1,700m×80m）、同 7.13 豊橋空の一式陸攻小松基地飛来、初着陸
	11.	15	滑走路完成（東西 1,500m×100m、南北 1,700m×100m）、以降 海軍攻撃飛行隊が常駐
昭和 20.	11.		終戦で米軍に接収、補助レーダー基地となる
昭和 29.	7.	1	自衛隊創設、航空自衛隊発足
昭和 32.	2.		米軍、小松基地の接収一部解除、航空自衛隊の小松基地派遣隊が進出
昭和 33.	2.	19	小松飛行場の施設の一部（通信設備地区並びに正門に至る道路）を除き米軍から日本に返還 航空自衛隊小松派遣隊配置
	8.	20	小松飛行場全面接收解除（全面返還）
昭和 34.	3.	6	第 7 回国有財産北陸地方審議会が、小松飛行場の自衛隊一時使用を答申
	3.	10	大蔵省が防衛庁に小松飛行場の使用許可、同 3.16 大蔵省が防衛庁と運輸省に一時使用許可（官民併用）
	6.	1	小松分とん基地設置（小松基地隊発足）
	12.	4	「小松基地設置に関する 3 3 ケ条約定書」締結
昭和 35.	4.	19	航空自衛隊小松基地として、建設工事着工（起工式）。総工費 2 0 億円
	11.	1	臨時小松基地隊新編、小松分とん基地廃止
	11.	24	防衛・運輸事務次官両者による「小松飛行場に関する協定」締結、自衛隊と民間航空相互の円滑な運用を確保するための協定確立
昭和 36.	2.	1	『小松基地』開設、臨時小松派遣隊編成式、同日、小松管制隊、小松気象隊編成
	3.	1	救難航空隊小松救難分遣隊編成
	4.	18	第 8 飛行隊（F－8 6 F 戦闘機）先遣隊、松島基地より到着、移駐開始
	4.	25	第 8 飛行隊主力、松島基地より移駐完了
	5.	10	防衛庁長官（西村直己）初度視察
	5.	11	第 4 飛行隊（F－8 6 F 戦闘機）先遣隊、千歳基地より到着、移駐開始
	5.	17	第 4 飛行隊主力、千歳基地より移駐完了
	6.	11	小松基地開庁式（一般公開：入場者約 10 万人）
	7.	15	「 第 6 航空団 」編成完結、臨時小松派遣隊廃止、同日、小松救難分遣隊から小松救難隊に改編
昭和 37.	5.	15	警戒待機（アラート任務）を開始
	9.	23	「小松博」開催：小松空港・基地完成記念「産業と防衛の小松大博覧会」（至：11.6、於：小松市体育館）
昭和 38.	1.	24	三八豪雪に災害派遣（至 3.14）、人員 1, 4 6 0 名、航空機 H－1 9 × 3 6 機、H－2 1 × 8 機、ブルドーザー× 6 0 両、物資空輸 3 4. 3 トン、患者診療 1 1 0 名の災害救助を実施
	8.	7	新機種（F－1 0 4 J 戦闘機）配備を小松市へ申し入れ
昭和 39.	1.	15	小松基地新聞「はくさん」創刊号発行
	3.	30	小松気象隊、気象レーダー完成
	4.	30	「小松基地拡張に伴う小松市要望事項に対する協定」締結
	5.	20	第 6 航空団国歌制定、発表会（航空音楽隊来基、歌唱指導）
	6.	16	新潟地震に災害派遣（偵察、連絡、救援物資輸送等）（至：6.21）
	9.		F－1 0 4 J 戦闘機導入のための滑走路延長工事完成、滑走路 2, 7 0 0 m となる
	9.	30	東京オリンピック聖火リレー支援、隊員 300 名整列、歓迎飛行（第 8 飛行隊の 4 機編隊飛行）
	11.	1	自衛隊創立記念・航空自衛隊 1 0 周年記念祝賀式典（於：司令部前広場）
	11.	12	F－1 0 4 J 戦闘機 1 番機到着（632 号機）
	11.	25	第 8 飛行隊（F－8 6 F 戦闘機）岩国基地へ移駐（第 2 航空隊の所属へ）
	12.	5	F－1 0 4 J 戦闘機一般公開（基地開放見学者約 1,000 人、於：第 2 格納庫）
昭和 40.	3.	31	第 2 0 5 飛行隊編成（F－1 0 4 J × 2 0 機編成）
	6.	13	開庁記念祭（航空祭：入場者約 10 万人）
	10.	1	第 2 0 5 飛行隊警戒待機（アラート任務）を開始
昭和 41.	6.	11	小松基地創設 5 周年記念式典（於：基地体育館）
昭和 42.	6.	11	航空祭（開設 6 周年記念）
昭和 43.	8.	28	集中豪雨による小松市周辺の水害に対する災害派遣（護岸復旧作業等）

年	月	日	摘 要
昭和 46.	5.	16	小松基地開設 10 周年記念（式典、航空祭）
昭和 47.	6.	10	第 4 飛行隊 15 周年記念行事
昭和 48.	2.	21	滑走路嵩上げ工事のため、第 4 飛行隊は築城、第 205 飛行隊は百里基地へ移動訓練（展開）
	10.	20	滑走路嵩上げ工事完了により第 4 飛行隊、第 205 飛行隊原隊復帰
昭和 49.	3.	30	小松管制隊、小松新ラブコン完成、同 6.1 から運用開始
	7.	14	航空祭（航空自衛隊発足 20 周年、基地開設 13 周年記念）
	8.	30	新機種（F-4EJ ファントム）配備を小松市へ申し入れ
昭和 50.	6.	30	第 4 飛行隊解隊（F-86F 戦闘機）
	7.	2	最後の F-86F×2 機小松を去る（709 号機は浜松、784 号機は小牧基地へ）
	10.	4	「10・4 協定」締結（小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定）
昭和 51.	1.	31	小松管制隊創設 15 周年記念行事
	2.	2	小松気象隊創設 15 周年記念行事
	5.	24	小松基地のシンボルマーク決定（空自の「鷲」と小松の「松」）
	9.	13	新設サイレンサー検査のため、F-4EJ×2 機千歳基地より飛来、移駐（352 号機、358 号機）
	10.	26	第 303 飛行隊編成、F-4EJ 千歳基地より 6 機（計 8 機）、百里基地より 10 機移駐、合計 18 機
	12.	1	小松気象隊、雷電観測センター完成、観測開始
昭和 52.	3.	16	装備隊、F-4 フライトシミュレーター完成、訓練開始
	6.	17	第 303 飛行隊アラート待機を開始
	6.	29	C-1 定期便就航（毎週水曜日、15:50 離陸で入間基地へ）
昭和 53.	4.	6	第 6 航空団マーク決定（一般公募、石川県の地形と 6 空団の「6」）
	6.	4	航空祭（49 年以来 4 年ぶり開催、雨天のためブルーインパルス の曲技飛行は中止）
	8.	27	第 1 回ちびっ子ヤング大会（基地周辺の小・中学生を対象に午前のみ実施、7 年ぶりのブルー曲技飛行）
	10.	1	内閣総理大臣（福田赳夫）基地視察
昭和 54.	8.	12	第 2 回ちびっ子ヤング大会（入場者約 5,000 人）
	12.	3	F-104J 小松基地初の用途廃止機（555 号機）ラスト・フライト
昭和 55.	3.	30	内閣総理大臣（大平正芳）基地視察
	4.	5	第 205 飛行隊創設 15 周年記念行事（祝賀会）
	6.	28	新基地プール完成、プール開き（旧滑走路沿いに新設、屋外プール、50m×7 コース）
	7.	24	緊急発進（ホット・スクランブル）1, 000 回到達
	8.	3	第 3 回ちびっ子ヤング大会（ブルーインパルス F-86F で小松基地最後の展示）
	8.	7	新田原基地嵩上げ工事による 1 個飛行隊 23 機（F-104J×21 機、T-33×2 機）移駐申し入れ
	8.	20・21	新田原基地嵩上げ工事に伴い第 5 航空団移動訓練隊（第 204 飛行隊）が展開
昭和 56.	1.	26・27	新田原基地嵩上げ工事完了により第 5 航空団移動訓練隊（第 204 飛行隊）が原隊復帰
	4.	4	F-4EJ×1 個飛行隊、新編申し入れ
	5.	11	第 306 飛行隊所属 F-4EJ×2 機、小松一番乗り入れ（418 号機、388 号機）
	5.	22	部隊マーク決定（第 303 飛行隊：龍神、第 306 飛行隊：犬鷲）
	6.	3	第 205 飛行隊最後の F-104J×2 機小松を去る（532 号機、551 号機ともに千歳基地へ）
	6.	30	第 205 飛行隊解散（F-104J）
	7.	1	第 306 飛行隊編成（F-4EJ 戦闘機×18 機編成）
	8.	5	防衛庁長官（大村襄治）初度視察（昭和 36 年基地開庁時以来 20 年ぶり来基）
	8.	6	第 4 回ちびっ子ヤング大会（ちびっ子写生大会、入場者 750 人）
	10.	18	小松基地開設 20 周年記念行事（祝賀行事、訓練展示（航空祭））
昭和 57.	4.	6	第 306 飛行隊アラート待機開始、同日、初スクランブル達成
	8.	10	第 5 回ちびっ子ヤング大会（写生大会、ゲーム大会）
	8.	23	日米共同訓練に小松基地使用の申し入れ
	9.	24	「日米共同訓練に関する協定書」締結
	11.	30	第 1 回日米共同訓練実施（沖縄嘉手納基地所属 F-15C×2 機飛来）
昭和 58.	5.	20・23	天皇陛下ご来県（第 34 回全国植樹祭 5.21～5.22 於：石川県森林公園）「と列」でご奉送迎
	7.	26	基地一般公開（雨天に係らず入場者約 1,500 人）
	7.	28	防衛庁長官（谷川和穂）初度視察
	8.	22	第 2 回日米共同訓練実施（沖縄嘉手納基地所属 F-15C×6 機、第 7 航空団 F-4EJ×6 機、至：8.25）

年	月	日	摘 要
昭和 58.	12.	7	緊急発進（ホット・スクランブル）1, 500回達成
昭和 59.	3.	30	厚生センター完成、営業開始
昭和 60.	4.	1～4	第3回日米共同訓練実施（米本土アラスカから F-15×5 機）
	5.	19	第8回航空祭（7年ぶり開催、T-2ブルーインパルス小松基地初公開）
	8.	17	日航123便墜落事故（60.8.12）に係る災害派遣、第1次・2次派遣隊（隊員103名、至：8.27）
	11.	15	新機種（F-15Jイーグル）配備を小松市へ申し入れ
	11.	15	松島基地の滑走路改修工事に伴い第4航空団所属T-2飛行部隊のうち、第22飛行隊（T-2×20機、T-33×3機）移動訓練申し入れ
昭和 61.	3.	1	小松救難隊25周年記念行事
	3.	25	松島基地第4航空団第22飛行隊T-2、T-33移動開始、同 3.26 移動完了（先発隊は、3.15 到着）
	4.	7～11	第4回日米共同訓練実施（コープノース 86-3）
	5.	27	防衛庁長官（加藤紘一）初度視察
	7.	27	小松基地開設25周年記念開庁祭（航空祭）
	8.	5～9	松島基地の滑走路改修工事完了により第22飛行隊が原隊復帰
	11.	1	新機種F-15Jイーグル×2機が第303飛行隊に初配備（百里から866号機、千歳から055号機） （第303飛行隊機種更新：F-4EJファントムからF-15Jイーグルに随時入れ替え）
	12.	22	移動警戒隊編成の申し入れ
昭和 62.	2.	10	基地防空隊編成の申し入れ
	3.	23	緊急発進（ホット・スクランブル）2, 000回達成
	4.	2	第9移動警戒隊編成
	5.	10	勲進帳800年祭支援（F-4・F-15編隊飛行、T-33煙文字、於：安宅の関上空）
	6.	30	第303飛行隊（F-4EJファントム）アラート任務解除
	7.	13	第5回日米共同訓練実施（至：7.17）
	12.	1	第303飛行隊F-15Jイーグルへ改編（18機編成）
	12.	16	防衛庁長官（瓦力）初度視察
昭和 63.	3.	31	第301基地防空隊編成、基地内に新隊舎完成（全国各基地初の5階建て隊舎）
	4.	25	第6回日米共同訓練実施（岩国基地所属 FA-18×4 機、至：4.27）
	5.	22	第9回航空祭
	7.	1	第303飛行隊（F-15Jイーグル）アラート任務開始
平成元.	4.	17	第7回日米共同訓練実施（至：4.21）
	5.	30	第8回日米共同訓練実施（至：6.7）
	6.	16	「昼休み」及び「夜間」の飛行制限緩和（運用）について申し入れ
	9.	7	航空機えん体整備に係る用地取得に伴う事前協議について申し入れ
	10.	13	上記事前協議を了承
	10.	19	防衛政務次官（鈴木宗男）基地視察
	11.	27	第306飛行隊へF-4EJ改1号機配備（378号機）
平成 2.	4.	13	航空機えん体2基完成
	4.	16	第9回日米共同訓練実施（至：4.25）
	9.	22・23	「小松航空祭」（小松市制50周年事業協賛）
平成 3.	3.	14	第306飛行隊F-4EJ改配備完了
	5.	13	第10回日米共同訓練実施（至：5.24）
	6.	2	航空祭「小松基地開設30周年記念開庁祭」
	9.	5	石川国体（第46回国民体育大会）カヌー競技支援（至：9.11）
	11.	15	T-4中等練習機1番機到着（671号機）（T-33A練習機の後継機）
平成 4.	3.	11	防衛庁長官表彰（一級賞状）受賞
	4.	6～8	第11回日米共同訓練
	5.	17	基地開庁祭（オープンハウス、基地開庁31周年記念）
	6.	1～12	第12回日米共同訓練
	10.	8～11	日本カヌーレーシング選手権大会支援
平成 5.	4.	19	第13回日米共同訓練（至：4.23）
	5.	17	第14回日米共同訓練（至：5.28）

年	月	日	摘 要
平成 5.	6.	6	第 1 4 回小松基地航空祭（入場者 14 万 3 千人）
	9.	8	防衛庁長官（中西啓介）初度視察（至：9.9）
平成 6.	3.	12	防衛庁長官（愛知和男）初度視察
	9.	4	航空祭「' 94 航空祭 in こまつ」
平成 7.	1.19～3.27		阪神・淡路大震災（1.17 05:46 発生：兵庫県南部地震）に災害派遣
	1.	25	第 3 0 3 飛行隊の F-15 型機定数増及び第 3 0 6 飛行隊の F-15 型機への機種更新の申し入れ
	3.	23	T-33A 練習機ラスト・フライト（219 号機）
	6.	28	防衛庁長官（玉澤徳一郎）初度視察
	7.	7～17	日米共同訓練（G 空域のみ）
	9.	3	航空祭「' 95 航空祭 in こまつ」
	10.	4	小松管制隊、無事故管制 1 0 0 万回達成
平成 8.	9.	22	航空祭「' 96 航空祭 in こまつ」（小松市「第 21 回どんどんまつり」と協賛開催）
平成 9.	1.2 ～3.31		ロシアタンカー「ナホトカ」沈没・重油流出事故に伴う災害派遣（捜索・救助、重油回収等）
	3.	31	第 3 0 6 飛行隊 F-4EJ 改から F-15 型機へ機種更新完了
	3. 末～11. 末		浜松基地の滑走路改修工事に伴い、第 1 航空団移動訓練隊（T-4 練習機含む）が小松基地で訓練実施
	6.	25	防衛庁長官表彰（一級賞状）受賞
	9.	13・14	航空祭「' 97 航空祭 in こまつ」（初の 2 日間開催、小松市どんどん祭りと協賛開催）
平成 10.	3.	21	第 3 0 3 飛行隊 F-15 改編 1 0 周年
	4.	28	態勢移行訓練（兵装訓練）を公開
	5.25～6.5		航空総隊戦技競技会 第 3 0 6 飛行隊チーム優勝
	8.28～30		航空祭「' 98 航空祭 in こまつ」
	11.	2～13	日米共同訓練（日米共同統合演習）（韓国クンサン基地所属 F-16×6 機）
平成 11.	4.	28	防衛庁長官（野呂田芳成）初度視察
	7.	15	航空機救難消火（ピットファイヤー）訓練初公開
	8.	28・29	航空祭「' 99 航空祭 in こまつ」
平成 12.	2.	29	かく座機収容訓練（航空機吊り上げ訓練）初公開
	3.	6	緊急着陸訓練初公開
	4.	16	「基地観桜会」初開催（植樹の桜開花）
	5.22～6.8		グアムにおける日米共同訓練（コープ・ノース グアム）
	8.	26・27	航空祭「2000 ミレニアム（Millennium Flying）航空祭 in KOMATSU」
平成 13.	3.	2	小松救難隊 4 0 周年記念式典
	6.	30	第 3 0 6 飛行隊 2 0 周年記念
	8.	6～10	日米共同訓練（日本海沖）
	9.	2	防災訓練初公開
	10.	4	着陸拘束装置設置（BAK-12）緊急着陸訓練、報道陣に公開
	11.	18	小松基地開庁 4 0 周年記念行事 ※ 航空祭は「米国同時多発テロ（9.11）」により中止
	12.	3～7	日米共同訓練
平成 14.	3.	13	第 6 航空団司令旗授与式（中空司令官から団司令へ手渡し）
	4.	26	大阪防衛施設局長より「1 0 ・ 4 協定」の飛行制限の一部緩和（昼休み時間の削除）、並びに基地の自主規制の一部緩和（東向き編隊離陸）申し入れ
	5.16～29		航空総隊戦技競技会
	9.	22	航空祭「2002 航空祭 in KOMATSU」（エアロック北陸初公開）
	11.11～22		航空総隊総合演習
	12.	24	「1 0 ・ 4 協定」の一部を改正する協定書調印（昼休み時間の削除）、並びに基地の自主規制の一部緩和（東向き編隊離陸）同意
平成 15.	3.	11	滑走路嵩上げ工事のため、仮滑走路整備工事着手
	7.11～23		航空総隊戦技競技会
	8.	29	第 1 0 回世界ジュニアカヌー選手権大会支援（第 3 0 6 飛行隊×3 機編隊飛行）
	9.	14	航空祭「' 03 航空祭 in KOMATSU」（航空自衛隊創立 5 0 周年）
	9.	25	小松管制隊、無事故管制 1 3 0 万回達成
平成 16.	3.	29	第 3 0 1 基地防空隊解組、第 6 基地防空隊新編

年	月	日	摘 要
平成 16.	4.	1	小松管制隊、新管制塔運用開始、同 4.8 運用開始式
		5.21～28	航空総隊戦技競技会
	9.	19	航空祭（航空自衛隊創立 50 周年記念、小松基地開庁 43 周年）
	11.	10～19	日米共同統合実動演習
平成 17.	3.	17	滑走路嵩上げ工事に伴う仮設滑走路運用開始
	9.	18	航空祭「'05 航空祭 in KOMATSU」
	10.	3	F-15 戦技課程（試行）開始
	11.	4～16	日米共同訓練
	11.	14～25	航空総隊総合演習
	11.	14～25	航空総隊総合演習
平成 18.	3.	17	F-15 戦技課程（試行）修了
	3.	24	小松気象隊、新気象レーダー運用開始
	7.13～8.11		アラスカにおける日米共同訓練（コープ・サンダー／レッドフラッグ アラスカ）
	9.	7～12	航空救難団戦技競技会
	9.	17	航空祭「'06 航空祭 in KOMATSU」
	10.	2	F-15 戦技課程（試行）開始
	10.	13～20	航空総隊戦技競技会
	11.	6～17	航空総隊総合訓練
	12.	21	滑走路嵩上げ工事完了、滑走路運用再開、併せて、民航エプロン拡張工事も完成
	12.	21	滑走路嵩上げ工事完了、滑走路運用再開、併せて、民航エプロン拡張工事も完成
	12.	21	滑走路嵩上げ工事完了、滑走路運用再開、併せて、民航エプロン拡張工事も完成
平成 19.	3.	16	F-15 戦技課程（試行）修了
	5.16～23		訓練移転（日米共同訓練タイプⅠ）
	9.	23	航空祭「'07 航空祭 in KOMATSU」
	9.	25	F-15 戦技課程開始
	10.15～20		航空総隊戦技競技会
	11.5～16		訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）※ 飛行訓練は天候不良のため中止
平成 20.	3.	14	F-15 戦技課程修了
	3.	31	第 9 移動警戒隊整理統合（解散式）
	7.	11	防衛副大臣（江渡聡徳）基地視察
	9.	21	航空祭「'08 航空祭 in KOMATSU」 みんなの自衛隊・小松基地へ（空へ・・・そして明日へ）
	9.	29	F-15 戦技課程開始
	10.	10	救難捜索機 MU-2A 小松基地へ最後の飛来（228 号機）
	11.10～17		自衛隊統合演習
	12.1～5		訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	12.1～5		訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	12.1～5		訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
平成 21.	3.	13	F-15 戦技課程修了
	5.29～6.6		航空総隊戦技競技会
	9.	17	救難ヘリコプター V-107 小松基地へ最後の飛来（844 号機）
	9.23～10.22		アラスカにおける日米共同訓練
	9.	28	F-15 戦技課程開始
	11.	1	航空祭「'09 航空祭 in KOMATSU」
	11.5～11		自衛隊総合演習
	11.14～20		訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	11.14～20		訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	11.14～20		訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
平成 22.	3.	12	F-15 戦技課程修了
	6.5～18		訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	7月下旬		緊急発進（ホット・スクランブル）3,000 回達成
	9.	10	F-15 戦技課程開始
	10.	3	航空祭「'10 航空祭 in KOMATSU」（小松市制 70 周年記念 F-15 カブッキー塗装機）
	12.1～11		訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	12.3～10		日米共同統合実動演習
	12.3～10		日米共同統合実動演習
平成 23.	2.	25	F-15 戦技課程修了
	2.15～3.18		九州南部新燃岳噴火に伴い、新田原基地所属の飛行教育航空隊が小松基地で移動訓練を実施
	3.12～5.17		東日本大震災（3.11 14:46 発生：東北地方太平洋沖地震）に災害派遣
	6.27～7.29		アラスカにおける日米共同訓練

年	月	日	摘 要
平成 23.	10.	7	F-15 機外燃料タンク落下事故 ※ 10.30 予定の「航空祭（基地開庁 50 周年記念）」の中止を決定 （部品捜索 H23.10.7～12.2、飛行再開 H23.12.16）
	12.	16	小松管制隊、無事故管制 160 万回達成
平成 24.	3.	17	小松基地開設 50 周年記念行事
	5.30～	6.27	アラスカにおける日米共同訓練
	9.	23	航空祭「'12 航空祭 in KOMATSU」
	11.	5～16	日米共同統合演習（実動演習）
	7.25～	9.6	アラスカにおける日米共同訓練
平成 25.	10.	5	航空祭「'13 航空祭 in KOMATSU」
	12.	7～14	訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
平成 26.	5.	8	F-15 戦技課程開始
	9.	20	航空祭「航空自衛隊 60 周年記念航空祭」
	10.	16	F-15 戦技課程終了
	11.	7～20	訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	11.	8～19	日米共同統合演習（実動演習）
平成 27.	1.27～	3.12	グアムにおける日米豪共同訓練
	5.	17	天皇陛下ご来県（第 66 回全国植樹祭 於：小松市木場湯公園）「と列」でご奉送迎
	9.	21	航空祭「'15 航空祭 in KOMATSU」
平成 28.	2.	10～26	グアムにおける日米豪共同訓練
	3.	7～18	訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	4.16～	5.10	熊本地震（4.14 21：26 発生）に災害派遣
	6.	10	飛行教導群移動に伴うセレモニー
	7.	25～29	訓練移転（日米共同訓練タイプⅠ）
	8.	12	防衛大臣（稲田朋美）基地視察
	9.	19	航空祭「'16 航空祭 in KOMATSU」
平成 29.	2.	25	第 303 飛行隊 40 周年記念行事
	9.	18	航空祭「'17 航空祭 in KOMATSU」 ※ 前夜からの台風 8 号の通過により開催中止
	11.	6～24	自衛隊統合演習
平成 30.	5.28～	6.30	アラスカにおける日米共同訓練
	7.16～	20	訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	9.	17	航空祭「'18 航空祭 in KOMATSU」
	10.18～	26	航空総隊総合訓練
	10.29～	11.8	日米共同統合訓練
令和元.	7.	31	防衛大臣政務官（鈴木貴子）基地視察
	9.	16	航空祭「令和元年 航空祭 in KOMATSU」
	10.1～	4	訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	10.26～	11.21	航空総隊総合訓練
	11.11～	21	自衛隊統合演習
令和 2.	2.21～	23	日米共同統合防災訓練
	9.		令和 2 年度航空祭中止 ※新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため
	10.19～	11.4	航空総隊総合訓練
	10.26～	11.5	日米共同統合演習（実動演習）
令和 3.	7.	3	第 306 飛行隊 40 周年記念行事
	7.	29	F-35A 配備小松市が受入を表明
	9.		令和 3 年度航空祭中止 ※新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため
	11.8～	23	航空総隊総合訓練
	11.19～	30	自衛隊統合演習（実動演習）
令和 4.	1.	31	F-15DJ 戦闘機墜落事故
	8.24～	9.2	訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
	9.	19	令和 4 年度小松基地航空祭
	10.31～	11.8	航空総隊総合訓練

年	月	日	摘 要
令和 4.	11.	10～ 18	日米共同統合演習
令和 5.	2.	27	防衛大臣政務官（小野田紀美）部隊等視察
	3.	1～ 2	日印輸送機共同訓練
	8.	2～ 10	日伊共同訓練
	8.	28～9. 15	日豪共同訓練
	10.	7	令和 5 年度小松基地航空祭
	10.	15～16	天皇陛下行幸啓と列
	10.	31～11. 2	航空総隊総合訓練
	11.	10～19	日米共同統合演習
	12.	22	F-35A 2 個目飛行隊への配備 小松市が容認
令和 6.	1.	1～	令和 6 年能登半島地震災害派遣活動
	3.	21	整備隊及びサイバー運用隊編成完結式
	5.	20～24	自衛隊統合防災演習
	9.	21～10. 4	令和 6 年能登地方豪雨災害派遣
	9.	22	令和 6 年度小松基地航空祭
	10.	12～11. 9	日米共同統合演習
	10.	15～18	航空総隊総合訓練
	10.	24～11. 2	訓練移転（日米共同訓練タイプⅡ）
令和 7.	4.	1	F-35A×3 機が第 303 飛行隊に初配備 第 1・第 2 整備隊編成完結式

4. 歴代団司令・副司令一覧

(令和7年4月1日現在)

歴代	団 司 令 (基 地 司 令)			副 司 令		
	階級	氏 名	期 間	階級	氏 名	期 間
派遣隊	1 尉	松本 豊次	S33. 3.26 ~ 35.11. 3			
	1 佐	山本 茂男	S35.11. 3 ~ 36. 1.31			
初代	将補	園山 善吉	S36. 2. 1 ~ 38. 7.31	1 佐	山本 茂男	S36. 2. 1 ~ 37. 2.15
2	将補	高橋 正次	S38. 8. 1 ~ 40. 2.15	1 佐	鏑木 健夫	S37. 2.16 ~ 38. 7.31
3	将補	黒江 保彦	S40. 2.16 ~ 40.12. 5	1 佐	河内山 譲	S38. 8. 1 ~ 40. 2.15
4	将補	川村 良吉	S40.12. 6 ~ 42.12.24	1 佐	野口 美喜雄	S40. 2.16 ~ 42. 4.14
5	将補	永田 良平	S42.12.25 ~ 44. 4.15	1 佐	財部 信悟	S42. 4.15 ~ 44. 1.20
6	将補	武者 成一	S44. 4.16 ~ 46. 2.15	1 佐	池上 洋吉	S44. 2.17 ~ 45. 3.15
7	将補	竹田 五郎	S46. 2.16 ~ 47. 3.15	1 佐	竹田 五郎	S45. 3.16 ~ 46. 2.15
8	将補	小松 利光	S47. 3.16 ~ 48. 6.30	1 佐	神田 玄黄	S46. 2.16 ~ 46.10.15
9	将補	中島 泉二郎	S48. 7. 1 ~ 50. 2.16	1 佐	園部 昌光	S46.10.16 ~ 48. 2.15
10	将補	園部 昌光	S50. 2.17 ~ 52. 3.15	1 佐	増田 博	S48. 2.16 ~ 49. 3.15
11	将補	川澄 貞吉	S52. 3.16 ~ 54. 6.30	1 佐	中嶋 房雄	S49. 3.16 ~ 50. 8.15
12	将補	船越 一郎	S54. 7. 1 ~ 56. 2.16	1 佐	酒井 眞	S50. 8.16 ~ 52. 7.31
13	将補	松尾 宣夫	S56. 2.17 ~ 57. 2.15	1 佐	西田 昌一	S52. 8. 1 ~ 53.11.30
14	将補	武井 和幸	S57. 2.16 ~ 59. 3.15	1 佐	樋口 慶徳	S53.12. 1 ~ 54.10.31
15	将補	松下 尚武	S59. 3.16 ~ 60. 6.30	1 佐	矢田 浩司	S54.11. 1 ~ 56. 3.15
16	将補	杉山 蕃	S60. 7. 1 ~ 62. 7. 6	1 佐	福田 政弘	S56. 3.16 ~ 57. 8. 1
17	将補	検見崎 賢	S62. 7. 7 ~ H1. 3.15	1 佐	中原 章博	S57. 8. 2 ~ 59. 4.15
18	将補	友田 勲	H 1. 3.16 ~ 2. 3.15	1 佐	月輪 時棋	S59. 4.16 ~ 60. 7.31
19	将補	北川 文夫	H 2. 3.16 ~ 4. 6.15	1 佐	山崎 芳郎	S60. 8. 1 ~ 62. 3.15
20	将補	清水 正睦	H 4. 6.16 ~ 6. 6.30	1 佐	中村 利之祐	S62. 3.16 ~ 63. 7.31
21	将補	岡田 美孝	H 6. 7. 1 ~ 8. 3.24	1 佐	諸石 直樹	S63. 8. 1 ~ H2. 4.15
22	将補	香川 清治	H 8. 3.25 ~ 10. 6.30	1 佐	重政 實爾	H 2. 4.16 ~ 3.11.30
23	将補	田母神 俊雄	H10. 7. 1 ~ 11.12. 9	1 佐	若松 隼夫	H 3.12. 1 ~ 4.11.30
24	将補	織田 邦男	H11.12.10 ~ 13. 3.26	1 佐	中原 頼雄	H 4.12. 1 ~ 6. 3.22
25	将補	鬼塚 恒久	H13. 3.27 ~ 14. 7.31	1 佐	高田 赳夫	H 6. 3.23 ~ 8.12.15
26	将補	条 幹雄	H14. 8. 1 ~ 16. 3.28	1 佐	富野 廣美	H 8.12.16 ~ 10. 3.31
27	将補	齊藤 治和	H16. 3.29 ~ 17. 7.27	1 佐	山本 尊司	H10. 4. 1 ~ 11. 3.31
28	将補	尾形 誠	H17. 7.28 ~ 18. 8. 3	1 佐	吉田 稔	H11. 4. 1 ~ 12.11.30
29	将補	上田 益三	H18. 8. 4 ~ 19.12. 2	1 佐	木村 熙	H12.12. 1 ~ 14. 3.31
30	将補	石野 貢三	H19.12. 3 ~ 21. 7.20	1 佐	木村 樂	H14. 4. 1 ~ 15. 7.31
31	将補	鶴田 眞一	H21. 7.21 ~ 23. 8. 4	1 佐	福井 孝	H15. 8. 1 ~ 16. 8.29
32	将補	井筒 俊司	H23. 8. 5 ~ 24. 7.25	1 佐	渡邊 正和	H16. 8.30 ~ 17. 7.31
33	将補	山本 祐一	H24. 7.26 ~ 26. 8. 4	1 佐	高木 雅弘	H17. 8. 1 ~ 18. 8. 6
34	将補	南雲 憲一郎	H26. 8. 5 ~ 28. 6.30	1 佐	古澤 久	H18. 8. 7 ~ 19.12. 2
35	将補	亀岡 弘	H28. 7. 1 ~ 30. 3.26	1 佐	堀川 英寛	H19.12. 3 ~ 21. 3.31
36	将補	門間 政仁	H30. 3.27 ~ R2.3.17	1 佐	中西 弘	H21. 4. 1 ~ 23. 4.14
37	将補	加治屋 秀昭	R 2. 3.18 ~ R3.12.21	1 佐	根石 正敏	H23. 4.15 ~ 25. 3.31
38	将補	石引 大吾	R 3.12.22 ~ R5.12.21	1 佐	森末 浩史	H25. 4. 1 ~ 26. 3.31

歴代	団 司 令 （ 基 地 司 令 ）			副 司 令		
	階級	氏 名	期 間	階級	氏 名	期 間
39	将補	村上 博啓	R 5.12.22 ～ 現在	1 佐	高橋 豊	H26. 4. 1 ～ 30. 2.21
40				1 佐	岡田 雄志	H30. 2.22 ～ R2. 5.14
41				1 佐	丸山 直昭	R 2. 5.15 ～ R3. 7.31
42				1 佐	福本 正志	R 3. 8. 1 ～ R5.11.17
43				1 佐	今井 勝文	R 5.11.18 ～ 現在

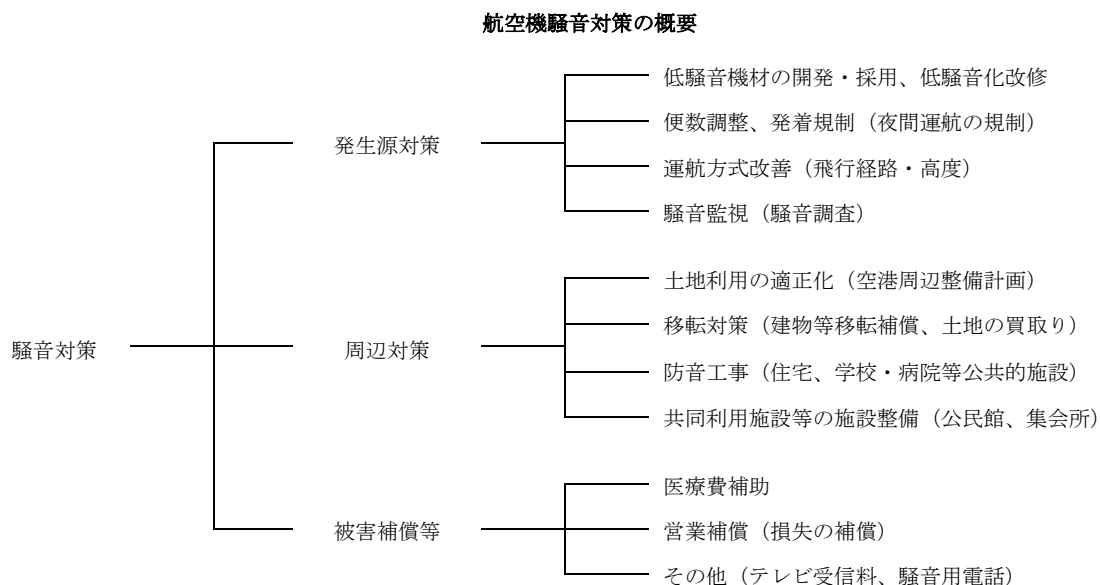
※ 第6航空団司令が小松基地司令を兼ねている。

Ⅲ 市民生活への影響

1. 騒音問題

(1) 騒音対策の概要

航空機騒音対策としては、音源そのものを規制する発生源対策、騒音が受音者に到達するまでにそれを軽減し、被害の防止を図るための周辺対策及び被害が発生した場合の被害補償等の救済対策に大別され、具体的対策については概ね以下のような体系にまとめることができる。



このうち発生源対策としては、小松飛行場においての主たる騒音発生源が自衛隊機であることから、民間航空機のように低騒音機材を導入することが困難なため、土曜・日曜、祝祭日における飛行自粛や離着陸時の飛行方式の改善についての配慮が行われている。

そのほか、現在小松基地周辺においては、当面の対策として「生活環境整備法」に基づく住宅防音工事や移転補償等の周辺対策が進められているところである。

(2) 騒音調査

小松基地には、これまで、F-86F、F-104J、F-4EJ 戦闘機等が、現在はF-15J 戦闘機等が配備されている。これら航空機がもたらす騒音が、かねてから基地周辺地域住民の生活環境に大きな影響を与えていることから、県が昭和 49 年以降航空機騒音の実態を把握するため、基地周辺で「騒音監視」として騒音調査を実施してきた。

その後、10・4 協定書の締結により、昭和 51 年 4 月に国、県、関係 8 市町（現在 5 市町）からなる小松基地騒音防止対策協議会が設立され、国、県、市町の三者共同で騒音の常時測定を実施している。

航空機騒音自動観測装置（リオン社製 NA-39A）



2. 航空機の事故等による被害状況

発 生 年 月 日	機 種	機数	事 故 現 場	被 害 状 況
昭和 37 年 2 月 18 日	F-86F	1	橋立沖	乗員 1 名死亡
40 年 4 月 15 日	F-104J	1	美川沖	乗員 1 名死亡
40 年 10 月 25 日	F-104J	1	浜佐美町	ターゲット落下
41 年 4 月 6 日	T-33練習機	1	松任市	ターゲット落下
41 年 4 月 8 日	F-104J	1	輪島沖	乗員 1 名死亡
41 年 7 月 11 日	T-33練習機	1	浜佐美町	送電線を切断
42 年 12 月 12 日	F-104J	1	金石沖	墜落事故
44 年 2 月 8 日	F-104J	1	金沢市街	民家 17 戸を全焼、死者 4 名、重軽傷 18 名
46 年 5 月 24 日	F-104J	1	基地内	着陸失敗、乗員 1 名死亡
49 年 10 月 25 日	F-104J	2	小松沖北北西 80 km	乗員 1 名死亡
54 年 4 月 4 日	F-104J	1	舞鶴沖 150 km	乗員 1 名死亡
55 年 3 月 19 日	F-104J	1	片山津ゴルフ場	ターゲット落下
55 年 6 月 19 日	F-4EJ	1	佐美町	送電線を切断
57 年 10 月 13 日	F-4EJ	1	小松沖北西 105 km	乗員 2 名死亡
61 年 11 月 10 日	F-4EJ	2	基地内	接触事故
63 年 6 月 29 日	F-15J	2	小松沖北北西 180 km	乗員 2 名死亡
平成 元年 11 月 20 日	F-4EJ	1	基地内	滑走路逸脱
元年 11 月 21 日	T-33練習機	1	入間基地内	胴体着陸
2 年 1 月 26 日	F-15J	1	基地内	不時滑走（自機及び格納庫一部損傷）
3 年 12 月 13 日	F-15DJ	1	橋立沖	乗員 1 名脱出（千歳基地所属機）
7 年 10 月 6 日	F-15J	1	基地内	かく座事故
7 年 11 月 22 日	F-15J	1	輪島沖	墜落事故
16 年 6 月 24 日	T-4練習機	1	金沢沖	機外燃料タンク落下
21 年 12 月 4 日	F-15J	1	基地内	胴体着陸
23 年 10 月 7 日	F-15J	1	能美市山口町周辺	機外燃料タンク落下
令和 4 年 1 月 31 日	F-15DJ	1	小松沖西北西 5 km	乗員 2 名死亡

3. テレビ受信料減免措置

経過

(1) 昭和 35 年頃から離着陸する航空機のジェット化に伴い、テレビの画像や音声、ラジオ音声の難視聴が問題となり、受信料を免除すべきとの声が強くなった。

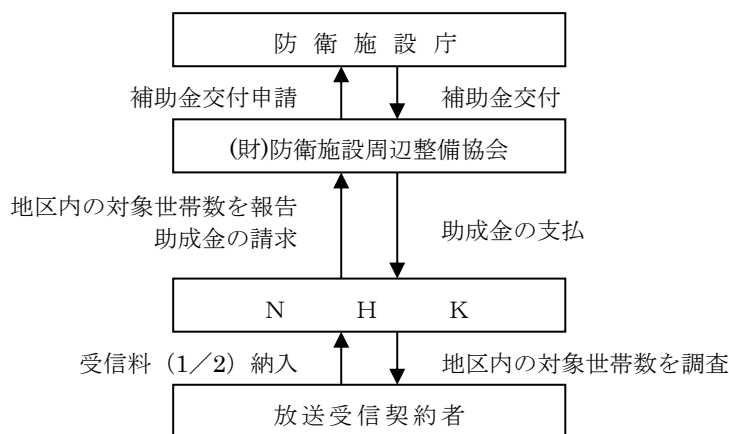
しかしながら、当初はNHKとしても受信障害はNHKが原因者でないとしていたが、郵政省、NHK、防衛施設庁等の関係機関による合同実態調査の結果や、関係団体の多年にわたる全国的な規模による運動によってようやく半額免除の措置がとられることとなった。

なお、放送法の一部改正により昭和 43 年 4 月 1 日からラジオ受信料の徴収は廃止された。

(2) 昭和 45 年 4 月 1 日、放送受信料免除基準の一部改正を機にNHKの免除措置による減収額の一部を防衛施設庁が補助することとし、その後補助の額を免除相当額（受信料の半額）とした。

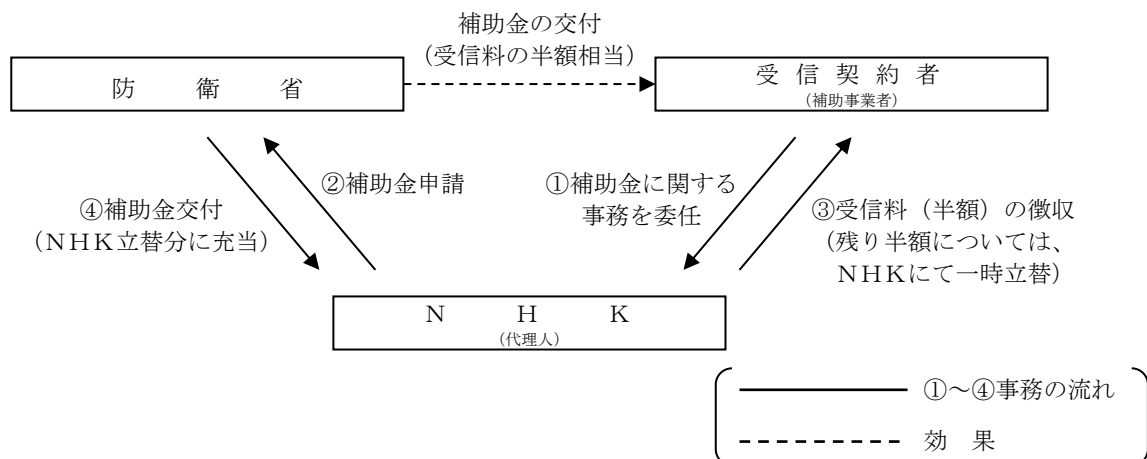
(3) 昭和 57 年 4 月 1 日、基地射爆場周辺受信者に対する放送受信料の免除措置が廃止され、(財)防衛施設周辺整備協会が受信障害者に対し助成金を交付することとなり、防衛施設庁から助成金相当額が(財)防衛施設周辺整備協会に交付されることとなった。

- 事業実施の根拠等
- ・法第 8 条（民生安定施設の助成）に準ずる特別措置として実施する。
 - ・対象区域 従来のNHK放送受信料免除基準と同一区域とする。
 - ・助成額 放送受信料の $1/2$ 相当額とする。
 - ・主要業務の流れ



(4) 平成 18 年 4 月 1 日より、(財)防衛施設周辺整備協会の助成の措置（放送受信料のうち、地上系放送分の半額を助成）を廃止し、防衛施設庁がNHKの協力を得て、直接、放送受信契約者へ補助金を交付することとなった。

- 事業実施の根拠等
- ・法第 8 条（民生安定施設の助成）に準ずる特別措置として実施する。
 - ・対象区域 従来のNHK放送受信料免除基準と同一区域とする。
 - ・交付額 放送受信料の内、地上系放送分の半額
 - ・放送受信事業のしくみ



(5) 本助成制度の開始後 30 年以上が経過し、住宅防音工事の進捗も計られ、聴き取りにくさの改善に努めていることや会計検査院から補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう意見が出されたこと等を踏まえ、平成 29 年度に一部制度の見直しが行われた。

制 度 見 直 し 内 容

区 分	助 成 期 限	助 成 の 有 無
事業所、新規転入者	平成 30 年 3 月 31 日	左記で助成終了
住宅防音工事を完了した世帯	平成 30 年 8 月 31 日	左記で助成終了
住宅防音工事を実施したが追加防音工事をまだ行っていない世帯	平成 30 年 9 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日	左記の間 1 / 4 助成 (左記期間終了後、助成終了)
住宅防音工事を未実施の世帯	助 成 継 続	

【減免区域等の変遷】

当初は着陸帯の短辺の延長で飛行場の外辺から 1 km、同じく長辺の延長で飛行場の外辺から 2 km の範囲であったが、市民からの減免範囲拡大の要望に応え、昭和 45 年 4 月 1 日から短辺 1km、長辺 5km に改められている。（日本放送協会放送受信料免除基準 2 号 4 項による。）

年	月	日	摘	要
S 39 年	4 月 1 日		NHK 金沢放送局長より市長に次の免除区域が策定された。 西町、寺町、本町、本鍛冶町、上寺町、本大工町、大文字町、龍助町、八日市町、三日市町、東町、 飴屋町、土居原町（1. 2. 3. 4. 5）、栄町、清水町、本折町、小寺町、園町（小寺、園は国鉄軌道より西 側）、梅田町、天神町、梯町、末広町、日吉町、相生町、茶屋町、松任町、大川町（1. 2. 3）、殿町（1. 2）、 新町、細工町、新鍛冶町（国鉄軌道から西側）、材木町、中町、京町、小馬出町、丸の内町、丸の内 公園町、古城町、泉町、新大工町、鷹匠町、地子町、浜田町、安宅町、木曽町、上牧町、下牧町、小 島町、鶴ヶ島町、浮柳町、草野町、安宅新町、日末町、佐美町、松崎町、浜佐美町、向本折町（第 2、 第 3）、拓栄町 66 町	
	9 月		区域内に新たにできた町	桜木町、城南町 2 町
S 42 年	12 月		受信料免除数	6, 561 件
S 43 年	4 月		区域内に新たにできた町	育成町、錦町 2 町
S 44 年	1 月		区域内に新たにできた町	浮城町 1 町
	8 月		区域内に新たにできた町	芦田町、古河町 2 町
S 45 年	4 月 1 日		日本放送協会受信料免除基準の一部が改正され、その免除区域が拡大されたことにより、新たに次の 町が追加された。（改正：長辺 2 km から 5 km に拡大） 園町、小寺町、新鍛冶町（以下 3 町は国鉄軌道より東側で国道 8 号線まで）、御宮町、上小松町、 平面町、島田町、御館町、大島町、犬丸町、松梨町、蛭川町、長田町、長崎町、坊丸町 15 町（うち 3 町は区域拡大）	
	6 月		区域内に新たにできた町	美原町 1 町
	7 月 30 日		受信料免除区域世帯数	9, 119 世帯
S 46 年	6 月		区域内に新たにできた町	浜佐美本町 1 町
S 50 年	1 月		区域内に新たにできた町	あけぼの町 1 町
	4 月		区域内に新たにできた町	城北町 1 町
S 51 年	2 月 5 日		NHK 及び防衛施設局へ 3 km から 7 km の減免陳情を行う。	
S 52 年	5 月 18 日		日本放送協会放送受信料半額免除微調整により次の町が追加された。 向本折町第 1 1 町	
	9 月時点		90 町	9, 180 世帯
S 53 年	4 月		区域内に新たにできた町	西本折町 1 町
S 55 年	4 月 1 日		日本放送協会放送受信料半額免除微調整により次の町が追加された。 旭町、白山町、大和町、八幡町、上本折町、須天町 6 町 780 世帯	
S 56 年	10 月 1 日		日本放送協会放送受信料半額免除微調整により次の町が追加された。 高堂町、荒屋町、野田町 3 町 345 世帯	
	10 月 1 日時点		100 町	10, 305 世帯
H 元年	4 月 1 日時点		100 町	10, 695 世帯
H 10 年	1 月		新たに区域内にできた町	義仲町 1 町
H 18 年	4 月		新たに区域内にできた町	前川町 1 町 ※区域内：全 102 町

4. 騒音用電話機設置事業

防衛施設周辺騒音用電話機設置事業補助金交付要綱が昭和47年1月14日付防衛施設庁訓令第1号で制定された。その後、同訓令は防衛施設周辺通話障害防止事業補助金交付要綱（昭和61年6月9日防衛施設庁訓令第9号）として改正され、現在に至る。

実施方法等は次のとおり。

・実施方法

1. 予算補助として実施
2. 補助の相手方は地方公共団体その他の者とし、補助の対象は機器費（騒音用送受話器の購入に要する経費）及び工事費（騒音用送受話器の設置工事に要する経費）及び事務費とする。
3. 補助の対象区域は、飛行場等の周辺で既に実施しているテレビジョン放送受信料の減免に対する補助の対象区域とする。
（短辺1km、長辺5km）

年度	取付戸数	摘 要
S46	75	初年度としてアンケート作業協力者および浮柳
47	590	佐美・日末・安宅新・城南・桜木・浮城・丸の内1.2・鶴ヶ島・丸の内公園・泉（一部）
48	650	泉・育成・浜田・古城・殿1.2・上牧・天神・大川1.2.3・梯・茶屋・梅田・美原・島田（一部）
49	950	御館・犬丸・松梨・長田・蛭川・草野・浜佐美本・木曽・安宅・島田・小島（一部）
50	1,373	小島・長崎坊丸・大島・松崎・向本折2.3・末広・松任・古河・平面・新・新鍛冶・御宮・京・小馬出・材木・細工・新大工・鷹匠・中・地子・龍助・西・土居原
51	351	下牧・寺・本・本鍛冶・上寺・本大工・大文字・八日市・三日市・東・飴屋・清水・本折・城北

※ 52年度以降は、設置希望者がいないので実施していない。

5. 騒音訴訟

航空自衛隊小松基地の騒音訴訟の概要は下記のとおりである。

① 「小松基地騒音差止等請求訴訟」(第一次訴訟)

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所小松支部(後に金沢地方裁判所に移管)
提 訴 日	昭和50年9月16日
原 告 団	基地周辺住民 12人
被 告	国
弁 護 団	代表 田中 清一 他14人
提訴内容	1. (差止請求) (1) 請求の趣旨第一、F4EJ(ファントム)の本件飛行場への離着陸及び整備等に使用するための格納庫及びサイレンサーの設置禁止。 (2) 午後零時30分から午後2時並びに午後6時から翌朝午前7時までの間、F104ジェット戦闘機のジェットエンジン整備作業及び離着陸の禁止。 2. (慰謝料請求) (1) 原告らがこれまでの10数年の間に、F86F及びF104Jのエンジン整備作業並びに離着陸及び飛行騒音によってこうむった精神的損害に対する賠償金200万円の支払並びに本訴状伝達の日から翌日から支払済みに至るまで、民法所定年5歩の割合による遅延損害金の支払。 (2) 昭和50年10月1日から、原告らの請求する請求の趣旨第二、F104Jジェット戦闘機のエンジン整備作業及び離着陸時間帯の制限措置が実施される日迄の間の精神的損害の賠償金として毎月金20,000円宛の金員の支払。 3. (弁護士費用) 原告らは本件訴訟につき、各自金400,000円宛の弁護士費用を支払うことを約したが、本件の複雑性、高度の専門性等の事由からして費用の支払いは最小限度のものであり、かつ、本件不法行為による損害の一部をなすものであるから、各自金400,000円の支払いを求める。
提訴根拠	憲法第13条、憲法第25条、公害対策基本法第4条、国家賠償法2条1項

② 「小松基地騒音差止等請求訴訟」（第二次訴訟）

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所
提 訴 日	昭和 5 8 年 3 月 4 日
原 告 団	3 1 8 名
被 告	国
弁 護 団	梨木作次郎、手取屋三千夫、田中清一、北尾強也、市川昭八郎 外 5 4 名
提訴内容	第 1 . (差止請求) 1 . 被告は、自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場において、毎日午後零時 3 0 分から同 2 時及び毎日午後 6 時から翌日午前 7 時までの間、一切の軍用機を離着陸させたり、そのエンジンを作動させたりしてはならない。 2 . 被告は、自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場の使用により、毎日午前 7 時から午後零時 3 0 分及び毎日午後 2 時から同 6 時までの間、原告らの居住地に対し 7 0 ホン (A) を越える一切の軍用機の発する騒音を到達させてはならない。 第 2 . (慰謝料請求) 被告は原告ら各自に対し、つぎの各金員を支払え。 記 1 . 金 2, 400, 000 円及び内金 2, 000, 000 円に対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員。 2 . 本訴状送達の日から翌日から被告が自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、第 1 項及び 2 の各措置をなしたまたはなさしめるまでの間、毎月末日限り各 20, 000 円宛の金員。 第 3 . (訴訟費用) 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決並びに仮執行の宣言を求める。

③ 昭和 6 0 年 4 月 1 9 日に上記 第一次訴訟と第二次訴訟との併合審理決定

④ 一審判決（金沢地方裁判所）

事 項	概 要
判 決 先	金沢地方裁判所
判 決 日	平成 3 年 3 月 1 3 日
判決内容	(1) 自衛隊機の離着陸等の差止等は棄却 (2) 米軍機の離着陸等の差止等は却下 (3) 将来の損害賠償は却下 (4) 過去の損害賠償は一部認定 ○ 2 7 0 名に総額 1 億 7, 000 万円 ○ 対象地 8 0 W 以上 ○ 賠償額 1 人 1 月 5, 000 円～12, 000 円 ○ 危険への接近：20%減額 ○ 住防減額：10～30%減額

⑤ 「小松基地騒音差止等請求控訴事件」

平成3年3月13日 金沢地方裁判所で一審の判決があったが、原告及び国の双方が判決を不服として名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した。控訴審判決に至るまでの経緯は下記のとおりである。

事 項	原 告 側 控 訴	国 側 控 訴
訴 訟 先 提 訴 日 控 訴 人 被控訴人	名古屋高等裁判所金沢支部 平成3年3月25日 330名 国	名古屋高等裁判所金沢支部 平成3年3月26日 国 330名
提訴内容	(1) 一審判決中、原告側敗訴部分を取り消す (2) 自衛隊機及び米軍機の飛行差し止め及び騒音規制 (3) 過去分の損害賠償各人240万円及び将来分の損害賠償各人毎月2万円を支払え	(1) 一審判決中、国側敗訴部分を取り消す (2) 被控訴人らの控訴人に対する請求を棄却する (3) 一審判決の仮執行により国が被控訴人らに支払った金額の国への支払い
経 過	(1) 平成3年12月20日 控訴審第1回口頭弁論 (2) 平成4年 4月22日 第一審原告68名が訴えを取り下げし262名となる。 (3) 平成5年 7月27. 28日 現場検証実施（小松市民センター、安宅海浜公園、日末小学校等） (4) 平成6年 3月23日 第14回口頭弁論で結審 (5) 平成6年12月26日 名古屋高等裁判所金沢支部で控訴審判決	
判決内容	(1) 飛行差し止め請求 ◎ 自衛隊機に関する部分は民事上の請求としては不適法 ◎ 米軍機に関する部分は主張自体失当 (2) 損害賠償請求 ◎ 過去の損害賠償を認める (月額) W値 80以上85未満の地域 5,000円 W値 85以上90未満の地域 8,000円 W値 90以上95未満の地域 12,000円 ◎ 危険への接近 20% 減額 ◎ 住宅防音工事实施 室数において 10～30% 減額 ◎ 将来の損害賠償請求は不適法	

⑥ 原告側、国側とも上告せず判決確定

⑦ 「小松基地戦闘機離着陸差止等請求訴訟」(第三次訴訟)

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所
提 訴 日	平成 7 年 1 2 月 2 5 日
原 告 団	基地周辺住民 1, 6 5 3 名
被 告	国
弁 護 団	野村侃鞞 外 3 0 名
提訴内容	第 1. (差止請求) 1. 被告は、自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場において、毎日午後零時から同 2 時及び毎日午後 6 時から翌日午前 7 時までの間、一切の軍用機を離着陸させたり、そのエンジンを作動させたりしてはならない。 2. 被告は、自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場の使用により、毎日午前 7 時から午後零時及び毎日午後 2 時から同 6 時までの間、原告らの居住地に対し 7 0 ホン (A) を越える一切の軍用機の発する騒音を到達させてはならない。 第 2. (慰謝料等請求) 被告は原告ら各自に対し、次の金員を支払え。 記 1. 金 1, 200, 000 円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員。 2. 本訴状送達の日から翌日から被告が自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、第 1 項 1 及び 2 の各措置をなしたまたはなさしめるまでの間、毎月末日限り各 50, 000 円宛の金員及びこれに対するそれぞれ発生月の翌月 1 日から各支払い済みまでの年 5 分の割合による金員。 第 3. (訴訟費用) 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。
訴訟根拠	憲法前文、憲法第 9 条、憲法第 1 3 条、憲法第 2 5 条、「1 0. 4 協定」、国家賠償法第 2 条第 1 項

⑧ 「小松基地戦闘機離着陸差止等請求訴訟」(第四次訴訟)

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所
提 訴 日	平成 8 年 5 月 2 1 日
原 告 団	基地周辺住民 1 4 8 名
被 告	国
弁 護 団	野村侃韜 外 3 1 名
提訴内容	第 1. (差止請求) 1. 被告は、自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場において、毎日午後零時から同 2 時及び毎日午後 6 時から翌日午前 7 時までの間、一切の軍用機を離着陸させたり、そのエンジンを作動させたりしてはならない。 2. 被告は、自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場の使用により、毎日午前 7 時から午後零時及び毎日午後 2 時から同 6 時までの間、原告らの居住地に対し 7 0 ホン (A) を越える一切の軍用機の発する騒音を到達させてはならない。 第 2. (慰謝料等請求) 被告は原告ら各自に対し、次の金員を支払え。 記 1. 金 1, 200, 000 円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員。 2. 本訴状送達の日から翌日から被告が自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、第 1 項 1 及び 2 の各措置をなしたまたはなさしめるまでの間、毎月末日限り各 50, 000 円宛の金員及びこれに対するそれぞれ発生月の翌月 1 日から各支払い済みまでの年 5 分の割合による金員。 第 3. (訴訟費用) 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決及びに仮執行の宣言を求める。
訴訟根拠	憲法前文、憲法第 9 条、憲法第 1 3 条、憲法第 2 5 条、「1 0. 4 協定」、国家賠償法第 2 条第 1 項

⑨ 平成 8 年 7 月 1 1 日に、第三次訴訟と第四次訴訟との供合審理決定。原告団 1, 8 0 1 名

⑩ 一審判決（金沢地方裁判所）

事 項	概 要
判 決 先	金沢地方裁判所
判 決 日	平成１４年３月６日
判決内容	(1) 自衛隊機の離着陸差止等請求は不適法とはいえない (2) 自衛隊機及び米軍機の離着陸差止等請求は棄却 (3) 将来の損害賠償は却下 (4) 過去の損害賠償は一部認定 ○ １７２９名に総額８億１,３８４万円 ○ 対象地７５Ｗ以上 ○ 賠償額１人１月３,０００円～１２,０００円 ○ 危険への接近：２０％減額 ○ 住防減額：１０～３０％減額

平成１４年３月１８日に原告側が、３月１９日に国側が判決を不服として名古屋高等裁判所金沢支部に控訴。

⑪ 「小松基地戦闘機離着陸差止等請求控訴事件」

平成１４年３月６日 金沢地方裁判所で一審の判決があったが、原告及び国の双方が判決を不服として名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した。そして、平成１９年４月１６日に控訴審判決があった。その内容は以下とおりである。

事 項	概 要
判 決 先	名古屋高等裁判所金沢支部
判 決 日	平成１９年４月１６日
１審原告	１，５７６名（１審提訴時 １，８０１名、控訴時 １，７４６名）
１審被告	国
判決内容	(1) 自衛隊機の離着陸等差止請求は民事上の請求としては不適法であり、却下 (2) 米軍機の離着陸等差止請求は棄却 (3) 将来の損害賠償は却下 (4) 過去の損害賠償は一部認容 ◎ 認容総額１１億８,８０７万円 ◎ 対象地７５Ｗ以上 ◎ １人１月当りの賠償額 Ｗ値 ７５以上８０未満の地域 ３,０００円／月 Ｗ値 ８０以上８５未満の地域 ６,０００円／月 Ｗ値 ８５以上９０未満の地域 ９,０００円／月 Ｗ値 ９０以上９５未満の地域 １２,０００円／月 ◎ 危険への接近 ０％減額 ◎ 防音工事実施家屋居住減額割合 １０～３０％減額

⑫ 原告側、国側とも上告せず判決確定

⑬ 「小松基地戦闘機離着陸差止等請求事件」（第五次訴訟）

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所
提 訴 日	平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日
原 告 団	基地周辺住民 2, 1 2 1 名
被 告	国
弁 護 団	川本藏石 外 2 6 名
提訴内容	第 1. (差止請求) 1. 被告は、自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場において、毎日午後 0 時から同 2 時及び毎日午後 6 時から翌日午前 7 時までの間、一切の軍用機を離着陸させたり、そのエンジンを作動させたりしてはならない。 2. 被告は、自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場の使用により、毎日午前 7 時から午後 0 時及び毎日午後 2 時から午後 6 時までの間、原告らの居住地に対し 7 0 ホン (A) を超える一切の軍用機の発する騒音を到達させてはならない。 第 2. (慰謝料等請求) 被告は原告ら各自に対し、次の各金員を支払え。 記 1. 金 1, 200, 000 円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みに至るまで年 5 分の割合による金員。 2. 本訴状送達の日から、被告が自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして原告らのために、第 1 項 1 及び 2 の各措置をなしたまたはなさしめるまでの間、毎月末日限り各 50, 000 円宛の金員及びこれに対するそれぞれ発生月の翌月 1 日から各支払い済みに至るまで年 5 分の割合による金員。 第 3. (訴訟費用) 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決及びに仮執行の宣言を求める。
訴訟根拠	憲法前文、9 条、1 3 条、2 5 条、「1 0. 4 協定」、国家賠償法 2 条 1 項

⑭ 「小松基地戦闘機離着陸差止等請求事件」（第六次訴訟）

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所
提 訴 日	平成 2 1 年 4 月 2 7 日
原 告 団	基地周辺住民 1 0 6 名
被 告	国
弁 護 団	川本蔵石 外 2 6 名
提訴内容	第 1 . (差止請求) 1 . 被告は、自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場において、毎日午後 0 時から同 2 時及び毎日午後 6 時から翌日午前 7 時までの間、一切の軍用機を離着陸させたり、そのエンジンを作動させたりしてはならない。 2 . 被告は、自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場の使用により、毎日午前 7 時から午後 0 時及び毎日午後 2 時から午後 6 時までの間、原告らの居住地に対し 7 0 ホン (A) を超える一切の軍用機の発する騒音を到達させてはならない。 第 2 . (慰謝料等請求) 被告は原告ら各自に対し、次の各金員を支払え。 記 1 . 金 1, 200, 000 円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みに至るまで年 5 分の割合による金員。 2 . 本訴状送達の日から、被告が自らまたはアメリカ合衆国軍隊をして原告らのために、第 1 項 1 及び 2 の各措置をなしたまたはなさしめるまでの間、毎月末日限り各 50, 000 円宛の金員及びこれに対するそれぞれ発生月の翌月 1 日から各支払い済みまでの年 5 分の割合による金員。 第 3 . (訴訟費用) 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決及びに仮執行の宣言を求める。
訴訟根拠	憲法前文、9 条、1 3 条、2 5 条、「1 0 . 4 協定」、国家賠償法 2 条 1 項

⑮ 平成 2 1 年 5 月 1 日に、第五次訴訟と第六次訴訟との併合審理決定

⑯ 一審判決（金沢地方裁判所）

事 項	概 要
判 決 先	金沢地方裁判所
判 決 日	令和 2 年 3 月 1 2 日
判決内容	(1) 自衛隊機の運航等差止請求は却下 (2) 米軍機の運航等差止請求は棄却 (3) 損害賠償請求（将来分）に係る訴えは不適法であり却下 (4) 損害賠償請求（過去分）に係る訴えは一部認定 ○ 2 , 1 6 6 名に総額約 19 億 2, 686 万円 ○ 対象地 7 5 W 以上 ○ 賠償額 1 人 1 月 4, 000 円～14, 000 円 ○ 危険への接近：適用なし ○ 住防減額：10～30%減額

令和 2 年 3 月 2 4 日に原告側が、3 月 2 5 日に国側が判決を不服として名古屋高等裁判所金沢支部に控訴。

⑰ 「小松基地戦闘機離着陸差止等請求控訴事件」

令和２年３月１２日、金沢地方裁判所で一審の判決があり、原告及び国の双方は判決を不服として名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した。そして、令和４年３月１６日に控訴審判決があった。その内容は以下とおり。

事 項	概 要								
判決先	名古屋高等裁判所金沢支部								
判決日	令和４年３月１６日								
１審原告	判決言渡時 ２，１１７名（１審提訴時 ２，２２７名、控訴時 ２，１６６名）								
１審被告	国								
判決内容	(１) 自衛隊機の運航等の差止請求は却下 (２) 米軍機の運航等の差止請求は棄却 (３) 損害賠償請求（将来分）に係る訴えは却下 (４) 損害賠償請求（過去分）に係る訴えは一部認容 ◎ 損害賠償認容総額 約２３億７９００万円 ◎ 対象地：告示Ｗ値７５以上の区域 ◎ 慰謝料月額 <table> <tr> <td>Ｗ値７５区域</td><td>４，０００円</td></tr> <tr> <td>Ｗ値８０区域</td><td>８，０００円</td></tr> <tr> <td>Ｗ値８５区域</td><td>１１，０００円</td></tr> <tr> <td>Ｗ値９０区域</td><td>１４，０００円</td></tr> </table> ◎ 危険への接近の法理は不適用 ◎ 移転補償等を受けて第一種区域内に転居した原告らについては、移転後の居住期間についての損害賠償額の３割を減額 ◎ 住宅防音工事が実施された居室数に応じて最大で３０％減額	Ｗ値７５区域	４，０００円	Ｗ値８０区域	８，０００円	Ｗ値８５区域	１１，０００円	Ｗ値９０区域	１４，０００円
Ｗ値７５区域	４，０００円								
Ｗ値８０区域	８，０００円								
Ｗ値８５区域	１１，０００円								
Ｗ値９０区域	１４，０００円								

⑱ 原告及び国の双方は上告せず判決確定

⑲ 令和３年５月に、基地周辺住民から騒音に係る損害賠償請求訴訟があったが、令和４年１月に取下げにより終了

㊫ 「小松基地戦闘機飛行差止等請求事件」（民事第七次訴訟）

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所
提 訴 日	令和５年１２月２６日
原 告 団	基地周辺住民 １，５１０名
被 告	国
弁 護 団	岩淵正明 外２７名
提訴内容	第１ 差止請求 被告は、自ら又はアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場において、自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が使用する航空機について、次に掲げる運航をさせてはならない。 １ 毎日午後０時から午後２時及び毎日午後６時から翌日午前７時までの間、一切の離着陸及びエンジンの作動 ２ 毎日午前７時から午後０時及び毎日午後２時から午後６時までの間、原告らの居住地に対し７０dB(A)を超える騒音を到達させることとなる離着陸及びエンジンの作動 ３ 原告らの居住地におけるそれまでの１年間の航空機騒音が、被告が防衛施設について用いる算定方式によるWECPNLの値で７５を超えることとなる運航 第２ 損害賠償請求 １ 被告は、別紙原告目録記載のうち前訴原告番号の記載のある各原告に対し、金１０４万８２５８円及び別表遅延損害金目録記載の２０２２年〔令和４年〕３月１日から２０２３年〔令和５年〕１２月２６日までに発生した各内金欄記載の金員に対する同別表記載の遅延損害金起算日から各支払済みまで年３％の割合による金員をそれぞれ支払え。 ２ (1) 被告は、別紙原告目録記載のうち前訴原告番号の記載のない各原告に対し、金７２万９２９０円及び別表遅延損害金目録記載の２０１８年〔平成３０年〕１２月２６日から２０２０年〔令和２年〕３月３１日までに発生した各内金欄記載の金員に対する同別表記載の遅延損害金起算日から各支払済みまで年５％の割合による金員をそれぞれ支払え。 (2) 被告は、別紙原告目録記載のうち前訴原告番号の記載のない各原告に対し、金２１５万２２５８円及び別表遅延損害金目録記載の２０２０年〔令和２年〕４月１日から２０２３年〔令和５年〕１２月２６日までに発生した各内金欄記載の金員に対する同別表記載の遅延損害金起算日から各支払済みまで年３％の割合による金員をそれぞれ支払え。 ３ 被告は、別紙原告目録記載の各原告に対し、２０２３年〔令和５年〕１２月２７日から本訴訟の口頭弁論終結日までの間、各月末日限り１か月当たり金４万８０００円及びこれに対する当該月の翌月１日から支払済みまで年３％の割合による金員をそれぞれ支払え。 ４ (1) 被告は、別紙原告目録記載の各原告に対し、本訴訟の口頭弁論終結日の翌日から損害賠償請求の判決日までの間、各月末日限り１か月当たり金４万８０００円及びこれに対する当該月の翌月１日から支払済みまで年３％の割合による金員をそれぞれ支払え。 (2) 被告は、別紙原告目録記載の各原告に対し、本訴訟の損害賠償請求の判決日の翌日から第１記載の各行為(差止対象行為)がなくなるまでの間、各月末日限り１か月当たり金４万８０００円及びこれに対する当該月の翌月１日から支払済みまで年３％の割合による金員をそれぞれ支払え。 ５ 仮執行宣言 第３ 訴訟費用 訴訟費用は被告の負担とする。
訴訟根拠	憲法前文、９条、１３条、２５条、国家賠償法２条１項

㊦ 「小松基地戦闘機飛行差止請求事件」（行政第一次訴訟）

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所
提 訴 日	令和 5 年 1 2 月 2 6 日
原 告 団	基地周辺住民 1, 5 1 0 名
被 告	国
弁 護 団	岩淵正明 外 2 7 名
提訴内容	（差止請求） 1 防衛大臣は、小松飛行場において、自衛隊の使用する航空機について、次に掲げる運航をさせてはならない。 （1） 毎日午後 0 時から午後 2 時及び毎日午後 6 時から翌日午前 7 時までの間、一切の離着陸及びエンジンの作動 （2） 毎日午前 7 時から午後 0 時及び毎日午後 2 時から午後 6 時までの間、原告らの居住地に対し 7 0 dB(A)を超える騒音を到達させることとなる離着陸及びエンジンの作動 （3） 原告らの居住地におけるそれまでの 1 年間の航空機騒音が、被告が防衛施設について用いる算定方式による WECPNL の値で 7 5 を超えることとなる運航 2 防衛大臣は、小松飛行場において、アメリカ合衆国軍隊の使用する航空機について、次に掲げる運航をさせてはならない。 （1） 毎日午後 0 時から午後 2 時及び毎日午後 6 時から翌日午前 7 時までの間、一切の離着陸及びエンジンの作動 （2） 毎日午前 7 時から午後 0 時及び毎日午後 2 時から午後 6 時までの間、原告らの居住地に対し 7 0 dB(A)を超える騒音を到達させることとなる離着陸及びエンジンの作動 （3） 原告らの居住地におけるそれまでの 1 年間の航空機騒音が、被告が防衛施設について用いる算定方式による WECPNL の値で 7 5 を超えることとなる運航 3 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決を求める。
訴訟根拠	憲法前文、9 条、1 3 条、2 5 条、国家賠償法 2 条 1 項、行政事件訴訟法 3 条第 7 項、同法第 3 7 条の 4

② 「小松基地戦闘機飛行差止等請求事件」(民事第八次訴訟)

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所
提 訴 日	令和 6 年 7 月 3 1 日
原 告 団	基地周辺住民 77 名
被 告	国
弁 護 団	岩淵正明 外 28 名
提訴内容	第 1 差止請求 被告は、自ら又はアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、小松飛行場において、自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が使用する航空機について、次に掲げる運航をさせてはならない。 1 毎日午後 0 時から午後 2 時及び毎日午後 6 時から翌日午前 7 時までの間、一切の離着陸及びエンジンの作動 2 毎日午前 7 時から午後 0 時及び毎日午後 2 時から午後 6 時までの間、原告らの居住地に対し 70 dB(A) を超える騒音を到達させることとなる離着陸及びエンジンの作動 3 原告らの居住地におけるそれまでの 1 年間の航空機騒音が、被告が防衛施設について用いる算定方式による WECPNL の値で 75 を超えることとなる運航 第 2 損害賠償請求 1 被告は、別紙原告目録記載のうち前訴原告番号の記載のある各原告に対し、金 139 万 2000 円及び別表遅延損害金目録記載の 2022 年〔令和 4 年〕3 月 1 日から 2024 年〔令和 6 年〕7 月 31 日までに発生した各内金欄記載の金員に対する同別表記載の遅延損害金起算日から各支払済みまで年 3% の割合による金員をそれぞれ支払え。 2 (1) 被告は、別紙原告目録記載のうち前訴原告番号の記載のない各原告に対し、金 38 万 5548 円及び別表遅延損害金目録記載の 2019 年〔令和元年〕7 月 31 日から 2020 年〔令和 2 年〕3 月 31 日までに発生した各内金欄記載の金員に対する同別表記載の遅延損害金起算日から各支払済みまで年 5% の割合による金員をそれぞれ支払え。 (2) 被告は、別紙原告目録記載のうち前訴原告番号の記載のない各原告に対し、金 249 万 6000 円及び別表遅延損害金目録記載の 2020 年〔令和 2 年〕4 月 1 日から 2024 年〔令和 6 年〕7 月 31 日までに発生した各内金欄記載の金員に対する同別表記載の遅延損害金起算日から各支払済みまで年 3% の割合による金員をそれぞれ支払え。 3 被告は、別紙原告目録記載の各原告に対し、2024 年〔令和 6 年〕8 月 1 日から本訴訟の口頭弁論終結日までの間、各月末日限り 1 か月当たり金 4 万 8000 円及びこれに対する当該月の翌月 1 日から支払済みまで年 3% の割合による金員をそれぞれ支払え。 4 (1) 被告は、別紙原告目録記載の各原告に対し、本訴訟の口頭弁論終結日の翌日から損害賠償請求の判決日までの間、各月末日限り 1 か月当たり金 4 万 8000 円及びこれに対する当該月の翌月 1 日から支払済みまで年 3% の割合による金員をそれぞれ支払え。 (2) 被告は、別紙原告目録記載の各原告に対し、本訴訟の損害賠償請求の判決日の翌日から第 1 記載の各行為(差止対象行為)がなくなるまでの間、各月末日限り 1 か月当たり金 4 万 8000 円及びこれに対する当該月の翌月 1 日から支払済みまで年 3% の割合による金員をそれぞれ支払え。 5 仮執行宣言 第 3 訴訟費用 訴訟費用は被告の負担とする。
訴訟根拠	憲法前文、9 条、13 条、25 条、国家賠償法 2 条 1 項

㉓ 「小松基地戦闘機飛行差止請求事件」(行政第二次訴訟)

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所
提 訴 日	令和 6 年 7 月 3 1 日
原 告 団	基地周辺住民 7 7 名
被 告	国
弁 護 団	岩淵正明 外 2 8 名
提訴内容	(差止請求) 1 防衛大臣は、小松飛行場において、自衛隊の使用する航空機について、次に掲げる運航をさせてはならない。 (1) 毎日午後 0 時から午後 2 時及び毎日午後 6 時から翌日午前 7 時までの間、一切の離着陸及びエンジンの作動 (2) 毎日午前 7 時から午後 0 時及び毎日午後 2 時から午後 6 時までの間、原告らの居住地に対し 7 0 dB(A)を超える騒音を到達させることとなる離着陸及びエンジンの作動 (3) 原告らの居住地におけるそれまでの 1 年間の航空機騒音が、被告が防衛施設について用いる算定方式による WECPNL の値で 7 5 を超えることとなる運航 2 防衛大臣は、小松飛行場において、アメリカ合衆国軍隊の使用する航空機について、次に掲げる運航をさせてはならない。 (1) 毎日午後 0 時から午後 2 時及び毎日午後 6 時から翌日午前 7 時までの間、一切の離着陸及びエンジンの作動 (2) 毎日午前 7 時から午後 0 時及び毎日午後 2 時から午後 6 時までの間、原告らの居住地に対し 7 0 dB(A)を超える騒音を到達させることとなる離着陸及びエンジンの作動 (3) 原告らの居住地におけるそれまでの 1 年間の航空機騒音が、被告が防衛施設について用いる算定方式による WECPNL の値で 7 5 を超えることとなる運航 3 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決を求める。
訴訟根拠	憲法前文、9 条、1 3 条、2 5 条、国家賠償法 2 条 1 項、行政事件訴訟法 3 条第 7 項、同法第 3 7 条の 4

㉔ 令和 6 年 1 0 月 3 0 日、民事第七次訴訟と民事第八次訴訟、行政第一次訴訟と行政第二次訴訟の併合審理決定

1. 障害防止工事の助成（法第3条）

1. 障害防止工事の助成（法第3条）

自衛隊等の航空機の頻繁な離陸、着陸等、機甲車両その他重車両の頻繁な使用又は射撃、爆撃、その他火薬類の頻繁な使用等により生じる障害や音響を、防止又は軽減等するために特定の公共用施設等に対し行われる工事や防音工事に対して全額又は一部補助されている。

(1) 防音事業

(単位:円)

施設名		補助金額	実 施 年 度																												
			昭 和												平 成												令 和				
認定こども園	あたか認定こども園	210,434,375	43	44	46	63										元	17	18	29	30	31								2		
	月津こども園	135,171,000	50	51	52											8	25	26											6		
	御幸保育園	131,404,000	49	50												5	6	9	24												
	今江こども園	117,634,000	49	50												5															
	松陽こども園	122,881,161	47	48	49											6	7	17	25	29	30										
	せんだいこども園	63,112,000	50	51												7	27														
	白江こども未来園	65,625,000	48	49												4															
	のしろこども園	95,882,000	48	49												7	8														
	すえさみこども園	124,342,394	44	45												2	23	24													
	蓮代寺こども園	93,220,000	51	52												8	9	26	27												
	矢田野こども園	36,896,000	48	49												6	7														
	やたの認定こども園あおぞら	70,226,000	50	51												9	27	28													
	牧こども園	178,605,000	53													7	8	9	13	15	22	23	27	31				2			
	大和こども園	430,184,000														10	11	12	31										2		
	聖テレジア幼稚園	62,506,000	50	51																											
	白楊幼稚園	210,533,356	44	45												元	12	13	31										2		
	なかよし幼稚園	84,419,000	54	55												19	20														
	犬丸こども園	142,597,828	47	50												7	8	25	26										5	6	
	ちこう	316,501,440	46	47												3	15	19											5		
	保育園	高堂保育所	60,534,000	48	49											4															
長田保育所		70,441,000	48	49											9																
梅田保育所		25,021,038	45	46																											
小野保育所		80,309,000	54	55											9	10															
こばと保育園		231,628,000	55	56											8	9	13	27	31												
幼稚園	大谷幼稚園	173,271,000	56	57											13	18	29	30													
小学校	稚松小学校	599,063,984	36	37	38	39	45	46	50	51	52	53	62	63	元	8	9	18	25	26											
	芦城小学校	2,418,529,917	37	38	39	43	44	51	52	53	62				6	7	18	19	20	21	22	24	25								
	安宅小学校	1,314,503,495	37	38	39	41	44	46	47	51	54	55	56	61	3	12	13	18	20	21	22	23	24								
	犬丸小学校	312,227,000	40	47	48	49	54	55	56	57					元	10	11	15	16	18											
	荒屋小学校	404,163,972	40	48	49	52	53	56	57						元	10	11	13	14	19								2	3		
	能美小学校	218,845,000	53	54											12	13												5	6		
	第一小学校	1,125,705,696	43	44	45	59	60								2	19	21	22	23	24	25										
	苗代小学校	258,302,822	43	44	49	50	52	53	63						2	8	9	11	12	16	18	22									
	蓮代寺小学校	173,796,337	43	44	51	53									元	4	5	17	18												
	向本折小学校	427,602,770	40	46	48	49	50	57	58						2	11	12	19	30	31								2			
	今江小学校	548,678,765	40	44	48	49	50	54	57	59					元	12	13	19										4	5		
	串小学校	358,579,601	42	45	48	51	54	55	58	60					4	5	14	15	17	18											
	日末小学校	982,369,487	35	36	42	53	54	55	56						10	11	15	16	17	18								3	4		
	国府小学校	428,782,000	55	56	57	60	61								13	14	16	17										6			
	東陵小学校	110,058,000													14	15															
	符津小学校	203,843,108	43	44	46	50	51	52	62	63					18	19															
	木場小学校	62,611,430	46	47											元	2													6		
	矢田野小学校	209,592,234	45	46	47	55									2	18	19														
	月津小学校	246,406,576	42	43	52	53	56	57	62						4	5	15	16													

(単位:円)

施 設 名		補 助 金 額	実 施 年 度																							
			昭 和												平 成								令 和			
中 学 校	丸内中学校	1,973,927,335	36	37	38	46	47	51	53	54	58				元	2	6	7	18	19	20	21	22			
	芦城中学校	730,634,775	36	37	38	45	46	47	51	53	54				元	2	8	10	11	18	21	30	31	2		
	安宅中学校	370,619,000	52	54	55	59									11	12								3	4	
	板津中学校	675,018,000	58												13	14								4	5	
	松陽中学校	450,659,116	41	42	47	49	51	55	59	61	62				14	15	19							6		
	御幸中学校	996,492,630	39	55	56	57	58	60							16	17	19	20	21	22	23	24				
	国府中学校	213,486,135	45	46	59										3	4	18	19								
	南部中学校	499,239,410	47	48	49	57	58								3	14	15	16	17							
高 等 学 校	小松市立高等学校	528,036,154	36	37	47	49	50	51	54	55	56	59	61		18	19								6		
	小松商業高等学校	394,557,000	52	54	55	56									5	6	7							6		
	小松工業高等学校	1,164,717,000	37	38	52	53	54	55	56	58	60				元	4	5	6	18					2	3	4
	小松高等学校	1,073,328,000	36	37	50	51	56	57	58	59	60				元	11	12	13	14	15	16	17				
	小松明峰高等学校	949,235,000	46	47	63										2	3	4	6	7	15	16	17	18	4	5	6
	小松北高等学校	142,014,000	54												25											
	小松大谷高等学校	225,712,000													22	23	24									
公立小松大学末広キャンパス		33,875,000													30	31										
小松短期大学		71,299,000	62																							
こまつ看護学校		182,397,000													6	27	28									
養 護 学 校	芦城養護学校	2,312,859	45																							
	小松養護学校	6,451,416	42																							
	和光学園	33,726,031	45	46											10	11										
	小松みどり分校	28,430,000	63												22											
松寿園		68,347,566	45	46	52	56	62																			
病 院 等	小松市民病院	160,268,829	39	40	41	45	47	51																		
	小松市民病院栗津診療所	54,306,278	46	47											元											
	川北病院	66,300,800													元	2										
合 計		24,832,431,120																								

区 分	補 助 金 額	備 考
小松市分計	17,765,711,189	認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校、養護学校、病院等
石川県分計	3,752,281,000	高等学校、養護学校
その他法人等分計	3,314,438,931	認定こども園、保育所、幼稚園、高等学校、病院、介護老人福祉施設等
合 計	24,832,431,120	

※公立から民営となった施設の区分は、民営となった時点からその他法人等分計に含める

(2) 防音事業関連維持費

昭和48年度より行政措置として交付されている補助金（法第3条第2項を準用）で、小学校、中学校、保育所において換気、温度保持、除湿の各設備を使用したことにより、必要とした年間の電気料金の基本料金に2/3、電気料金の電力量料金、ガス料金又は燃料油の代金に5.5/10を乗じて得た額の範囲内の額が補助金として支給されている。また、平成14年度より高等学校にも支給されている。

(単位:円)

年 度	小 松 市 関 係		石 川 県 関 係	
	施 設 数	金 額	施 設 数	金 額
S48	21	2,883,000		
49	21	4,192,000		
50	23	3,995,000		
51	28	5,143,000		
52	29	8,479,000		
53	32	12,689,000		
54	33	13,920,000		
55	33	23,436,000		
56	34	23,416,000		
57	34	25,622,000		
58	35	27,696,000		
59	35	31,462,000	1	580,000
60	35	33,062,000	1	684,000
61	35	33,668,000	1	645,000
62	35	35,312,000	1	530,000
63	35	31,945,000	1	381,000
H元	35	32,697,000	2	541,000
2	35	33,442,000	2	538,000
3	35	32,496,000	2	580,000
4	35	23,319,000	2	427,000
5	35	21,544,000	2	561,000
6	35	25,123,000	2	622,000
7	35	23,190,000	2	684,000
8	35	21,991,000	2	691,000
9	35	24,935,000	2	704,000
10	35	24,368,000	2	703,000
11	34	23,768,000	2	680,000
12	34	24,704,000	2	639,000
13	34	22,583,000	2	587,000
14	35	27,680,000	14	19,832,000
15	36	27,250,000	14	19,717,000
16	36	29,424,000	14	20,754,000
17	35	28,492,000	14	21,328,000
18	34	26,537,000	14	20,702,000
19	34	25,966,000	14	20,232,000
20	34	25,843,000	14	21,898,000
21	33	22,924,000	14	19,608,000
22	34	27,540,000	14	20,821,000
23	34	25,047,000	14	21,502,000
24	33	22,643,000	14	20,986,000
25	29	19,895,000	14	20,532,000
26	28	19,293,000	14	21,358,000
27	28	16,368,000	14	18,948,000
28	28	17,861,000	14	19,975,000
29	25	17,740,000	14	20,372,000
30	24	20,972,000	14	22,644,000
R元	24	20,159,000	14	23,095,000
2	24	24,472,000	14	23,670,000
3	24	23,089,000	14	24,375,000
4	24	29,470,000	14	27,396,000
5	24	32,639,000	13	29,741,000
6	24	33,828,000	10	28,267,000
合 計		1,216,212,000		518,530,000

(3) 用排水路障害防止対策事業

(単位：千円)

年度	事業区分	事業量	事業費	国庫補助金	市費
S52	全体計画調査	測量、調査	13,000	13,000	—
53	全体計画調査	測量、調査	12,000	12,000	—
54	安宅新排水路	コンクリート水路 設計、調査、用地等 L=212m	47,272	42,544	4,728
	向本折承水路	コンクリート棚梁 設計、設計一式 L=776m	33,400	33,400	—
55	安宅新排水路	コンクリート水路 L=481m	54,943	49,448	5,495
56	安宅新排水路	コンクリート水路 L=123.3m	17,219	15,497	1,722
	向本折承水路	コンクリート棚梁 路線測量 L=788m 用地費 L=790m A=3,058.5 m ²	41,670	37,503	4,167
57	安宅新排水路	コンクリート水路 L=272m	32,888	29,599	3,289
	向本折承水路	コンクリート棚梁 L=934m A=1,571 m ²	41,480	37,332	4,148
58	安宅新排水路	L型フリューム有刺鉄線張り L=398m	47,565	42,808	4,757
	向本折承水路 (1)	路線測量 L=930m 用地測量 A=23.250 m ²	1,789	1,610	179
	向本折承水路 (2)	有孔フリューム ヒューム管 L=988.65m 用地買収 L=988.65m 1,926.88 m ²	25,501	22,950	2,551
59	安宅新排水路	L型ブロック L=141.8m	29,800	26,820	2,980
	安宅新排水路 (設計)	測量及び試験	3,200	2,880	320
	向本折承水路	有孔フリューム L=660m 用地費 A=1,000 m ²	12,301	11,070	1,231
	向本折承水路	路線測量 L=560m 用地測量 A=15 m ²	1,260	1,134	126
60	向本折承水路	コンクリート水路 L=870m	12,303	11,072	1,231
	向本折承水路	路線測量 L=990m 用地測量 A=15,800 m ²	2,000	1,800	200
	安宅新排水路	放水路工 14m	22,654	20,388	2,266
H15	安宅新排水路 (設計)	放流工設計 1式 地質調査 1式	5,234	4,710	524
	安宅新排水路 (工事)	放流工改修 1基	7,300	6,570	730
16	安宅新排水路 (工事)	平成15年度繰越 放流工改修	18,797	16,916	1,881
合 計			483,576	441,051	42,525

(4) 電波障害防止対策事業

(単位：千円)

年度	事業区分	事業量	事業費	国庫補助金	その他
S61	小島町、長崎町、坊丸町地区	小島町 55 戸、長崎町 66 戸 計 121 戸	20,307	20,307	実施設計工事 62 年度継続
62	長崎、坊丸町地区	長崎、坊丸町 139 戸	18,985	18,985	工事
63	長崎、坊丸町地区 桜木、育成町地区	長崎、坊丸町 18 戸 桜木町 135 戸 計 153 戸	20,893	20,893	工事
H 元	育成、城南、芦田地区 (63 年継続事業)	育成町 20 戸 城南町 56 戸 計 147 戸 芦田町 71 戸	14,860	14,860	工事
2	浮柳、鶴ヶ島 下牧地内 上牧、下牧、天神町地区	浮柳町 108 戸 鶴ヶ島町 65 戸 下牧町地内 55 戸 計 228 戸 実施設計、受信点設備の一部	31,633 3,737	31,633 3,737	設計＋工事 設計
3	上牧町 下牧町 天神町	上牧町 48 戸 下牧町 138 戸 天神町 93 戸 計 279 戸	30,050	30,050	工事
5	島田町 梯町、茶屋町、梅田町、美原町	島田町 178 戸	32,962	32,962	設計 工事
6	島田町 梯町、茶屋町 梅田町、美原町	梯町 75 戸 茶屋町 47 戸 梅田町 172 戸 美原町 49 戸 計 343 戸	34,783	34,783	工事
11	長崎町 坊丸町 小島町	長崎町 219 戸 坊丸町 37 戸 小島町 58 戸 計 314 戸	58,249	58,249	更新 設計＋工事
17	芦城西部地区 (芦田町、育成町、 桜木町、城南町)	芦田町 48 戸 育成町 60 戸 桜木町 77 戸 城南町 52 戸 計 237 戸	3,309	2,490	設計
18	芦城西部地区 (芦田町、育成町、 桜木町、城南町)	芦田町 48 戸 育成町 60 戸 桜木町 77 戸 城南町 52 戸 計 237 戸	41,372	33,091	工事
21	北部地区 (梅田町、梯町、島田町、 茶屋町、美原町) 梯地区 (上牧町、下牧町、天神町)	梅田町 133 戸 梯町 54 戸 島田町 138 戸 茶屋町 32 戸 美原町 40 戸 上牧町 38 戸 下牧町 107 戸 天神町 3 戸 計 545 戸	69,538	64,852	設計 工事
23	前川地区 (鶴ヶ島町、浮柳町) 小島地区 (長崎町、坊丸町、小島町) 北部地区 (島田町) 梯川地区 (下牧町)	前川地区 受信点及びアンテナ一式 鋼管柱 25 本 ケーブル一式 小島地区 受信点及びアンテナ一式 鋼管柱 40 本 ケーブル一式 北部地区 受信点一式 梯川地区 受信点一式	10,040	10,040	撤去工事 (平成 23 年 7 月 25 日の地上波アナログ放送終了に伴い、不要となった施設を撤去したもの)
合 計			390,718	376,932	

※ 本事業は、地上波アナログ放送の共同受信事業であったが、平成 23 年度の撤去工事をもって完了している。

2. 住宅防音工事の助成（法第4条）

(1) 工事の概要

工 事 名	事 業 概 要				
新 規 防 音 工 事	◆補助の対象とする住宅の世帯の人員に拘らず2居室までを対象とする防音工事 ※「新規防音工事」は、平成22年3月に廃止				
追 加 防 音 工 事	◆世帯の人員に応じて、次表に掲げる居室数から既に新規防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内を対象とする防音工事				
	世帯人員	1人	2人	3人	4人以上
	居 室 数	2居室	3居室	4居室	5居室
一 挙 防 音 工 事	◆防音工事を実施していない住宅を対象とする防音工事で、世帯の人員に応じて、追加防音工事の表に掲げる居室数以内の居室を対象とする防音工事				
特定住宅防音工事	◆いわゆる「ドーナツ現象 ^{*注1} 」と称される住宅に対する防音工事 85W以上の区域、80W以上85W未満の区域、75W以上80W未満の区域のそれぞれの区域において、下記に示す期間に建設された住宅が対象 85W 以上区域				

(2) 年度別集計表

(単位: 件)

補助 項目 実施 年度	(1) 一般住宅防音			(2) 特定住宅防音			(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	①新規	②一挙	③追加	①新規	②一挙	③追加	告示後	建替防音	工法は正	防音区画改善	外郭防音	空調機器機能復旧	防音建具機能復旧
S50	126												
51	541												
52	325												
53	372												
54	529		26										
55	600		54										
56	1,060		119										
57	1,312		140										
58	1,978		139										
59	1,545		139										
60	1,089		166										
61	437		300										
62	157		426										
63	122		587										
H元	81		685									126	
2	41		640									246	
3	53		412									168	
4	24		611									186	
5	40		666									247	
6	32		694									228	
7	22		530									250	
8	34		373	5								359	
9	19		305	24								770	
10	18		183	40								814	
11	21		166	104		143		14	45	1		911	4
12	32		106	67		39		30	31			854	6
13	14		74	17		30		28	1			764	24
14	10		23	15		19		13	2		1	612	44
15	11		34	46		11		24			33	635	61
16	13		31	45		5		17			64	479	100
17	13		25	8		14		8			80	456	187
18	9		25	36		7		5			100	414	61
19	3		11	5		5		16	1		86	279	139
20	2		14	1		2		23			82	289	235
21	2		14	3		2		6			35	485	490
22			7					4			14	351	89
23		1	6		5			6		1	63	248	135
24		4	2		2			5		3	16	565	71
25		3	10					7		8	15	609	129
26		1	8					3		5	16	441	160
27			10		1	2		4		10	9	518	108
28		1	10		2			9		22	14	695	50
29		1	7		2			11	1	30	10	410	80
30		10	6		5	2		1	1	42	15	764	209
R元		5	6					5		28	10	453	256
2		2	4					4		26	4	464	309
3		1	3		1			2		20	4	687	297
4		2	6		2	1		1	1	32	5	585	213
5			7					4		38	1	489	271
6		3	6				8	4		24	5	475	254
合 計	10,687	34	7,816	416	20	282	8	254	83	290	682	17,326	3,982

※「新規防音工事」は、平成22年3月で廃止

(3) 町別集計表

(単位：件)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
地区名		稚 松																						
町名	区分	泉	浮城	梅田	大川1	大川2	大川3	御宮	梯	上小松	京	古城	小寺	小馬出	細工	材木	新	新鍛冶	新大工	園	鷹匠	地子	茶屋	天神
実施	対象家屋 80W以上 59 12 20 時点	190	78	190	57	87	99	0	54	0	58	116	17	102	0	0	52	17	16	104	32	28	85	105
	75W	0	0	0	0	0	0	155	0	48	17	0	164	0	85	76	8	19	0	45	0	0	0	0
	区域外	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0	0	5	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0
	計	190	78	190	57	87	99	155	54	123	75	116	186	102	85	76	60	36	16	166	32	28	85	105
一般住宅	新規	176	74	180	56	82	106	148	51	45	63	108	191	88	88	82	58	36	14	152	31	23	84	104
	一 挙	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	追 加	137	61	140	25	53	86	92	44	45	42	87	103	54	53	62	47	27	10	129	19	12	43	40
特定住宅	新規	11	8	3	0	0	1	0	3	6	0	17	1	3	4	0	41	1	1	1	0	0	1	0
	一 挙	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	追 加	7	7	3	0	0	1	0	3	6	0	9	1	3	4	0	41	1	1	1	0	0	1	0
告示後住宅防音工事																								
建替防音工事		3	1	4	1	12	5	1	1	1	0	2	4	3	1	0	2	1	1	1	1	1	2	0
工法是正工事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防音区画改善工事		0	0	6	0	1	3	4	3	3	0	2	4	2	0	2	8	0	0	4	1	0	1	0
外郭防音工事		49	19	0	0	9	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
機能復旧	空気調和機器	298	100	303	50	92	158	136	115	116	63	209	149	129	78	87	156	46	14	266	39	9	80	72
	防音建具	86	26	62	10	17	32	26	25	30	8	46	22	26	9	17	37	7	1	65	9	2	11	0
	空気調和機器稼働事業																							
合 計		767	296	702	142	266	393	407	247	252	176	500	476	310	238	250	390	120	42	619	100	48	223	261

※空気調和機器稼働事業実績 R6:1件

(単位：件)

		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
地区名		稚 松								芦 城															
町名	区分	殿	殿		浜	松	丸	丸	美	相		芦	飴	育	上	上		桜	清	城	末	大		土	
		1	2	中	田	任	の	内	園	原	生	旭	田	屋	成	寺	折	栄	木	水	南	広	文	寺	居
実施	対象家屋 S 59 + 12 + 20 時 点	80W以上	91	91	23	187	97	253	22	39	0	0	61	0	37	0	0	0	151	0	103	125	17	40	0
		75W	0	0	34	0	3	0	0	0	71	64	0	31	0	44	239	72	0	41	0	19	108	34	274
		区域外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	91	91	57	187	100	253	22	39	71	64	61	31	37	44	239	72	151	41	103	144	125	74	274
一般住宅	新 規	95	91	50	181	105	241	17	40	64	62	62	31	61	46	228	69	149	44	99	121	113	69	222	
	一 挙	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	追 加	82	55	29	145	90	152	11	38	33	39	50	15	50	27	117	38	102	24	22	59	72	62	120	
特定住宅	新 規	2	0	0	5	0	28	0	1	2	1	3	0	2	1	4	1	27	1	7	3	0	1	2	
	一 挙	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	
	追 加	3	0	1	5	0	3	0	1	1	1	2	0	2	1	0	1	14	1	6	3	0	1	2	
告示後住宅 防音工事							1											1							
建替防音工事		2	3	1	7	2	6	0	2	0	0	3	0	3	1	9	0	6	0	5	4	1	0	3	
工法は正工事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
防音区画 改善工事		2	1	0	4	1	0	0	3	3	0	2	0	2	2	3	2	0	1	0	2	0	1	3	
外郭防音工事		0	1	0	18	0	159	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	56	0	12	0	0	0	0	
機能復旧	空 気 調 和 機 器	150	110	50	299	195	535	55	80	56	51	109	17	134	56	175	54	278	23	68	120	108	89	117	
	防音建具	28	17	11	67	34	153	1	23	12	11	19	5	33	13	47	10	63	5	10	28	30	22	24	
	空 気 調 和 機 器 稼働事業																								
合 計		364	280	142	732	427	1,278	85	189	171	165	251	69	290	147	584	175	698	99	229	341	324	246	493	

(単位：件)

		47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
地区名		芦 城																
町名 区分		西	錦	西 本 折	白 山	東	日 の 出	日 吉	古 河	本 本	本 鍛 冶	本 大 工	三 日 市	本 折	大 和	八 幡	八 日 市	龍 助
実施	対象家屋 80W以上 59 12 20 時 点	48	21	0	0	0	0	0	19	146	0	31	0	0	0	0	0	0
	75W	58	65	39	131	105	35	19	0	0	39	29	50	121	107	64	69	108
	区域外	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0
	計	106	86	39	131	105	46	19	19	146	39	60	50	121	107	97	69	108
一般住宅	新規	88	94	48	117	88	34	19	20	150	39	66	37	112	106	57	67	97
	一 挙	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2
	追 加	64	70	18	79	60	1	10	13	100	17	30	7	78	59	41	42	67
特定住宅	新規	0	2	0	17	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	一 挙	0	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	追 加	0	1	0	14	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
告示後住宅 防音工事																		
建替防音工事		1	2	1	2	1	3	1	2	7	2	2	0	0	0	1	1	0
工法是正工事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防音区画 改善工事		2	1	2	7	1	0	1	0	5	1	5	2	2	3	0	0	2
外郭防音工事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機能復旧	空気調和 機器	104	109	36	157	87	1	22	27	186	52	84	15	86	101	48	53	99
	防音建具	21	28	7	35	17	0	3	10	39	5	15	3	15	20	7	12	12
	空気調和機 器稼働事業																	
合 計		280	307	112	429	255	39	56	78	494	116	202	64	294	289	155	175	279

(単位：件)

		64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85
地区名		安宅			牧										犬丸								
町名	区分	安宅	木曾	義仲	安宅新	浮柳	上牧	草野	小島	下牧	鶴ヶ島	長崎	浜佐美本	坊丸	前川	犬丸	大島	御館	島田	城北	東蛭川	蛭川	松梨
		宅	曾	仲	新	柳	牧	野	島	牧	島	崎	本	丸	川	丸	島	館	田	北	川	川	梨
実施	対象家屋 850以上 12・20時点	80W以上	923	228	35	202	131	40	63	54	148	83	161	72		53	98	17	161	171	0	133	33
		75W	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0			0	0	0	13	0	65	0	1
		区域外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
		計	923	228	35	202	131	40	63	54	148	83	170	72		53	98	17	174	171	65	133	34
一般住宅	新規	873	206	37	187	140	41	63	51	125	72	174	78	0	0	53	97	16	163	169	75	125	34
	一挙	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
	追加	764	91	34	120	76	39	56	51	113	61	155	67	0	0	51	85	16	143	168	49	112	32
特定住宅	新規	86	0	2	4	4	1	7	3	3	15	13	1	0	0	3	4	0	6	11	5	4	0
	一挙	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	追加	30	0	2	1	4	1	7	2	1	14	11	1	0	0	3	4	0	5	11	5	4	0
告示後住宅防音工事						2				3													
建替防音工事		21	0	2	4	2	2	6	1	4	0	6	2	0	0	3	8	0	4	1	0	4	1
工法是正工事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	23	0	31	0
防音区画改善工事		26	0	1	1	0	0	1	1	2	0	10	2	0	0	0	1	3	12	3	0	8	1
外郭防音工事		0	0	0	13	35	25	0	10	71	37	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
機能復旧	空気調和機器	2,097	143	97	351	197	102	173	166	404	226	434	207	62	18	104	232	45	377	504	93	385	64
	防音建具	579	9	24	48	40	25	37	42	67	70	109	44	13	3	20	60	10	92	115	11	85	15
	空気調和機器稼働事業																						
合計		4,482	449	199	729	500	236	350	327	795	495	913	402	75	26	237	492	90	802	1,007	238	758	148

(単位：件)

		86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	105町	
地区名		荒屋					能美	向本折					今江	串			日末					計	
区分	町名	あけぼの	荒屋	高堂	長田	野田	平面	須天	大領中	向本折1	向本折2	向本折3	今江	串	串茶屋	村松	佐美	拓栄	浜佐美	日末	松崎		
	対象家屋 S・59・12・20時点	80W以上	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0	7	221	20		6,276
実施		75W	85	115	204	252	47	6	207	5	175	87	199	456	5	91	110	10	8	0	12	6	4,858
		区域外	0	0	0	10	0	153	46	279	0	0	0	253	452	119	0	0	0	0	0	1,453	
		計	85	115	204	273	47	159	253	284	175	87	199	709	457	210	110	132	8	7	233	26	12,587
	一般住宅	新規	83	111	193	237	49	6	181	7	146	95	190	445	9	82	112	139	8	8	242	26	10,687
一挙		0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	34	
追加		76	102	159	195	46	1	139	5	107	67	157	358	6	74	85	109	8	8	207	25	7,816	
特定住宅	新規	0	0	0	3	0	0	0	0	6	2	4	0	0	0	3	4	0	0	6	0	416	
	一挙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	20	
	追加	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	4	0	0	6	0	282	
告示後住宅防音工事																	1					8	
建替防音工事		4	0	2	9	0	0	0	0	1	1	3	13	1	1	1	4	0	0	11	0	254	
工法は正工事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	1	19	83	
防音区画改善工事		7	5	7	14	3	0	7	0	6	10	9	17	1	6	5	3	0	1	7	0	290	
外郭防音工事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0	6	34	0	682	
機能復旧	空気調和機器	150	200	269	382	96	1	253	16	149	131	278	598	46	124	136	315	19	34	624	63	17,326	
	防音建具	41	50	70	94	31	0	59	6	21	46	75	150	16	30	35	83	3	4	152	9	3,982	
	空気調和機器稼働事業																						
合計		361	468	701	937	225	8	640	34	439	356	716	1,582	79	317	382	726	38	61	1,290	142	41,880	

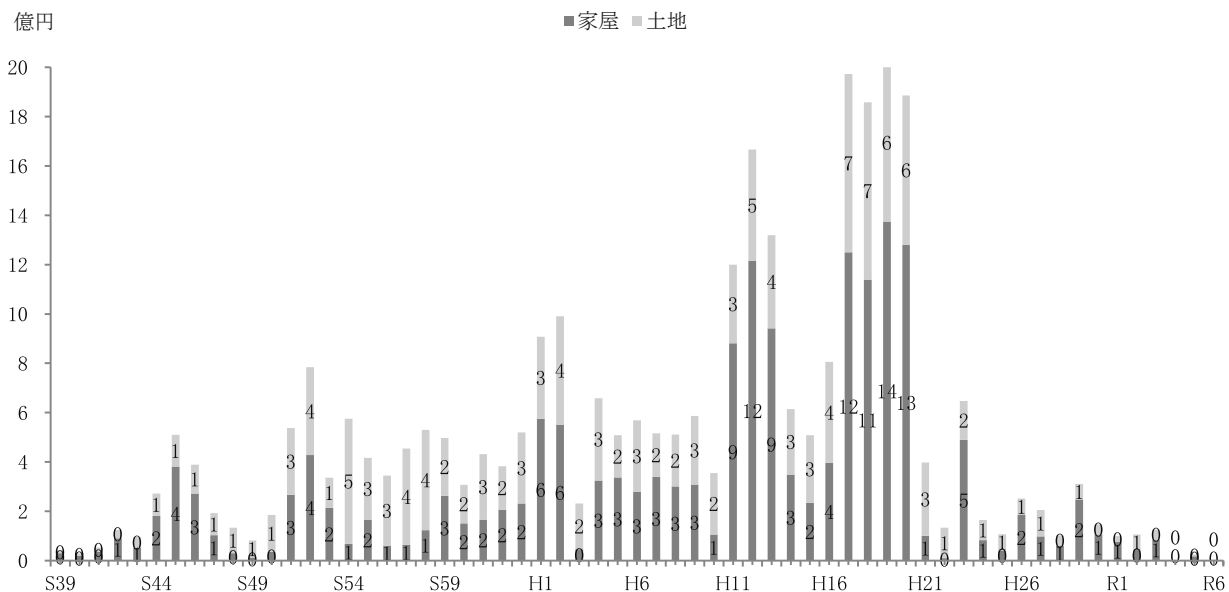
3. 移転等の補償（法第5条）

(1) 市内移転補償処理実績（合計）

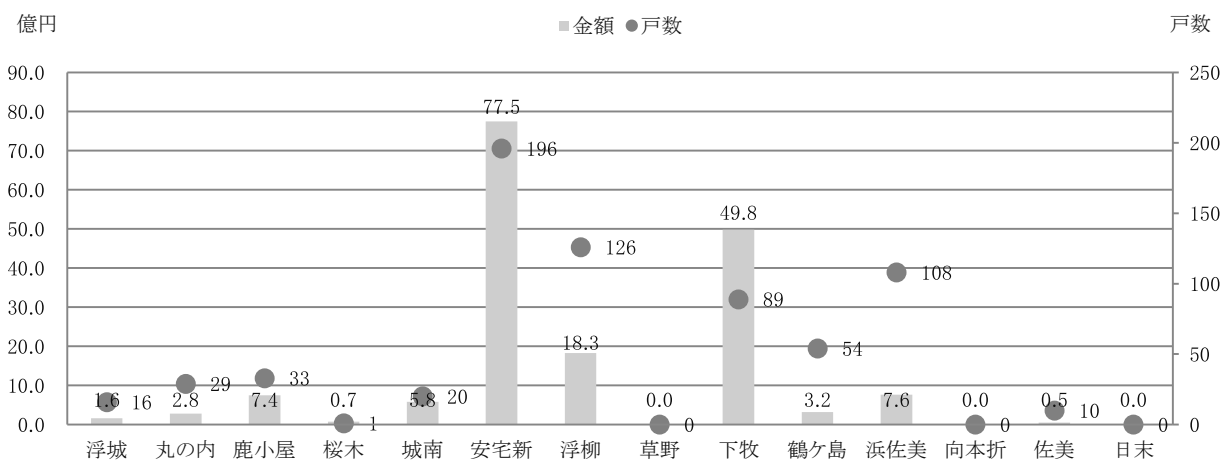
内訳 年度	家 屋			土 地		合計金額 円
	戸数	面積 m ²	金額 円	面積 m ²	金額 円	
S 39	8	3,623	30,011,394	6,380	9,649,800	39,661,194
40	9	1,624	19,096,964	6,411	9,902,425	28,999,389
41	12	2,553	35,665,165	9,453	17,542,268	53,207,433
42	22	5,073	91,245,599	17,967	33,657,913	124,903,512
43	18	3,447	51,564,144	14,400	44,566,932	96,131,076
44	38	9,903	181,842,326	33,993	90,660,415	272,502,741
45	47	18,009	380,996,000	52,811	129,068,765	510,064,765
46	36	11,127	271,793,436	39,548	117,362,854	389,156,290
47	20	2,721	102,749,590	18,198	89,386,945	192,136,535
48	5	892	30,393,541	15,230	102,882,410	133,275,951
49	4	308	12,881,083	11,460	69,360,056	82,241,139
50	5	616	35,584,000	14,884	148,977,000	184,561,000
51	14	4,343	267,205,632	21,835	269,805,000	537,010,632
52	36	7,220	427,944,000	23,115	356,391,000	784,335,000
53	16	3,448	213,625,000	6,977	123,073,000	336,698,000
54	5	1,115	68,004,000	62,489	507,711,000	575,715,000
55	5	1,444	165,717,000	31,350	250,970,000	416,687,000
56	5	608	60,598,000	34,966	270,779,000	331,377,000
57	5	757	64,595,000	56,977	389,352,000	453,947,000
58	7	2,286	123,802,000	44,704	419,436,000	543,238,000
59	13	2,612	263,476,000	19,834	233,166,000	496,642,000
60	7	1,545	151,613,000	7,128	155,569,000	307,182,000
61	6	1,837	165,808,000	18,393	266,590,000	432,398,000
62	11	1,793	207,048,000	11,162	175,555,000	382,603,000
63	7	2,296	231,745,000	22,893	287,725,000	519,470,000
H 元	18	5,510	575,534,697	18,318	332,249,000	907,783,697
2	15	4,369	551,192,526	26,202	440,069,000	991,261,526
3	3	381	46,308,247	12,283	185,925,000	232,233,247
4	10	2,668	325,358,035	13,823	333,433,000	658,791,035
5	7	2,591	336,838,895	7,976	171,266,000	508,104,895
6	10	2,455	279,785,897	12,012	288,811,000	568,596,897
7	8	2,293	339,799,982	6,283	176,424,000	516,223,982
8	9	1,847	300,520,132	9,036	210,539,953	511,060,085
9	7	1,939	308,356,901	13,227	278,259,000	586,615,901
10	5	562	106,161,452	14,327	248,910,000	355,071,452
11	15	5,894	880,711,528	12,287	319,029,000	1,199,740,528
12	27	8,318	1,214,142,428	16,891	452,633,000	1,666,775,428
13	19	5,259	941,583,215	14,263	378,157,000	1,319,740,215
14	15	2,364	348,966,285	12,233	265,688,000	614,654,285
15	5	1,466	233,809,902	12,025	274,999,000	508,808,902
16	10	2,590	396,094,722	13,745	409,120,000	805,214,722
17	24	10,702	1,249,878,410	22,772	723,041,000	1,972,919,410
18	24	8,191	1,139,024,178	24,656	719,516,000	1,858,540,178
19	27	10,091	1,374,456,721	23,867	640,064,000	2,014,520,721
20	19	7,131	1,280,223,212	21,674	605,645,000	1,885,868,212
21	2	619	100,565,559	21,123	297,150,000	397,715,559
22	2	95	10,016,358	5,958	123,007,000	133,023,358
23	5	1,553	489,427,676	7,952	158,184,000	647,611,676
24	3	738	82,912,337	5,992	81,469,000	164,381,337
25	3	290	41,295,979	2,843	66,083,000	107,378,979
26	5	1,388	185,474,795	4,912	66,685,000	252,159,795
27	3	839	97,788,200	13,949	107,213,000	205,001,200
28	1	508	60,979,323	3,334	41,130,000	102,109,323
29	6	2,284	248,427,258	5,165	61,927,000	310,354,258
30	6	722	106,378,446	4,441	40,720,000	147,098,446
R 元	2	655	75,401,563	1,931	24,303,000	99,704,563
2	2	243	43,388,092	9,460	62,114,000	105,502,092
3	3	710	86,072,099	5,455	39,624,000	125,696,099
4	0	0	0	409	2,249,000	2,249,000
5	1	90	17,642,656	800	7,848,000	25,490,656
6	0	0	0	898	3,511,000	3,511,000
合 計	682	188,555	17,529,521,580	1,005,084	13,206,134,736	30,735,656,316

(2) 移転補償実績

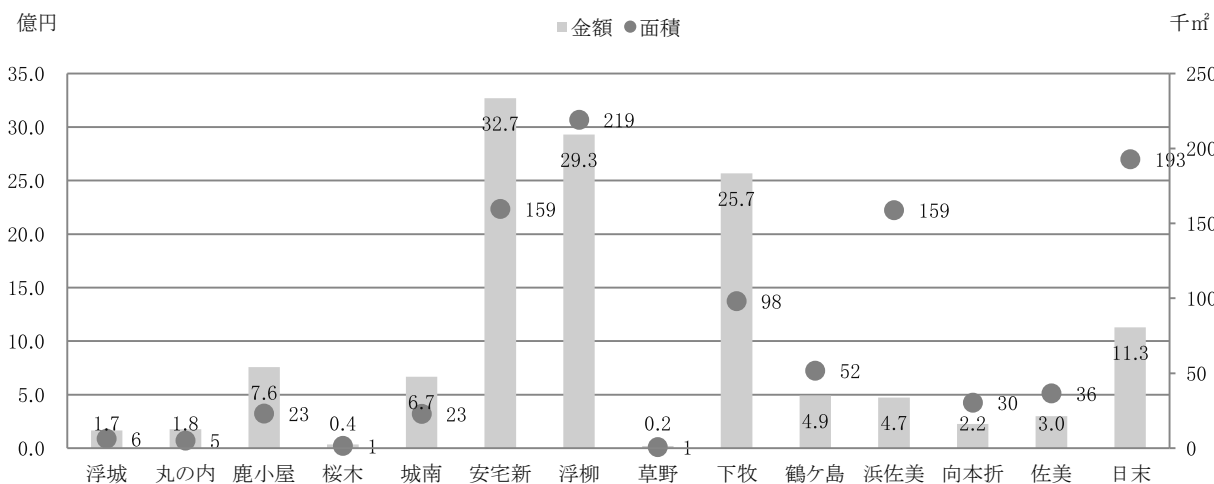
移転補償金額の推移



町別移転補償の状況（家屋）



町別移転補償の状況（土地）



(3) 基地周辺民家集団移転先地公共用施設等整備事業

町 名	年 度	事業費 千円	財 源		説 明 円
			国 補 千円	その他 千円	
浜佐美町	S44 工期 自 44.12.15 至 45.3.30	186,267	40,770	—	内訳 道路築造 L=1,180m 19,805,000 配水管敷設 L=1,775m 消火栓 6ヶ所 3,629,000 用地取得 6,684㎡ 15,212,000 事務費等 2,124,000
					内訳 盛土 62,891㎡ 23,000,000 用地(宅地) 51,074㎡ 122,111,000 事務費等 386,000
	S45 工期 自 S45.6.4 至 S45.12.20	17,416	12,420	—	内訳 道路舗装 1,610.6㎡ 7,783,000 照明工 10基 417,000 用 地 1,278㎡ 3,300,000 事務費等 920,000
					内訳 土留工 3,864,000 事務費等 1,132,000
	小 計	203,683	53,190	150,493	
	鹿小屋町	258,451	91,808	—	内訳 用地取得 S=3,336.91㎡ 33,129,000 道路構築及び公園整備 L=673m 43,976,000 排水路整備 L=400m 6,300,000 配水管敷設 L=631.8m 7,576,000 事務費等 827,000
					内訳 用地取得 S=12,995.7㎡ 132,420,467 宅地盛土及び付帯工事 13,315.4㎡ 26,845,000 事務費、借入金利子等 7,377,514
	S53	121,357	17,400	—	内訳 舗装及び安全施設 14,610,000 配水管敷設 L=258m 2,522,000 事務費等 268,000
					内訳 補償及び付帯工事 1,319,000 事務費、借入金利子等 102,637,706
小 計		379,808	109,208	270,600	

町 名	年 度	事業費 千円	財 源		説 明 円
			国 補 千円	その他 千円	
安 宅 新 町	H8	24,424	14,253	10,171	実施設計一式
	H9	3,019	—	3,019	内訳 手数料 2,204,000 事務費等 815,000
	H10	153,034	153,034	—	内訳(平成9年度繰越分) 用地取得 A=8,316.29㎡ 150,940,660 事務費等 2,093,340
		142,945	142,945	—	内訳 用地取得 A=7,816.18㎡ 141,863,662 事務費等 1,081,338
	H11	245,163	245,163	—	内訳(平成10年度繰越分) 道路工事 A=9,682.92㎡ 公園工事 A=1,500㎡ 調整池工事 A=4,949.26㎡ 234,531,000 事務費等 10,632,000
		30,372	30,372	—	内訳 道路舗装 8,704㎡ 28,926,000 事務費等 1,446,000
	小 計	598,957	585,767	13,190	
	下 牧 町				
下 牧 町	H14	1,128	1,128	—	内訳 事務経費 1,128,000
	H15	21,657	21,657	—	内訳(平成14年度繰越分) 実施設計 21,657,000
		579,198	579,198	—	内訳 用地買収 A=30,444.90㎡ 552,574,935 事務費等 26,623,065
	H16	580,700	580,700	—	内訳(平成15年度繰越分) 道路工事 A=20,263.40㎡ 下水道工事 A=2,696.5㎡ 公園工事 A=2,786.98㎡ 調整池工事 A=8,022.49㎡ 防火水槽工事 40t級 2基 565,950,000 事務費等 14,750,000
		49,517	49,517	—	内訳(平成15年度繰越分) 道路工事 A=16,325.87㎡ 公園工事 47,705,000 事務費等 1,812,000
		54,266	54,266	—	内訳 公園工事 上水道工事 Φ100L=1,930.1m Φ150L=1,153.3m 消火栓 2基 54,066,000 事務費等 200,000
		89,715	89,715	—	内訳(平成16年度繰越分) 道路舗装工事 A=16,325.87㎡ 56,637,000 調整池舗装工事 A=6,957.65㎡ 20,685,000 防護柵設置工事 L=561.00㎡ 7,560,000 区画線引工事 L=6,269.00m 3,402,000 事務費等 1,431,000
	小 計	1,376,181	1,376,181	—	
	合 計	2,558,629	2,124,346	434,283	

4. 民生安定施設の助成（法第8条）

（1）有線ラジオ放送施設（第1項）

（単位：戸、千円）

年 度	設 置 町 名	事業量	総事業費	国庫補助金	備 考
S42	長崎、大島、向本折、蛭川、日末、松崎、浮柳、浜佐美、木曾、安宅新	1,482	16,316	12,836	
44	今江、額見、草野	870	10,745	8,582	
46	下牧、浮城、大領中、須天、串	976	12,872	10,298	
47	大領、鶴ヶ島、島田、長田、平面、白江、月津、小島、犬丸、矢田、梅田、上牧、梯、御館、松梨、荒屋	1,442	14,967	11,974	
48	野田、高堂、川辺、茶屋、丸の内、浜田	1,293	15,985	12,204	
49	安宅(1.2)、佐美、村松、育成、桜木、殿2、大川1、天神	1,420	22,838	15,674	
50	泉、美原、中、地子、京、東、相生、本、末広、本折、清水、串茶屋、龍助、八日市、三日市、寺、園、松任、能美、新、大和、旭、飴屋、細工	2,264	29,642	20,413	
51	四丁、扇、日の出、幸、松陽、清六、不動島、御宮、西、上小松、新鍛冶、北浅井、大文字、糸、青路、古城、矢田新、拓栄、大川2、白山、材木、白松、上本折	2,209	31,237	21,188	新 設
	平面外42町	698	13,460	9,862	増 設
52	符津(本村、駅前)、蓑輪、矢崎、松生、月美丘、春日、島、沖、打越、一針、東蛭川	1,918	32,669	24,587	新 設
	向本折、木曾、安宅新、浮柳、蛭川、松崎	1,052	13,407	10,530	更 新
53	殿1、大川3、小馬出、八幡、栄、千代(本村、出村)、漆、佐々木、若杉、本江、吉竹、鹿、千木野、加賀八幡、下栗津、木場、木場台、ニツ梨、矢田野、林、蓮代寺、三谷、有明	3,216	60,003	42,427	新 設
	長崎、大島	238	3,737	2,784	更 新
	三日市外62町	418	7,354	5,498	増 設
54	南浅井、あけぼの、古府、東山、本鍛冶、本大工、矢沢、城北、間屋	736	15,155	11,067	新 設
	今江、額見、草野	948	16,163	11,850	更 新
55	福乃宮、西本折、土居原(1.2.4.5)、西軽海(1.2.3.4)、(安宅)、河田谷内、河田館、荒木田、(今江)	1,246	27,182	19,279	新 設
	材木外76町	923	19,885	15,083	増 設
56	小寺、小野、光陽、	290	9,331	6,637	新 設
	大領中、須天、串、下牧	808	20,074	14,880	更 新
	安宅新外63町	309	7,177	5,521	増 設
57 (一次)	鷹匠、城南、土居原3、上寺、錦	229	6,092	4,034	新 設
	大領、鶴ヶ島、島田、長田、平面、白江、月津、小島、犬丸、矢田、梅田、上牧、梯、御館、松梨、荒屋	1,350	36,648	25,926	更 新
	浮城外62町	442	9,378	7,502	増 設
57 (二次)	浜佐美本	61	1,812	1,275	更 新
	向本折外4	9	500	400	増 設
58	宝、希望丘	152	3,221	2,577	新 設
	野田、高堂、川辺、浜田	874	17,108	13,686	更 新
	泉外62町	301	7,404	5,923	増 設
59	本河田	79	2,867	2,293	新 設
	佐美、村松、安宅(1.2)	895	22,253	17,802	更 新
	梅田外76町	311	8,676	6,941	増 設
60	丸の内、泉、新、松任、京、清水、本折、旭、大和、飴屋、東、三日市、龍助、寺、桜木、育成、末広、園、能美、串茶屋	1,765	35,076	28,061	更 新
	浮城外60町	307	7,802	6,241	増 設
61	大川2、細工、西、八日市、日の出、白松、清六、松陽、日末、下八里、四丁、矢田新	1,117	27,113	21,690	更 新
	泉外71町	317	6,194	4,955	増 設
62	上小松、材木、美原、上本折、白山、本、浮柳、一針、北浅井、符津(駅前)、月美丘	1,123	33,173	26,538	更 新
	川辺外50町	237	7,483	5,985	増 設
63	浮城、御宮、沖、島、符津(本村)、蓑輪、矢崎、松生、長崎、糸、古河	1,392	41,477	33,181	更 新
	今江外59町	268	6,009	4,807	増 設

年 度	設 置 町 名	事業量	総事業費	国庫補助金	備 考
H元	天神、打越、拓栄、向本折、林、二ツ梨	835	41,672	33,337	更 新
	今江外69町	247	7,299	5,839	増 設
2	古城、扇、今江、安宅新、大文字	1,422	58,060	46,447	更 新
	今江外63町	216	5,788	4,630	増 設
3	幸、大島、若杉、蓮代寺、木曽、埴田、大川3、千木野、松崎、あけぼの、千代(出村)	1,262	66,260	53,006	更 新
	今江外48町	189			増 設
4	城北、矢沢、木場、下栗津、春日、千代(本村)、木場台、東蛭川、芦田、蛭川	1,444	67,007	53,605	更 新
	今江外65町	234	7,662	6,128	増 設
5	西軽海第1(雇用促進宿舎)	79	1,468	1,175	新 設
	額見、草野、東山、南浅井、吉竹、加賀八幡、小馬出、漆	1,038	63,796	51,037	更 新
	今江外52町	237	5,049	4,039	増 設
6	殿2、中、津波倉、殿1、三谷、本江、矢田野、本鍛冶、本大工、古府、河田館、谷内、下牧、串	1,788	91,559	73,247	更 新
	今江外75町	332	9,401	7,520	増 設
7	荒木田、土居原5、小寺、大領中、城南、大領、鶴ヶ島、島田、犬丸、梅田、梯、松梨、安宅(1.2)、荒屋	2,115	76,812	61,449	更 新
	今江外65町	316	8,859	7,087	増 設
8	相生、西本折、西軽海三丁目、小野、光陽、長田、矢田、希望丘、高堂、川辺、本河田、佐美	1,703	73,051	58,440	更 新
	今江外68町	439	13,002	10,401	増 設
9	茶屋、青路、佐々木、福乃宮、須天、月津、上牧、野田、村松、串茶屋、育成、日末	1,389	82,321	65,856	更 新
	今江外73町	420	10,946	8,756	増 設
10	丸の内公園、浜佐美、	20	1,766	1,413	新 設
	白江、平面、能美、細工、新、浮柳、美原、上本折、大領中(旧松陽)	1,079	57,325	45,860	更 新
	今江外52町	296	9,468	7,574	増 設
11	日末、扇原	57	3,668	2,901	新 設
	西軽海一丁目、西軽海二丁目、西軽海四丁目、白松、上小松、泉、錦、浜佐美本、古河、不動島	1,145	57,913	45,797	更 新
	今江外58町	230	8,232	6,510	増 設
12	沖、園、旭、有明、月美丘、問屋	671	40,667	31,910	更 新
	吉竹外55町	312	14,595	11,452	増 設
13	新鍛冶、浜田、白山、丸の内、御館、四丁、日の出、本、小島、長崎、糸、上八里	1,471	62,826	49,155	更 新
	今江外62町	253	8,698	6,805	増 設
14	木曽、義仲	243	8,352	6,608	更 新
	小寺外59町	406	14,042	11,110	増 設
15	一針、島、東蛭川、二ツ梨、向本折、東	1,235	57,986	46,388	更 新
	上小松外51町	234	9,182	7,345	増 設
16 15繰越	今江	1,181	50,390	40,312	更 新
	泉外56町	230	8,112	6,489	増 設
17	蛭川、千代(本村、出村)、浮城、古城、鷹匠、桜木、芦田、大和	849	25,824	20,659	更 新
	泉外37町	160	6,322	5,057	増 設
	三谷外24町	100	3,989	3,190	
18	前川、八里台	186	8,216	6,573	新 設
	京、松任、清水、栄、土居原、埴田、松生、八幡町	622	16,893	13,515	更 新
	上小松外67町	254	8,537	6,830	増 設
19	幸、末広、下八里、符津(本村、駅前)、矢崎、矢沢、矢田野	1,102	40,371	32,297	更 新
	泉外82町	359	11,358	9,086	増 設
20 19繰越	養輪、西、八日市、龍助、城北、希望丘	722	19,000	15,200	更 新
	泉外79町	274	9,798	7,838	増 設
合 計		65,381	1,934,027	1,512,864	

※ 平成21年度から本事業に代わるものとして、「無線放送施設設置事業」が実施され、平成29年度に有線から無線化への事業が完了し、本事業は終了した。

(2) 道路 (第2項)

(単位:千円)

年度	路 線 名	位 置	工 種	事 業 規 模	事 業 費	国庫補助金	備 考
S36	市道浮柳基地今江線		舗 装	L=2,330m	10,995	8,246	直轄
37	県道京町安宅新線		舗 装	L=573m	12,934	9,700	県委託
38	市道日末佐美線		舗 装	L=980m	11,615	8,711	直轄
39	市道佐美浜佐美線 外6	佐美・浜佐美 外	改良舗装	L=4,216m	79,653	61,318	直轄
40	市道大島長田線 外5	蛭川・長田 外	改良舗装	L=3,882m	42,077	32,611	県含む
41	市道上牧長崎線 外9	上牧・長崎 外	改良舗装	L=6,624m	54,880	41,942	県含む
42	市道島田一針線 外5		改良舗装	L=4,942m	49,689	38,354	
43	市道島田一針線 外1	一針町 外	舗 装	L=1,974m	10,896	8,171	
44	市道上牧長崎線 外2	天神・茶屋 外	舗 装	L=784m	6,629	5,039	
45	市道北浅井飛行場線 外2	向本折大橋 外	橋梁下部	L=830.1m	70,955	56,574	用地補償費含む
46	市道北浅井飛行場線 外4	向本折大橋 外	橋梁下部	L=2,031.5m	83,447	68,124	
47	市道上牧長崎線 外5	上牧・長崎	舗 装	L=2,624.8m	50,774	38,078	
48	市道上牧長崎線 外4	下牧・小島・長崎	改良舗装	L=2,085.2m	39,613	30,614	用地買収含む
49	市道丸の内石田橋線 外8	下牧 外	改良舗装	L=2,128.8m	50,675	38,177	
50	市道北浅井飛行場線 外4	向本折 外	舗 装	L=1,642.8m	47,137	35,859	用地買収含む
51	市道上牧長崎線 外4	小島・長崎 外	改 良	L=2,931.8m	31,343	24,466	
52	市道上牧長崎線 外7	小島・長崎 外	改良舗装	L=5,963.9m	182,414	143,627	用地買収含む
53	市道浮柳草野線 外1	浮柳・草野	改良舗装	L=977m	50,414	39,756	
54	市道浮柳佐美線 外2	佐美・大島	改良舗装	L=1,200.8m	81,125	64,588	用地買収含む
55	市道浮柳佐美線 外2	日末・佐美 外	改良舗装	L=3,848.5m	77,303	60,240	
56	市道城南松崎線 外3		改良舗装	L=1,088m	123,144	98,176	
57	市道城南松崎線 外2		改 良	L=343.4m	53,284	37,627	
58	市道城南松崎線		改 良	L=943.3m	212,045	169,635	57年分繰越含む
59	市道城南松崎線 外1		改良舗装	土工、橋梁工、排水工、 護岸工	190,623	152,000	
60	市道城南松崎線 外2		改良舗装	L=133m、消雪L=594m	273,828	218,111	消雪装置
61	市道城南松崎線 外5		改良舗装	橋梁上部工、舗装工 外	306,667	240,333	消雪装置
62	市道城南松崎線 外1		改良舗装	L=300m	269,141	174,406	用地買収含む
63	市道城南松崎線 外3		改良舗装	L=1,486.65m	282,415	219,688	用地買収含む
H元	市道城南松崎線 外2		改良舗装	L=1,061m、消雪L=540m	282,967	223,743	用地買収含む
2	市道城南松崎線 外3		改良舗装	L=5544.7m、消雪L=560m	237,019	184,530	消雪装置
3	市道城南松崎線 外6		改良舗装	L=1,542.2m、消雪L=332m	252,589	171,525	消雪装置
4	市道浮柳佐美線 外4		改良舗装	L=1,750m、消雪L=378m	225,018	168,759	消雪装置
5	市道城南松崎線 外4		改良舗装	L=2,662.3m、消雪L=983m	253,538	190,150	橋梁・上部工

(単位:千円)

年度	路 線 名	位 置	工 種	事 業 規 模	事 業 費	国庫補助金	備 考
6	城南松崎線 外5		改良舗装	L=1,985m、消雪L=479m	220,335	165,248	消雪装置
7	城南松崎線 外6		改良舗装	L=2,030m、消雪L=1,060m	253,187	189,886	消雪装置
8	土居原下牧線 外7		改良舗装	L=922m、消雪L=284m	210,376	157,779	消雪装置
9	浮柳佐美線 外5		改良舗装	L=1,298m	231,465	173,593	用地補償費含む
10	土居原下牧線 外2		改良舗装	L=1,440m	280,499	210,372	用地補償費含む
11	浮柳佐美線 外2		改良舗装	L=1,536.6m、消雪L=927m	360,361	270,267	10年度繰越分
12	浮柳佐美線 外4		改良舗装	L=410m、消雪L=455m	377,832	283,372	用地補償費含む
13	浮柳佐美線 外2		改良舗装	消雪L=622m	326,431	244,820	用地補償費含む
14	浮柳佐美線 外6		改良舗装	改良一式 A=4,094.80㎡	227,053	170,288	
15	浮柳佐美線 外9		改良舗装	L=489.7m、消雪L=907m	352,143	264,104	消雪装置
16	浮柳佐美線 外10		改良舗装	L=749m	312,834	234,379	
17	浮柳佐美線 外11	基地今江線 外	改良舗装	橋梁下部工 外	498,948	375,455	
18	浮柳佐美線 外15	基地今江線 外	改良舗装	橋梁上部工 外	608,177	457,512	
19	浮柳佐美線 外11	基地今江線 外	改良舗装	改良舗装L=680.5m 消雪L=1,835.3m	457,972	344,507	消雪装置
20	浮柳佐美線 外8	今江国道1号線	改良舗装	建物調査、用地買収 外	333,738	249,306	
21	浮柳佐美線 外8	今江国道1号線	改良舗装	用地買収、舗装 外	290,390	212,548	
22	浮柳佐美線 外14	今江国道1号線	改良舗装	用地買収、舗装 外	576,740	413,774	
23	浮柳佐美線 外8	今江国道1号線	改良舗装	改良L=398m 舗装L=578m	193,506	141,714	繰越分、国債
24	向本折西側線改良舗装事業	向本折町	改 良	改良L=110m 舗装L=110m	39,023	29,267	23国債
	土居原下牧線外舗装事業	園町外2町	舗 装	散水管工 L=1,670.0m さく井・揚水設備工 2箇所	73,065	54,798	
	佐美串線改良事業	佐美町外2町	改 良	用地買収 A=8,277.86㎡	67,924	47,546	
	佐美串線改良舗装事業	佐美町外2町	改 良	改良舗装工 L=435.2m 橋梁工事 2基	59,498	41,648	24国債
25	佐美串線改良舗装事業	佐美町外2町	改 良	改良舗装工 L=435.2m 橋梁工事 2基	225,502	157,851	24国債
	佐美串線改良舗装事業	湖東町外1町	改 良	改良舗装工 L=490.0m	38,513	26,959	25国債
26	佐美串線改良舗装事業	湖東町外1町	改 良	改良舗装工 L=490.0m	132,172	92,520	25国債
	佐美串線改良舗装事業	湖東町外1町	改 良	改良舗装工 L=1,054.7m 橋梁工事 1基	60,663	42,464	26国債
27	佐美串線改良舗装事業	湖東町外1町	改 良	改良舗装工 L=1,054.7m 橋梁工事 1基	240,538	168,376	26国債
28	向本折大橋改良事業	向本折町外1町	改 良	改良工 N=1橋 L=100.1m W=6.5m	189,773	64,391	28国債
29	向本折大橋改良事業	向本折町外1町	改 良	改良工 N=1橋 L=100.1m W=6.5m	303,075	280,602	28国債
	土居原下牧線外舗装補修事業	本町外4町	舗装補修	消雪設備更新工 L=695m 舗装補修工 A=3,140㎡	59,556	35,731	
30	土居原下牧線外舗装補修事業	末広町外4町	舗装補修	消雪設備更新工 L=1,075m 舗装補修工 L=1,365m	110,404	66,241	
R1	土居原下牧線外舗装補修事業	末広町外4町	舗装補修	消雪設備更新工 L=567.5m 舗装補修工 L=2,603.5m	139,764	83,858	
2	土居原下牧線外舗装補修事業	末広町外4町	舗装補修	舗装補修工 L=880m	40,831	24,498	
	土居原下牧線外舗装補修事業	末広町外	舗装補修	消雪設備更新工 L=699.3m 舗装補修工 L=2,171.3m	133,335	80,000	
3	土居原下牧線外舗装補修事業	土居原町外	舗装補修	消雪設備更新工 L=1,197m 舗装補修工 L=1,832.9m	154,700	92,818	
4	土居原下牧線外舗装補修事業	土居原町外	舗装補修	消雪設備更新工 L=451m 舗装補修工 L=1,582m	107,081	64,247	
5	土居原下牧線外舗装補修事業	相生町外	舗装補修	消雪設備更新工 L=611m 舗装補修工 L=1,611m	141,518	84,910	
6	土居原下牧線外舗装補修事業	末広町外	舗装補修	消雪設備更新工 L=525m 舗装補修工 L=1,373m	148,046	88,827	
合 計					12,583,814	9,249,354	

(3) 無線放送施設 (第5項)

(単位:千円)

年度	事業名	工種	規格等	事業内容	事業費	国庫補助金	備考
H21	無線放送施設設置助成事業	実施設計 (同報、移動) 基本設計 (簡易無線)	デジタル同報系 無線設備 デジタル移動系 無線設備 デジタル簡易無線設備	同報:電波調査 移動:電波調査 簡易無線:電波調査	8,206	6,154	
22	無線放送施設設置助成事業	工事	デジタル同報系 無線設備	親局(1局)、中継局(1局)、遠隔制御装置(1台)、屋外拡声子局(47局)、再送信子局(5局)、戸別受信機(227台)	70,798	53,098	22国22分
	無線放送施設設置助成事業	工事	デジタル移動系 無線設備	統制局(1局)、中継局(1局)、携帯型無線移動局(10台)	14,226	10,669	22国22分
	無線放送施設設置助成事業	実施設計	デジタル移動系 無線設備	H23事業の設計	623	466	
23	無線放送施設設置助成事業	工事	デジタル同報系 無線設備	H22年度参照	224,865	168,647	22国23分
	無線放送施設設置助成事業	工事	デジタル移動系 無線設備	H22年度参照	62,012	46,508	22国23分
	無線放送施設設置助成事業	工事	デジタル移動系 無線設備	半固定型移動局(1台) 車載型無線移動局(20台)	8,327	6,243	
24	無線放送施設設置助成事業	実施設計	デジタル簡易無線設備	小馬出町外	6,237	4,677	
25	無線放送施設設置助成事業	実施設計	デジタル簡易無線設備	御宮町外58町	9,230	6,922	
	無線放送施設設置助成事業	工事	デジタル簡易無線設備	機器製作	58,920	44,189	25国25分
26	無線放送施設設置助成事業	実施設計	デジタル簡易無線設備	梅田町外96町	14,655	10,991	
	無線放送施設設置助成事業	工事 (その1)	デジタル簡易無線設備	戸別受信機(19町[大川町1、大川町2、大川町3、新町、天神町、白嶺町、光町、安宅新町、下牧町、平面町、打越町、金屋町、白松町、千木野町、大領町、国府台、正蓮寺町、木場町、矢田野町、長土堤])	250,452	187,839	25国26分
	無線放送施設設置助成事業	工事	デジタル簡易無線設備	機器製作	78,281	58,710	26国26分
27	無線放送施設設置助成事業	実施設計	デジタル簡易無線設備	小島町外78町	6,988	5,240	
	無線放送施設設置助成事業	工事 (その2)	デジタル簡易無線設備	戸別受信機(33町[御宮町、材木町、地子町、新大工町、飴屋町、宝町、寺町、日の出町1、日の出町2、三日市町、安宅町、坊丸町、川辺町、千代町、清六町、北浅井町、鹿町、串町、拓栄町、鶴川町、里川町、八里台、桂町、岩上町、観音下町、沢町、塩原町、尾小屋町、尾小屋町長原、尾小屋町二ツ屋、瀬領町、栗津町、牧口町])	344,431	258,323	26国27分
	無線放送施設設置助成事業	工事 (その2の2)	デジタル簡易無線設備	戸別受信機(52町[茶屋町、上寺町、福乃宮町、上牧町、大島町、あけぼの町、荒屋町、高堂町、長田町、野田町、能美町、八幡、扇町、不動島町、南浅井町、吉竹町、東山町、今江町、青路町、串茶屋町、村松町、松崎町、小野町、河田館町、古府町、埴田町、本河田町、遊泉寺町、立明寺町、荒木田町、上麦口町、原町、みどり町、麦口町、光陽町、麻島町、大野町、金野町、金平町、五国寺町、花坂町、波佐羅町、松岡町、小山田町、白山田町、西荒谷町、馬場町、日用町、滝ヶ原町、上荒屋町、額見町、湯上町])	528,335	396,251	26単線越分
	無線放送施設設置助成事業	工事	デジタル簡易無線設備	機器製作	179,938	134,953	27国27分
28	無線放送施設設置助成事業	工事 (その3)	デジタル簡易無線設備	戸別受信機(115町[泉町、浮城町、梅田町、梯町、上小松町、京町、古城町、小寺町、小馬出町、細工町、新鍛冶町、園町、鷹匠町、殿町一丁目、殿町二丁目、中町、浜田町、松任町、丸の内町、丸の内公園町、美原町、芦田町、相生町、旭町、有明町、育成町、上本折町、幸町、栄町、桜木町、清水町、城南町、末広町、大文字町、西町、西本折町、白山町、東町、日吉町、土居原町、錦町、古河町、本町、本鍛冶町、本大工町、本折町、大和町、八幡町、八日市町、龍助町、木曾町、義仲町、浮柳町、草野町、鶴ヶ島町、浜佐美本町、前川町、大丸町、御館町、島田町、城北町、蛭川町、東蛭川町、松梨町、一針町、糸町、漆町、沖町、佐々木町、白江町、若杉町、三谷町、本江町、蓮代寺町、須天町、大領中町、向本折町1、向本折町2、向本折町3、佐美町、浜佐美町、日末町、上八里町、下八里町、河田谷内町、岩渕町、軽海町、中海町、希望丘町、西軽海町1丁目、西軽海町2丁目、西軽海町3丁目、西軽海町4丁目、江指町、布橋町、上り江町、長谷町、波佐谷町、春日町、島町、蓑輪町、木場台、井口町、おびし町、津波倉町、戸津町、南陽町、西原町、下栗津町、林町、矢沢町、月津町、月美丘、矢田町、矢田新町])	785,638	589,228	27国28分
	無線放送施設設置助成事業	工事	デジタル簡易無線設備	機器製作	78,293	35,670	28国28分
29	無線放送施設設置助成事業	工事 (その4)	デジタル簡易無線設備	戸別受信機(11町[小島町、長崎町、符津町、矢崎町、那谷町、菩提町、二ツ梨町、松生町、扇原町、四丁町、打木町])	178,315	156,786	28国29分
合 計					2,908,770	2,181,564	

※ 平成21年度から有線ラジオ放送設備に代わるものとして本事業が実施され、平成26年度から各家庭等に戸別受信機を設置し、有線放送設備を撤去してきた。平成29年度に戸別受信機の設置を完了し、有線放送の無線化が完了した。

(4) 消防施設 (第7項)

(単位: 千円)

年度	設 置 町 名 等	事 業 量	総事業費	国庫補助金	備 考
S50	水槽付消防ポンプ自動車(西出張所)	1台	9,138	4,220	
51	(防火水槽)向本折、長田、佐美	48m ³ 級,3基	5,969	3,303	
52	(防火水槽)扇、大領中、浜佐美、浮柳、矢田野	48m ³ 級,5基	8,687	5,265	
53	普通消防ポンプ自動車(第3分団)	1台	6,850	4,566	安宅(西出張所)
54	(防火水槽)安宅新、浮柳、若杉、向本折、坊丸	48m ³ 級,5基	9,285	6,168	
55	普通消防ポンプ自動車(第10分団)	1台	7,448	4,965	月津
56	(防火水槽)荒屋、小島、安宅、佐美、浜佐美	40m ³ 級,5基	12,430	8,266	
57	消防ポンプ自動車(無線機付) BD-I型(中署)	1台	9,395	6,263	
	(防火水槽)上小松、高堂、安宅、大領、額見	40m ³ 級,5基	15,540	9,480	
58	(防火水槽)桜木、佐美、四丁、今江、沖	40m ³ 級,5基	15,830	9,900	
59	消防ポンプ自動車 CD-I型(第1分団)	1台	8,620	5,746	浜田
	(防火水槽)長田、川辺、白江、矢田野、月津	40m ³ 級,5基	15,710	9,939	
60	消防ポンプ自動車 CD-I型(南署)	1台	11,635	7,544	
61	(防火水槽)矢崎、今江、串茶屋、須天、南浅井	40m ³ 級,5基	17,290	9,853	
62	消防ポンプ自動車 CD-I型(第2分団)	1台	9,580	6,386	浜田
63	消防ポンプ自動車 CD-I型(第7分団)	1台	9,250	6,166	苗代
H元	消防ポンプ自動車 CD-I型(第15分団)	1台	10,352	6,901	
2	はしご付消防ポンプ自動車(中消防署)	1台	88,395	39,228	
3	消防ポンプ自動車(無線機付) CD-I型(中央出張所)	1台	15,965	7,768	
4	化学消防ポンプ自動車II型(中央出張所)	1台	35,638	11,304	
5	はしご付消防ポンプ自動車(南消防署) 15m級	1台	58,916	39,228	
6	消防ポンプ自動車 CD-I型(中消防署)	1台	16,995	7,768	
7	救助工作車(中消防署)	1台	45,320	19,106	
8	消防庁舎整備事業(実施設計)1級温湿含む	2,124.73m ²	15,778	3,927	※16項に該当。7項を準用。
8	高規格救急自動車(中消防署)	1台	33,774	18,338	
9	消防庁舎整備事業(工事)1級・機械室等	2,157.14m ²	198,975	24,656	※16項に該当。7項を準用。
9	消防ポンプ自動車 CD-I型(南消防署)	1台	17,325	9,148	
10	消防庁舎整備事業(工事)		458,395	104,791	※16項に該当。7項を準用。
10	消防緊急通信指令施設	一式	166,945	108,302	
12	高規格救急自動車(南消防署)	1台	28,823	17,676	
14	水槽付消防ポンプ自動車(中消防署)	1台	26,145	10,502	
17	高規格救急自動車(中消防署)	1台	28,896	18,075	
19	水槽付消防ポンプ自動車(南消防署)	1台	22,050	11,325	18年度繰越分
21	消防ポンプ自動車 CD-I型(中消防署)	1台	20,160	8,876	
23	消防ポンプ自動車 CD-I型(東出張所)	1台	21,945	9,820	
24	高機能消防指令センターII型(工事)	一式	283,063	174,503	統合事業
25	救助工作車 II型(中消防署)	1台	80,874	32,827	
26	高規格救急自動車(西出張所)	1台	26,782	16,180	
27	消防救急デジタル無線設備	一式	262,164	160,000	
28	消防ポンプ自動車 CD-I型(栗津温泉出張所)	1台	22,150	10,020	
29	高規格救急自動車(東出張所)	1台	26,949	16,180	
30	高規格救急自動車(南消防署)	1台	28,857	16,180	
R2	高規格救急自動車(中消防署)	1台	28,671	19,113	
R5	35mはしご付ポンプ自動車(中消防署)	1台	210,294	75,160	
R6	水槽付消防ポンプ自動車(中消防署)	1台	60,893	22,442	
	高機能消防指令センターII型(工事)	一式	252,500	36,687	2箇年工事の1年目
合 計			2,093,498	1,030,687	

(5) コミュニティ供用施設 (第13項)

(単位: 千円)

年度	地 区 名	種別	級別	工 事 規 模 等			事 業 費	財 源 内 訳 (単位: 千円)			
				工事内容	施工面積	(機械室)		国庫補助金	県 費	市 費	その他
S47	梅 田	2	1	新設RC1	153.09㎡	(11.52㎡)	10,703	4,600	—	2,300	3,803
	松 任	2	1	新設RC2	166.52㎡	(10.34㎡)	10,532	4,600	—	2,300	3,632
48	日 末	3	1	新設RC2	417.75㎡	(39.492㎡)	39,493	4,600	—	2,300	32,593
	向 本 折	3	1	新設RC2	441.00㎡	(23.04㎡)	48,002	12,000	—	6,000	30,002
49	丸 の 内	2	1	新設RC2	187.02㎡	(10.35㎡)	23,455	7,200	3,600	3,600	9,055
	下 牧	2	1	新設RC2	213.519㎡	(17.16㎡)	30,629	7,200	3,600	3,600	16,229
	鶴ヶ島	2	1	新設RC1	158.04㎡	(8.75㎡)	22,630	7,200	3,600	3,600	8,230
	浜佐美本	2	1	新設RC2	325.50㎡	(12.50㎡)	38,468	7,200	3,600	3,600	24,068
50	荒 屋	2	1	新設RC1	128.75㎡	(8.75㎡)	15,033	8,700	4,350	1,983	—
	松 梨	2	1	新設RC2	142.02㎡	(8.10㎡)	16,047	8,700	4,350	2,997	—
51	小 島	2	1	新設RC1	169.25㎡	(13.00㎡)	21,800	10,800	5,000	5,400	600
	梯	2	1	新設RC2	147.04㎡	(10.00㎡)	18,742	10,800	5,000	2,942	—
	上 本 折	2	1	新設RC2	151.24㎡	(7.28㎡)	18,716	10,800	5,000	2,916	—
	細 工	2	1	新設RC2	176.09㎡	(7.40㎡)	23,473	10,800	5,000	5,400	2,273
52	佐 美	2	1	新設RC2	171.937㎡	(9.605㎡)	22,858	10,800	5,000	5,400	1,658
	八 幡	2	1	新設RC2	146.545㎡	(10.149㎡)	18,795	10,800	5,000	2,995	—
	安宅第7	2	1	新設RC2	145.65㎡	(9.415㎡)	20,456	10,800	5,000	4,656	—
	大川第一	1	1	新設RC2	182.124㎡	(11.839㎡)	24,172	10,800	5,000	5,400	2,972
53	長 崎	2	1	新設RC1	306.06㎡	(16.20㎡)	36,478	12,300	6,000	6,150	12,028
	大 島	2	1	新設RC2	187.989㎡	(8.88㎡)	26,805	12,300	6,000	6,150	2,355
	安 宅 新	2	1	新設RC2	178.402㎡	(7.862㎡)	22,635	12,300	6,000	4,335	—
	安 宅	3	1	新設RC2	359.155㎡	(16.219㎡)	16,191	10,191	6,000	—	—
54	安 宅	3	1	新設RC2	359.155㎡	(16.219㎡)	25,933	21,709	4,000	224	—
	串 茶 屋	2	1	新設RC2	223.13㎡	(9.363㎡)	30,223	12,300	6,000	6,150	5,773
	城 北	2	1	新設RC2	211.68㎡	(9.83㎡)	30,892	12,300	6,000	6,150	6,442
	犬 丸	2	1	新設RC1	174.82㎡	(9.45㎡)	27,915	12,300	6,000	6,150	3,465
	大川第三	2	1	新設RC2	140.31㎡	(9.12㎡)	23,137	12,300	6,000	4,837	—
55	蛭 川	2	1	新設RC1	237.11㎡	(16.87㎡)	42,216	16,800	6,600	6,850	11,966
	野 田	2	1	新設RC1	160.049㎡	(14.85㎡)	30,154	16,800	6,600	6,754	—
	草 野	2	1	新設RC2	149.929㎡	(13.181㎡)	28,332	16,800	6,600	4,932	—
	村 松	2	1	新設RC1	183.72㎡	(17.16㎡)	34,405	16,800	6,600	6,850	4,155
	土 居 原	2	1	新設RC2	186.546㎡	(13.456㎡)	32,561	16,800	6,600	6,850	2,311
56	長 田	2	1	新設RC1	272.16㎡	(12.96㎡)	53,783	16,800	6,600	6,850	23,533
	島 田	2	1	新設RC1	241.14㎡	(16.74㎡)	46,388	16,800	6,600	6,850	16,138
	向 本 折	2	1	防湿付加			3,802	3,801	—	1	—
	大 文 字	2	1	新設RC3	137.4975㎡	(10.37㎡)	32,732	16,800	6,600	6,850	2,482
	今 江 南	3	1	新設RC2	352.12㎡	(22.324㎡)	21,793	13,881	—	7,912	—
	上 牧	1	1	新設RC1	100㎡	(9㎡)	22,841	11,200	4,400	4,550	2,691
57	今 江 南	3	1	新設RC2	352.12㎡	(22.324㎡)	46,961	31,458	11,000	4,503	—
	京	2	1	新設RC3	207.02㎡	(8.89㎡)	50,535	17,800	7,000	7,200	18,535
	園	2	1	新設RC1	264㎡	(14.40㎡)	54,054	17,800	7,000	7,200	22,054
	本 折	2	1	新設RC1	198.2475㎡	(12.9375㎡)	48,722	17,800	7,000	7,200	16,722
	末 広	2	1	新設RC1	187.556㎡	(16.58㎡)	38,735	17,800	7,000	7,200	6,735
	あけぼの	2	1	新設RC1	137.04㎡	(8.64㎡)	32,538	17,800	7,000	7,200	538
58	額 見	2	2	新設RC1	272.29㎡	(13.50㎡)	57,500	17,800	7,000	7,200	25,500
	美 原	1	1	新設RC1	96.15㎡	(8.99㎡)	23,002	11,800	4,600	4,800	1,802
	蛭 川 東	1	1	新設RC1	99㎡	(9.675㎡)	24,211	11,800	4,600	4,800	3,011
	泉	2	1	新設RC2	172.05㎡	(10.80㎡)	39,715	17,800	7,000	7,200	7,715
	天 神	1	1	新設RC2	131.55㎡	(10.25㎡)	32,189	17,800	7,000	7,200	189
	平 面	2	1	新設RC1	187.29㎡	(12.54㎡)	39,142	17,800	7,000	7,200	7,142
	串	3	1	新設RC2	507.004㎡	(31.325㎡)	107,212	46,200	11,700	15,450	33,862

年度	地 区 名	種別	級別	工 事 規 模 等			事 業 費	財 源 内 訳 (単位:千円)			
				工事内容	施工面積	(機械室)		国庫補助金	県 費	市 費	その他
59	川 辺	3	2	新設RC2	360.107㎡	(18.567㎡)	76,404	46,600	11,700	15,600	2,504
	東	2	1	新設RC2	144.684㎡	(14.850㎡)	32,841	17,900	7,000	7,250	691
	白 松	2	1	新設RC1	168.14㎡	(9.78㎡)	36,061	17,900	7,000	7,250	3,911
	大 領	2	1	新設RC1	183.205㎡	(12.15㎡)	41,474	17,900	7,000	7,250	9,324
	幸	2	1	新設RC1	154.84㎡	(13.50㎡)	37,450	17,900	7,000	7,250	5,300
	符 津	3	2	新設RC1	378.69㎡	(21.87㎡)	82,857	46,600	11,700	12,889	11,668
60	栄	2	1	新設RC2	132.252㎡	(12.060㎡)	34,110	17,900	7,000	7,250	1,960
	日 の 出	3	1	新設RC2	342.222㎡	(21.24㎡)	75,031	46,600	11,700	15,600	1,131
	南 浅 井	2	2	新設RC1	207.34㎡	(12.94㎡)	47,059	17,900	7,000	7,250	14,909
	沖	3	1	新設RC2	360.8415㎡	(26.775㎡)	81,646	46,600	11,700	15,600	7,746
	希 望 丘	2	2	新設RC2	211.72㎡	(11.38㎡)	45,106	17,900	7,000	7,250	12,956
	浮 柳	2	1	新設RC1	232.20㎡	(16.20㎡)	50,623	17,900	7,000	7,250	18,473
61	大 領 中	3	1	新設RC2	358.975㎡	(23.737㎡)	78,746	46,600	11,700	15,600	4,846
	殿町第一	2	1	新設RC2	147.9113㎡	(14.2233㎡)	36,836	17,900	7,000	7,250	4,686
	古 府	2	2	新設RC1	132.38㎡	(9.72㎡)	35,879	17,700	7,000	7,250	3,929
	高 堂	2	1	新設RC1	150.3㎡	(14.66㎡)	72,309	17,900	7,000	7,250	40,159
62	育 成	1	1	新設RC1	95.87㎡		26,669	11,900	4,600	4,850	5,319
	古 城	2	1	新設RC2	138.55㎡		32,849	17,900	7,000	7,300	649
	月 美 丘	2	2	新設RC1	179.01㎡		43,865	17,700	7,000	5,720	13,445
63	糸	2	2	新設RC1	180.79㎡		45,994	17,700	7,000	5,720	15,574
	谷 内	2	2	新設RC1	134.05㎡		34,122	17,700	7,000	5,720	3,702
	鹿	1	2	新設RC1	84.68㎡		23,512	11,800	4,600	3,800	3,312
	二 ツ 梨	2	2	新設RC1	130.84㎡		35,228	17,700	7,000	5,720	4,808
H元	東 陵	3	2	新設RC1	351.99㎡		81,821	47,300	11,700	12,480	10,341
2	今 江 北	2	1	新設RC1	136.68㎡		39,719	18,500	7,000	7,300	6,919
3	殿町第二	1	1	新設RC1	81.00㎡		31,020	12,300	4,600	4,850	9,270
	吉 竹	3	2	新設RC1	323.73㎡		86,500	47,300	11,700	12,480	15,020
4	新	2	1	新設RC1	130.015㎡		45,322	18,500	8,000	8,800	10,022
	梅 田	2	1	除湿工事			3,926	3,400	—	315	211
	長 崎	2	1	除湿工事			5,837	3,400	—	1,462	975
5	島	3	2	新設RC1	397.80㎡		112,323	47,300	14,000	14,976	36,047
	上 本 折	2	1	除湿工事			4,744	3,400	—	806	538
6	四 丁	3	2	新設RC1	396.62㎡		112,028	49,300	14,000	14,900	33,828
7	福 乃 宮	2	1	新設RC1	126.00㎡		38,682	19,200	8,000	8,800	2,682
	荒 屋	2	1	空調・内装復旧			12,560	3,880	1,293	5,208	2,179
8	な し						—	—	—	—	—
9	坊 丸	1	1	新設RC1	87.84㎡		27,092	12,700	5,520	5,820	3,052
	蛭 川	2	1	空調復旧・改造			6,035	3,144	1,048	1,735	108
10	末 広	2	1	空調復旧・改造			11,394	3,144	1,048	4,950	2,252
11	日 末	3	1	新設RC1	418.05㎡		114,806	50,000	14,000	21,855	28,951
	本	2	1	新設RC1	129.15㎡		39,759	19,200	8,000	8,800	3,759
	今 江 南	3	1	空調復旧・改造			30,163	8,122	2,707	13,225	6,109
	長 田	2	1	空調復旧・改造			28,637	3,144	1,048	15,296	9,149
	土 居 原	2	1	移転RC2	213.03㎡		67,359	—	—	55,500	11,859
12	義 仲	2	1	新設RC1	129.64㎡		38,292	19,200	8,000	8,800	2,292
	丸 の 内	2	1	空調復旧・増築	279.36㎡		44,730	3,144	1,048	16,932	23,606
	向 本 折	3	1	空調復旧・改造			49,000	8,122	2,707	24,527	13,644
	蛭 川 東	1	1	空調復旧			4,387	2,096	698	1,375	218
13	上 牧	1	1	空調復旧			5,452	2,096	698	2,014	644
	城 北	2	1	空調復旧			15,406	3,144	1,048	7,357	3,857
	鶴 ヶ 島	2	1	空調復旧、石綿処理			15,100	3,541	1,180	6,714	3,665
	松 任	2	1	空調復旧、石綿処理			12,276	3,741	1,247	5,060	2,228
	沖	3	1	空調復旧			26,344	8,122	2,465	10,933	4,824

年度	地 区 名	種別	級別	工 事 規 模 等			事 業 費	財 源 内 訳 (単位:千円)			
				工事内容	施工面積	(機械室)		国庫補助金	県 費	市 費	その他
14	安 宅	3	1	空調復旧			19,448	8,122	2,707	6,796	1,823
	浮 柳	2	1	空調復旧			20,968	3,144	1,048	10,694	6,082
	大 文 字	2	1	空調復旧			10,797	3,144	1,048	4,592	2,013
	野 田	2	1	空調復旧			17,275	3,144	1,048	8,479	4,604
	村 松	2	1	空調復旧			17,729	3,144	1,048	8,751	4,786
	栄	2	1	リニューアル計画調査			826	826	—	—	—
	島 田	2	1	リニューアル計画調査			895	895	—	—	—
	殿町第一	2	1	リニューアル計画調査			840	840	—	—	—
	額 見	2	2	リニューアル計画調査			913	913	—	—	—
	下 栗 津	4	コメン	新設木造1	583.38㎡		39,223	17,170	—	22,053	—
15	下 栗 津	4	コメン	平成14年度繰越(工事)			77,679	36,930	5,450	-16,603	51,902
	安宅第7	2	1	空調復旧、石綿処理			14,044	3,723	1,241	6,444	2,636
	島 田	2	1	空調復旧、改修(設計)			815	326	—	489	—
	額 見	2	2	空調復旧、改修(設計)			1,146	326	—	820	—
	栄	2	1	空調復旧、改修(設計)			620	326	—	294	—
	殿町第一	2	1	空調復旧、改修(設計)			440	222	—	218	—
16	島 田	2	1	平成15年度繰越(工事)			20,540	10,558	1,048	5,794	3,140
	額 見	2	2	平成15年度繰越(工事)			25,950	10,558	1,048	8,907	5,437
	栄	2	1	平成15年度繰越(工事)			11,760	8,262	1,048	1,981	469
	殿町第一	2	1	平成15年度繰越(工事)			9,930	6,402	1,048	2,030	450
	犬 丸	2	1	改修調査			525	525	—	—	—
	大 島	2	1	改修調査			567	567	—	—	—
	佐 美	2	1	改修調査			520	520	—	—	—
	梯	2	1	改修調査			460	460	—	—	—
	あけぼの	2	1	改修調査			462	462	—	—	—
	串	3	1	改修調査			280	280	—	—	—
	園	2	1	改修調査			431	431	—	—	—
	南 浅 井	2	2	改修調査			483	483	—	—	—
	浜佐美本	2	1	改修調査			539	539	—	—	—
	犬 丸	2	1	空調復旧、改修(工事)			21,821	10,884	1,048	6,562	3,327
	大 島	2	1	空調復旧、改修(工事)			13,895	10,110	1,048	2,580	157
	佐 美	2	1	空調復旧、改修(工事)			13,772	10,703	884	1,914	271
	梯	2	1	空調復旧、石綿処理、改修			24,945	11,352	1,204	8,806	3,583
	西 軽 海	3	コメン	新設木造2	340.62㎡		55,590	33,500	3,400	3,400	15,290
17	あけぼの	2	1	空調復旧、改修(工事)			15,939	10,884	890	3,033	1,132
	串	3	1	空調復旧、改修(工事)			30,004	20,273	2,550	5,839	1,342
	園	2	1	空調復旧、改修(工事)			17,868	10,704	1,048	4,298	1,818
	南 浅 井	2	2	空調復旧、改修(工事)			18,436	10,884	1,048	4,531	1,973
	浜佐美本	2	1	空調復旧、石綿処理、改修			28,503	11,263	1,174	11,086	4,980
18	東	2	1	空調復旧、改修(工事)			10,782	7,854	1,032	1,757	139
	日 の 出	3	1	空調復旧、改修(工事)			15,998	8,281	2,666	4,630	421
	芦 田	2	1	新設RC1	126.83㎡		36,524	18,567	8,000	8,800	1,157
	松 梨	2	1	移転改築RC1	133.41㎡		42,645	18,935	8,000	11,595	4,115
19	草 野	2	1	空調復旧、改修(工事)			15,263	9,762	1,032	3,301	1,168
	本 折	2	1	空調復旧、改修(工事)			18,663	12,538	1,032	3,675	1,418
	符 津	3	2	空調復旧			12,115	9,210	1,914	991	0
	小 寺	2	1	新設RC1	120.34㎡		35,343	18,252	8,000	8,800	291
20	長 崎	2	1	空調復旧、改修(工事)			26,213	15,222	592	6,595	3,804
	川 辺	3	2	空調復旧、改修(工事)			31,262	24,249	1,271	4,208	1,534
	幸	2	1	空調復旧、改修(工事)			20,114	11,403	1,032	5,227	2,452
	串 茶 屋	2	1	空調復旧、改修(工事)			20,870	13,261	1,032	4,565	2,012

年度	地 区 名	種別	級別	工 事 規 模 等			事 業 費	財 源 内 訳 (単位:千円)			
				工事内容	施工面積	(機械室)		国庫補助金	県 費	市 費	その他
21	育 成	1	1	空調復旧、改修(工事)			11,027	7,628	688	1,627	1,084
	小 島	2	1	空調復旧、石綿処理、改修			19,713	11,738	1,366	3,965	2,644
	大 領	2	1	空調復旧、改修(工事)			62,744	24,537	1,032	22,305	14,870
22	梅 田	2	1	空調復旧、太陽光(工事)			8,720	6,109	1,032	947	632
	美 原	1	1	空調復旧			3,714	2,270	688	454	302
	泉	2	1	空調復旧、改修(工事)			17,130	11,919	1,032	2,507	1,672
23	御 宮	2	1	新設RC1	122.60㎡		36,936	18,357	8,000	8,800	1,779
	丸 の 内	2	1	建具復旧			4,512	1,890	0	1,573	1,049
	京	2	1	空調復旧、改修(工事)			20,339	12,848	1,018	3,884	2,589
	平 面	2	1	空調復旧、改修(工事)			25,764	12,255	1,032	7,456	5,021
	白 松	2	1	空調復旧、改修(工事)			19,099	11,842	1,032	3,606	2,619
24	大川第一	1	1	空調復旧、改修(工事)			21,039	9,511	688	6,504	4,336
	大川第三	2	1	空調復旧			4,271	3,405	844	13	9
	高 堂	2	1	空調復旧、改修(工事)			8,728	5,469	556	1,622	1,081
	八 幡	2	1	空調復旧、改修(工事)			16,524	11,274	1,032	2,531	1,687
	大 領 中	3	1	空調復旧、改修(工事)			18,712	15,788	72	1,711	1,141
	島	3	2	空調復旧、改修(工事)			20,778	15,583	0	3,117	2,078
	吉 竹	3	2	空調復旧、改修(工事)			21,825	16,368	0	3,274	2,183
25	木 曾	2	1	新設RC1	205.50㎡		62,048	22,662	8,000	8,800	22,586
	不 動 島	2	2	新設RC1	123.58㎡		39,946	17,950	8,000	6,864	7,132
	細 工	2	1	空調復旧、改修(工事)			19,002	12,100	1,032	3,522	2,348
	新	2	1	空調復旧、改修(工事)			16,832	11,119	1,032	2,809	1,872
26	上 本 折	2	1	空調復旧、改修(工事)			22,745	14,000	993	5,844	1,908
	佐 美	2	1	建具復旧			11,876	4,533	0	4,406	2,937
	今江中央	4	1	新設RC1設計	695.30㎡		6,766	3,221	—	3,545	—
				工事(26国債)	695.30㎡		56,984	18,154	3,518	—	—
27	今江中央	4	1	新設RC1	695.30㎡		154,375	79,879	15,482	26,655	67,671
28	東 陵	3	4	改修調査			1,112	1,000	—	67	45
				設計			1,542	1,232	—	186	124
	四 丁	3	3	改修調査			636	572	—	38	26
				設計			1,465	1,204	—	156	105
	蛭 川	2	1	空調復旧、改修、建具(工事)			46,191	24,303	1,067	12,493	8,328
	末 広	2	1	空調復旧、改修(工事)			17,867	11,812	272	3,470	2,313
	古 城	2	1	空調復旧			8,351	4,932	1,067	1,411	941
29	東 陵	3	4	改修、太陽光(工事)			45,872	36,116	2,781	4,185	2,790
	四 丁	3	3	改修(工事)			55,442	38,954	2,781	7,943	5,764
	上 牧	1	1	空調復旧、改修、建具(工事)			16,856	12,831	717	1,985	1,323
	鶴ヶ島	1	1	空調復旧、改修、建具(工事)			34,339	15,582	717	10,824	7,216
30	大川第三	2	1	建具復旧			9,334	7,357	—	1,186	791
R元	串	4	1	改修(工事)	600.05㎡		49,568	35,510	2,641	6,850	4,567
	符 津	3	3	設計			1,327	995	—	199	133
2	安 宅	3	1	改修(工事)	438.48㎡		170,926	68,568	2,924	59,660	39,774
	符 津	3	3	改修(工事)			42,614	31,709	0	6,543	4,362
	沖	3	2	設計			2,035	1,526	—	305	204
3	沖	3	2	改修(工事)			47,657	35,574	3,045	5,423	3,615
4	蛭 川 東	1	1	改修(工事)			27,265	15,771	789	8,096	2,609
6	荒 屋	1	1	建具復旧			35,077	16,553	—	11,114	7,410
合 計							5,995,416	2,845,523	724,304	1,232,683	1,192,906

(6) その他民生安定施設

年度	地区名又は施設名	規 模		事 業 費	財 源 内 訳 (単位:千円)			
					国庫補助金	県 費	市 費	その他
S41	養護老人ホーム 松寿園	RC2 躯体工事	2,716.14㎡	43,487	32,595	—	1,795	9,097
42	養護老人ホーム 松寿園	RC2 躯体工事	2,716.14㎡	75,588	47,030	15,000	2,625	10,933
44	中 央 公 民 館	RC3	2,693.68㎡	129,797	63,000	—	66,797	—
	ご み 処 理 施 設	60t/8H機械化、パッチ、燃焼式		49,966	19,986	—	29,980	—
45	ご み 処 理 施 設	60t/8H機械化、パッチ、燃焼式		119,025	47,495	—	71,530	—
47	小 松 市 庁 舎	RC5(設計)	6,758,331㎡	22,365	3,789	—	18,576	—
		RC4(改造)	4,084.808㎡					
	小 松 准 看 護 学 院	RC3(設計)	476.43㎡	1,026	558	—	37	431
48	小 松 准 看 護 学 院	RC3(工事)	476.43㎡	32,977	24,658	5,000	—	3,319
49	養 護 施 設 育 松 園	RC2	767㎡	66,156	48,075	—	18,081	—
51	西 部 地 区 体 育 館	SRC平	1,050.00㎡	110,060	74,100	—	35,960	—
52	商 工 業 研 修 施 設	1種 全体 躯体工事	1,308.30㎡	70,808	42,717	—	8	28,083
53	商 工 業 研 修 施 設	1種 全体 内装工事	防1,276㎡	123,825	82,550	10,000	9,910	21,365
	南 部 児 童 体 育 館	3種 SRC平 設計	823.75㎡	2,020	1,302	—	718	—
	南 部 児 童 体 育 館	3種 SRC平 工事		31,470	11,718	—	19,752	—
	末 広 緑 地		3.1ha	27,000	18,000	—	9,000	—
	農 業 用 施 設	RC平 倉庫設計	421.8㎡	3,000	2,000	—	1,000	—
54	農 業 用 施 設	RC平 躯体工事	421.8㎡	59,972	39,980	—	5,997	13,995
	農 民 集 会 施 設	4種 RC4 工事	529.069㎡	27,563	10,638	2,861	2,756	11,308
	農 民 研 修 施 設	5種 RC5 工事	1,430.103㎡	68,758	23,151	7,139	6,875	31,593
	末 広 緑 地		3.1ha	69,000	46,000	—	23,000	—
	南 部 児 童 体 育 館	3種 RC平 内装工事	823.75㎡	53,967	30,380	—	23,587	—
	北 部 地 区 体 育 館	2種 RC平 設計	1,050.00㎡	2,673	2,478	—	195	—
55	農 業 用 施 設	RC平 内装工事	421.8㎡	32,947	21,964	—	3,294	7,689
	農 民 研 修 施 設	5種 RC5 内装工事	1,430.103㎡	136,374	88,708	—	13,637	34,029
	農 民 集 会 施 設	4種 RC4 内装工事	529.069㎡	56,752	25,112	—	5,675	25,965
	末 広 緑 地		3.1ha	74,181	49,454	—	24,727	—
	北 部 地 区 体 育 館	2種 工事	1,050.00㎡	135,479	87,106	—	48,373	—
	織 物 業 振 興 施 設	RC4 躯体工事	2,257.22㎡	145,271	35,819	—	14,528	94,924
	小 松 市 立 図 書 館	9種 RC3 設計	1,840.29㎡	9,607	3,147	—	6,460	—
56	小 松 市 立 図 書 館	9種 RC3 工事	1,840.29㎡	370,675	109,853	—	260,822	—
	末 広 緑 地		3.1ha	106,500	71,000	—	35,500	—
	養護老人ホーム 松寿園	1級	209㎡	8,590	5,870	—	2,720	—
	織 物 業 振 興 施 設	RC4 内装仕上げ	2,257.22㎡	342,727	111,492	—	34,256	196,979
57	牧 児 童 体 育 施 設	3種 RC1F	380.9㎡	54,900	35,300	—	19,600	—
	ロータリー 除雪車	250HP NR653		24,160	19,328	—	4,832	—
	コミュニティ 併用	6種 SRC2 設計	2, 448.617㎡	9,630	8,181	449	1,000	—
	コミュニティ 併用	6種 SRC2 工事		225,096	59,130	41,466	124,500	—
	老人福祉センター	RC2 設計	749.193㎡	2,550	2,438	22	90	—
	老人福祉センター	RC2 工事		47,599	26,057	5,342	16,200	—
	特別集会施設	SRC2 設計	3,317.71㎡	19,780	9,749	2,881	7,150	—
	特別集会施設	SRC2 工事		259,731	104,115	38,942	116,674	—
	末 広 緑 地		3.1ha	129,000	86,000	—	43,000	—
	屋 外 運 動 場	大島町、用地費	6,939.86㎡	117,422	58,711	—	58,711	—
	屋 外 運 動 場	大島町、用地費	5,429.79㎡	93,066	46,533	—	46,533	—
58	コミュニティ 併用	6種SRC2 仕上げ	2, 448.617㎡	306,841	214,689	23,604	68,548	—
	老人福祉センター	RC2 防音工事	749.193㎡	92,218	60,805	7,913	23,500	—
	屋 外 運 動 場 ①	RC し尿処理施設	90t/日	5,477	3,651	—	1,826	—
	屋 外 運 動 場 ②	大島町、用地費	10,878.19㎡	190,161	95,080	—	95,081	—
	屋 外 運 動 場 ③	敷地造成、多目的広場 ゲートボール場、植栽		24,794	16,529	—	8,265	—
	特別集会施設	SRC2 防音工事	3,317.71㎡	827,513	242,936	166,845	417,732	—

年度	地区名又は施設名	規 模		事 業 費	財 源 内 訳 (単位:千円)			
					国庫補助金	県 費	市 費	その他
59	屋 外 運 動 場 ①	広場テニスコート	13,930㎡	109,935	72,844	—	37,091	—
	屋 外 運 動 場 ②	建物・照明	252.6㎡	89,942	59,516	—	30,426	—
60	小 松 市 庁 舎	1種 SRC7 防音工事	16,060.04㎡	348,445	132,688	—	215,757	—
61	小 松 市 庁 舎	1種 SRC7 防音工事	16,060.04㎡	2,973,735	617,904	—	2,355,831	—
	松 陽 地 区 体 育 館	3種 SRC2	1,293.48㎡	88,934	39,920	—	49,014	—
	緑 地 設 置	丸の内町、用地費	1,373.74㎡	118,271	51,828	—	66,443	—
62	小 松 市 庁 舎	1種 SRC7 防音工事	16,060.04㎡	984,327	132,128	—	852,199	—
	緑 地 設 置	丸の内町、用地費	4,801.88㎡	425,992	193,913	—	232,079	—
	体 育 館 (仮称小松市スポーツセンター)	5種 SRC2 設計	4,559㎡	17,940	11,982	—	5,958	—
	松 陽 地 区 体 育 館	3種 RC(SRC)2	1,293.48㎡	131,078	59,880	25,000	46,198	—
63	緑 地 設 置	用地費	3,907.51㎡	335,658	167,827	—	167,831	—
		設計・工事		57,640	38,426	—	19,214	—
	体 育 館 (仮称小松市スポーツセンター)	5種 SRC2 工事	4,559㎡	368,754	107,838	—	260,916	—
H元	緑 地 設 置	用地費	406.37㎡	36,916	18,457	—	18,459	—
		工事費		99,657	66,438	—	33,219	—
	緑 地 設 置	用地費	432.90㎡	29,578	14,789	—	14,789	—
	体 育 館 (仮称小松市スポーツセンター)	5種 SRC2 工事	4,559㎡	527,851	279,580	—	248,271	—
2	御 幸 地 区 体 育 館	2種 SRC平・2	937.88㎡	7,313	2,157	—	5,156	—
		工事費		64,928	12,553	—	52,375	—
3	御 幸 地 区 体 育 館	平成2年度繰越	937.88㎡	100,362	57,190	—	43,172	—
	国 府 地 区 体 育 館	2種 SRC平 設計	937.14㎡	8,704	2,157	—	6,547	—
	国 府 地 区 体 育 館	工事		73,334	26,603	—	46,731	—
	屋 外 運 動 場	実施設計	13,051.40㎡	5,810	3,873	—	1,937	—
	屋 外 運 動 場	用地費	12,965.40㎡	65,040	32,519	—	32,521	—
	学 習 等 供 用 施 設 コミュニティ供用施設	2種 SRC2 実施設計	2,612.83㎡	22,175	7,008	—	15,167	—
	屋 外 運 動 場	スキーリフト 設計	ベアリフト 889.16m	11,635	7,756	—	3,879	—
	屋 外 運 動 場	スキーリフト 工事		80,118	53,411	—	26,707	—
4	国 府 地 区 体 育 館	2種 SRC平・2	937.14㎡	110,600	43,140	—	67,460	—
	屋 外 運 動 場	多目的広場	13,051.404㎡	60,124	40,082	—	20,042	—
	屋 外 運 動 場	スキーリフト 工事	889.16m	140,050	93,366	—	46,684	—
	日 末 蓮 池 公 園	工事	15,000㎡	36,996	24,664	—	12,332	—
実施設計		9,972		6,894	—	3,078	—	
5	日 末 蓮 池 公 園	平成4年度繰越分含む 工事		136,570	91,046	—	45,524	—
	屋 外 運 動 場	平成4年度繰越分		22,088	14,725	—	7,363	—
6	農 業 用 施 設	S造(温室)	405㎡×5棟	58,997	39,331	—	6,074	13,592
	屋 外 運 動 場 (南部多目的運動広場)	実施設計	13,051.4㎡	6,104	4,069	—	2,035	—
	日 末 蓮 池 公 園 ①	便所実施設計	54.7㎡	1,800	1,200	—	600	—
	日 末 蓮 池 公 園 ②	園路広場工、修景施設工、管理施設工		41,700	27,800	—	13,900	—
	日 末 蓮 池 公 園 ③	RC造 便所新設	54.7㎡	32,180	21,453	—	10,727	—
7	屋 外 運 動 場 (南部多目的運動広場)	工事	13,051.4㎡	101,242	67,495	—	33,747	—
	南部コミュニティ供用施設	工事	2,500㎡	129,300	43,998	—	85,302	—
	農 業 用 施 設	(温室)	温室×9棟	64,369	42,912	—	6,635	14,822

年度	地区名又は施設名	規 模		事 業 費	財 源 内 訳 (単位:千円)			
					国庫補助金	県 費	市 費	その他
8	老人福祉センター	1級 実施設計	温除含む	6,195	2,895	—	3,300	—
		工事	602.07㎡	72,684	18,175	—	54,509	—
	南部コミュニティ供用施設	6種	2,276.16㎡	343,642	182,594	—	161,048	—
	屋 外 運 動 場	整備工事		44,238	29,491	—	14,747	—
	板 津 地 区 体 育 館	実施設計	945㎡	3,244	2,256	—	988	—
	コミュニティ併用施設	5種1級温除含む	1,182.2932㎡	11,647	4,905	—	6,742	—
		工事		138,616	30,794	—	107,822	—
9	農 業 用 施 設	(温室)	温室×19棟	164,531	109,687	—	16,722	38,122
	消 防 庁 舎 整 備 事 業	1級温湿含む設計	2,124.73㎡	15,778	3,927	—	11,851	—
	老人福祉センター	1級温湿含む工事		96,956	75,430	—	21,526	—
	コミュニティ併用施設	5種1級温除含む工事	1,182.2932㎡	200,874	127,801	—	73,073	—
	板 津 地 区 体 育 館	2種 SRC2F		192,100	72,944	—	119,156	—
	消 防 庁 舎 整 備 事 業	1級・機械室等工事	2,124.73㎡	198,975	24,656	—	174,319	—
	消 防 庁 舎 整 備 事 業	工事	2,124.73㎡	458,395	104,791	—	353,604	—
10	屋 外 運 動 場	スローリフト 工事	342.02m	140,057	93,774	—	46,283	—
	今 江 ふ れ あ い 公 園	実施設計	5,355.36㎡	5,228	3,485	—	1,743	—
		用地費		377,458	188,729	—	188,729	—
		公園設置[国債]		25,926	17,284	—	8,642	—
	特 別 集 会 室	6種1級 空調復旧		110,200	65,735	—	44,465	—
	コミュニティ併用施設	6種1級 空調復旧		75,814	55,020	—	20,794	—
	老人福祉センター	1級 空調復旧		24,502	15,720	—	8,782	—
12	今 江 ふ れ あ い 公 園	公園設置[国債]	5,355.36㎡	102,924	68,616	—	34,308	—
	第 一 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ	6種 実施設計	2,169.039㎡	21,744	7,329	—	14,415	—
		6種 RC3 工事		110,114	45,137	—	64,977	—
13	(仮) 駅 西 市 民 公 園	用地買収	2,683.76㎡	712,144	356,072	—	356,072	—
	小 松 市 立 図 書 館	9種1級 復旧工事	1,840.29㎡	55,730	24,261	—	31,469	—
	第 一 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ	6種 RC3 工事	2,169.03㎡	467,990	191,834	—	276,156	—
14	(仮) 駅 西 市 民 公 園	実施設計	2,683.76㎡	5,190	3,460	—	1,730	—
	南 部 ふ れ あ い 公 園	実施設計	18,952.34㎡	19,550	13,033	—	6,517	—
	南 部 ふ れ あ い 公 園	用地補償、工事	10,596.77㎡	136,798	68,398	—	68,400	—
	小松市農民研修施設	5種1級RC4工事	833.24㎡	20,352	13,567	—	6,785	—
	小松市農民研修施設	4種1級RC4工事	342.59㎡	8,367	5,578	—	2,789	—
15	駅 西 公 園	平14年度繰越	2,684㎡	23,438	15,625	—	7,813	—
	駅 西 公 園	工事		134,700	89,799	—	44,901	—
16	南 部 ふ れ あ い 公 園	工事[国債]	3.2ha	29,021	19,347	—	9,674	—
	空 と 子 供 絵 本 館	RC2 設計	282.92㎡	2,169	1,625	—	544	—
	空 と 子 供 絵 本 館	工事[国債]	602.41㎡	55,914	41,935	—	13,979	—
	小 松 市 庁 舎	SRC2 復温、設計	12,045.71㎡	5,187	3,458	—	1,729	—
	小 松 市 庁 舎	空調復旧、工事	12,045.71㎡	63,200	51,290	—	11,910	—
17	南 部 ふ れ あ い 公 園	造成工事	3.2ha	123,335	82,223	—	41,112	—
	南 部 ふ れ あ い 公 園	施設整備工事	3.2ha	90,006	60,004	—	30,002	—
	南 部 ふ れ あ い 公 園	工事[国債]	3.2ha	46,863	31,242	—	15,621	—
	向本折ふれあい公園	設計、用地取得	2,844.53㎡	128,263	64,524	—	63,739	—
	向本折ふれあい公園	公園整備工事	2,844.53㎡	18,312	12,207	—	6,105	—
	空 と 子 供 絵 本 館	RC2 工事	602.41㎡	221,606	166,204	—	55,402	—
	空 と 子 供 絵 本 館	用地取得	391.93㎡	36,376	27,282	—	9,094	—
	空 と 子 供 絵 本 館	工事[国債]	303.2㎡	19,092	14,319	—	4,773	—
	末 広 野 球 場	実施設計		16,407	10,938	—	5,469	—
	小 松 市 庁 舎	平成16年度繰越	12,045.71㎡	196,297	121,708	—	74,589	—
18	南 部 ふ れ あ い 公 園	施設整備工事	3.2ha	14,706	97,804	—	48,902	—
	空 と 子 供 絵 本 館	RC2 資料館工事	602.41㎡	16,026	12,020	—	4,006	—
	空 と 子 供 絵 本 館	RC2 体験館工事	303.20㎡	81,145	60,858	—	20,287	—
	空 と 子 供 絵 本 館	広場整備	698㎡	11,067	8,300	—	2,767	—
	末 広 野 球 場	建設工事	13,745㎡	160,791	107,194	—	53,597	—
	末 広 野 球 場	建設工事		250,040	166,693	—	83,347	—

年度	地区名又は施設名	規 模		事 業 費	財 源 内 訳 (単位:千円)			
					国庫補助金	県 費	市 費	その他
19	南 部 児 童 公 園	施設整備工事	1.1ha	20,000	13,333	—	6,667	—
	末 広 野 球 場	建設工事		1,146,138	764,092	—	382,046	—
	末 広 野 球 場	建設工事		111,161	74,107	—	37,054	—
20	南 部 児 童 公 園	施設整備工事	1.1ha	85,000	56,667	—	28,333	—
	小 松 加 賀 広 域 斎 場	RC平一部2	3,994.33㎡	122,559	39,222	—	83,337	—
	西 部 地 区 修 景 公 園	実施設計	一式	5,743	3,829	—	1,914	—
	末 広 野 球 場	建設工事		472,434	314,956	—	157,478	—
21	西 部 地 区 修 景 公 園	施設整備工事	1.3ha	22,857	15,238	—	7,619	—
	(仮称)梯川右岸防災公園	設計、用地取得	645.74㎡	35,601	18,688	—	16,913	—
	小 松 加 賀 広 域 斎 場	RC平一部2		194,365	84,917	—	109,448	—
22	小 松 加 賀 広 域 斎 場	RC平一部2		275,693	81,351	—	194,342	—
	西 部 地 区 修 景 公 園	施設整備工事	1.3ha	97,143	64,762	—	32,381	—
	(仮称)梯川右岸防災公園	[22国債]	一式	11,660	7,773	—	3,887	—
23	(仮称)梯川右岸防災公園	[22国債]	一式	26,235	17,490	—	8,745	—
	市民センターコミュニティ供用施設	RC2、実施設計		2,210	1,657	—	553	—
24	市民センターコミュニティ供用施設 (改修工事)[24国債]	RC2F	2,448.60㎡	19,201	14,400	—	4,801	—
	西 部 地 区 体 育 館 (耐震診断・住民意向調査)	2種		2,661	2,394	—	267	—
		SRC1F	1,050.0㎡					
	南 部 地 区 児 童 体 育 館 (耐震診断・住民意向調査)	2種		2,346	2,112	—	234	—
		SRC1F	823.75㎡					
北 部 地 区 体 育 館 (耐震診断・住民意向調査)	3種		2,661	2,394	—	267	—	
	SRC1F	1,050.0㎡						
25	西 部 地 区 体 育 館 (実施設計)	2種		2,172	1,706	—	466	—
		SRC1F	1,050.0㎡					
	南 部 地 区 児 童 体 育 館 (実施設計)	2種		2,156	1,616	—	540	—
		SRC1F	823.75㎡					
	北 部 地 区 体 育 館 (実施設計)	3種		2,266	1,699	—	567	—
SRC1F	1,050.0㎡							
26	西 部 地 区 体 育 館 (工事)	2種		85,670	55,174	—	30,496	—
		SRC1F	1,050.0㎡					
	南 部 地 区 児 童 体 育 館 (工事)	2種		67,080	50,310	—	16,770	—
SRC1F	823.75㎡							
27	北 部 地 区 体 育 館 (工事)	3種		108,053	79,601	—	28,452	—
		SRC1F	1,050.0㎡					
	市民センター特別集会施設 (実施設計)	6種1級		10,048	7,060	—	2,988	—
		RC2F	3295.63㎡					
	市民センター老人福祉施設 (実施設計)	1級		3,131	1,991	—	1,140	—
		RC1F	749.53㎡					
市民センターコミュニティ供用施設 (実施設計)	6種1級		3,397	1,966	—	1,431	—	
RC2F	2470.36㎡							
28	市民センター特別集会施設 (工事)	6種1級		63,423	45,581	—	17,842	—
		RC2F	3295.63㎡					
	市民センター老人福祉施設 (工事)	1級		15,966	12,579	—	3,387	—
		RC1F	749.53㎡					
市民センターコミュニティ供用施設 (工事)	6種1級		19,000	13,614	—	5,614	—	
	RC2F	2470.36㎡						
29	桜 木 体 育 館 改 修 (実施設計)	5種		3,943	2,957	—	986	—
		SRC2F	4,559㎡					
	小 松 市 役 所 庁 舎 (電気設備工事)	1種		80,180	21,786	—	58,394	—
SRC7F	16,060.04㎡							

年度	地区名又は施設名	規 模		事 業 費	財 源 内 訳 (単位:千円)			
					国庫補助金	県 費	市 費	その他
30	桜木体育館改修 (工事)	5種 SRC2F	4,559㎡	230,524	172,892	—	57,632	—
	小松市役所庁舎 (電気設備工事)	1種 SRC7F	16,060.04㎡	152,650	21,786	—	58,394	—
	中央老人福祉センター (実施設計)	1級 RC2F	778.98㎡	2,895	84,324	—	68,326	—
	芦城地区コミュニティ供用施設 (実施設計)	5種1級 RC2F	1170.3663㎡	4,464	4,414	—	50	—
	中央老人福祉センター (工事)	1級 RC2F	778.98㎡	124,718	77,626	—	47,092	—
	芦城地区コミュニティ供用施設 (工事)	5種1級 RC2F	1170.3663㎡	198,602	142,735	—	55,867	—
	のしろ児童館 (工事)[R2国債]	3種2級 RC2F	1469.39㎡	124,790	22,987	—	101,803	—
2	こまつドーム(生涯学習センター) (実施設計)	6種 RC2F	2,190.12㎡	10,420	7,815	—	2,605	—
3	のしろ児童館 (工事)[R3国債]	3種2級 RC2F	1469.39㎡	187,852	103,444	—	84,408	—
	こまつドーム(生涯学習センター) (工事)	6種 RC2F	2190.12㎡	326,311	244,732	—	81,579	—
	小松総合体育館 (工事)[R3国債]	5種 RC3F	1,946㎡	76,219	40,590	—	35,629	—
4	小松総合体育館 (工事)[R4国債]	5種 RC3F	1,946㎡	203,772	169,402	—	34,370	—
	末広野球場 (実施設計)	SRC2F	15,968㎡	10,058	6,705	—	3,353	—
5	末広野球場 (工事)[R5国債]	SRC2F	15,968㎡	119,120	80,818	—	38,302	—
	末広体育館 (実施設計)	SRC2F	3,409㎡	16,990	13,967	—	3,023	—
6	末広野球場 (工事)[R6国債]	SRC2F	15,968㎡	539,047	357,960	—	181,087	—
	末広体育館 (工事)[R6国債]	SRC2F	3,409㎡	612,857	90,326	—	522,531	—
合 計				25,386,088	12,040,779	352,464	12,646,112	556,246

(7) その他の事業

(単位:千円)

年度	地 区 名	品 目・種 別	事 業 費	財 源 内 容			
				国庫補助金	県 費	市 費	その他
H11	小松基地周辺まちづくり計画助成事業	総合的計画策定	7,166	4,777	—	2,389	—
12	小松基地周辺まちづくり計画助成事業	総合的計画策定	14,332	9,554	—	4,778	—
14	小松飛行場周辺まちづくり構想策定事業	総合的計画策定	635	571	—	64	—
15	小松飛行場周辺まちづくり構想策定事業	平成14年度繰越総合的計画策定	14,842	13,358	—	1,484	—
合 計			36,975	28,260	—	8,715	—

(8) 単独事業

(単位:千円)

年度	地 区 名	種別	規 模	事 業 費	財 源 内 容			
					国庫補助金	県 費	市 費	その他
H元	屋 外 運 動 場 (機能拡充) ・ 多 目 的 広 場 の 拡 張 ・ 駐 車 場 施 設 の 移 設		15,083㎡	64,828	—	—	64,828	—

(9) 統合事業 (再掲)

※平成16年度に創設

(単位:千円)

年度	事 業 名	項目	区 分	事 業 費	国庫補助金	統合事業の必要性
H24	民生安定施設改修事業 (西部地区体育館)	8条	体育館	2,661	2,394	消防施設の整備と体育館及び学習等供用施設の改修工事を一体的に行うことにより、災害が発生した際の消防救活活動の円滑化及び避難所の防災機能を強化することができる。
	民生安定施設改修事業 (南部地区児童体育館)	8条	体育館	2,346	2,112	
	民生安定施設改修事業 (北部地区体育館)	8条	体育館	2,661	2,394	
	消防施設 (高機能消防指令センターⅡ型)	8条	消防施設	283,063	174,503	
	島地区学習等供用施設整備事業	8条	学習等供用施設	20,778	15,583	
	吉竹地区学習等供用施設整備事業	8条	学習等供用施設	21,825	16,368	
25	民生安定施設改修事業 (西部地区体育館)	8条	体育館	2,172	1,706	
	民生安定施設改修事業 (南部地区児童体育館)	8条	体育館	2,156	1,616	
	民生安定施設改修事業 (北部地区体育館)	8条	体育館	2,266	1,699	
26	民生安定施設改修事業 (西部地区体育館)	8条	体育館	85,670	55,174	
	民生安定施設改修事業 (南部地区児童体育館)	8条	体育館	67,080	50,310	
27	民生安定施設改修事業 (北部地区体育館)	8条	体育館	108,053	79,601	

5. 特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）

概 要

防衛施設の設置・運用により生じる、周辺地域の生活環境又は開発に及ぼす影響を緩和するため、特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付されている。充当することができる公共用の施設の整備又は事業は以下のとおり。

◆法第9条第2項に規定する政令で定める（法施行令第14条第1項）公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）。

政令で定める施設	公共用の施設の例	小松市の実績
1 交通施設及び通信施設	市町村道、除雪車、橋梁、駐車場、街路灯、歩道橋、ガードレール、渡船施設、歩道、道路標識、中央分離帯、有線ラジオ放送、有線放送電話施設、無線施設、サイレン警報施設等	道路、歩道、融雪装置、街路灯、除雪車、道路パトロール車、道路維持作業車、排水路
2 スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、屋外運動場、公園、緑地、水泳プール、サイクリング道等	屋外運動場、公園、緑地、広場、多目的広場、テニスコート、駐車場、用地、夜間照明、遊具、トレーニング器具、子どもの広場
3 環境衛生施設	一般廃棄物処理施設、ごみ収集車、し尿収集車、上・下水道、排水路、街路樹、火葬場、公衆便所、道路清掃車等	ごみ処理施設、清掃運搬施設、除雪車、塵芥収集車、道路清掃車、草刈機、水路、排水路、急傾斜地崩壊対策、ブルドーザ、道路、崖
4 教育文化施設	学校及び各種学校、幼稚園、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家、通学・通園バス等	小学校、中学校、給食室、プール、里山自然学校、博物館、コミュニティセンター、学習等供用施設、バス、パソコン、教材・備品、家具
5 医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター、救急車、巡回診療車等	レントゲン機器、車庫整備
6 社会福祉施設	老人福祉施設、母子福祉施設、保育園等	バス、用地
7 消防に関する施設	防火水槽、消火栓、火災報知器、可搬式消防ポンプ、消防自動車等	分団拠点施設、訓練塔、貯水槽、防火水槽、ポンプ車、消防・救助資機材、用地、AED整備
8 産業の振興に寄与する施設	農業用水排水施設	農道、農業用排水路、土地改良、漁港整備、案内標識

◆法第9条第2項に規定する政令で定める（法施行令第14条第2項）事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。）。 ※平成23年4月27日法改正により対象となる。

政令で定める事業	事業の例	小松市の実績
1 防災に関する事業	○消防に関する施設の維持・運営事業 ○航空機事故等を想定して実施する防災訓練	防災機器・用品（映像機器、AED、小型除雪機、発電機、投光器、防災物置）、維持・運営事業
2 住民の生活の安全に関する事業	○防犯パトロール事業	
3 通信に関する事業	○通信施設の維持・運営事業	
4 教育、スポーツ及び文化に関する事業	○スポーツ又はレクリエーションに関する施設や教育文化施設の維持・運営事業 ○米軍人・家族との文化交流事業 ○学力向上サポート事業 ○外国語講師派遣事業 ○教育費の助成事業	維持・運営事業
5 医療に関する事業	○医療施設の維持・運営事業 ○医療費助成事業（小学生以下の医療費、妊産婦検診費など）	不育治療補助、不妊治療補助、任意予防接種費助成、こども医療費助成、がん検診料軽減
6 福祉に関する事業	○社会福祉施設の維持・運営事業 ○ホームヘルパーの派遣及びデイサービスの提供への助成事業	
7 環境衛生に関する事業	○環境衛生施設の維持・運営事業 ○周辺地域における水質汚濁、大気汚染、土壌汚染等の調査事業	
8 産業の振興に寄与する事業	○産業の振興に寄与する施設の維持・運営事業 ○地域の特産品の開発事業	維持・運営事業
9 交通に関する事業	○交通施設の維持・運営事業 ○コミュニティバス等の運営費の助成事業	維持・運営事業
10 良好な景観の形成に関する事業	○周辺地域における都市景観構想策定事業	
11 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの	※今後、地元要望を踏まえ、必要に応じて検討	

※過去3ヶ年

年度	事業内容	事業費	補助額
令和4年度	道路改良舗装	56,792	50,904
	道路照明灯整備	5,431	4,100
	都市排水路整備	31,437	27,567
	パイプライン等改修	15,666	11,700
	小学校給食調理施設整備	11,303	9,700
	体育施設整備	5,566	3,200
	未来教育推進基金積立金	80,000	80,000
	公共施設維持管理	111,236	100,933
	特定不妊治療支援	48,400	48,400
	予防接種費助成	45,000	45,000
	こども医療費助成	43,000	43,000
	がん対策	18,000	18,000
	消防資機材等	5,529	3,800
	小・中学校プール改修	7,722	7,300
	スカイパークこまつ共生の丘駐車場整備	21,891	21,500
	ICT教育環境整備	15,510	15,000
	クリーンセンター作業車・道路維持管理車	11,290	9,933
	串小学校グラウンドトイレ改修	6,184	5,100
	小・中学校体育備品教材整備	8,265	8,200
	公共施設展示備品整備	8,493	6,100
	年度計	556,715	519,437
令和5年度	小学校給食調理施設整備	3,267	2,500
	体育施設整備	3,896	3,500
	未来教育推進基金積立金	227,761	226,000
	公共施設維持管理	109,619	74,282
	特定不妊治療支援	26,000	26,000
	予防接種費助成	37,000	37,000
	こども医療費助成	70,000	70,000
	がん対策	18,000	18,000
	消防資機材等	18,638	17,200
	子供の広場整備	3,509	2,800
	ICT教育環境整備	17,930	17,000
	小・中学校体育備品教材整備	7,318	1,050
	社会教育振興基金	30,000	30,000
	年度計	572,938	525,332
令和6年度	小学校給食調理施設整備	7,788	6,400
	デジタル教科書	5,594	5,000
	未来教育推進基金積立金	195,000	195,000
	学習用タブレット	8,809	8,000
	公共施設維持管理	102,483	91,887
	特定不妊治療支援	26,000	26,000
	予防接種費助成	45,000	45,000
	こども医療費助成	105,000	105,000
	がん対策	18,000	18,000
	消防資機材等	2,475	2,400
	歌舞伎衣装整備	4,020	2,800
	ICT教育環境整備	8,140	7,000
	小・中学校体育備品教材整備	3,536	3,400
	社会教育振興基金	30,000	30,000
	年度計	561,845	545,887

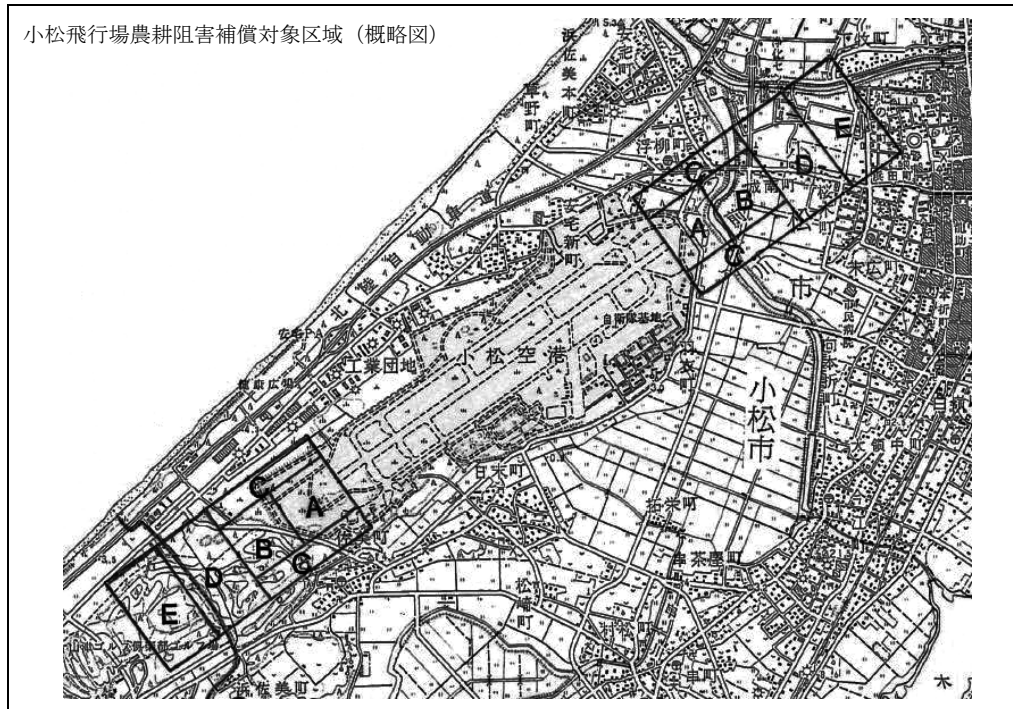
6. 損失の補償（法第13条）

農業就労阻害補償

飛行場の進入表面下若しくは転移表面の投影面と一致する区域（着陸帯の先端から幅 870m、延長 2,000m 以内）において、航空機の離着陸等の頻繁な実施により、農業を営んでいる者の就労が阻害されることにより被った経営上の損失を国が補償する制度。

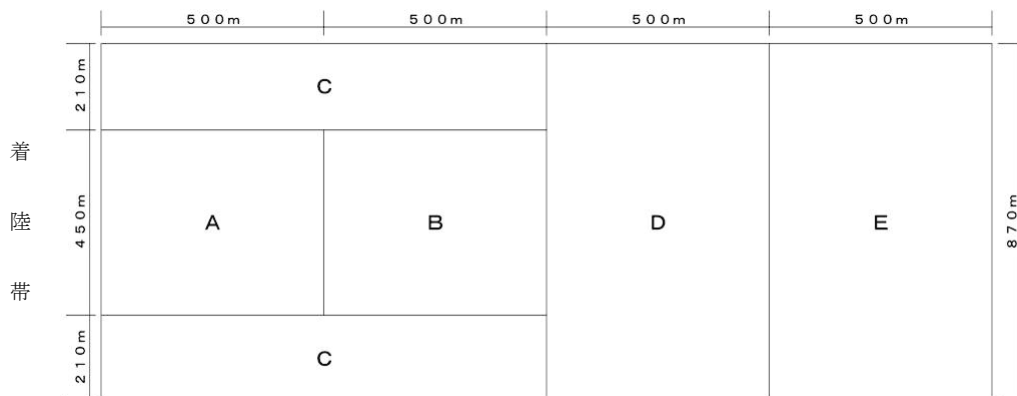
補償対象区域

（下図を参照）



※ 阻害率：騒音の程度による区分で、騒音源（飛行する航空機）からの距離による区分け

A：100%、B：80%、C：60%、D：40%、E：20%



適用飛行場：松島、小松、岐阜、新田原、三沢、横田、岩国、嘉手納

農耕損失見舞金

年度	損失見舞金	見舞金対象物件	対象者数	備考
S42	16,200 千円	4,581 アール 開拓予定地	376 名	日末地区に係る開拓計画が小松基地の拡張のため被った損失
	2,560 千円	浜佐美地区散水かんがい畑にある散水施設	462 名	小松基地隣接水かんがい畑の農耕阻害の損失

農耕阻害損失補償金

年度	補償金 千円	補償対象耕作面積	耕作者数 名	対象期間
S42	504	955,214 ㎡ (288,951 坪)	367	昭和41.4.1～昭和42.3.31
43	877	1,025,183 (310,095 坪)	462	昭和42.4.1～昭和43.3.31
44	1,370	1,027,158 (310,715 坪)	460	昭和43.4.1～昭和44.3.31
45	1,005	1,005,524 (304,171 坪)	455	昭和44.4.1～昭和45.3.31
46	1,094	893,410 (270,256 坪)	378	昭和45.4.1～昭和46.3.31
47	1,353	906,779 (274,300 坪)	359	昭和46.4.1～昭和47.3.31
48	1,845	759,210 (229,661 坪)	301	昭和47.4.1～昭和48.3.31
49	76	53,360 (16,141 坪)	59	昭和48.4.1～昭和49.3.31
50	1,347	665,230 (201,232 坪)	278	昭和49.4.1～昭和50.3.31
51	1,221	919,580 (278,173 坪)	321	昭和50.4.1～昭和51.3.31
52	1,776	917,083 (277,417 坪)	302	昭和51.4.1～昭和52.3.31
53	2,221	913,537 (276,344 坪)	303	昭和52.4.1～昭和53.3.31
54	2,302	910,628 (275,464 坪)	292	昭和53.4.1～昭和54.3.31
55	2,369	882,133 (266,845 坪)	282	昭和54.4.1～昭和55.3.31
56	2,569	878,006 (265,597 坪)	280	昭和55.4.1～昭和56.3.31
57	2,350	865,918 (261,940 坪)	277	昭和56.4.1～昭和57.3.31
58	2,825	791,531 (239,437 坪)	250	昭和57.4.1～昭和58.3.31
59	2,973	800,740 (242,223 坪)	247	昭和58.4.1～昭和59.3.31
60	2,624	814,606 (246,418 坪)	234	昭和59.4.1～昭和60.3.31
61	2,402	798,941 (241,680 坪)	238	昭和60.4.1～昭和61.3.31
62	2,587	800,505 (242,152 坪)	235	昭和61.4.1～昭和62.3.31
63	2,374	789,557 (238,840 坪)	210	昭和62.4.1～昭和63.3.31
H元	2,937	803,852 (243,164 坪)	213	昭和63.4.1～平成元.3.31
2	2,697	781,328 (236,766 坪)	223	平成元.4.1～平成2.3.31
3	2,391	768,983 (233,025 坪)	205	平成2.4.1～平成3.3.31
4	1,754	762,432 (231,040 坪)	201	平成3.4.1～平成4.3.31
5	1,868	753,647 (228,378 坪)	190	平成4.4.1～平成5.3.31
6	1,762	732,440 (221,951 坪)	182	平成5.4.1～平成6.3.31
7	1,737	742,190 (224,906 坪)	178	平成6.4.1～平成7.3.31
8	1,899	712,326 (215,856 坪)	177	平成7.4.1～平成8.3.31
9	1,826	696,653 (211,107 坪)	181	平成8.4.1～平成9.3.31
10	2,086	701,666 (212,254 坪)	182	平成9.4.1～平成10.3.31
11	1,390	639,882 (193,564 坪)	168	平成10.4.1～平成11.3.31
12	1,320	634,100 (191,815 坪)	161	平成11.4.1～平成12.3.31
13	1,156	563,168 (170,358 坪)	177	平成12.4.1～平成13.3.31
14	1,382	579,283 (175,233 坪)	171	平成13.4.1～平成14.3.31
15	1,410	583,424 (176,486 坪)	159	平成14.4.1～平成15.3.31
16	1,336	596,130 (180,329 坪)	143	平成15.4.1～平成16.3.31
17	1,298	626,918 (189,643 坪)	137	平成16.4.1～平成17.3.31
18	1,231	628,359 (190,079 坪)	159	平成17.4.1～平成18.3.31
19	1,168	630,271 (190,657 坪)	140	平成18.4.1～平成19.3.31
20	1,196	613,310 (185,526 坪)	138	平成19.4.1～平成20.3.31
21	1,132	615,602 (186,219 坪)	138	平成20.4.1～平成21.3.31
22	1,245	617,854 (186,900 坪)	134	平成21.4.1～平成22.3.31
23	1,146	602,344 (182,209 坪)	125	平成22.4.1～平成23.3.31
24	921	621,295 (187,942 坪)	127	平成23.4.1～平成24.3.31
25	723	610,297 (184,615 坪)	102	平成24.4.1～平成25.3.31
26	1,117	608,781 (184,156 坪)	93	平成25.4.1～平成26.3.31
27	1,102	649,150 (196,368 坪)	91	平成26.4.1～平成27.3.31
28	1,158	646,704 (195,628 坪)	88	平成27.4.1～平成28.3.31
29	957	611,785 (185,065 坪)	76	平成28.4.1～平成29.3.31
30	1,097	613,924 (185,712 坪)	71	平成29.4.1～平成30.3.31
R元	941	610,043 (184,538 坪)	69	平成30.4.1～平成31.3.31
2	788	602,112 (182,139 坪)	65	平成31.4.1～令和2.3.31
3	610	620,545 (187,715 坪)	63	令和2.4.1～令和3.3.31
4	651	613,568 (185,604 坪)	60	令和3.4.1～令和4.3.31
5	805	625,046 (189,076 坪)	56	令和4.4.1～令和5.3.31
6	846	624,564 (188,931 坪)	49	令和5.4.1～令和6.3.31
合計	89,147			

V 基地周辺国有地

小松飛行場の周辺では、防衛省が同飛行場から生じる騒音の防止等のため住宅等の移転措置事業を実施しており、住宅等の移転跡地である同省管理の国有地 934,777.66㎡が存在している。

この国有地では、同省が飛行場周辺の生活環境の整備等に資するため緑地整備事業を実施している。また、この国有地の一部については、花壇、子供の広場、グラウンド等として使用するため、当市が同省から使用許可を受けて広く市民に利用されている。

使用状況

(令和7年4月1日現在)

総面積	自然林、防衛省植栽面積	使用許可面積	空地面積
934,777.66㎡	386,092.58㎡	303,703.96㎡	244,981.12㎡
総面積比	41.30%	32.49%	26.21%

使用許可面積

(令和7年4月1日現在)

使用許可面積	小松市	事務組合	その他
303,703.96㎡	274,504.56㎡	205.16㎡	28,994.24㎡
総面積比	29.37%	0.02%	3.10%
使用許可面積比	90.38%	0.07%	9.55%

移転跡地



鶴ヶ島グラウンドゴルフ場



空港通り花壇



スカイパークこまつ翼



スカイパークこまつ共生の丘

VI 国有提供施設等所在市町村助成交付金

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄）

昭和 32 年 5 月 16 日法律第 104 号

最終改正 平成 17 年 3 月 25 日法律第 5 号

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 2 条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で、政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第 1 項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。（以下略）

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）

昭和 32 年 11 月 18 日政令第 321 号

最終改正 令和 3 年 6 月 30 日政令第 189 号

（法第 1 項の固定資産）

- 第 1 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第 1 項 に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 2 条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。
- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 2 条の規定によってアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
 - (2) 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しよう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
 - (3) 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第 3 号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 42 条第 1 項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第 30 条の 13 に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 19 条第 1 項に規定する情報本部が管理するものをいう。
- 3 第 1 項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 20 条の規定により、国有財産法第 32 条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

(市町村助成交付金の交付)

第2条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の3月31日現在において前条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方法)

第3条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 市町村助成交付金の総額の10分の7に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条第1項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額
 - (2) 市町村助成交付金の総額の10分の3に相当する額（次項の規定によって控除した額があるときは、当該控除した額を当該10分の3に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額
- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定によって算定した基準財政収入額が同法第11条の規定によって算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が5億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第1号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が5億円をこえる額に10分の1を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の10分の7に相当する額をこえる場合にあっては、当該10分の7に相当する額）を控除した額とする。

(第4条 略)

(土地、建物又は工作物の価格)

第5条 第3条第1項の場合において、第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の3月31日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては、国有財産法施行令第21条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格）とする。

(第6条から第9条まで略)

(市町村助成交付金の用途の制限等の禁止)

第10条 国は、市町村助成交付金の交付に当っては、その用途について条件をつけ、又は制限してはならない。

(第11条から第13条まで略)

附 則

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。

(以下略)

基地交付金対象資産の範囲

※自衛隊使用施設のみ

施行令第1条第1項

施行令	施設	資産（土地、建物、工作物）	
		対 象	非 対 象
第2号	飛行場	航空機の離着陸、整備、格納に直接必要な施設	付帯施設（司令部、隊舎、食堂、事務所、倉庫等）
	演習場	演習場	しょう舎施設
第3号	弾薬庫・燃料庫・通信施設	補給処（弾薬庫、燃料庫）、通信施設（航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設）	
	その他		駐とん地、港湾施設、学校、補給処（弾薬庫、燃料庫以外のもの）、病院、地方連絡部、その他の連絡施設等

VII 再編交付金

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抄）

平成 19 年 5 月 30 日法律第 67 号

最終改正 令和 5 年 5 月 26 日法律第 34 号

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第 4 条～第 6 条）

第 3 章 再編関連振興特別地域に係る措置

第 1 節 再編関連振興特別地域の指定（第 7 条）

第 2 節 再編関連振興特別地域整備計画（第 8 条・第 9 条）

第 3 節 事業の実施等（第 10 条～第 13 条）

第 4 節 駐留軍等再編関連振興会議（第 14 条・第 15 条）

第 4 章 駐留軍等労働者に係る措置（第 16 条）

第 5 章 雑則（第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置等を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- (2) 駐留軍等の再編 平成 18 年 5 月 1 日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- (3) 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第 9 条第 1 項第 5 号において「日米地位協定」という。）第 2 条第 1 項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

第 3 条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

- 2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。
- 3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第2章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定防衛施設の指定)

第4条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であつて、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- (1) 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- (2) 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

第5条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第1項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(再編交付金)

第6条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

(第7条から第17条略)

附則

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（抄）

平成19年8月20日政令第268号

最終改正 令和3年6月30日政令第189号

内閣は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第5条第1項、第6条、第7条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）、第11条第1項及び第2項、第15条第6項並びに第16条第1項第1号の規定並びに同法第19条第5項において準用する国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第44条第7項の規定に基づき、並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

第1章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第1条～第5条）

第2章 再編関連振興特別地域に係る措置

第1節 再編関連振興特別地域の指定等（第6条・第7条）

第2節 駐留軍等再編関連振興会議（第8条～第10条）

附則

第1章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定周辺市町村の範囲)

第1条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第5条第1項に規定する政令で定める範囲内の市町村は、次に掲げる市町村とする。

- (1) 再編関連特定防衛施設が所在する市町村
- (2) 再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更である場合にあっては、前号の市町村に隣接する市町村及び当該隣接する市町村に隣接する市町村

(再編関連特別事業)

第2条 法第5条第1項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 住民に対する広報に関する事業
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置に関する事業
- (3) 防災に関する事業
- (4) 住民の生活の安全の向上に関する事業
- (5) 情報通信の高度化に関する事業
- (6) 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- (7) 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- (8) 環境衛生の向上に関する事業
- (9) 交通の発達及び改善に関する事業
- (10) 公園及び緑地の整備に関する事業
- (11) 環境の保全に関する事業
- (12) 良好な景観の形成に関する事業
- (13) 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- (14) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの
(再編交付金を交付しない事業)

第3条 再編交付金は、次に掲げる事業については、交付しない。

- (1) 国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業
- (2) 法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの
- (3) 再編関連特定周辺市町村の区域内において、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの
(再編交付金の交付)

第4条 再編交付金は、交付初年度（再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を開始する年度をいう。次項及び第3項において同じ。）から交付終了年度（法附則第2条第2項に規定する再編実施基準日から起算して5年を経過する日（当該経過する日が平成29年3月31日以前である場合には、同日）又は平成44年3月31日のいずれか早い日の到来により再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を終了する年度をいう。次項及び第5項において同じ。）までの間において、次項から第6項までの規定により防衛大臣が算定した各年度の交付の限度額（以下「年度交付限度額」という。）の範囲内で、交付することができる。

2 交付初年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額の合計額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に応じたものとなるようにするものとする。

- (1) 駐留軍等の再編による再編関連特定防衛施設その他の防衛施設で当該再編関連特定周辺市町村に所在するもの（以下この項において「関係防衛施設」という。）の面積の変化
- (2) 駐留軍等の再編による関係防衛施設の建物その他の工作物の設置の態様の変化
- (3) 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する艦船又は航空機の数又は種類の変化

- (4) 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備
 - (5) 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化
 - (6) 駐留軍等の再編（駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
 - (7) 駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する航空機の数若しくは種類又は飛行経路の変化による影響の変化
 - (8) 駐留軍等の再編（航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
 - (9) 他に当該再編関連特定防衛施設について指定された再編関連特定周辺市町村があるときは、それぞれの再編関連特定周辺市町村における当該駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の割合
- 3 交付初年度から再編実施交付年度（4月1日において現に再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている最初の年度をいい、法第4条第1項の規定による再編関連特定防衛施設の指定に際して現に当該再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている場合には、当該指定がされた年度とする。次項において同じ。）までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第1項に規定する環境影響評価、施設整備の工事その他の措置の進捗状況に応じて次項に規定する最高限度額に至るまで逦増させるものとする。
- 4 再編実施交付年度及び再編実施交付年度後の4年以内の防衛省令で定める期間にある年度の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより算定した額（次項において「最高限度額」という。）とする。
- 5 前項の規定により年度交付限度額が最高限度額とされる年度の翌年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、その経過した期間に応じて最高限度額から逦減させるものとする。
- 6 防衛大臣は、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、第2項及び第3項の規定により年度交付限度額を定めることが適当でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、防衛省令で定めるところにより、年度交付限度額を減額し、又は0とすることができる。

（再編交付金の交付に必要な措置）

第5条 再編関連特定周辺市町村の長は、第2条に規定する事業として、2年度以上にわたり継続する事業（施設又は設備の設置の事業を除く。）を行おうとする場合には、当該事業に係る最初の再編交付金の交付の申請に当たり、当該事業について、次に掲げる事項を記載した計画を防衛大臣に提出しなければならない。

- (1) 事業の目的及び内容
 - (2) 事業の始期及び終期
 - (3) 事業に要する経費の総額
- 2 前項に規定する事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けなければならない。
- 3 第1項に規定する事業は、前項の基金からの経費の支弁の終了をもって終了するものとしなければならない。
- 4 第1項の申請に係る再編交付金の交付の決定があったときは、再編関連特定周辺市町村の長は、速やかに同項の計画を公表しなければならない。
- （以下略）

再編関連訓練移転等交付金交付要綱

平成 29 年 3 月 31 日防衛省訓令第 26 号
一部改正 令和 6 年防衛省訓令第 56 号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成 19 年防衛施設庁告示第 9 号）を実施するため、再編関連訓練移転等交付金交付要綱を次のように定める。

再編関連訓練移転等交付金交付要綱

（通則）

第 1 条 再編関連訓練移転等交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（交付金の目的）

第 2 条 交付金は、訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設の周辺地域において、航空機騒音等による住民の生活の安定に及ぼす影響が、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19 年法律第 67 号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第 6 条の規定に基づく再編交付金の交付を終了した後も継続することを考慮し、当該再編関連特定防衛施設に係る再編関連特定周辺市町村が行う住民の生活の安定に寄与する事業のために必要な措置を講じ、もって訓練移転等の円滑かつ確実な実施に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）駐留軍等の再編 駐留軍再編特別措置法第 2 条第 2 号に規定する駐留軍等の再編をいう。
- （2）防衛施設 駐留軍再編特別措置法第 2 条第 3 号に規定する防衛施設をいう。
- （3）訓練移転等 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊が、訓練のために防衛施設を使用すること（当該使用による当該防衛施設の周辺地域における航空機騒音等の影響に特に配慮を要するものに限る。）をいう。
- （4）再編関連特定防衛施設 駐留軍再編特別措置法第 4 条第 1 項に規定する再編関連特定防衛施設をいう。
- （5）再編関連特定周辺市町村 駐留軍再編特別措置法第 5 条第 1 項に規定する再編関連特定周辺市町村をいう。

（交付金の交付）

第 4 条 交付金の交付に関する事務は、地方防衛局長が行うものとする。

2 交付金の交付については、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則附則第 3 項に規定する駐留軍等の再編の実施に当たっての特別の措置とする。

（防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則の規定の準用）

第 5 条 交付金の交付に関する事務の取扱いについては、交付金を防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成 19 年防衛省訓令第 80 号）第 3 条第 1 項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金とみなして、同訓令の規定を準用する。この場合において、同訓令第 5 条第 2 項中「20 日間」とあるのを「40 日間」と読み替えるものとする。

（交付の対象）

第 6 条 防衛大臣は、次の掲げる要件のいずれにも該当する再編関連特定周辺市町村であって、訓練移転等による住民の生活の安定に及ぼす影響が継続することを考慮し、住民の生活の安定を図るための措置を講ずることが訓練移転等の円滑かつ確実な実施を図るため必要と認められるものに対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。

- （1）訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設に係る再編関連特定周辺市町村であること。
- （2）駐留軍再編特別措置法第 6 条の規定に基づく再編交付金の交付を終了したこと。
- （3）訓練移転等の円滑かつ確実な実施に理解を示し、協力を行っていることと認められること。

（交付金を充てることができる事業）

第 7 条 交付金を充てることができる事業は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成 19 年政令第 268 号）第 2 条各号に掲げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付金は、同令第 3 条各号に掲げる事業については、交付しない。

（交付金の交付額）

第 8 条 交付金の交付額は、毎年度の予算の範囲内で、次に掲げる区分に応じ、防衛大臣が定める。

- （1）定額分（内容は、省略）
- （2）実績分

2 前項の区分に応じた交付金の交付額は、次に掲げる方法により算定した額の範囲内の額とするものとする。

- （1）定額分（内容は、省略）
- （2）実績分

3 この条の規定に基づく交付金の交付額の算定に係る次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号

に定めるところによる。

- (1) 定額点数（内容は、省略）
- (2) 基礎点数
- (3) 継続率
- (4) 実績点数
- (5) 年度基礎点数

- 4 前項の交付金の交付額の算定に当たっては、算定に用いる数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、その数値を四捨五入するものとし、算定した交付額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（オスプレイの訓練移転等に係る交付金の交付額）

第9条 普天間飛行場に所在するオスプレイを使用した訓練移転等（日米共同訓練に限る。以下「オスプレイの訓練移転等」という。）に係る前条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- (1) ～ (6) 省略

（交付金を充てることができる経費等）

第10条 交付金を充てることができる費用及び交付の手続きについては、駐留軍再編特別措置法第6条の規定に基づく再編交付金の交付に関する規定の例による。

附則

- 1 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付金のうち令和9年度以降に繰り越されるものについては、同日後においても、なおその効力を有する。
- 2 第28条の規定による改正後の再編関連訓練移転等交付金交付要綱第9条に規定するオスプレイの訓練移転等に係る交付金の交付額は、平成30年度に限り、同条第4号の規定にかかわらず、平成29年4月から平成30年9月までの間のオスプレイの訓練移転等の実施状況を踏まえた額とする。
（以下略）

再編関連特別事業の例

◆法第5条第1項に規定する政令で定める事業（法施行令第2条）は以下のとおり。

政令で定める事業	対 象 事 業 の 例	小 松 市 の 実 績
1 住民に対する広報に関する事業	○米軍再編広報事業 広報車等の整備、広報パンフレット作成、説明会開催及びこれに類する事業 ○行政活動広報事業 各種行政情報のオンライン提供及びこれに類する事業	
2 国民の保護のための措置に関する事業	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第47条第2項の規定による有事関連情報に係るJ-ALERTの整備、同法第99条の規定による緊急通報システムの整備、国民保護計画の策定に関する調査研究（避難誘導のシュミレーション等）、国民保護訓練の実施、住民用防毒マスクの整備、市町村の医療機関における特殊医療品の調達・備蓄倉庫等の整備及びこれに類する事業	
3 防災に関する事業	○地域防災事業 有線ラジオ放送、無線施設、サイレン警報施設、防火水槽、消火栓、火災報知器、可搬式消防ポンプ、消防自動車、パトロール車、食糧備蓄倉庫等の整備、防災パトロール、防災教育啓発、防災訓練及びこれに類する事業	・消防分団拠点施設改修 ・消防ポンプ車購入
4 住民の生活の安全の向上に関する事業	○生活安全事業 緊急通報システム、防犯カメラの設置、パトロール車の整備、防犯パトロール、防犯教育啓発及びこれに類する事業	
5 情報通信の高度化に関する事業	○行政の情報化推進事業 住民・事業者からの申請、照会の受付、公文書の発給等のインターネットの利用又は専用端末の設置によるオンライン化、行政機関内部の情報通信ネットワークの整備及びこれに類する事業 ○高度情報通信ネットワーク形成事業 光ファイバー網の整備、高度情報通信ネットワーク形成に関する調査研究及びこれに類する事業	
6 教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業	○教育・スポーツ及び文化関連施設整備事業 学校及び各種学校、屋外運動場、公民館、図書館、地方歴史資料館等の整備及びこれに類する事業 ○伝統、芸術その他文化の保護、継承事業 祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業 ○地域資源利用魅力向上事業 観光PR、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業 ○観光資源開発事業 観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業 ○地域おこし事業 まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業及びこれに類する事業 ○イベント支援事業 音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業 ○住民参加活動支援事業 NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業 ○人材育成事業 各種研修の情報提供、各種研究会開催、専門学校・大学等への進学や留学、研修機関における研究の受講のための奨学金制度の設置、姉妹都市との交流会開催及びこれに関する事業	・中学校武道場整備 ・教育機器（パソコン等）購入 ・学校図書館管理システム整備 ・美術館分館設計、建設 ・学習等供用施設改修 ・小中学校プール改修 ・小中学校講堂改修 ・小中学校給食調理室改修 ・小学校遊具設置 ・体育館耐震改修 ・テニスコート改修 ・プール改修 ・学校情報教育用機器購入

政令で定める事業	対 象 事 業 の 例	小 松 市 の 実 績
7 福祉の増進及び医療の確保に関する事業	○福祉サービス提供事業 老人福祉施設、保育園、託児所等の整備、インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業 ○老人福祉事業 ホームヘルパー派遣、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業 ○障害者福祉事業：デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業 ○育児支援事業：育児カウンセリング、育児の援助に係る助成及びこれに類する事業 ○保育事業：児童館における活動及びこれに類する事業 ○医療体制向上事業 病院、診療所、保健所、母子健康センター、救急車、巡回診療車の整備及びこれに類する事業	・学童保育施設建設 ・高規格救急自動車購入 ・病児保育施設建設 ・バス利用補助 ・保育所乳児室建設 ・シルバーバスポート(バス助成) ・保育所園庭改修 ・保育所整備 ・小松サン・アビリティーズ改修
8 環境衛生の向上に関する事業	○環境衛生事業 上水道、火葬場等の整備、防疫、除染及びこれに類する事業	・航空機騒音測定装置購入 ・給水車購入 ・排水路整備
9 交通の発達及び改善に関する事業	○交通関係事業 市町村道、除雪車、橋梁、街路灯、歩道橋、ガードレール、渡船施設、歩道、交通案内表示、システム等の整備、交通安全講習会開催及びこれに類する事業 ○地域内移動網運営事業 地域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業	・道路改良舗装 ・道路側溝整備 ・交通案内標識設置 ・消雪装置設置 ・市内循環コミュニティバス購入 ・コミュニティバス運行事業
10 公園及び緑地の整備に関する事業	○公園・緑地整備事業 都市公園、緑地帯の整備及びこれに類する事業	・公園(園路・トイレ建設)整備 ・こまつスカイパーク基本構想策定 ・こまつスカイパーク用地測量
11 環境の保全に関する事業	○環境保全事業 一般廃棄物処理施設、ゴミ収集車、し尿処理収集車、下水道、排水路、公衆便所、道路清掃車、リサイクル施設、農地保全施設(防風施設等)等の整備、ゴミ減量化対策(地域住民が購入する生ゴミ処理機への補助等)、希少動植物保護、リサイクル推進・環境保全PR及びこれに類する事業 ○地域森林整備事業 植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業 ○公害防止事業 土壌汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業	・道路清掃車購入 ・定住促進基金造成 ・火葬場建設
12 良好な景観の形成に関する事業	○景観整備事業 都市環境設計及びこれに類する事業	
13 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業	○産業関連施設整備事業 農業用排水施設、農林水産物の共同貯蔵所又は共同作業所、市場、養魚施設、織物・窯業等地場産業の保護・育成のための施設等の整備及びこれに類する事業 ○地場産業振興支援事業 特産品紹介、技術情報の発信、特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援、地場特産品に係る製造技術の実証・導入、地場企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業 ○地域内就業支援事業 Uターン、Iターン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業 ○地域の産業の近代化及び活性化事業 農業・畜産業・林業・水産業・鉱工業及び商業の経営の近代化に係る事業、産業近代化に係る調査、広報及び研修事業 ○地域の産業関連技術の振興事業 地域産業関連技術に係る職業訓練施設の整備事業、地域産業関連技術に係る生産・加工技術研究開発事業、産業関連技術振興に係る調査、広報及び研修事業 ○公共用施設利用促進支援事業 港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業	
14 生活環境の整備に関する事業で大臣が定めて告示するもの	第一号から第十三号までに該当しない事業であって、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与すると認められる事業	

充当事業一覧

(単位：千円)

※過去3ヶ年

年度	事業内容	事業費	補助額
令和4年度	ICT教育環境整備	7,327	7,320
	小・中学校給食調理施設整備	2,625	2,300
	飛行場周辺地区居住環境整備助成	50,000	50,000
	道路改良舗装	27,503	23,544
	都市排水路整備	62,361	53,200
	小松サン・アビリティーズ改修	47,128	47,128
	年度計	196,944	183,492
令和5年度	小・中学校給食調理施設整備	11,830	10,300
	飛行場周辺地区居住環境整備助成	40,000	40,000
	道路改良舗装	23,109	18,247
	道路側溝改良整備	18,226	15,190
	道路維持車両整備	4,095	3,100
	明峰駅周辺整備	16,904	15,300
	社会教育振興基金積立金	15,000	15,000
	芸術劇場管理運営	4,180	4,000
	小松サン・アビリティーズ改修	47,200	47,200
	年度計	180,544	168,337
令和6年度	小・中学校給食調理施設整備	7,535	6,000
	飛行場周辺地区居住環境整備助成	40,000	40,000
	道路改良舗装	21,685	15,682
	デジタル教科書	7,600	6,000
	子どもの広場整備	3,696	2,800
	社会教育振興基金積立金	12,000	12,000
	ICT教育環境整備	19,953	15,000
	芸術劇場音響卓整備	8,965	8,500
	社会福祉基金積立金	47,200	47,200
	年度計	168,634	153,182

VIII その他（騒音の低減）

1. 防音堤及び壁の設置

小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書（S50.10.4）の「騒音源対策」に基づき設置したものである。

1 設置年度 昭和 50、51 年度

2 防音堤 規 模 延長：2,200m

（うち空港軽海線沿い約 270m については平成 12 年度に撤去）

（うち安宅新町国際線駐車場アクセス歩道部分については平成 25 年度に撤去）

高さ：5m

事業費 218,330 千円

3 防音壁 規 模 延長：555m

高さ：3～5m

事業費 51,760 千円



防音堤（市道浮柳佐美線・浮柳串茶屋線交差点付近）



防音壁（市道浮柳串茶屋線自衛隊前交差点付近）

【参考】成田空港防音堤の騒音低減効果検証において、航空機が離陸滑走中で風速が微風の場合、防音堤の背後 100～300 m の地域で 8～12dB 程度の挿入損失があり、騒音低減の効果が確認されている。

また、防音林については、騒音伝搬実験で 5～8dB 程度の減音効果も期待できることを示唆している。

（航空環境研究 No. 23, 2019 研究報告より）

IX 小松基地設置に伴う各種協定

1. 共同使用に関する協定

(1) 小松飛行場の共同使用について

空 飛 第 212 号

昭和 33 年 12 月 9 日

小松市議会 小松市振興対策特別委員長

北 岡 次 郎 吉 殿

運輸省航空局長

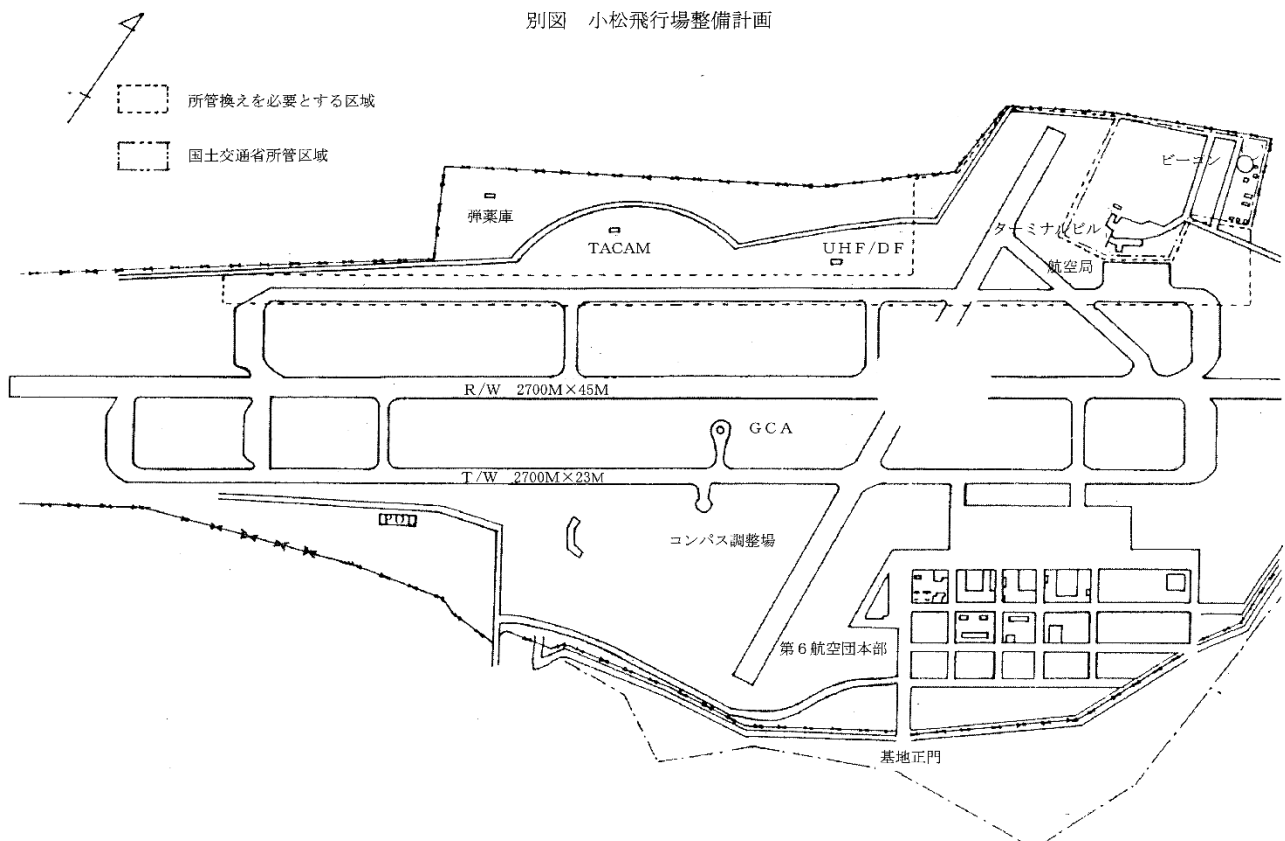
小松飛行場の共同使用について

昭和 33 年 9 月 18 日付発委 21 号をもって御照会のあった標記の件について下記の通り回答致します。

記

1. 小松飛行場については民間航空用として利用するため滑走路、誘導路等の基本施設は防衛庁と共同使用し民航用ターミナル地域は運輸省所管行政財産として管理する計画であり、所管区域を縮小し或は施設を防衛庁専用に提供する考えはない。
2. 航空交通管制の施設の保留及び運用並びに共同使用地域に関し必要な細部協定を別途協議決定し民間航空機の運航に支障を生じないよう措置する考えである。

別図 小松飛行場整備計画



小松飛行場において自衛隊と民間航空相互の円滑な使用を確保するため、つぎのとおり協定する。

昭和35年11月24日

防衛事務次官 今井 久

運輸事務次官 山内公猷

(民間航空に対する協力)

第1条 防衛庁は、小松飛行場（以下「飛行場」という。）における現在及び将来の民間航空の利便を増進することに積極的に協力するものとする。

(公共用施設)

第2条 民間航空の利用のため、航空法第56条の5第1項の規定により運輸大臣が飛行場の着陸帯、誘導路等の基本施設で別図飛行場財産区分図中赤線をもって囲む区域（以下「公共用施設」という。）を公共の用に供すべき施設として指定することにつき、防衛庁長官は同意するものとする。

(財産の所管)

第3条 飛行場設置後の飛行場の地域の所管は、別図飛行場財産区分図に示す区分により、それぞれ所管することとする。

(公共用施設の改修等)

第4条 防衛庁は、公共用施設の改修等であつて、民間航空の利用に影響を及ぼすものについては、運輸省に協議するものとする。

(現存の民間航空用施設の移設等)

第5条 飛行場の建設工事実施のために必要な現存民間航空用施設の移設等については、別紙「民間航空用施設移設要領」により防衛庁が行なう。

(管理運営)

第6条 前各条の実施に必要な細部事項及び飛行場の運営に関する事項で民間航空に関係があるものは、別に運輸省航空局長と防衛庁航空局長又は経理局長が協議して定めるものとする。



(3) 小松飛行場の民間航空用施設の整備に関する協定

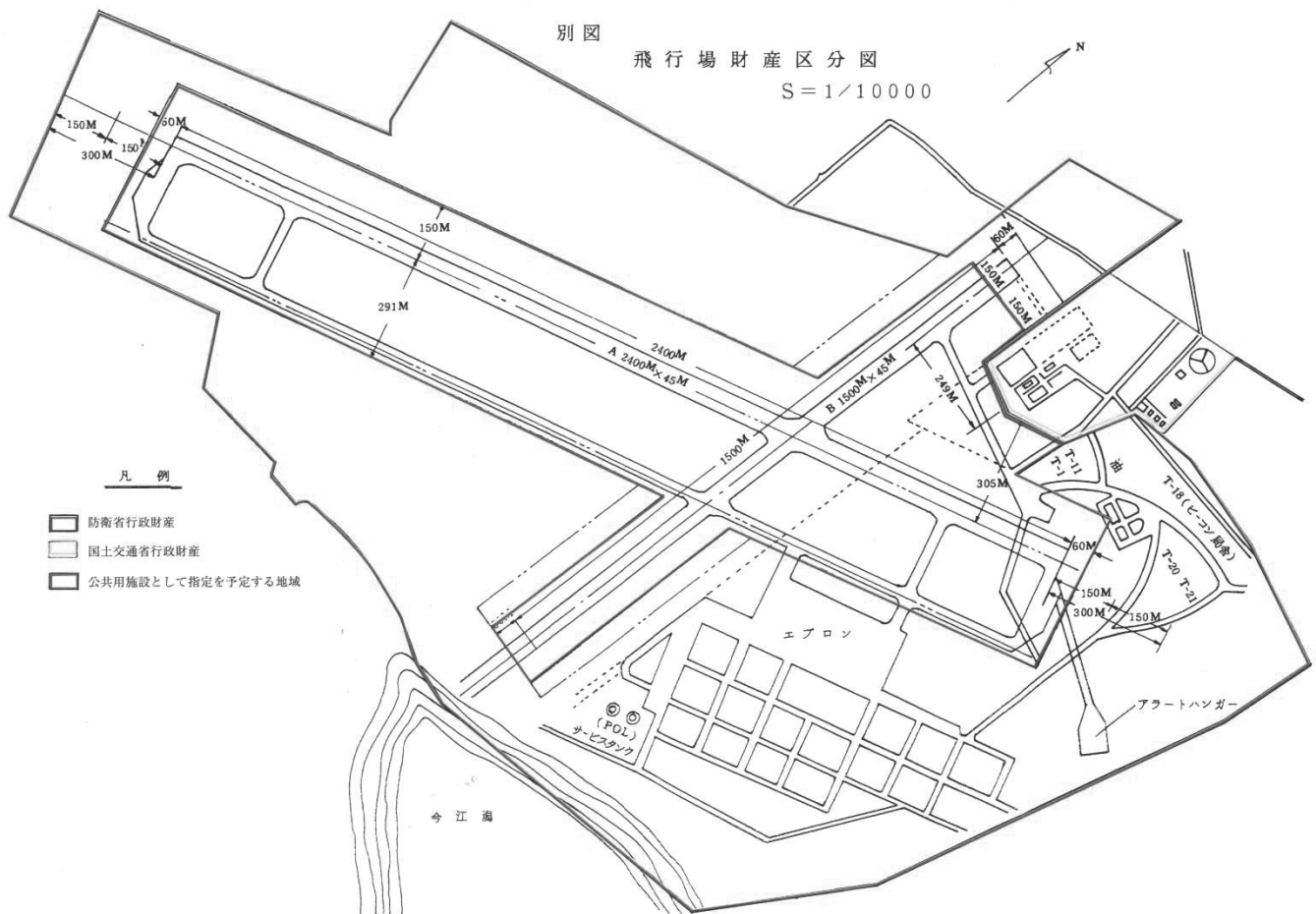
小松飛行場における民間航空用施設の整備に関し、防衛庁経理局長及び運輸省航空局長は、次のとおり協定する。

1. 当飛行場における民間航空用の平行誘導路等の施設を整備するため、当該予算の成立を前提として防衛庁は別図中赤線で囲んだ部分を運輸省に所管換する。
2. 運輸省は、着陸帯内において民間航空用の誘導路の工事を行なうときは、防衛庁に工事計画を附して必要な地域の一時使用の承認を求め、工事の実施に際しては、そのつど名古屋航空保安事務所が名古屋防衛施設局の同意を得るものとする。
なお、この工事により取得した財産は、すみやかに防衛庁に引き継ぐものとする。
3. 将来当飛行場における民間航空の増勢に伴い民間航空用平行誘導路北側の地区で別図中赤線で囲んだ部分以外の地区においても民間航空用施設を整備する必要がある場合には、所管換等につき協議のうえ措置するものとする。

昭和39年12月22日

防衛庁経理局長 大村筆雄

運輸省航空局長 柄内一彦



(4) 小松飛行場の民間航空用施設の整備に関する協定の一部改正について

空飛第5 2 2 号

昭和40 年10 月14 日

防衛庁経理局長殿

運輸省航空局長

小松飛行場の民間航空用施設の整備
に関する協定の一部改正について

小松飛行場の民間航空用平行誘導路工事を実施する運びとなりましたが、同誘導路の中心線を当初計画より2.5メートル滑走路外側に平行移動させる必要を生じたので、昭和39年12月22日付け標記協定中別図を別添図のように改め、所管換の区域を拡張したく協議します。

なお、貴庁が所管換の地域内において水源用地を確保する必要を生じた場合には、特段の支障がない限り当該用地の使用につき協議に応ずる所存であることを念のため申し添えます。

経施第2 9 6 号

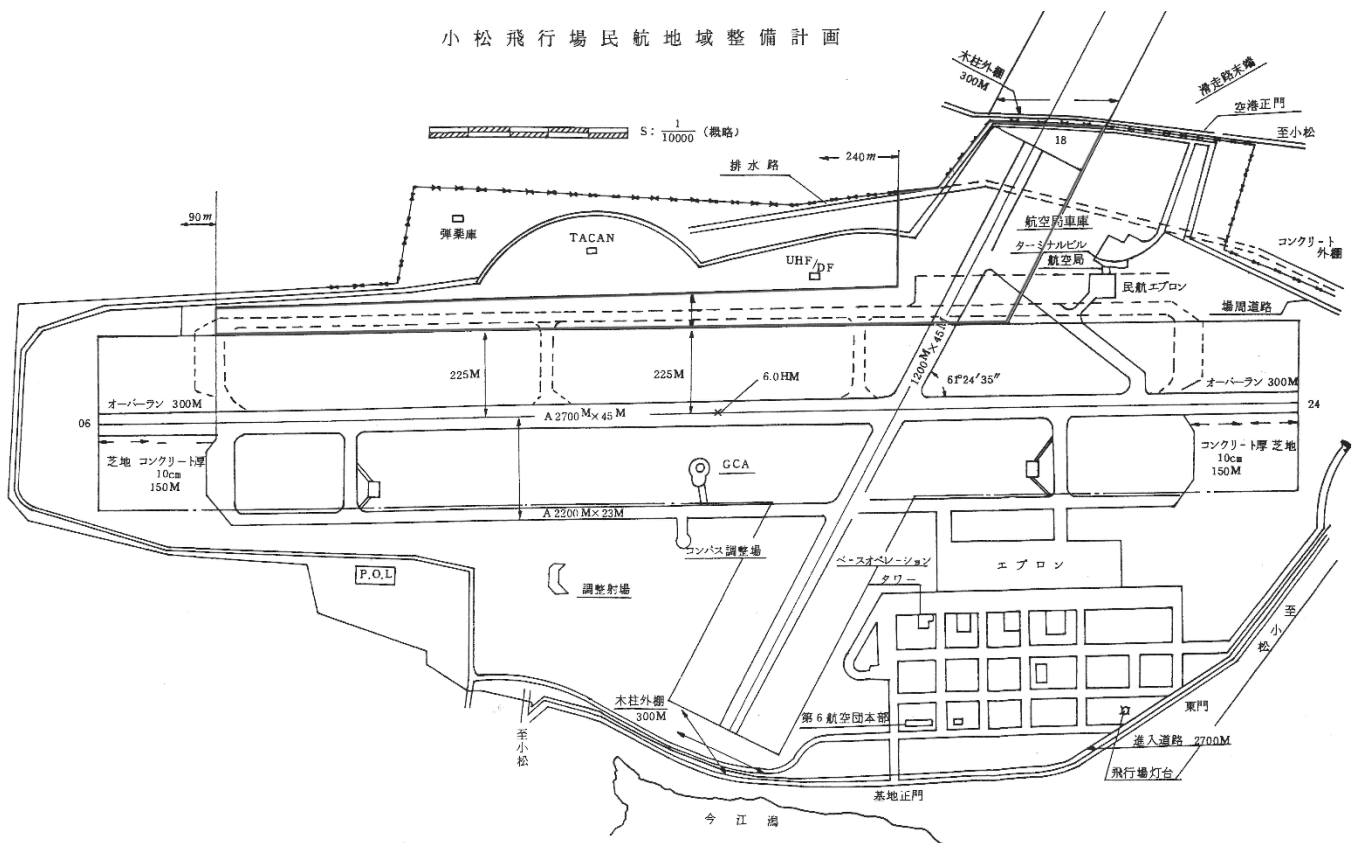
40.11.1

運輸省航空局長殿

防衛庁経理局長

小松飛行場の民間航空用施設の整備に
関する協定の一部改正について(承認)

昭和40年10月14日付 空飛第522号をもって協議のあった標記のことについては、承認します。



(5) 航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書

運輸大臣及び防衛庁長官は、航空交通の安全を確保するため、運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整について、さしあたり、次のとおり協定し、昭和47年3月18日から適用する。

昭和47年3月3日

運輸大臣 丹羽喬四郎

防衛庁長官 江崎真澄

第1条 運輸大臣は、航空交通管制区（特別管制区を含む。）、航空交通管制圏、航空路及びジェットルートを指定し、又はこれらを変更しようとする場合には、あらかじめ、防衛庁長官の意見をきくものとする。

第2条 運輸大臣は、自衛隊の設置する飛行場又はこれ以外の飛行場で自衛隊の部隊が継続して使用しているものについて、航空法施行規則第189条第2項に規定する飛行の方式、気象条件及び進入限界高度を定め、又はこれらを変更しようとする場合並びに航空機の訓練空域及び試験空域を設定し、又はこれらを変更しようとする場合には、あらかじめ、防衛庁長官に協議するものとする。

第3条 防衛庁長官は、自衛隊の施設のうち、飛行場、航空保安無線施設、航空交通管制施設、射撃場その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを設置し、又はこれに係る運用を開始し、若しくは終了しようとする場合には、あらかじめ、運輸大臣に協議するものとする。

第4条 運輸大臣は、航空法第97条の規定による飛行計画及び航空機の位置通報並びに同法第98条の規定による到着の通知のうち、防衛庁長官と協議して定める範囲のものを防衛庁長官に通報するものとする。

2 防衛庁長官は、自衛隊が設置する飛行場、航空保安無線施設、航空交通管制施設その他の施設等に関する航空機の運航のため必要な情報のうち、運輸大臣と協議して定める範囲のものを運輸大臣に通報するものとする。

3 前2項の規定の実施の細目については、別に協定する。

第5条 運輸大臣は、次の各号に掲げる航空機について特に要請のあった場合は、(1)号に掲げる航空機については航空法第96条の規定による航空交通の指示及び同法第97条第1項の規定による飛行計画の承認に関し、(2)号に掲げる飛行機については航空法第97条第1項の規定による飛行計画の承認に関し、便宜を図るものとする。

(1) 自衛隊法第84条の規定による措置を命ぜられた航空機

(2) 前号の措置の訓練及び別に協議して定める演習を行なう航空機であつて、あらかじめ発進時期等について調整を経たもの

2 (1) 運輸大臣は、前項各号に掲げる自衛隊の航空機の航空交通管制圏に係る発進帰投の管制を行なう。

(2) 防衛庁長官は、自衛隊の航空警戒管制部隊が第1項各号に掲げる航空機を誘導する場合及び航空警戒管制部隊と同様の機能を有する艦船部隊が自衛隊の航空機を誘導する場合には、現に航行中の他の航空機に危険を生じさせるおそれのないよう措置するものとする。

3 前2項の規定の実施の細目については、別に協定する。

第6条 運輸大臣は、自衛隊の航空機が自衛隊法第84条の規定による措置を命ぜられた場合においては航空法第80条、第81条及び第91条の規定の適用につき、自衛隊の航空機が別に協議して定める飛行場、射撃場等の上空において訓練をする場合においては航空法第81条及び第91条の規定の適用につき、自衛隊の航空機が広い水面の上空において自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊の艦船を目標として訓練をする場合においては航空法第81条の規定の適用につき、特に必要があると認めるときは、それぞれ各条のただ

し書許可をあらかじめ包括的に与えるものとする。この場合において、運輸大臣は航空交通の安全のため必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができるものとする。

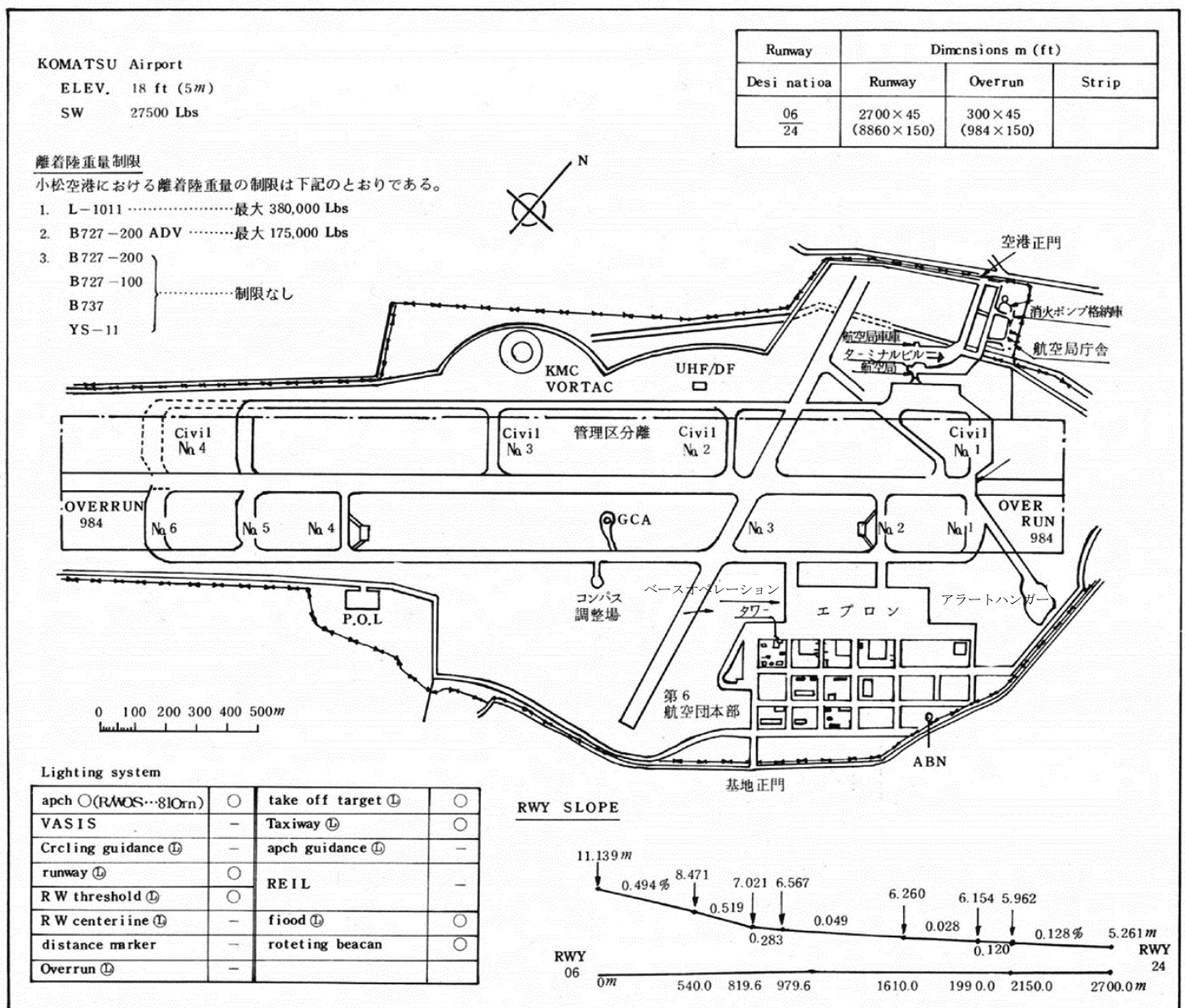
第7条 運輸大臣及び防衛庁長官は、運輸省の職員及び防衛庁の職員から成る航空関係調整協議会を設け、この覚書中の運輸大臣と防衛庁長官との協議を行なわせるものとする。

2 前項の航空関係調整協議会において、運輸省の職員の代表は航空局監理部総務課長とし、防衛庁の職員の代表は防衛局運用課長とするものとする。

3 第1項の航空関係調整協議会の運営その他の細目は、当該協議会において定めるものとする。

第8条 運輸大臣及び防衛庁長官は、この覚書第4条第3項及び第5条第3項に規定する協定を運輸省航空局長と防衛庁防衛局長との間において締結させるものとする。

第9条 運輸大臣及び防衛庁長官は、航空法令の改正に伴い、この覚書の内容が当該改正法令に抵触することとなった場合には、必要な覚書の改正又は廃止のための措置をとらなければならないものとする。



2. 周辺対策及び基地の運用に関する協定

(1) 小松基地設置に関する 33 ケ条約定書

小松市に航空自衛隊航空団を設置するに当たり、小松飛行場対策協議会より提出した要求事項に基き下記の通り約定する。

記

1. 飛行場の民間航空との共同使用
防衛庁、運輸省間の小松飛行場の共同使用に関する協定に基き共同使用とする。従つて別紙の運輸省航空局長より小松市議会小松市対策特別委員長宛の書簡「小松飛行場の共同使用について」を確認する。
2. 建設部隊の常駐並びに民間事業に対する協力（但し、飛行場周辺地区を優先とすること）
航空団編成による施設部隊を増員強化し航空団の駐とんする限り常駐し市の要請に基き施設部隊をもつて可能な範囲で土木、開墾事業に協力する。
3. 音響の特に甚だしい民家に対する防音装置の施工
民家個々に対する防音装置並びに補償は法的かつ財政的に不可能であるので、基地交付金等をもって市において処置されたい。なお、移築、移転等の必要ある場合は市と協議の上適當の措置を講ずる。
4. 日末小学校は飛行場建設に「着工と同時」に鉄筋コンクリートの校舎を新築し完全防音装置を施工すること。
市及び関係機関と協議して航空団開団の時期までに鉄筋コンクリートの校舎を新築し且つ完全防音装置を施工するよう努力する。
5. 6. 必要土地の地元希望価格による買収並びに土地買収に関する交渉は地主と防衛庁間において行うこと。
地主並びに地主代理者と充分調整し、各種条件を検討のうえ適正価格による買収を行う。
7. 新滑走路の予定線は測量後地元と協議し決定した線以外に変更しないことの確約
滑走路の予定線は当初計画した線以外には変更しない。又将来も市の了解なくして、延長若しくは変更しない。
8. 将来飛行場拡張により耕作地の買上げ又は一方的価格による強制買上げ若しくは、永久耕作権の権利取上げをなさざることの確約
市ならびに関係者と協議のうえ何れも納得のゆくよう措置をする。
9. 元三味谷国有林を飛行場として使用しないこと。
使用することはない。
10. 民間航空滑走路の整備、但し、南北滑走路の延長をしないこと。
運輸省と協議のうえ、できる限り善処とする。但し滑走路を延長する計画はない。
11. 南北滑走路の北端にある国有地中の埋立地は永久耕作を認め、水田地は地元へ払下げること。
飛行場の利用計画に基づき不用地については関係機関と協議の上処置する。
12. 旧飛行場隣接の附近町民が現在借入耕作中の国有地の払下げ。
飛行場の利用計画に基き不用地については関係機関と協議のうえ処置する。
13. 旧飛行場区域内の不要土地の払下げ。
飛行場の利用計画に基き不用地については関係機関と協議のうえ処置する。
14. 油及び汚水等は専用排水路を設け農作物に被害を及ぼさないよう処置すること。
専用排水路を設け処置する。
15. 飛行場内排水溝の設置については、地元と協議し、適當な個所に設置すること。
地元と協議して適當な個所に設置する。
16. 飛行場と安宅新町の境界線に巾 30m の防風林を設けること。
防風林は設置する。
17. 隊舎その他の建設物は市の要望する地域に建造することの承認。
滑走路の新設等基地の全般的な利用計画とも関連があり、市の要望する地域も自ら制約されるが可能な範囲で調整する余地はあるものと思料する。
しかして滑走路隊舎その他部隊形成に絶対必要な基本施設以外の建造物及び危険物については市と協議了解の上建造する。

18. 日末町より木曾街道に至る浜街道を隧道とすること。又はこれに代るべき処置を講ずること。
付替道路を設ける。
19. 旧飛行場周辺にある既成開拓地の保全及び改善整備但し、耕地不能地は住宅敷地に転用すること。
農林省の所管事項であるが水路その他を保全しかつ施設部隊の有効活用によりできる限り協力する。
耕作不能地については、住宅敷地として適地であれば考慮する。
20. 小松地区代行開拓事業の即時施行
農林省所管事項であるが、当庁必要の用地買収後、同省に対し即時施行を申入れかつ施設部隊をもって、
できる限り工事施設の援助をする。
21. 墜落その他事故による民間の人畜ならびに被害物件に対する即時完全補償の確約
かかる場合は迅速かつ適当に当該被害に対し補償を行う。
22. 飛行中 学校、工場、民家、特に市街地上空の通過をさけることの確約
止むを得ざる事由のない限り要望地上空の通過はなるべく避けるようにする。
23. 音響による学校、保育所、病院、公民館、寺院等の被害に対する完全防音装置の施行
防音装置を施行する範囲の拡大については、努力するが、適用施設の学校については、現地の実情調査
により騒音の著しい被害に対しては、予算の範囲内で出来る限り措置する。但し、その他については、現
段階においては実現困難であるが将来これが解決に努力したい。
24. 漁業、家畜、農作物の被害に対する完全補償。但し、被害調査に際しては地元民を該調査に参加せしめること。
権威ある実害調査（地元民立会）の結果により具体的に立証された場合には補償する。
25. 航空団の水道施設より安宅新町、鶴ヶ島町、浮柳町の各町に対し、分水すること。
水質等の調査の結果によらなければわからないが専用井戸を掘る方針である。
26. 部隊必需品の地元調達
会計法上の規定による適格者であるものを原則として地元にて調達する。
27. 航空団民間要員の地元優先採用
部隊職員の新規又は補充採用にあたっては地元採用に努め、その他労務員の採用は市民を採用する。
28. 飛行場周辺各町の電話局を小松局に統合せしめること。
実現に努力する。
29. 安宅港の完成促進
関係方面に対し完成するよう側面より協力するは勿論、飛行場建設の用途により市と協議の上港湾改善
に必要な施設をする。
30. 用地買収代金及びすべての補償金に対しては、国、県、市税を免除すること。
租税の免除は出来ないが軽減されるよう努力する。
31. 部隊建造物ならびに構築物に対する工事入札には地元請負業者に原則的に指名
工事の内容、規模及び工事の大小により規制されるので防衛庁名古屋建設部において工事請負希望者の
申請により資格調査のうえ格付をなし、工事の規模により地元適格者を競争入札に指名するように努める。
なお、労務ならびに資材関係についてはなるべく地元において雇用又は調達することに努力する。
32. 航空団の金銭取扱いに関する金融機関として地元銀行の指定
できる限り地元銀行を利用する。
33. 飛行場周辺地区の道路は次のとおり拡充整備する。
 - (1) 現飛行場から今江南端に通ずる旧軍道路の修理舗装及び御太子橋の永久化
 - (2) 日末町より向本折町に至る道路の新設と向本折大橋の永久化（一部既設）
 - (3) 佐美町より串町、佐美町より日末町を経て村松町に至る県道の拡幅、舗装
 - (4) 佐美町より日末町に至る市道の拡幅、舗装
 - (5) 小松より安宅新町に通ずる道路の絶対確保と飛行場周辺市道の改修、舗装
 - (6) 浜佐美町より佐美町に至る市道の拡幅、舗装
 - (7) 旧軍用道路（飛行場一旧国道）より県道、串、日末線間の接続道路の新設（約 300m）
 - (8) 串町より佐美町に至る県道中間より松崎町内に通ずる道路の拡幅改良（約 130m）
 - (9) 安宅町より浜佐美町に至る県道の観光道路としての整備、舗装
 - (10) 浜佐美町より日末小学校への通学道路の新設（一部既設）
 - (11) 草野町より飛行場に通ずる道路の整備、舗装
 - (12) 小松より浮柳町を経て安宅町までの道路の舗装

- (13) 浮柳町より安宅新町までの道路の舗装
- (14) 市道浜田浮柳線の舗装
- (15) 浮柳町より日末町までの道路の新設

関係官署と協議のうえ、これが実現に努力する。なお、個々の問題については、具体的に協議いたしたい。

以上の要求事項及び回答をもつて約定事項として双方意見の一致をみたので何れも承諾する。

なお、約定以外の事項であつても航空団対周辺地区に発生する総ての問題は双方誠意をもつて協議の上決定する事を約定する。

昭和 34 年 12 月 4 日

防衛庁名古屋建設部長 加藤善之助

小松市

小松飛行場対策協議会長 宮埜 茂

立会人

小 松 市 長 和田伝四郎

小 松 市 議 会 議 長 吉田福松

(2) 小松基地拡張に伴う小松市要望事項に対する協定書

小松基地拡張に伴い、小松市から提出された要望事項については防衛庁の用地買収及び工事の着工に関し、地元の協力を得るため、予算を伴うものについては、その成立を前提として、名古屋防衛施設局長と小松市長との間に次記の条項を協定する。

一、 学校防音工事

昭和 39 年度において、犬丸小学校、向本折小学校、御幸中学校を鉄筋コンクリート造りに改築し、防音工事を実施する。当該補助金の交付については、防衛庁の基準に従い実施する。

荒屋小学校、今江小学校については、昭和 40 年度予算要求に計上し、串、月津小学校、松陽中学校については、F104 配置後騒音測定の結果により実施する。

二、 道路、橋梁

1. 滑走路予定地域にかかる道路の付着については、市道佐美・浜佐美間を拡巾舗装し、これに充てるものとする。
2. 御太子橋の架替については、昭和 39 年度内に竣工する。
3. 県道京町・安宅新線のうち小松郵便局丸谷橋間を昭和 39 年度に舗装する。ただし、橋詰めの市道を含むものとする。
4. 次の路線は、昭和 39 年度以降年次計画（3 ヶ年）をもつて整備する。ただし、整備に必要な用地、施工の順位、工法、工事費の負担区分等については、市道にあつては、市、県にあつては県と協議の上決定する。
 - (1) 市道浮柳、基地、今江線
 - (2) 市道佐美柴山線のうち通信隊に至る間、並びに市道日末東部線のうち日末町地内
 - (3) 県道高坂、安宅、加賀線のうち安宅町～浜佐美町間部落内
 - (4) 県道京町、安宅新線のうち小松飛行場、安宅新町内
 - (5) 県道日末、村松線及び市道松崎、村松線のうち松崎町地内
 - (6) 県道高坂、安宅、加賀線のうち長崎町地内並びに市道長崎上牧線
 - (7) 市道浮柳、安宅線
 - (8) 市道島田、一針線
 - (9) 市道根上、串線のうち下牧町より向野地方旧梯川間
 - (10) 向本折大橋の永久橋架替
 - (11) 市道大島、長田線

三、 公共施設

1. 昭和 39 年度において小松市立病院の防音工事を実施する。

ただし、工事中業務に支障を来たさないよう処置をする。
2. 昭和 39 年度において青少年福祉ホームに対する起債の実現に協力する。
3. 昭和 39 年度において、中小企業センターに対する起債の実現に協力する。
4. 養護老人ホーム広済舎の防音工事については、昭和 40 年度において予算要求をする。

四、 移転補償

鶴ヶ島八戸の移転については、申請を俟つて適正な補償措置を講ずる。

その他の関係住民のうち移転を希望する者は、防衛庁の基準により補償措置を講ずる。

五、 農耕阻害に対する措置

新滑走路延長上の浜佐美地区の農耕阻害に関しては、別途調査検討のうえ措置する。

六、 協議事項

次の事項については、今後協議のうえ円満な推進をはかるものとする。

1. 墜落その他事故による人畜、家屋、工場等の被害補償額の算定
2. 不用土地の払下げに対する協力
3. 防音工事に伴う市負担分の起債についての協力
4. 民間空港との連絡協調及び整備拡張に対する協力
5. 航空機に付随する工場の誘致に対する協力
6. 固定式サイレンサー並びに固定式或は移動式防音壁の設置
7. 新たな基地拡張の場合の事前協議

以上の各項については、趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書 2 通を作成し、署名捺印の上各 1 部を保有するものとする。

昭和 39 年 4 月 30 日

名古屋防衛施設局長 久保一郎

石川県小松市長 藤井栄次

立会人

小松市議会議長 北岡次郎吉

小松市議会飛行場

対策特別委員長 石野伊之作

覚 書

昭和 39 年 4 月 30 日付で、名古屋防衛施設局長久保一郎と石川県小松市長藤井栄次との間に締結した「小松基地拡張に伴う小松市要望事項に対する協定書」に関し次のとおり了解する。

1. 日末開田予定区域に係る日末地区民の要望する補償措置については、農林省の行なう総合開発計画との関連において補償措置（16,200,000）を講ずるか、買収措置を講ずるか何れかの方途により解決を期することとする。
2. 本協定書第 2 項(5)、(6)、(8)、(9)の道路の工事費の負担区分については小松市の負担する用地費を考慮のうえ協議するものとする。
3. 協議事項中の基地拡張の場合の事前協議の外 F104 機より騒音の大なる機種の場合にも事前に協議する。
4. 日末町地内の通称「三昧谷」国有地の払下げに関する対農林省との交渉については、当局において積極的に協力する。
5. 昭和 39 年 4 月 14 日付「自衛隊小松基地拡張に伴う補償条件」第 4 項の市財政援助については、今後とも自治省と密接な連絡を保ち、その推進に努力する。

昭和 39 年 4 月 30 日

名古屋防衛施設局長 久保一郎

石川県小松市長 藤井栄次

(3) 小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書

防衛施設庁と石川県、小松市、加賀市、松任市、根上町、寺井町、辰口町、川北村及び美川町は小松基地周辺の生活環境の確保を図る上で騒音の防止が極めて重要であることを認識して、小松基地周辺の騒音対策を積極的に推進するため、その基本的事項に関し、下記のとおりに協定する。

記

1. 公害対策基本法第9条に基づく昭和48年12月27日環境庁告示第154号「航空機騒音に係る環境基準について」に従って、公共用飛行場の区分第2種Bについて定められている期間内に速やかに環境基準の達成を期する。

なお、年次計画については、次項に掲げるもののほか、音源対策、運用対策及び周辺対策を総合勘案する必要があるため、引き続き検討し、協議を続けることとする。

2. 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する住宅防音工事及び同法第5条に規定する移転の補償については、現行法令に定める第1種区域及び第2種区域内について、それぞれ昭和53年度を完了予定とする。

3. 基地周辺における騒音の測定は、常時実施するものとし、その管理は国、県及び市町村共同で行う。

4. 前項調査の結果に基づいて、少なくとも年1回騒音コンターの見直しを行う。

5. 障害防止工事は、国が原因者であるとの認識のもとに実施するものとし、障害防止の機能回復に必要な施設の更新に要する経費については、国が措置するとともに、維持管理費の拡大に努める。

なお、この項目の具体的な裏付けに関しては、具体的条件の回答でなすものとする。

以上の各項については趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書12通を作成し、記名捺印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和50年10月4日

防衛施設庁長官	斎藤一郎
石川県知事	中西陽一
小松市長	竹内伊知
加賀市長	中野己之吉
松任市長	作本博
根上町長	森茂喜
寺井町長	中田良三
辰口町長	松崎従成
川北村長	山本堅次
美川町長	佐々木浩
立会人	
衆議院議員	森喜朗
石川県議会議長	米澤外秋

協 定 書

航空自衛隊小松基地の運用に関し、小松市における良好な生活環境を保全するため、名古屋防衛施設局長相場正敏と小松市長竹内伊知との間に下記のとおり協定する。

I 安全対策

1. 努めて市街地上空を飛ばないように飛行経路を選定する。
2. 要撃戦技訓練は、海上で実施する。
3. 飛行中、重大な故障が発生した場合は地上被害を避けるため、海上に離脱する等の最善の措置を講ずる。
4. ターゲット、ドロップタンク等各種装備品は、その装着を厳重に点検する。
5. 落雷を予知するための観測及び研究の充実を図る。

II 騒音源対策

1. 騒音を発生源で防止するため、器材の改良を心掛け並びに離着陸方式、飛行経路等運航方式を改善する。
2. *早朝、夜間及び昼休み時間には、緊急発進その他、特に止むを得ない場合を除き、離着陸及び試運転を中止する。

*平成 14 年 12 月 24 日付協定で「早朝、夜間及び昼休み時間には」を「早朝及び夜間には」に改める。
参照：P97「(5) 協定書の一部を改正する協定書（平成 14 年 12 月 24 日）」
3. 高校入試、お旅まつりその他小松市の主要行事で小松市が要請する場合は、できる限り飛行を制限し、又は中止する。
4. エンジン調整（ランアップを除く。）は、すべてサイレンサーを使用する。
5. 防音林、防音堤又は防音塀等を設置する。（位置並びに仕様は別途協議する。）

III 周辺対策

1. テレビ共同受信アンテナの設置については、自衛隊機の航行により障害を受けている地区について実施する。
2. 騒音用電話機の設置は、全体計画に基づき実施してきているが、新たな要望があれば、騒音による障害を受けている地区について再度全体計画を作成する。
3. 学校、幼稚園、病院、診療所、保育所その他騒音防止を必要とする公的施設に対しては防音工事を実施する。又、新設、既設を問わず防音施設には除湿装置を取り付ける。
4. 防音施設（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 3 条第 2 項に基づき実施したものに限る。）については、耐用年数を経過したものは更新する。

耐用年数に達しないで所期の効果が得られなくなった場合は、実情調査のうえ所要の措置を講ずる。
5. 第 1 種区域内に所在する住宅の防音工事については、対象住宅及び業者の選定並びに居住者との調整等の業務について、小松市の協力を得て実施計画をまとめ、まとめたものについては、要望の時期に実施する。
6. 小松市の協力を得て申請のあった第 2 種区域内の移転希望者については、翌年度内に移転補償を実施する。
7. 集団移転（10 戸以上）については、移転先地の道路、水道排水施設等の公共施設が整備されるよう助成する。
8. 移転跡地を緑の広場等に整備するとともに、援衝緑地帯を積極的に造成し、除草、排水溝の整備その他の管理に万全を期する。
9. 有線放送施設の増設は実施する。また、耐用年数に達したものの更新については実施を図る。
10. テレビ受信料減免については、騒音調査の結果を勘案し、範囲の拡大に努める。
11. 農耕阻害補償の拡大に努める。

IV その他

1. 小松市の街づくりを積極的に援助する。
2. 騒音の人体に及ぼす医学的影響について、国費で調査研究する。

以 上

昭和 50 年 10 月 4 日

名古屋防衛施設局長 相場正敏
小 松 市 長 竹内伊知
立会人
小 松 市 議 会 議 長 福田秀三

ファントム配備に関する確認書

防衛施設庁と小松市は、航空自衛隊小松基地にF-4EJ 機を配備することに関し、下記のとおり確認する。

記

F-4EJ 機の配備問題について、地元側としてはこれ以上騒音を激しくさせないために、現在の騒音防止技術から考えて、防音堤（部分的には防音壁）及び民家防音工事（第1種区域内）が施行され、その効果が発揮し始めた段階にはファントム配備を断る理由はなくなる旨を明らかにしたのに対し、防衛施設庁は地元側の意向を了承した。

なお、格納庫、サイレンサー等のファントム配備のための諸施設の着工について小松市長は反対しない。

上記に関しては、防衛施設庁長官が防衛庁長官より一切の委任を受けたものであることを確認する。

昭和50年10月4日

防衛施設庁長官 斎藤一郎

小松市長 竹内伊知

立会人

石川県知事 中西陽一

衆議院議員 森喜朗

小松市議会議長 福田秀三

小松市議会基地

対策特別委員会 中口清栄

委員長

覚 書

いわゆる小松市の経費問題については、小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書第5項の趣旨に則り、今後とも誠心誠意努力するものとする。

昭和50年10月4日

防衛施設庁長官 斎藤一郎

石川県知事 中西陽一 殿

小松市長 竹内伊知 殿

(4) 日米共同訓練に関する協定書

航空自衛隊小松基地を使用して日米共同訓練が実施されることに関し、名古屋防衛施設局長と小松市長との間に下記のとおり協定する。

記

1. 小松基地を日米共同訓練のため一時的に米軍に使用させるが、これを契機に恒久的に米軍基地にはしない。
2. 日米共同訓練の期間は、年約4回、年間合計約4週間とする。
3. 日米共同訓練に伴う米軍航空機の運用については、昭和50年10月4日、名古屋防衛施設局長と小松市長との間で締結した協定書の関連条項を遵守するものとする。

以上の条項については、趣旨を尊重し、かつ誠意をもつて履行するものとし、その証として本書3通を作成し、記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和57年9月24日

当事者

名古屋防衛施設局長 田丸達雄

小 松 市 長 竹田又男

立会人

小松市議会議長 東 庄一

(5) 協定書の一部を改正する協定書

航空自衛隊小松基地の運用に関し、小松市における良好な生活環境を保全するため、昭和50年10月4日、名古屋防衛施設局長相場正敏と小松市長竹内伊知との間で締結した協定書（以下「協定書という」。）について、同基地の更なる飛行安全の確保の観点から飛行制限の一部緩和を図るため、大阪防衛施設局長土屋龍司と小松市長西村徹との間で、協定書の一部を下記のとおり改正する協定書を締結する。

記

協定書の記Ⅱ中「2. 早朝、夜間及び昼休み時間には、緊急発進その他、特に止むを得ない場合を除き、離着陸及び試運転を中止する。」を「2. 早朝及び夜間には、緊急発進その他、特に止むを得ない場合を除き、離着陸及び試運転を中止する。」に改める。

以 上

平成14年12月24日

大阪防衛施設局長 土屋龍司

小 松 市 長 西村 徹

立会人

小松市議会議長 久木義則

X 資料編

1. 基地関係法律・条文等

(1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（通称「環境整備法」）

昭和 49 年 6 月 27 日法律第 101 号

最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備（第3条～第12条）
- 第3章 損失の補償（第13条～第18条）
- 第4章 雑則（第19条・第20条）
- 附則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定 義）

- 第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
2. この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条第 1 項の施設及び区域をいう。

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

（障害防止工事の助成）

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- (2) 道路、河川又は海岸
- (3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- (4) 水道又は下水道
- (5) その他政令で定める施設

2. 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所

(3) 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの

(住宅の防音工事の助成)

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊の航空機等の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に關し助成の措置を採るものとする。

(移転の補償等)

第5条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2. 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

3. 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に關し助成の措置を採ることができる。

(緑地帯の整備等)

第6条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2. 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

(買入れた土地の無償使用)

第7条 国は、第5条第2項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2. 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(民生安定施設の助成)

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第9条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

(1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場

(2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

(3) 港湾

(4) その他政令で定める施設

2. 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

- 第 10 条 国は、第 3 条の工事を行う者又は第 8 条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

- 第 11 条 国は、第 3 条の工事、第 8 条の措置又は第 9 条第 2 項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

- 第 12 条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2. 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第 3 章 損失の補償

(損失の補償)

- 第 13 条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

(1) 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの

(2) 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの

(3) その他政令で定める行為

2. 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3. 第 1 項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

- 第 14 条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2. 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。

3. 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

- 第 15 条 前条第 3 項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、防衛省令で定める手続きに従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2. 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から 30 日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第 16 条 国は、前条第 1 項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から 30 日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第 2 項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から 30 日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第 17 条 第 14 条第 3 項又は第 15 条第 2 項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から 6 月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2. 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第 18 条 第 14 条第 3 項の規定による決定に不服がある者は、第 15 条第 1 項及び前条第 1 項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第 4 章 雑 則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第 19 条 第 3 条第 2 項及び第 4 条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第 13 条第 1 項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第 20 条 第 14 条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務（同条第 2 項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(防衛施設周辺の整備等に関する法律の廃止)

2 防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和 41 年法律第 135 号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

以下略

(2) 航空法(抜粋)

昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号

最終改正 令和 5 年 6 月 16 日法律第 63 号

第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図り、並びに航空の脱炭素化を推進するための措置を講じ、あわせて無人航空機の飛行における遵守事項等を定めてその飛行の安全の確保を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器をいう。

(2～5 項 省略)

6. この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向かつて行う航空機の離陸（離水を含む。以下同じ。）又は着陸（着水を含む。以下同じ。）の用に供するため設けられる空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）内の矩形部分をいう。
7. この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長 3,000 メートル（ヘリポートの着陸帯にあつては、2,000 メートル以下で国土交通省令で定める長さ）の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から 375 メートル（計器着陸装置を利用して行なう着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従つて行なう着陸の用に供する着陸帯にあつては 600 メートル、ヘリポートの着陸帯にあつては当該短辺と当該一直線との距離に 15 度の角度の正切を乗じた長さに当該短辺の長さの 2 分の 1 を加算した長さ）の距離を有する 2 点を結んで得た平面をいう。
8. この法律において「進入表面」とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ 50 分の 1 以上で国土交通省令で定める勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。
9. この法律において「水平表面」とは、空港等の標点の垂直上方 45 メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として 4,000 メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。
10. この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ 7 分の 1（ヘリポートにあつては、4 分の 1 以上で国土交通省令で定める勾配）であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線、これらの平面と水平表面を含む平面との交線及び進入表面の斜辺又は着陸帯の長辺により囲まれる部分をいう。
11. この法律において「航空灯火」とは、灯火により航空機の航行を援助するための航空保安施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

12. この法律において「航空交通管制区」とは、地表又は水面から 200 メートル以上の高さの空域であつて、航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。
13. この法律において「航空交通管制圏」とは、航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される国土交通大臣が告示で指定する空港等並びにその付近の上空の空域であつて、空港等及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。
14. この法律において「航空交通情報圏」とは、前項に規定する空港等以外の国土交通大臣が告示で指定する空港等及びその付近の上空の空域であつて、空港等及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。
15. この法律において「計器気象状態」とは、視程及び雲の状況を考慮して国土交通省令で定める視界上不良な気象状態をいう。
16. この法律において「計器飛行」とは、航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行をいう。
17. この法律において「計器飛行方式」とは、次に掲げる飛行の方式をいう。
- (1) 第 13 項の国土交通大臣が指定する空港等からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する空港等への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通管制圏又は航空交通管制区において、国土交通大臣が定める経路又は第 96 条第 1 項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について同項の規定により国土交通大臣が与える指示に常時従つて行う飛行の方式
 - (2) 第 14 項の国土交通大臣が指定する空港等からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する空港等への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通情報圏（航空交通管制区である部分を除く。）において、国土交通大臣が定める経路により、かつ、第 96 条の 2 第 1 項の規定により国土交通大臣が提供する情報を常時聴取して行う飛行の方式
 - (3) 第 1 号に規定する飛行以外の航空交通管制区における飛行を第 96 条第 1 項の規定により国土交通大臣が経路その他の飛行の方法について与える指示に常時従つて行う飛行の方式
18. この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。
19. この法律において「国際航空運送事業」とは、本邦内の地点と本邦外の地点との間又は本邦外の各地間において行う航空運送事業をいう。
20. この法律において「国内定期航空運送事業」とは、本邦内の各地間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業をいう。
21. この法律において「航空機使用事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業をいう。
22. この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

（以下、略）

(3) 国有財産法(抜粋)

昭和 23 年 6 月 30 日法律第 73 号

最終改正 令和 3 年 5 月 19 日法律第 37 号

第 3 章 管理及び処分

第 2 節 行政財産

(処分等の制限)

第 18 条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

2. 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

(1) 国以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（国と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

(2) 国が地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

(3) 国が行政財産である土地及びその隣接地の上に国以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を所管することとなる各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

(4) 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号）第 2 条第 2 項 に規定する庁舎等についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、国以外の者（当該庁舎等を所管する各省各庁の長が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前 3 号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

(5) 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

(6) 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3. 前項第 2 号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この条において「特定施設」という。）を国以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4. 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
5. 前各項の規定に違反する行為は、無効とする。
6. 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。
7. 地方公共団体、特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの又は地方道路公社が行政財産を道路、水道又は下水道の用に供する必要がある場合において、第2項第1号の貸付け、同項第5号の地上権若しくは同項第6号の地役権の設定又は前項の許可をするときは、これらの者に当該行政財産を無償で使用させ、又は収益させることができる。
8. 第6項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は収益については、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定は、適用しない。

（準用規定）

第19条 第21条から第25条まで（前条第2項第5号又は第6号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第21条及び第23条を除き、前条第6項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第21条第1項第2号を除く。）の規定は、前条第2項第1号から第4号までの貸付け、同項第5号の地上権若しくは同項第6号の地役権の設定、同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の貸付け又は同条第6項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

第3節 普通財産

（無償貸付）

第22条 普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。

- (1) 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。
 - (2) 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。
 - (3) 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。
 - (4) 地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第14号の地震防災応急対策の実施の用に供するとき。
 - (5) 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第5号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。
 - (6) 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第3項の国民の保護のための措置又は同法第172条第1項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき。
2. 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、行うことができない。
 3. 各省各庁の長は、第1項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

(4) 日本放送協会放送受信料免除基準(抜粋) ※S57. 4. 1 削除

2. 半額免除

(基地周辺受信者)

(4) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約第 6 条に基づく施設および区域ならびに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和 27 年法律第 138 号）に規定する合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という）または自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という）の使用する陸上飛行場のうちジェット航空機の使用によって生ずる音響の発生回数が、次表に定めるものに該当し、かつその状態が通常継続していると認められる飛行場の主要着陸帯の短辺の延長で当該飛行場の外辺から各 1 キロメートルの距離にある点および長辺の延長で当該飛行場の外辺から各 5 キロメートルの距離にある点（主要着陸帯から同一方向にある 2 点のうちいずれか遠距離にある点）をとおって主要着陸帯に平行する線が交わって得られる長方形を基準として音響の強度および飛行場またはその周辺の地形、集落の状況等を勘案して、別に定める区域内に受信機を設置（移動体に設置する場合を除く。）した者が締結する放送受信契約。

時刻区分	単位時間	発生回数
5 時から 24 時まで	当該区分を 19 等分した 1 時間	任意の同一単位時間内における 1 週間の 1 日平均値が 5 回以上

(射爆撃場周辺受信者)

(5) 合衆国軍隊または自衛隊の使用する対地射爆撃場のうちジェット航空機の使用によって生ずる音響の発生回数が前(4)の表に定めるものに該当し、かつその状態が通常継続していると認められる対地射爆撃場について、ジェット航空機の主要旋回経路の直下から外側に 1 キロメートルの距離にある線を外辺として得られる区域を基準とし、音響の強度および対地射爆撃場またはその周辺の地形、集落の状況等を勘案して、別に定める区域内に受信機を設置（移動体に設置する場合を除く。）した者が締結する放送受信契約。

付 則

この基準は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 32 条第 2 項の規定により、郵政大臣の許可を得て、日本放送協会放送受信料免除基準の一部を次のように変更し、昭和 57 年 4 月 1 日から施行することになりましたので公告いたします。

昭和 57 年 4 月 1 日

日本放送協会

日本放送協会放送受信料免除基準第 2 項中(4)および(5)を削る。

2. 航空機騒音に係る環境基準

〔 昭和 48 年 12 月 27 日 〕
〔 環境庁告示第 154 号 〕

改正 平 5.10.28 環告 91、平 12.12.14 環告 78、平 19.12.17 環告 114

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	※旧基準値(WECPNL 値)
I	57 デシベル以下	70 以下
II	62 デシベル以下	75 以下

（備考）I 類型：専ら住居の用に供される地域

II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

（参考）※ 旧基準値は、平成 19 年「航空機騒音に係る環境基準の一部改正」により基準が“Lden”に変更になる前の基準

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- （1）測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- （2）測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- （3）測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- （4）評価は、算式アにより 1 日（午前 0 時から午後 12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（Lden:「エルデン」と読む。）を算出し、全測定日の Lden について、算式イによりパワー平均を算出する。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

- （5）測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

- 3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場			直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内	5年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。
		B	10 年以内	
	成田国際空港			
第一種空港 (成田国際空港を除く。) 及び福岡空港		10 年をこえる 期間内に可及 的速やかに	1 5年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62 デシベル未満とすること又は 62 デシベル以上の地域において屋内で 47 デシベル以下とすること。	

(備考) ① 評価は1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(Lden)を算出し、全測定日のLdenについてパワー平均を算出する。

② 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。

③ 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

④ 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

【補足】

「飛行場の区分」の細部は、以下のとおり。・・・1956年の空港整備法で定義されていたが、2008年の空港法改正に伴い第一種・第二種・第三種の区分は廃止され、全て「空港」となった。

第一種空港とは、「新東京国際空港、関西国際空港及び国際航空路線に必要な飛行場であって、政令で定めるもの。」と定義され、現在は、成田国際空港、東京国際空港(羽田)、大阪国際空港(伊丹)、関西国際空港(関空)、中部国際空港(セントレア)の5港となっている。

第二種空港とは、「主要な国内航空路線に必要な飛行場であって、政令で定めるもの。」と定義される。

第一種空港及び福岡空港と成田国際空港を除いた国土交通大臣(国)が設置・管理する空港及び国が設置し地方公共団体が管理する空港。〔「国管理空港」及び「特定地方管理空港」とも呼ばれている。〕

第三種空港とは、「地方公共団体が地域的な航空輸送のために設置・管理する空港」がこれに区分される。

大部分は離島や僻地などに設置されている小規模な空港。〔「地方管理空港」とも呼ばれている。〕

・・・能登空港は、これに区分される。

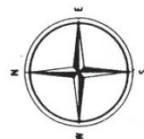
上記の区分のほかに、

- ・ 共用飛行場 : 防衛大臣及び米軍が設置・管理する飛行場
- ・ その他の飛行場 : 地方公共団体が設置・管理する公共用の飛行場
- ・ ヘリポート : 地方公共団体が設置・管理するヘリコプター専用の飛行場(公共用、その他の非公共も含まれる。)

※ 小松飛行場は、防衛大臣(防衛省)が設置・管理する「共用飛行場」に区分され、「第二種空港・B」に準ずる空港。

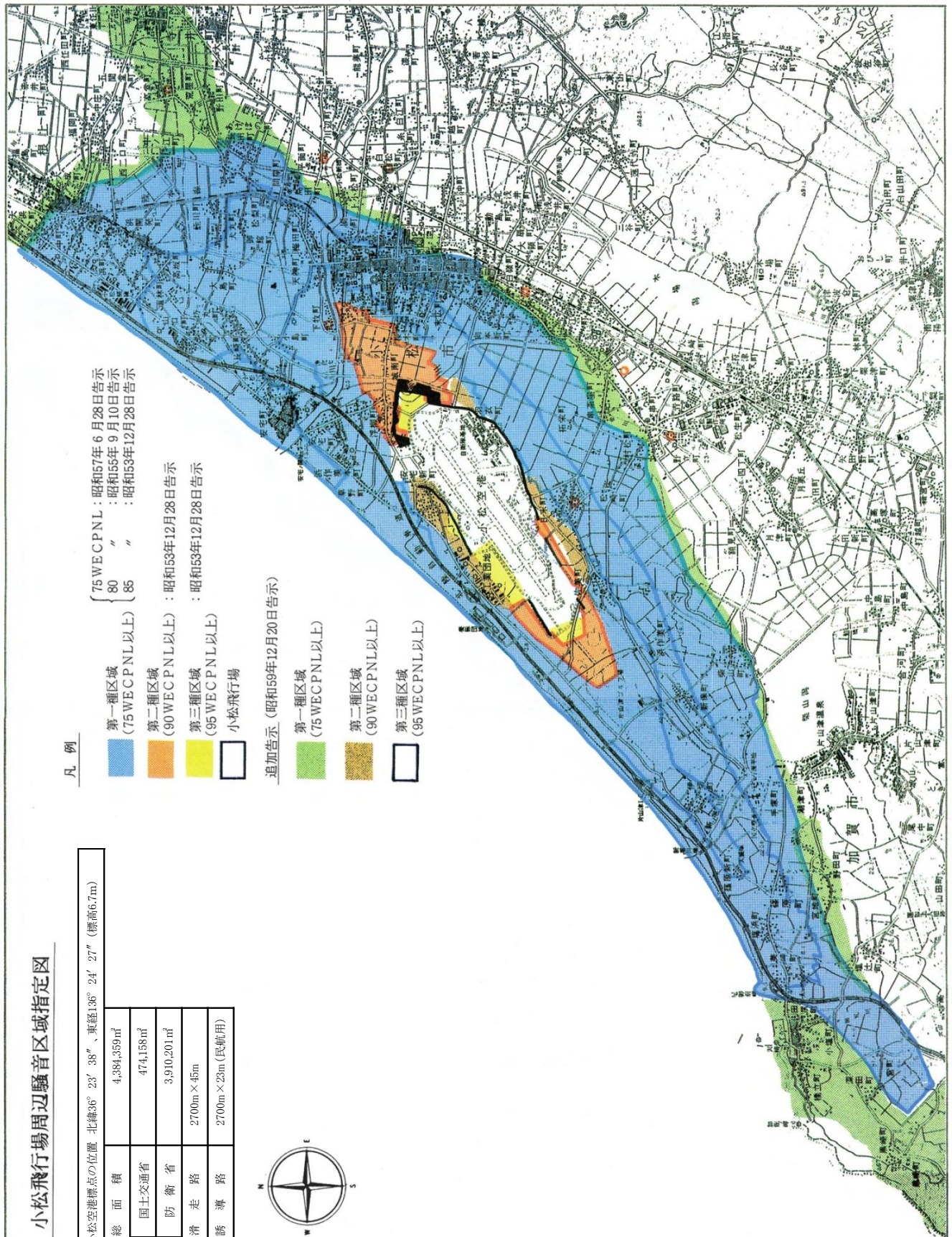
3. 小松飛行場周辺騒音区域指定図

小松空港標点の位置 北緯36° 23' 38"、東経136° 24' 27" (標高6.7m)		
総面積	4,384,359㎡	
内訳	474,158㎡	
国土交通省	3,910,201㎡	
防衛省	2700m×45m	
滑走路	2700m×23m(民航用)	
誘導路		

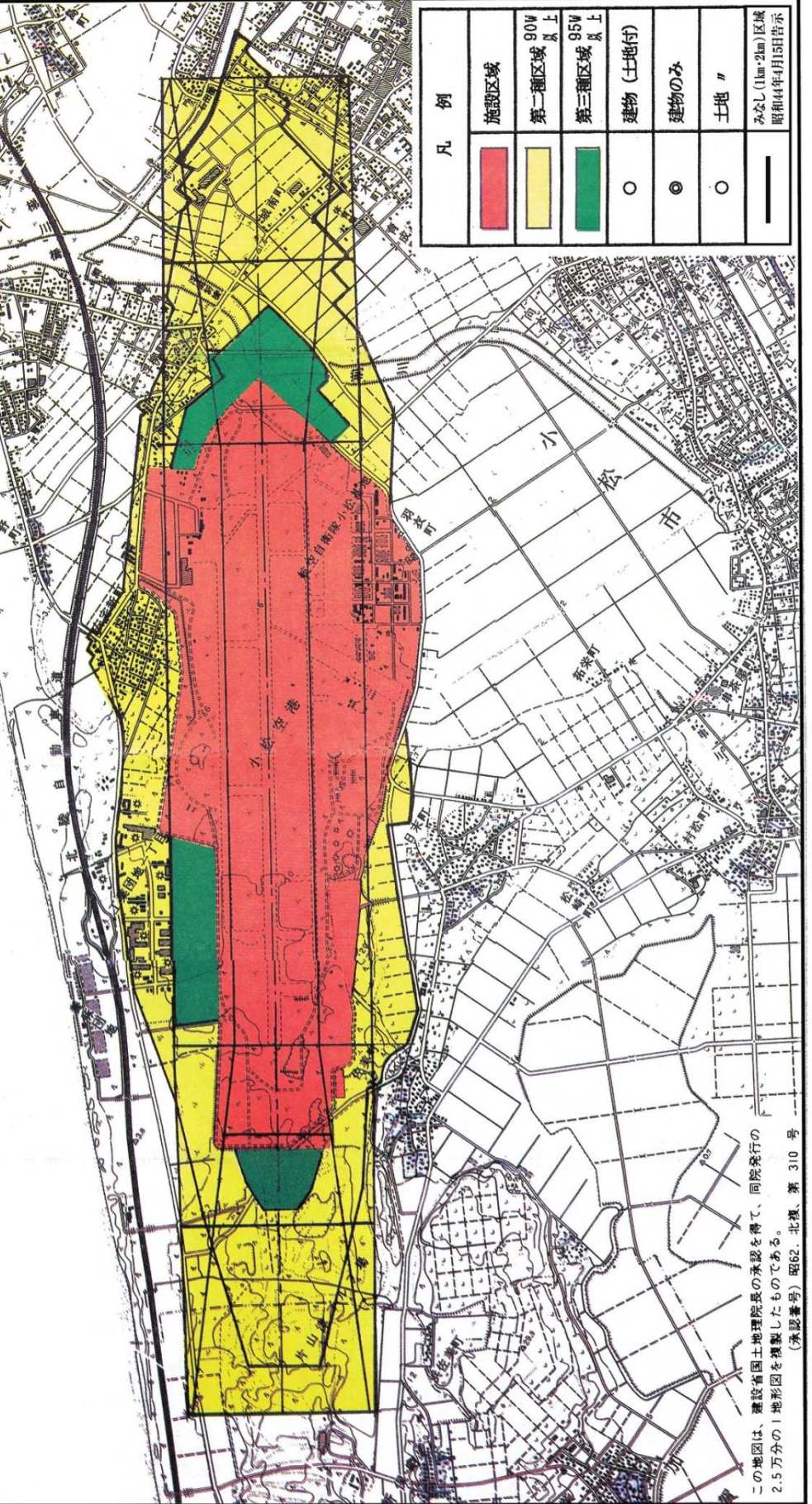
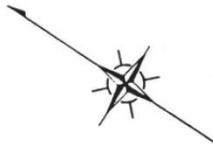


凡例

- 第一種区域 (75WECPNL以上) { 75WECPNL: 昭和57年6月28日告示
80 " : 昭和55年9月10日告示
85 " : 昭和53年12月28日告示
- 第二種区域 (90WECPNL以上) : 昭和53年12月28日告示
- 第三種区域 (95WECPNL以上) : 昭和53年12月28日告示
- 小松飛行場
- 追加告示 (昭和59年12月20日告示)
- 第一種区域 (75WECPNL以上)
- 第二種区域 (90WECPNL以上)
- 第三種区域 (95WECPNL以上)



小松飛行場周辺区域指定図



凡 例	
	施設区域
	第二種区域 90m 以上
	第三種区域 95m 以上
○	建物 (土地付)
●	建物のみ
○	土地 "
—	みなし (1km ² 以上) 区域 昭和44年4月15日告示

この地図は、建設省国土地理院底の承認を得て、同院発行の2.5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号) 昭62.北機.第 310 号

4. 基地関係団体一覧 (令和6年8月現在)

(全 国)

団 体 名	関係市町村	備 考
全 国 基 地 協 議 会	233 都市町村	基 地 関 係 都 市 町 村
防衛施設周辺整備全国協議会	242 市町村	基 地 関 係 市 町 村
在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会	21 市町村	基 地 関 係 市 町 (千歳、三沢、百里、小松、 築城、新田原の各基地)

(県)

団 体 名	関係市町村	備 考
小松基地騒音防止対策協議会	4 市 1 町	国、県、小松市、加賀市、 白山市、能美市、川北町

(市)

団 体 名	備 考
小松飛行場周辺整備協議会	105 町内会

5. 国庫補助金・交付金等実績表

(単位：千円)

年度	3条 障害防止				5条	8条 民生安定事業			
	市立 学校・保育所・ 病院等	排水路 承水路	共同受信施設	小 計 [A]	集団移転 先地造成	有線ラジオ 放送施設	道路、改良 舗装	ごみ処理施設 ・公園	消防施設 (自動車・水槽)
S 35	25,939			25,939					
36	139,012			139,012			8,246		
37	307,883			307,883			9,700		
38	196,303			196,303			8,711		
39	161,372			161,372			61,318		
40	303,642			303,642			32,611		
41	71,029			71,029			41,942		
42	114,847			114,847		12,836	38,354		
43	115,245			115,245			8,171		
44	252,013			252,013	40,770	8,582	5,039	19,986	
45	99,506			99,506	12,420		56,574	47,495	
46	209,998			209,998		10,298	68,124		
47	260,210			260,210		11,974	38,078		
48	117,810			117,810		12,204	30,614		
49	341,728			341,728		15,674	38,177		
50	119,150			119,150		20,413	35,859		4,220
51	314,689			314,689		31,050	24,466		3,303
52	251,544	13,000		264,544	91,808	35,117	143,627		5,265
53	404,869	12,000		416,869	17,400	50,709	39,756	18,000	4,566
54	396,778	75,944		472,722		22,917	64,588	46,000	6,168
55	463,552	49,448		513,000		34,362	60,240	49,454	4,965
56	447,412	53,000		500,412		27,038	98,176	71,000	8,266
57	325,629	66,931		392,560		39,137	37,627	86,000	15,743
58	579,828	67,368		647,196		22,186	169,635		9,900
59	208,672	41,904		250,576		27,036	152,000		15,685
60	264,690	33,260		297,950		34,302	218,111		7,544
61	157,428		20,307	177,735		26,645	240,333		9,853
62	84,212		18,985	103,197		32,523	174,406		6,386
63	62,285		20,893	83,178		37,988	219,688		6,166
H 元	79,751		14,860	94,611		39,176	223,743		6,901
2	153,492		35,370	188,862		51,077	184,530		39,228
3	45,220		30,050	75,270		53,006	171,525		7,768
4	30,681			30,681		59,733	168,759		11,304
5	92,502		32,962	125,464		56,251	190,150		39,228
6	9,503		34,783	44,286		80,767	165,248		7,768
7	267,807			267,807		68,536	189,886		19,106
8	96,767			96,767	14,253	68,841	157,779		18,338
9	106,068			106,068		74,612	173,593		9,148
10	149,218			149,218	295,979	54,847	210,372		108,302
11	186,056		58,249	244,305	275,535	55,208	270,267		
12	154,594			154,594		43,362	283,372		17,676
13	202,793			202,793		55,960	244,820		
14	275,894			275,894	1,128	17,718	170,288		10,502
15	289,867	11,280		301,147	600,855	53,733	264,104		
16	221,735	16,916		238,651	684,483	46,801	234,379		
17	656,118		2,490	658,608	89,715	28,906	375,455		18,075
18	286,614		33,091	319,705		26,918	457,512		
19	525,223			525,223		41,383	344,507		11,325
20	699,349			699,349		23,038	249,306		
21	1,523,588		64,852	1,588,440			212,548		8,876
22	1,027,601			1,027,601			413,774		
23	1,316,232		10,040	1,326,272			141,714	17,490	9,820
24	757,309			757,309			173,259		174,503
25	334,795			334,795			184,810		32,827
26	97,967			97,967			134,984		16,180
27	20,169			20,169			168,376		160,000
28	18,928			18,928			64,391		10,020
29				0			301,529		16,180
30	14,140			14,140			81,045		16,180
R 元	86,738			86,738			83,858		
2	259,586			259,586			104,498		19,113
3	153,566			153,566			92,818		
4	304,511			304,511			64,247		
5	396,808			396,808			84,910		75,160
6	106,348			106,348			88,827		59,129
合計	17,744,813	441,051	376,932	18,562,796	2,124,346	1,512,864	9,249,354	355,425	1,030,687

(単位：千円)

年度	8条 民生安定事業			9条 特定防衛施設周辺整備調整交付金	基地交付金 (国有提供施設等所在市町村助成交付金)	再編交付金	再編関連訓練移転等交付金	防音事業関連維持費	施設区域取得等事務委託費
	コミュニティ供用施設 (旧学習等供用施設)※	その他民生安定施設等	小 計 [B]						
S 35			0						
36			8,246		3,874				
37			9,700		11,034				
38			8,711		12,749				500
39			61,318		18,003				300
40			32,611		19,011				500
41		32,595	74,537		20,951				500
42		47,030	98,220		24,004				500
43			8,171		26,604				500
44		63,000	96,607		35,035				500
45			104,069		46,702				600
46			78,422		54,702				700
47	9,200	4,347	63,599		61,702				700
48	16,600	24,658	84,076		71,960			2,883	800
49	28,800	48,075	130,726		107,537			4,192	1,300
50	17,400		77,892	55,158	139,805			3,995	1,200
51	43,200	74,100	176,119	115,120	146,805			5,143	1,300
52	43,200	42,717	269,926	207,054	171,805			8,479	900
53	47,091	97,570	257,692	131,790	204,508			12,689	1,000
54	70,909	106,627	317,209	146,770	234,951			13,920	900
55	84,000	261,856	494,877	150,487	252,112			23,436	1,100
56	79,282	227,215	510,977	250,660	257,118			23,416	1,300
57	120,458	369,542	668,507	315,435	257,118			25,622	1,500
58	141,000	633,690	976,411	315,507	257,118			27,696	1,400
59	164,800	132,360	491,881	200,932	257,118			31,462	1,100
60	164,800	132,688	557,445	200,986	257,418			33,062	1,100
61	100,100	709,652	1,086,583	295,326	257,518			33,668	1,000
62	47,500	397,903	658,718	331,385	258,218			35,312	1,000
63	64,900	314,091	642,833	212,104	258,718			31,945	1,000
H 元	47,300	379,264	696,384	256,616	268,980			32,697	1,200
2	18,500	14,710	308,045	263,388	272,980			33,442	1,300
3	59,600	190,517	482,416	267,829	274,980			32,496	1,300
4	25,300	208,146	473,242	273,735	294,199			23,319	1,300
5	50,700	105,771	442,100	265,633	294,699			21,544	1,100
6	49,300	93,853	396,936	264,368	294,782			25,123	1,100
7	23,080	154,405	455,013	269,455	300,677			23,190	1,200
8		384,724	629,682	294,148	306,543			21,991	1,200
9	15,844	300,831	574,028	285,044	281,307			24,935	1,200
10	3,144	127,731	504,396	248,239	282,331			24,368	1,100
11	80,466	444,524	850,465	202,636	257,093			23,768	1,100
12	32,562	130,636	507,608	195,628	257,650			24,704	1,100
13	20,644	572,167	893,591	206,011	267,081			22,583	1,100
14	41,342	104,607	344,457	211,920	266,113			27,680	1,400
15	41,853	118,782	478,472	251,491	263,718			27,250	1,300
16	116,596	117,655	515,431	276,041	274,541			29,424	1,300
17	64,008	590,651	1,077,095	267,939	274,832			28,492	1,300
18	53,637	452,869	990,936	270,109	280,968			26,537	1,500
19	49,762	851,532	1,298,509	300,020	296,115	303,037		25,966	1,400
20	64,135	414,674	751,153	300,808	301,386	303,037		25,843	1,400
21	43,903	124,997	390,324	278,757	302,512	303,037		22,924	1,400
22	20,298	218,119	652,191	286,207	304,821	303,037		27,540	1,400
23	57,192	223,055	449,271	479,199	289,889	303,037		25,047	1,400
24	77,398	25,977	451,137	481,837	274,943	272,728		22,643	1,400
25	63,831	56,132	337,600	482,634	275,033	242,418		19,895	1,400
26	39,908	363,024	554,096	483,053	275,663	212,138		19,293	1,400
27	79,879	885,385	1,293,640	493,829	268,468	181,828		16,335	1,400
28	41,047	700,680	816,138	553,101	290,253	151,548		17,861	1,400
29	103,483	580,944	1,002,136	553,128	299,131		303,037	17,740	1,400
30	20,857	311,278	429,360	537,005	296,738		269,369	20,972	1,400
R 元	35,505	42,922	162,285	540,428	302,187		245,804	20,159	1,400
2	101,528	246,594	471,733	560,709	302,187		245,804	24,472	1,113
3	23,349	349,804	465,971	501,242	294,610		198,646	23,089	1,400
4	15,771	215,069	295,087	519,437	301,048		183,492	29,470	1,400
5		168,337	328,407	525,332	309,313		168,337	32,639	1,500
6	16,553	596,242	760,751	545,887	309,060		153,182	33,828	1,700
合 計	2,841,515	14,586,324	29,576,169	15,921,557	14,031,029	2,575,845	1,767,671	1,216,179	70,613

※学習等供用施設は、令和6年度の制度改正によりコミュニティ供用施設へ統合

(単位：千円)

年度	小計 [C]	合計 [A]+[B]+[C] +集団移転= [D]	一般会計 歳入総額 [E]	[D]／[E] %	そ の 他						総 合 計 [D]+[F]
					その他 学校・幼稚園・ 病院等3条	住宅防音 4条	移転5条	防音堤 防音壁	農耕補償 13条	小 計 [F]	
S 35	0	25,939	813,466	3.2%						0	25,939
36	3,874	151,132	1,186,129	12.7%	103,241					103,241	254,373
37	11,034	328,617	1,739,448	18.9%	114,273					114,273	442,890
38	13,249	218,263	1,583,321	13.8%	34,406					34,406	252,669
39	18,303	240,993	1,629,893	14.8%			39,661			39,661	280,654
40	19,511	355,764	1,862,616	19.1%			28,999			28,999	384,763
41	21,451	167,017	1,945,037	8.6%			53,207			53,207	220,224
42	24,504	237,571	2,277,445	10.4%			124,904		504	125,408	362,979
43	27,104	150,520	2,606,918	5.8%	1,552		96,131		877	98,560	249,080
44	35,535	424,925	3,589,977	11.8%	50,528		272,503		1,370	324,401	749,326
45	47,302	263,297	3,966,986	6.6%	96,352		510,065		1,005	607,422	870,719
46	55,402	343,822	4,885,690	7.0%	55,292		389,156		1,094	445,542	789,364
47	62,402	386,211	6,257,742	6.2%	96,448		192,137		1,353	289,938	676,149
48	75,643	277,529	7,760,694	3.6%	2,452		133,276		1,845	137,573	415,102
49	113,029	585,483	9,680,624	6.0%	147,257		82,241		76	229,574	815,057
50	200,158	397,200	10,287,423	3.9%	188,092	200,929	184,561	270,090	1,347	845,019	1,242,219
51	268,368	759,176	11,021,637	6.9%	248,567	1,008,052	537,011		1,221	1,794,851	2,554,027
52	388,238	1,014,516	13,987,883	7.3%	19,751	594,665	784,335		1,776	1,400,527	2,415,043
53	349,987	1,041,948	16,443,076	6.3%	153,731	638,226	336,698		2,221	1,130,876	2,172,824
54	396,541	1,186,472	18,337,310	6.5%	299,683	1,184,005	575,715		2,302	2,061,705	3,248,177
55	427,135	1,435,012	19,663,373	7.3%	211,262	1,477,787	416,687		2,369	2,108,105	3,543,117
56	532,494	1,543,883	22,671,311	6.8%	277,096	2,739,743	331,377		2,569	3,350,785	4,894,668
57	599,675	1,660,742	24,913,102	6.7%	147,072	2,814,847	453,947		2,350	3,418,216	5,078,958
58	601,721	2,225,328	26,081,416	8.5%	98,024	3,104,301	543,238		2,825	3,748,388	5,973,716
59	490,612	1,233,069	27,410,712	4.5%	1,321	2,686,363	496,642		2,973	3,187,299	4,420,368
60	492,566	1,347,961	24,728,279	5.5%	43,929	2,034,005	307,182		2,624	2,387,740	3,735,701
61	587,512	1,851,830	28,266,558	6.6%		1,500,381	432,398		2,402	1,935,181	3,787,011
62	625,915	1,387,830	28,885,761	4.8%	89,357	1,520,562	382,603		2,587	1,995,109	3,382,939
63	503,767	1,229,778	28,364,786	4.3%	33,882	1,983,868	519,470		2,374	2,539,594	3,769,372
H 元	559,493	1,350,488	30,403,357	4.4%	34,933	2,265,712	907,784		2,937	3,211,366	4,561,854
2	571,110	1,068,017	33,588,126	3.2%	79,676	2,169,155	991,262		2,697	3,242,790	4,310,807
3	576,605	1,134,291	37,818,691	3.0%	118,182	1,497,981	232,233		2,391	1,850,787	2,985,078
4	592,553	1,096,476	38,261,329	2.9%	94,485	1,802,717	658,791		1,754	2,557,747	3,654,223
5	582,976	1,150,540	39,110,868	2.9%	69,296	1,785,543	508,105		1,868	2,364,812	3,515,352
6	585,373	1,026,595	40,081,871	2.6%	236,797	1,714,516	568,597		1,762	2,521,672	3,548,267
7	594,522	1,317,342	44,135,713	3.0%	91,600	1,385,031	516,224		1,737	1,994,592	3,311,934
8	623,882	1,364,584	48,574,430	2.8%	1,887	1,120,492	511,060		1,899	1,635,338	2,999,922
9	592,486	1,272,582	48,842,006	2.6%	92,915	1,165,601	586,616		1,826	1,846,958	3,119,540
10	556,038	1,505,631	48,160,228	3.1%	12,442	872,559	355,071		2,086	1,242,158	2,747,789
11	484,597	1,854,902	48,942,457	3.8%	75,123	1,807,062	1,199,741		1,390	3,083,316	4,938,218
12	479,082	1,141,284	49,701,043	2.3%	305,948	1,110,230	1,666,775		1,320	3,084,273	4,225,557
13	496,775	1,593,159	48,426,942	3.3%	521,013	657,127	1,319,740		1,156	2,499,036	4,092,195
14	507,113	1,128,592	43,850,338	2.6%	10,441	458,160	614,654		1,382	1,084,637	2,213,229
15	543,759	1,924,233	43,870,258	4.4%	139,365	710,421	508,809		1,410	1,360,005	3,284,238
16	581,306	2,019,871	42,053,779	4.8%	70,053	819,604	805,215		1,336	1,696,208	3,716,079
17	572,563	2,397,981	42,225,898	5.7%	87,916	1,009,468	1,972,919		1,298	3,071,601	5,469,582
18	579,114	1,889,755	42,476,805	4.4%	142,187	734,175	1,858,540		1,231	2,736,133	4,625,888
19	926,538	2,750,270	43,535,724	6.3%	69,300	795,032	2,014,521		1,168	2,880,021	5,630,291
20	932,474	2,382,976	42,111,545	5.7%	35,059	919,891	1,885,868		1,196	2,842,014	5,224,990
21	908,630	2,887,394	44,558,755	6.5%		1,145,264	397,716		1,132	1,544,112	4,431,506
22	923,005	2,602,797	48,044,920	5.4%	31,252	345,010	133,023		1,245	510,530	3,113,327
23	1,098,572	2,874,115	44,549,527	6.5%	196,740	543,829	647,612		1,146	1,389,327	4,263,442
24	1,053,551	2,261,997	43,624,072	5.2%	147,570	411,987	164,381		921	724,859	2,986,856
25	1,021,380	1,693,775	45,241,070	3.7%	109,381	562,730	107,379		723	780,213	2,473,988
26	991,547	1,643,610	42,376,591	3.9%	37,908	620,779	252,160		1,117	911,964	2,555,574
27	961,860	2,275,669	42,142,987	5.4%	116,066	527,499	205,001		1,102	849,668	3,125,337
28	1,014,163	1,849,229	43,257,868	4.3%	86,949	574,471	102,109		1,158	764,687	2,613,916
29	1,174,436	2,176,572	48,527,353	4.5%	2,781	543,000	310,354		957	857,092	3,033,664
30	1,125,484	1,568,984	47,272,307	3.3%	64,851	1,000,214	147,098		1,097	1,213,260	2,782,244
R 元	1,109,978	1,359,001	45,435,578	3.0%	99,092	909,958	99,705		941	1,109,696	2,468,697
2	1,134,285	1,865,604	59,843,388	3.1%	324,284	1,015,659	105,502		787	1,446,232	3,311,836
3	1,018,987	1,638,524	55,453,635	3.0%	60,197	1,068,371	211,768		610	1,340,946	2,979,470
4	1,034,847	1,634,445	55,336,355	3.0%	306,573	995,557	2,249		651	1,305,030	2,939,475
5	1,037,121	1,762,336	52,855,686	3.3%	330,162	1,157,124	25,491		805	1,513,582	3,275,918
6	1,043,657	1,910,756	57,325,090	3.3%	350,726	1,219,600	3,511		846	1,574,683	3,485,439
合 計	35,582,894	85,846,205	1,984,865,203	4.3%	7,066,718	60,929,263	30,821,728	270,090	89,146	99,176,945	185,023,150

6. 小松救難隊の活躍

(1) 救難隊の基本任務

① 救難業務

緊急事態等にある自衛隊の航空機乗組員の搜索・救助を主任務としており、従たる任務として災害派遣による民生協力を実施しています。

② 空中輸送業務

主にレーダーサイトなど飛行場のない基地への人員及び装備品等の空輸を任務としています。

③ 教育訓練

自隊操縦者等による様々な航空救難や災害派遣状況を想定した搜索・救助等の各種教育や訓練を実施しています。

UH-60J 救難ヘリコプター



U-125A 救難搜索機



(写真：「航空救難団パンフレット」から)

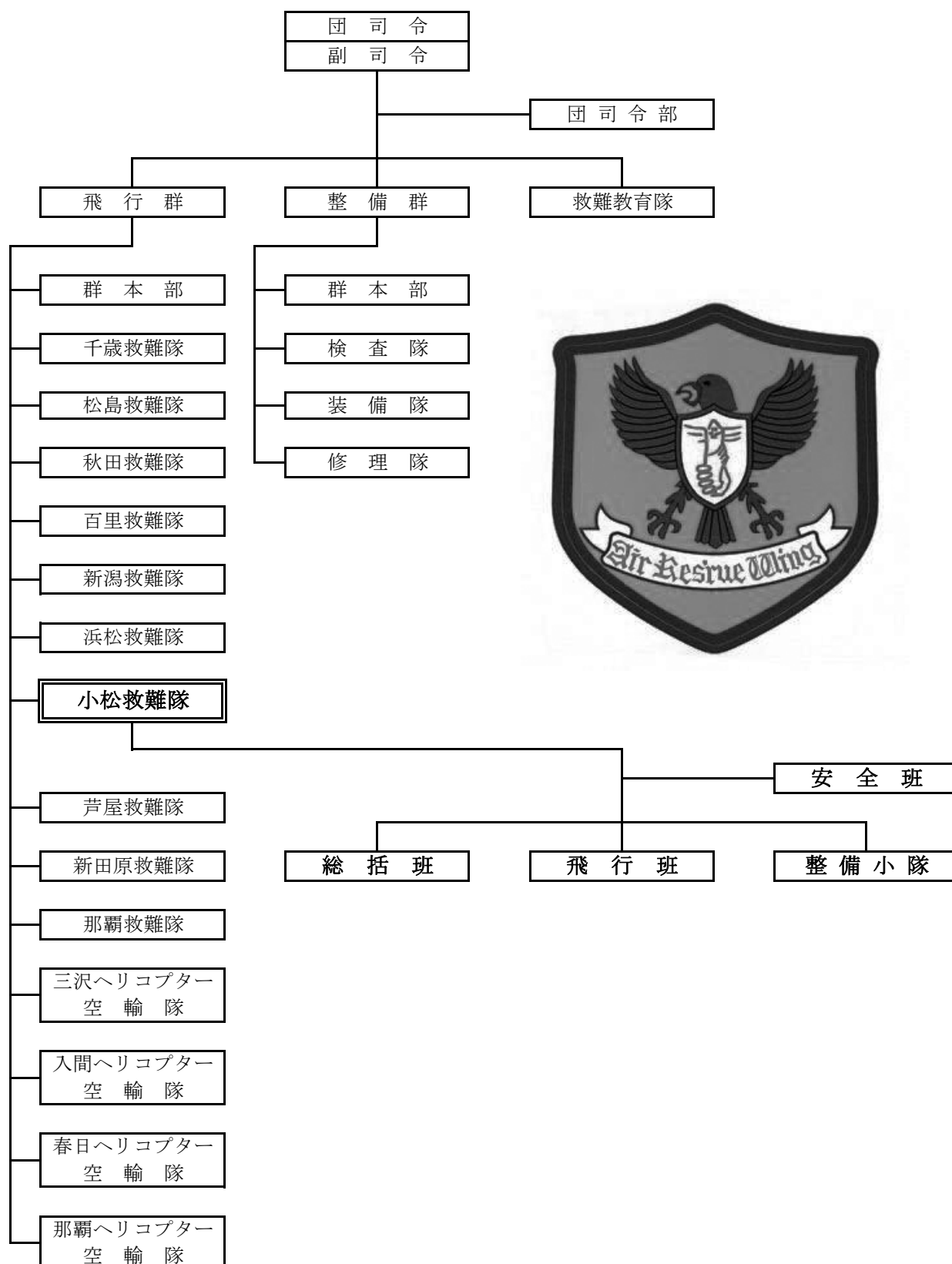
(2) 救難隊の沿革

昭和 36.	3	小松基地において救難航空隊小松救難分遣隊編成完結 初代隊長 1 等空尉 近 藤 恵 救難ヘリコプター H-19×1 機 配備される
36.	7	航空救難群小松救難分遣隊に改編
37.	3	第 3 級賞状受賞
38.	4	第 2 代目隊長着任 3 等空佐 石 井 平 八
	6	捜索機 T-6 配備される
39.	4	捜索機 T-34 配備される
	12	航空救難群小松救難隊に改編
40.	10	救難ヘリコプター S-62 配備される
42.	3	第 3 代目隊長着任 3 等空佐 上 村 博 明
43.	3	救難大型ヘリコプター V-107 配備される
	11	捜索機 MU-2 配備される
45.	2	第 4 代目隊長着任 3 等空佐 野 地 昭 史
	6	第 5 級賞状受賞
46.	3	航空救難団飛行群小松救難隊に改編 第 5 級賞状受賞 落下傘降下 1,000 回無事故記録達成
47.	4	第 5 代目隊長着任 3 等空佐 前 川 光 弘
	12	第 3 級賞状受賞
48.	3	新庁舎完成
	12	第 4 級賞状受賞
50.	8	第 6 代目隊長着任 3 等空佐 中 野 智 明
	9	10,000 時間無事故飛行達成
51.	3	小松救難隊創立 15 周年 現有装備航空機 V-107×2 機、MU-2×2 機、T-34×1 機
51.	3	第 3 級賞状受賞
	6	救難大型ヘリコプター V-107×3 機装備となる
	4	第 7 代目隊長着任 2 等空佐 小 泉 博 司
54.	6	第 4 級賞状受賞
55.	9	落下傘降下 1,000 回無事故記録達成
56.	3	小松救難隊創立 20 周年 現有装備航空機 V-107×3 機、MU-2×2 機
57.	3	第 8 代目隊長着任 3 等空佐 前 田 一 郎
		第 3 級賞状受賞
	11	第 3 級賞状受賞
60.	8	第 9 代目隊長着任 2 等空佐 伊 藤 宏 哉
61.	2	落下傘降下 2,000 回無事故記録達成
63.	9	第 10 代目隊長着任 2 等空佐 村 上 侑
平成 2.	8	第 11 代目隊長着任 2 等空佐 板 津 卓 也
	3.	2 第 2 級賞状受賞 落下傘降下 3,000 回無事故記録達成
	5	小松救難隊創立 30 周年
	8	第 12 代目隊長着任 2 等空佐 柳 原 孝 重
4.	8	第 13 代目隊長着任 2 等空佐 櫻 田 秀 文
5.	3	救難ヘリコプター UH-60 J 配備される
7.	3	第 14 代目隊長着任 2 等空佐 今 井 文 幸
	10	第 3 級賞状受賞
	8.	10 第 4 級賞状受賞
	9.	3 捜索機 U-125A 配備される
	7	第 15 代目隊長着任 2 等空佐 唐 澤 誓 男
10.	10	第 4 級賞状受賞
	12	現有装備航空機 U-125A×2 機、UH-60 J×3 機

平成 11.	6	落下傘降下 4,000 回無事故記録達成		
	12	第 16 代目隊長着任 2 等空佐	鮫 田	渉
13.	3	第 4 級賞状受賞		
		小松救難隊創立 40 周年		
14.	3	第 17 代目隊長着任 2 等空佐	有 木	正
15.	8	第 18 代目隊長着任 2 等空佐	池田	五十二
16.	8	第 3 級賞状受賞		
18.	4	第 19 代目隊長着任 2 等空佐	原 田	豊
19.	5	落下傘降下 5,000 回無事故記録達成		
20.	8	第 20 代目隊長着任 2 等空佐	中 川	知 哉
22.	8	第 4 級賞状受賞		
23.	4	第 21 代目隊長着任 2 等空佐	橋 本	晃 男
24.	3	第 3 級賞状受賞		
		小松救難隊創立 50 周年		
25.	4	第 22 代目隊長着任 2 等空佐	景 浦	浩
26.	2	落下傘降下 6,000 回無事故記録達成		
28.	3	第 23 代目隊長着任 2 等空佐	加 藤	亮
30.	4	第 24 代目隊長着任 2 等空佐	田 村	明 広
令和 2.	4	第 25 代目隊長着任 2 等空佐	佐 藤	健 二
3.	3	小松救難隊創立 60 周年		
3.	8	第 26 代目隊長着任 2 等空佐	塩 崎	裕 次
5.	4	第 27 代目隊長着任 2 等空佐	斉 藤	智 大
7.	3	第 28 代目隊長着任 2 等空佐	箱 田	貴 之



(3) 航空救難団の組織



(4) 感謝状

(令和7年4月1日現在)

受賞年月日	授与者	受賞対象内容
昭和 36. 9. 1	福井県知事	北美濃地震 救助 5 名、空輸物資 1,500 kg
37. 1. 19	金沢大学長	金沢大学生白山遭難 救助 3 名
37. 1. 24	石川県知事	〃
37. 11. 6	小松市長	小松市博覧会支援
38. 3. 1	福井県知事	S38 豪雪 救助 9 名、空輸物資 31,995 kg
38. 3. 1	石川県知事	〃
38. 4. 8	中部管区警察局長	〃
38. 3. 5	金沢市長	急傷病者空輸
39. 7. 24	富山県知事	北陸集中豪雨 空輸人員 7 名、災害負傷者 10 名
39. 7. 30	金沢市長	〃
40. 11. 27	福井県知事	台風被災 空輸人員 149 名、空輸物資 7,540 kg
43. 2. 1	小松市長	救急患者の救助 2 名
43. 5. 12	海上保安庁長官	新潟県姉崎海岸 建安号乗組員 救助 25 名
43. 10. 5	国体山岳部長	第 23 回国体支援 物資空輸 1,100 kg
43. 10. 7	福井県知事	〃
43. 10. 22	第 9 管区海上保安本部長	新潟県姉崎海岸 クレーン船作業員 救助 8 名
44. 1. 20	旭化成工業株式会社	白山における捜索救助 救助 3 名、物資 100 kg
45. 5. 12	第 9 管区海上保安本部長	漁業取締船 第 10 興南丸船員患者 救助 1 名
47. 8. 18	島根県知事	島根豪雨 患者空輸 5 名、物資空輸 500 kg
51. 4. 20	中日本航空	石川県石川郡(三方岩岳)セスナ機捜索 救助 4 名
51. 4. 30	石川県知事	〃
53. 5. 16	島根県知事	山陰集中豪雨 救助 2 名
53. 5. 23	第 9 管区海上保安本部長	漁船員 救助 1 名
53. 7. 20	七尾海上保安部長	漁船員 救助 1 名
53. 12. 2	小松市長	槍ヶ岳 救助 2 名
54. 7. 20	第 9 管区海上保安本部長	漁船員 救助 1 名
56. 2. 27	石川県知事	S56 豪雪 空輸物資 5,212 kg
58. 2. 1	海上保安庁長官	金沢港沖で座礁した貨物船員 救助 6 名
60. 9. 28	石川県知事	高校総体参加中急病者 救助 1 名
平成元 1. 13	第 8 管区海上保安本部長	経ヶ岬で沈没したタンカー乗組員 6 名全員救助
元 6. 7	大阪防衛協会々長	隊創設以来 295 件の災害派遣
元 7. 20	第 8 及び第 9 管区海上保安本部長	過去1年間に 6 件の海難事故で人員救助 27 名(第 9 管区:3 件 16 名)
2. 3. 20	海上保安庁長官	経ヶ岬で遭難した物資船 救助 23 名
3. 1. 28	富山県県警本部長	北アルプス剣岳の遭難者 救助 10 名
3. 4. 2	東海大学学長	北アルプス剣岳の遭難者 救助 1 名
6. 2. 2	富山県県警本部長	東京ぶなの会員(山岳) 救助 2 名
6. 4. 11	〃	早稲田大学山岳部員 救助 1 名
7. 8. 25	〃	黒部集中豪雨 空輸人員 58 名
9. 4. 1	石川県知事	ロシアタンカーから流出した重油の回収
9. 5. 6	福井県知事	ロシアタンカーから流出した重油の回収
9. 8. 7	運輸大臣	ロシアタンカーから流出した重油の回収
16. 12. 16	新潟県知事	新潟県中越地震
20. 4. 25	石川県知事	石川県能登半島地震の航空偵察
27. 3. 20	第 9 管区海上保安本部長	小松沖で航行不能となった貨物船乗員 救助14名
令和 2. 1. 31	長野県知事	令和元年台風第19号災害対応に係る33名救助

(5) 安全褒賞

(令和7年4月1日現在)

飛行安全褒賞	第1回	S47. 9. 18	(5,000 時間)	(44. 10. 30 ～ 47. 8. 30)
	第2回	S50. 9. 25	(10,000 時間)	(47. 8. 30 ～ 50. 9. 19)
	第3回	S56. 6. 11	(5,000 時間)	(53. 5. 11 ～ 56. 6. 12)
	第4回	S59. 6. 15	(3 年間)	(56. 6. 2 ～ 59. 6. 1)
	第5回	S62. 6. 10	(3 年間)	(59. 6. 3 ～ 62. 6. 2)
	第6回	H 2. 7. 23	(3 年間)	(62. 6. 3 ～ 2. 7. 2)
	第7回	H 5. 6. 4	(3 年間)	(2. 6. 3 ～ 5. 6. 2)
	第8回	H 8. 6. 5	(3 年間)	(5. 6. 3 ～ 8. 6. 2)
	第9回	H13. 1. 25	(3 年間)	(10. 1. 25 ～ 13. 1. 24)
	第10回	H16. 1. 25	(3 年間)	(13. 1. 25 ～ 16. 1. 24)
	第11回	H19. 2. 1	(3 年間)	(16. 1. 25 ～ 19. 1. 24)
	第12回	H22. 1. 28	(3 年間)	(19. 1. 25 ～ 22. 1. 24)
	第13回	H25. 1. 24	(3 年間)	(22. 1. 25 ～ 25. 1. 24)
	第14回	H28. 2. 24	(3 年間)	(25. 1. 25 ～ 28. 1. 24)
	第15回	H31. 1. 25	(3 年間)	(28. 1. 25 ～ 31. 1. 24)
	第16回	R 4. 1. 25	(3 年間)	(31. 1. 25 ～ 4. 1. 24)
	第17回	R 7. 1. 29	(3 年間)	(4. 1. 25 ～ 7. 1. 24)
地上安全褒賞	第1回	S55. 4. 2		(54. 4. 1 ～ 55. 4. 2)
	第2回	S58. 10. 12		(55. 10. 6 ～ 58. 10. 6)
	第3回	S61. 10. 14		(58. 10. 6 ～ 61. 10. 5)
	第4回	H13. 7. 9		(10. 7. 9 ～ 13. 7. 8)
	第5回	H21. 6. 20		(18. 6. 12 ～ 21. 6. 11)
	第6回	H25. 1. 25		(21. 6. 11 ～ 25. 1. 23)
	第7回	R 3. 11. 10		(30. 11. 11 ～ 3. 11. 10)
	第8回	R 7. 1. 14		(4. 1. 13 ～ 7. 1. 20)
降下安全褒賞	第1回	S58. 10. 12	(1,500 回)	(55. 9. 12 ～ 58. 9. 21)
	第2回	S61. 3. 7	(2,000 回)	(58. 9. 21 ～ 61. 2. 26)
	第3回	H 3. 3. 3	(3,000 回)	(61. 2. 26 ～ 3. 2. 25)
	第4回	H 7. 4. 19	(3,500 回)	(3. 2. 13 ～ 7. 4. 14)
	第5回	H11. 6. 17	(4,000 回)	(7. 4. 14 ～ 11. 6. 1)
	第6回	H15. 7. 22	(4,500 回)	(11. 6. 1 ～ 15. 7. 22)
	第7回	H19. 5. 29	(5,000 回)	(15. 7. 22 ～ 19. 5. 29)
	第8回	H22. 6. 22	(5,500 回)	(19. 5. 8 ～ 22. 6. 9)

第9回	H26. 4. 24	(6,000回)	(22. 6. 10 ～ 26. 2. 24)
第10回	H30. 11. 21	(6,500回)	(26. 2. 21 ～ 30. 11. 21)
第11回	R 6. 5. 27	(7,000回)	(30. 11. 21 ～ 6. 5. 8)

(6) 年度別救難任務実施状況

(令和7年4月1日現在)

隊 長	年 度	配 備 航 空 機	任 務 実 績					備 考 (主な災害等)
			航 空 救 難		災 害 派 遣			
			件 数	救出等	件 数	救出等	物資空輸	
初代 近藤 恵	昭和36	H 1 9	1	0	9	7	1,600	(北美濃地震)
	37		0	0	21	0	31,955	(三八豪雪)
2 代目 石井 平八	38	T 6	0	0	4	0	0	
	39		0	0	7	9	5,200	(新潟地震) (山陰北陸豪雨(富山・石川))
	40		1	0	9	1	7,540	(奥越豪雨(福井40.9風水害))
3 代目 上村 博明	41	S 6 2	1	0	19	11	180	
	42		1	1	14	26	610	(羽越豪雨(山形・新潟))
	43		1	0	7	11	100	(台風10号・前線集中豪雨)
4 代目 野地 昭史	44	T 3 4	1	0	6	2	0	
	45		1	0	12	13	0	45.11.23 救助者数100名
	46		0	0	10	4	0	
5 代目 前川 光弘	47	V 1 0 7	1	1	18	22	500	(S47.7月島根豪雨)
	48		1	0	14	7	0	
	49		1	0	11	1	400	
6 代目 中野 智明	50	M U 2	0	0	10	15	0	
	51		1	0	14	12	0	(五二豪雪)
	52		0	0	11	9	0	
7 代目 小泉 博司	53		1	5	18	10	3	
	54		1	0	11	6	0	
	55		1	0	15	4	5,212	(五六豪雪)
8 代目 前田 一郎	56		0	0	10	7	0	56.7.29 救助者数200名
	57		1	0	10	12	0	
	58		0	0	7	3	0	(日本海中部地震) (五九豪雪)
9 代目 伊藤 宏哉	59		0	0	0	7	0	
	60		0	0	8	2	0	(日航機墜落事故) (六一豪雪)
	61		1	0	8	4	0	(伊豆大島三原山噴火)
10代目 村上 侑	62		0	0	7	3	0	
	63		1	0	7	27	0	
	平成元		0	0	4	30	0	
11代目 板津 卓世	2		1	1	6	19	0	3.1.9 救助者数300名
	3		0	0	4	14	0	(雲仙・普賢岳大火砕流)
		小 計	18 件	8 名	311 件	298 名	53,300 kg	

隊 長	年 度	配 備 航 空 機				任 務 実 績					備 考 (主な災害等)
						航 空 救 難		災 害 派 遣			
						件 数	救出等	件 数	救出等	物資空輸	
12代目 柳原 孝重	4	V 1 0 7	M U 2	1	1	4	4	0	(阪神・淡路大震災)		
13代目 櫻田 秀文	5			0	0	4	3	0			
	6			0	0	2	2	0			
14代目 今井 文幸	7			1	1	11	67	0			
	8			0	0	5	12	0			
	9	U 1 2 5 A	U H 6 0 J	0	0	5	3	0	(富山県東部集中豪雨(黒部)) (ロシアタンカー事故) 9.1.2 救助者数400名		
15代目 唐澤 誓男	10			0	0	3	1	0			
	11			0	0	0	0	0			
16代目 鮫田 渉	12			0	0	3	2	0			
	13			0	0	4	3	0			
17代目 有木 正	14			0	0	2	1	0	(石川県西方沖地震) (鳥取県西部地震)		
	15			0	0	4	6	0			
18代目 池田 五十二	16			0	0	6	56	0			
	17			2	1	3	1	0			
	18			0	0	6	0	0			
19代目 原田 豊	19			0	0	4	2	0	(能登半島地震) (新潟県中越沖地震)		
	20			0	0	2	1	0			
20代目 中川 友哉	21			0	0	0	0	0			
	22			0	0	2	1	0			
	23			1	0	1	1	0			
21代目 橋本 晃男	24			0	0	1	5	0	(兵庫県淡路島地震) (7.29 大雨被害)		
	25			0	0	2	14	0			
22代目 影浦 浩	26			0	0	1	0	0			
	27			0	0	0	14	0			
	28			0	0	3	0	0			
23代目 加藤 亮	29			1	0	2	0	0	(熊本地震) (鳥取県中部地震) (平成30年大雪) (大阪府北部地震) (記録的豪雨に伴う土砂災害) (漁船座礁に伴う乗組員救助) (コンテナ船からの傷病者空輸) (民間グライダー) (台風19号に係る災害派遣)		
	30			0	0	4	5	0			
24代目 田村 明広	31			1	0	5	36	0			
	令和元 2			0	0	2	0	0			
25代目 佐藤 健二											
26代目 塩崎 裕次	3			1	0	1	1	0	(舩倉島緊急患者空輸) (能登地方地震) (民間グライダー) (舩倉島緊急患者空輸)		
	4			1	0	5	2	0			
		小 計			9 件	3 名	97 件	243 名	0 kg		

隊 長	年 度	配 備 航 空 機					任 務 実 績					備 考 (主な災害等)
							航 空 救 難		災 害 派 遣			
							件 数	救出等	件 数	救出等	物資空輸	
27代目 齊藤 智大	5					0	0	5	126	1,300	(石川県能登地方震度6強に伴う被害情報収集) (石川県能登地方震度5強に伴う被害情報収集) (舩倉島緊急患者空輸) (令和6年能登半島地震) (富山湾外国船籍貨物船から要救助者空輸) (石川県能登地方震度5強に伴う被害情報収集)	
	6		U 1 2 5 A		U H 6 0 J	0	0	3	11	820	(白山山頂付近(大汝峰)から小松飛行場までの傷病者空輸) (令和6年石川県豪雨災害)	
28代目 箱田 貴之												
	小 計					0 件	0 名	8 件	137 名	2,120 kg		
	合 計					27 件	11 名	416 件	678 名	55,420 kg		

7. 小松基地の災害派遣等実施状況

平成元年以降の災害派遣等の出動概況

(令和7年4月1日現在)

実施日	場所	救出人員数	出動部隊の規模	要 請 者	概 況
H 元.5.22	海上	1 名	V-107×1 6 名 MU-2×1 4 名	第8管区 海上保安本部長	小松沖 220NMの海上にて負傷した漁船員 1 名を収容、空輸(美保)
元.6.20	海上	5 名	V-107×2	第8管区 海上保安本部長	小松沖 108NMの海上にてガス漏れ事故をおこした漁船から乗組員 5 名を収容、空輸(小松)
元.7.8	陸上	1 名	V-107×1 MU-2×1	石川県知事	舩倉島にて溺れて危篤状態の男子(5 才)を空輸(輪島)
2.1.25	海上	23 名	V-107×2	第8管区 海上保安本部長	経ヶ岬沖にて座礁、浸水したリベリヤ船籍タンカーから外国人船員 23 名を収容、空輸(小松)
2.7.30	海上	1 名	V-107×1 MU-2×1	第9管区 海上保安本部長	乗組員(骨折等)の収容、空輸
3.1.9 ～11	山岳	10 名	V-107×5 MU-2×4	富山県知事	剣岳登山中に遭難した 2 パーティ(6 名と 4 名)の捜索、救出、空輸(富山)
3.2.25	陸上	1 名	V-107×2	石川県知事	新保町から緊急患者(突発性鼻出血)の収容、空輸(小松)
3.3.14 ～16	山岳	3 名	V-107×5 MU-2×6	富山県知事	剣岳滑落登山者の救出、空輸
3.3.18	山岳	1 名	V-107×1 MU-2×1	富山県知事	剣岳登山遭難者の救出、空輸
3.4.28	山岳	1 名	V-107×1 6 名 MU-2×1 4 名	石川県知事	大杉町にて山菜採り中転落、右足骨折の男性の救出、空輸(小松)
3.4.30	海上	5 名	V-107×2 5 名 MU-2×1 4 名	第8管区 海上保安本部長	福井県の釣場にて孤立した釣り人男女 5 名の救出、空輸
3.7.27	海上	6 名	V-107×1 5 名	石川県知事	海水浴場にて消波ブロックの孤立者を救助
3.11.6	山岳	2 名	V-107×1 4 名 MU-2×1 4 名	石川県知事	白山登山中に行方不明になった男女 2 名の捜索、救出、空輸(小松)
4.8.4	陸上	1 名	V-107×1 5 名 MU-2×1 4 名	石川県知事	舩倉島にて手術後経過悪化の急患の空輸(金沢)
4.8.27	海上	1 名	V-107×1 7 名	第9管区 海上保安本部長	洋上作業船から転落、重傷者の救出、空輸(小松)
4.11.25	海上	1 名	V-107×1 5 名 MU-2×1 4 名	第9管区 海上保安本部長	小松市北北西 330 kmの海上にて操業中負傷した漁船船長の収容、空輸(小松)
5.2.15	陸上	1 名	V-107×1 5 名 MU-2×1 4 名	石川県知事	舩倉島にて急患(急性虫垂炎)の空輸
5.8.12	海上		UH60×1 V-107×1 MU-2×2	石川県知事	塩谷海岸沖にて行方不明者 1 名の捜索
5.11.14	陸上	1 名	UH60×1 MU-2×2	石川県知事	舩倉島にて負傷者の空輸
6.1.3	陸上	2 名	UH60×1 V-107×2 MU-2×2	富山県知事	剣岳登山遭難者 2 名の捜索、救出、空輸
6.2.25	陸上	1 名	V-107×2 MU-2×2	富山県知事	剣岳登山遭難者 4 名のうち 1 名収容、空輸(小松)
6.7.17	山岳	1 名	UH60×1 MU-2×1	石川県知事	患者の空輸(白山)
6.9.3	陸上	1 名	UH60×1 V-107×1 MU-2×1	富山県知事	大笠山登山中滑落した負傷者の救出
7.4.26	海上	3 名	UH60×2 MU-2×1	第8管区 海上保安本部長	小浜市沖の海上にて漁船転覆、岩場に孤立した乗組員 3 名を救出、空輸(福井)
7.6.1	山岳		UH60×4 MU-2×4	富山県知事	行方不明者の捜索(毛勝山)
7.6.7	海上	1 名	UH60×2 MU-2×1	第8管区 海上保安本部長	中国籍漁船の乗組員の急患の救出、空輸(小松)
7.7.13	陸上	44 名	UH60×2 MU-2×1	富山県知事	富山県東部集中豪雨による孤立者の救出
7.7.13	陸上	14 名	UH60×1 MU-2×1	富山県知事	富山県東部集中豪雨による孤立者の救出

実施日	場所	救出人員数	出動部隊の規模	要 請 者	概 況
7.7.13	海上		UH60×2	石川県知事	行方不明者の捜索
7.7.28	山岳	14 名	UH60×1 MU-2×1	富山県知事	滑落者の救出(劔岳)
7.8.6	山岳	1 名	UH60×1 MU-2×1	石川県知事	負傷者の救出(白山室堂)
7.8.16	山岳	1 名	UH60×1 MU-2×1	石川県知事	滑落者の救出(白山室堂)
7.10.25	海上		UH60×3 MU-2×4	石川県知事	遭難船の捜索
8.3.21	山岳	3 名	UH60×2 MU-2×1	富山県知事	滑落者の救出(後立山五竜岳)
8.7.1	山岳		UH60×1 MU-2×1	石川県知事	パラグライダーが風にあおられ失速、行方不明
8.12.6	海上		UH60×2 MU-2×1	第8管区 海上保安本部長	貨物船、強風による荷崩れ 45 度傾斜
9.1.2	海上	12 名	UH60×1 MU-2×1	第8管区 海上保安本部長	ロシアタンカー「ナホトカ」船首破損沈没、捜索・救助
9.1.11 ～3.31	重油 回収		F-15×15 T-4×45 UH60×3 人員:3,834 名 車両:236 両	石川県知事 福井県知事	ロシアタンカー「ナホトカ」から流出した重油の回収 及び浮流油の状況確認のための航空偵察
9.10.25	海上	1 名	U-125A×1 UH-60J×2	第8管区 海上保安本部長	漁船乗組員の救助
9.11.26	海上	1 名	U-125A×1 UH-60J×2	第9管区 海上保安本部長	漁船乗組員の救助
9.12.31 ～1.1	山岳		U-125A×1 MU-2×1 UH-60J×2	富山県知事	遭難者の捜索(劔岳)
10.1.23 ～24	海上	1 名	U-125A×1 UH-60J×1	第8管区 海上保安本部長	海上遭難者の捜索、救助
10.4.20	琵琶湖		U-125A×1 UH-60J×2	東京空港事務所長	琵琶湖で行方不明のセスナ機の捜索
10.8.15 ～18	山岳		U-125A×1 UH-60J×2	東京空港事務所長	岐阜県荘川村周辺でセスナ機の捜索
11.2.12	海上	1 名	UH-60J×1	石川県知事	急患を空輸
12.6.7	地震		UH-60J×1	自主派遣	石川県西方沖地震の航空偵察
12.10.6 ～7	地震		F-15×2 U-125A×1	自主派遣	鳥取県西部地震の航空偵察
13.1.6	山岳	2 名	U-125A×1 UH-60J×2	富山県知事	遭難者の救出(劔岳)
13.4.17	海上		UH-60J×1	第9管区 海上保安本部長	小松市沖にて漁船転覆による乗組員の捜索
13.9.30	海上	1 名	U-125A×1 UH-60J×2	第9管区 海上保安本部長	珠洲市禄剛崎沖にて乗組員が負傷し、小松基地まで空輸
13.9.30	陸上	1 名	UH-60J×1	石川県知事	舩倉島にて急患発生、陸自金沢駐屯地まで空輸
13.10.2	海上	1 名	U-125A×1 UH-60J×2	第9管区 海上保安本部長	小松北北西 200 海里にて沈没しかけている漁船で乗組員が負傷し、小松基地まで空輸
14.4.10	海上		UH-60J×1 車両×1	石川県知事	梯川安宅河口付近にて漁船転覆による乗組員の捜索
14.11.6	海上	1 名	UH-60J×2 U-125A×1	第9管区 海上保安本部長	能登半島猿山岬北西約 160NMにてかにかご漁(第32 やよい丸)で急患発生、小松基地まで空輸
15.7.16	山岳	1 名	U-125A×1 UH-60J×1	石川県知事	負傷者の救出(白山五葉山)
15.7.21	山岳	1 名	U-125A×1 UH-60J×1	石川県知事	負傷者の救出(白山室堂)
15.12.15	海上		U-125A×1 UH-60J×1	第8管区 海上保安本部長	漁船座礁行方不明者の捜索
16.2.8 ～9	山岳	4 名	U-125A×1 UH-60J×1	福井県知事	遭難者の救出(大長山)

実施日	場所	救出人員数	出動部隊の規模	要 請 者	概 況
16.4.1 ～2	海上		U-125A×2 UH-60J×1	第8管区 海上保安本部長	不明漁船の捜索及び救出(隠岐島東域)
16.4.28	海上	1名	U-125A×1 UH-60J×2	第9管区 海上保安本部長	緊急患者の救出及び空輸(禄剛崎沖)
16.5.2	海上	1名	U-125A×1 UH-60J×2	第6空団司令	行方不明者の捜索(三国沖)
16.7.13 ～14	陸上	19名	UH-60J×2	新潟県知事	新潟豪雨による孤立者の捜索及び救出
16.7.14	山岳	1名	UH-60J×1	石川県知事	意識不明者の空輸(白山室堂)
16.7.18	陸上	54名	U-125A×1 UH-60J×2	福井県知事	福井豪雨による孤立者の捜索及び救出
16.10.27	地震		U-125A×1	自主派遣	新潟県中越地震の航空偵察
17.5.18	陸上		UH-60J×1	石川県知事	負傷者の救出(白山市中宮)
17.12.21	陸上	1名	U-125A×1	石川県知事	緊急患者の空輸(小松空港～岡山空港)
18.9.24 ～25	海上		U-125A×2 UH-60J×1	第9管区 海上保安本部長	プレジャーボート行方不明者の捜索(羽咋市西方沖)
18.12.20	陸上		U-125A×1 UH-60J×1	滋賀県知事	軽飛行機行方不明の捜索(滋賀県、大津市大物地先 周辺)
19.3.25	陸上		UH-60J×1	航空支援集団 司令官	石川県能登半島地震の航空偵察
19.3.25	陸上		UH-60J×1	航空支援集団 司令官	石川県能登半島地震の航空偵察(余震)
19.3.26	陸上		U-125A×1 UH-60J×1	航空支援集団 司令官	石川県能登半島地震の航空偵察(余震)
19.3.28	陸上		UH-60J×1	航空支援集団 司令官	石川県能登半島地震の航空偵察(余震)
19.4.23	陸上	1名	UH-60J×1	石川県知事	緊急患者の空輸(舩倉島～輪島)
19.6.26	陸上	1名	UH-60J×1 U-125A×1	石川県知事	緊急患者の空輸(舩倉島～金沢)
19.7.16	地震		UH-60J×1	自主派遣	新潟県中越沖地震の航空偵察
20.1.26	地震		UH-60J×1 U-125A×1	自主派遣	石川県能登半島地震の航空偵察
20.7.8	陸上		UH-60J×1	石川県知事	石川県金沢市山間部における情報収集
20.11.21	陸上	1名	UH-60J×1 U-125A×1	第9管区 海上保安本部長	フェリー「すいせん」から小松基地までの患者の緊急 空輸
23.3.11	陸上	1名	UH-60J×1 U-125A×1	石川県知事	緊急患者の空輸(舩倉島～輪島)
23.3.11 ～8.31	地震		F-15×2 T-4×1 車両×106 人員:723名	中部航空方面隊司 令官	東日本大震災における情報収集、捜索救助、被害復 旧及び後方支援等
23.3.12 ～5.17	陸上		車両×17 人員:69名	中部航空方面隊司 令官	東日本大震災における原子力災害に対する放水及 び給水支援等
23.3.14 ～8.31	陸上		UH-60J×1 U-125A×1	青森、岩手、宮城、 福島、茨城、千葉 各県知事	東日本大震災における捜索救難
23.5.9	陸上	1名	UH-60J×1 U-125A×1	石川県知事	緊急患者の空輸(舩倉島～金沢)
24.11.25	海上	5名	UH-60J×1 U-125A×1	第9管区 海上保安本部長	金沢沖における漁船からの乗組員の救出
25.4.13	地震		UH-60J×1 U-125A×1	自主派遣	兵庫県淡路島地震の航空偵察
25.7.5	陸上	1名	UH-60J×1	石川県知事	緊急患者の空輸(舩倉島～金沢)

実施日	場所	救出人員数	出動部隊の規模	要 請 者	概 況
25.7.29 ～7.30	陸上		車両×25	石川県知事	大雨による小松市内の河川等の増水による決壊等の調査及び現地作業の緊急措置
26.12.5	陸上		C-1×1	石川県知事	緊急患者の空輸(小松～入間)
27.3.11	海上	14 名	UH-60J×1 U-125A×2	第9管区 海上保安本部長	浸水し航行不能となった貨物船からの乗組員の救出(小松沖)
27.6.10	陸上		車両×1	(自発)	小松市野立町の近傍火災に対する消火活動
28.4.16 ～5.10	陸上		車両×1	熊本県知事	熊本地震における各種支援等
28.10.21	陸上		U-125A×1	自主派遣 航空救難団司令	鳥取県中部地震の航空偵察
29.3.5	陸上		U-125A×1	東京空港事務所長	長野県消防防災ヘリ搭乗員の捜索救難活動及び支援
29.6.3 ～6.4	陸上		UH-60J×4 U-125A×2	東京空港事務所長	剣岳周辺における小型機墜落に伴う搭乗員の捜索及び航空機統制
30.1.30 ～2.2	陸上		車両×8	石川県知事	輪島市の断水に伴う給水活動
30.6.18	陸上		U-125A×1 UH-60J×1	自主派遣	大阪府北部及び京都府南部における地震発生に伴う情報収集
30.7.12 ～7.22	陸上		車両×5 U-125A×2 UH-60J×1	中部航空方面隊司令官	中国地方及び四国地方における豪雨に伴う土砂災害に対する支援
30.9.8 ～9.14	陸上		車両×1	中部航空方面隊司令官	北海道胆振地方における地震発生に対する支援
31.1.16	海上	5 名	U-125A×1 UH-60J×1	第9管区 海上保安本部長	漁船座礁(輪島港周辺)に伴う乗組員の救助
R 元.5.1	海上	1名	U-125A×1 UH-60J×1	第9管区 海上保安本部長	パナマ船籍コンテナ船(能登半島北東沖約60NM)から小松基地への傷病者空輸
元.5.3	陸上	2名	U-125A×1 UH-60J×1	東京空港事務所長	長野県松本空港西の焼岳付近における民間グライダー不時着に伴う捜索及び救助
元.6.18	陸上		F-15×2	中部航空方面隊司令官	山形県沖における地震発生に伴う情報収集
元.6.19	陸上		U-125A×1	自主派遣	山形県沖における地震発生に伴う情報収集
元.9.9 ～10.1	陸上		車両×18	千葉県知事	令和元年度台風15号に係る支援
元.10.13 ～11.8	陸上	33名	車両×25 U-125A×1 UH-60J×3	県都知事	令和元年度台風19号に係る支援
2.3.13	陸上		UH-60J×1	自主派遣	石川県能登地方における地震発生に伴う情報収集
2.3.13	陸上		車両×2	(自発)	小松市八幡町の近傍火災に対する消火活動
2.4.14 ～5.4	陸上		車両×2 人員×4	中部航空方面隊司令官	新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化に係る輸送支援
.7.4 ～7.15	陸上		UH-60J×1	航空救難団司令	令和2年(2020)7月豪雨に係る芦屋救難隊への増強
2.7.8	陸上		U-125A×1	自主派遣	大雨特別警報の発表に伴う情報収集
2.12.18	陸上		車両×2 人員×4	中部航空方面隊司令官	関越自動車道における大雪に対する支援
3.2.13	陸上		F-15×2	中部航空方面隊司令官	福島県沖における地震発生に伴う情報収集
3.3.20	陸上		F-15×2	中部航空方面隊司令官	宮城県沖における地震発生に伴う情報収集
3.5.1	陸上		F-15×2	中部航空方面隊司令官	宮城県沖における地震発生に伴う情報収集
3.10.7	陸上		F-15×2	中部航空方面隊司令官	千葉県北西部における地震発生に伴う情報収集
3.11.1	陸上	1名	U-125A×1 UH-60J×1	石川県知事	緊急患者空輸(舳倉島～金沢)

実施日	場所	救出人員数	出動部隊の規模	要 請 者	概 況
4.7.11	陸上	1名	UH-60J×1	石川県知事	緊急患者空輸(舢倉島～金沢)
4.8.4	陸上		人員×4	自主派遣	記録的短時間大雨警報及び緊急安全確保(警戒レベル5)の発表に伴う情報収集
4.10.27 ～10.28	陸上	1名	UH-60J×1	石川県知事	緊急患者空輸(舢倉島～金沢)
5.5.5	陸上		F-15J×2	自主派遣	石川県珠洲市を震源とする地震発生に伴う災害派遣
5.5.5	陸上		U-125A×2	自主派遣	石川県能登地方の地震発生に伴う情報収集
5.8.1	陸上	1名	UH-60J×1	石川県知事	緊急患者空輸(舢倉島～輪島分屯基地)
6.1.1 ～5.29	陸上	112名	UH-60J×14	石川県知事	令和6年能登半島地震に伴う災害派遣
6.1.1 ～5.29	陸上		人員×123	石川県知事	令和6年能登半島地震における外来機支援
6.1.1 ～5.29	陸上		人員×507	石川県知事	令和6年能登半島地震における輪島分屯基地に対する基地機能支援及び輪島市への生活支援隊
6.1.1 ～5.29	陸上		人員×2981	石川県知事	令和6年能登半島地震における給水支援
6.1.1 ～5.29	陸上		人員×232	石川県知事	令和6年能登半島地震における物資輸送
6.1.25	海上	13名	UH-60J×1	第9管区 海上保安本部長	富山湾貨物船「DONG YU」から富山空港までの要救助者空輸
6.6.3	陸上		UH-60J×1	自主派遣	石川県能登地方における地震発生に伴う情報収集
6.6.3	陸上		人員×2名	自主派遣	石川県能登地方における地震発生に伴う情報収集
6.8.18	陸上			石川県知事	白山山頂付近(大汝峰)から小松飛行場までの傷病者空輸
6.9.21 ～10.4	陸上		人員×33名	石川県知事	石川県能登地方豪雨災害に伴う災害派遣 情報収集及び連絡支援
6.9.22 ～10.7	陸上		UH-60J×1	石川県知事	石川県能登地方豪雨災害に伴う災害派遣 孤立者救助及び人員等空輸

※ 救難隊以外の災害派遣状況は、平成23年の東日本大震災(東北地方太平洋沖地震による災害)以降から記載

8. 小松飛行場における降雪及び積雪状況

飛行場地区等除雪作業状況

1. 年度は当該年度12月1日～3月31日の間をいう。
2. 降雪日数は降雪を観測した日の累計をいう。
3. 総降雪量は1時間毎に計測した新積雪量の累計をいう。
4. 昭和36年度から平成13年度までは、ランウェイ除雪の出動回数
5. 平成14年度以降は、飛行場地区の出動回数（ランウェイ除雪を含む。）

年度	降雪日数 (日)	総降雪量 (cm)	除雪機 出動回数(回)
S36	70	362	21
37	74	600	46
38	58	187	8
39	77	225	18
40	57	186	29
41	65	364	56
42	74	447	65
43	62	265	26
44	85	213	18
45	68	359	37
46	45	103	12
47	46	80	6
48	71	301	36
49	53	197	22
50	60	136	16
51	65	539	63
52	71	248	29
53	35	104	10
54	60	248	35
55	81	422	62
56	58	186	25
57	48	252	26
58	80	478	62
59	48	290	40
60	73	787	90
61	45	174	35
62	53	144	27
63	34	53	7
H 元	40	109	17
2	60	153	31
3	43	71	14
4	56	144	25
5	60	213	62
6	62	161	45
7	73	164	51
8	47	120	32
9	40	95	15
10	55	118	30
11	66	237	46
12	63	247	32

年度	降雪日数 (日)	総降雪量 (cm)	除雪機 出動回数(回)
13	48	125	33
14	56	88	37
15	61	218	54
16	61	197	49
17	72	186	73
18	38	15	4
19	63	130	38
20	45	96	20
21	55	169	40
22	67	335	76
23	64	258	53
24	51	277	51
25	67	106	13
26	56	146	21
27	56	183	17
28	60	127	23
29	62	506	100
30	49	61	7
R 元	40	16	1
2	53	177	49
3	58	224	40
4	44	319	22
5	47	115	4
6	71	182	34

9. 防衛省所管行政財産の「使用状況」一覧表

国が、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条第2項の規定に基づく移転措置事業により買い入れた土地(防衛省所管行政財産)については、国有財産法第18条により、その用途又は目的を妨げない範囲において、使用することができる。

(令和7年4月1日現在)

使用者	用 途	面 積	主 な 使 用 内 容	使用料	所 在 等
小松市	公園	206,064.66		無償	
		(176,748.02)	日末多目的広場		日末町や1番地10ほか13筆
		(23,091.30)	浮柳展望広場		浮柳町甲6
		(6,225.34)	鶴ヶ島憩いの広場		鶴ヶ島町甲47-1ほか2筆
	広場	12,376.41	運動広場及び子供達の自由広場	無償	
		(2,690.37)	浮柳町子供の広場		浮柳町ル134-3ほか10筆
		(6,248.69)	浮柳町グラウンド		浮柳町甲28ほか8筆
		(1,237.36)	桜木町子供の広場		桜木町96ほか1筆
		(2,199.99)	土地区画整理事業地内緑地		安宅新町49番地ほか1筆
	駐車場	7,574.58	公共施設利用者用駐車場	無償	
		(1,105.54)	浜佐美町駐車場		浜佐美町へ123ほか4筆
		(991.69)	浮柳グラウンド駐車場		浮柳町甲40
		(515.54)	浮柳駐車場		浮柳町へ18-1ほか3筆
		(338.46)	佐美駐車場		佐美町甲13
		(946.09)	安宅新駐車場		安宅新町丙72-1ほか3筆
		(1,267.31)	小松総合体育館駐車場		下牧町59番地
		(2,409.95)	航空プラザ駐車場		安宅新町50番地
	種苗育成施設	8,284.32	種苗育成及び苗木の仮植地	無償	
		(3,802.19)			浮柳町甲123-1ほか12筆
		(1,237.48)			鶴ヶ島町ル98-1ほか3筆
		(1,090.79)			浮柳町甲2-1ほか1筆
		(2,153.86)			浮柳町ト93-1ほか8筆
	花壇	1,079.53	市道、県道沿線の花壇	無償	浮柳町ト94-1ほか32筆
	小規模施設	28.76	案内標識	無償	
		(3.60)	案内標識		浜佐美町リ42ほか5筆
		(12.00)	案内標識板		浮柳町ニ13-1ほか1筆
		(0.06)	石碑		丸の内町2丁目172
		(0.50)	道路反射鏡(カーブミラー)		浮柳町へ6ほか1筆
		(5.10)	有線ラジオ放送施設用電柱等敷地		丸の内町2-73ほか2筆
		(4.10)	防災用通信設備		城南町74-1ほか1筆
		(3.40)	農業施設用電柱		佐美町甲3
	道路敷	7,561.33	市道敷地	無償	
		(1,449.34)	鶴ヶ島処理場迂回線		鶴ヶ島町乙ほか22筆
		(417.82)	丸の内安宅線		鶴ヶ島町イ16-3ほか6筆
		(103.93)	浮柳町1号線		浮柳町甲10ほか1筆
		(30.31)	安宅新東通り線		安宅新町イ250-12
		(15.62)	鶴ヶ島中線		鶴ヶ島町南80-2

使用者	用 途	面 積	主 な 使 用 内 容	使用料	所 在 等
		(458.79)	工業団地5号線		浜佐美町リ41ほか8筆
		(593.48)	浜佐美町海岸線		浜佐美町ト58-1ほか6筆
		(4,492.04)	土地区画整理事業地内区画道路		安宅新町3ほか2筆
	消防その他の防災に関する施設	21,991.45	防火水槽	無償	
		(71.99)	浮柳町防火水槽敷地		浮柳町ト136-1
		(100.51)	浮柳町防火水槽敷地		浮柳町リ59
		(53.72)	浮柳町防火水槽敷地		浮柳町へ14ほか1筆
		(60.96)	桜木町防火水槽敷地		桜木町96-3
		(18.23)	浮城町防火水槽敷地		浮城町17-1
		(397.20)	水路敷地		安宅新町51番地
		(20,773.08)	調整池敷地		安宅新町48番地ほか5筆
		(515.76)	水路敷地		下牧町ツ1番1ほか8筆
	公共下水道終末処理場施設	7,401.13	終末処理場の施設用敷地	無償	
		(7,400.65)	公共枅敷地		鶴ヶ島町乙8ほか50筆
		(0.13)	公共枅敷地		浮柳町ル39-2
		(0.35)	公共枅敷地		浮柳町甲ル161-1ほか1筆
	公共用施設の建設に必要な資材又は機械を保管するための施設	2,142.39	九竜橋川排水路復旧工事及び市道土居原下牧線災害復旧工事の工事施工用地及び資材置場	無償	下牧町ツ1番1ほか12筆
小 松 市 計		274,504.56			
小松加賀環境衛生事務組合	尿尿処理施設	205.16	揚水場及び送水用配管敷地及び案内標識板(0.30㎡)	無償	浜佐美町チ32ほか57筆
事 務 組 合 計		205.16			
その他		28,994.24			
	道路敷	(7,340.85)	石川県道路敷地	無償	
	駐車場等敷地	(9,080.00)	小松空港国際線第2駐車場	無償	
	歩行者用通路	(117.81)	小松空港国際線第2駐車場歩行者用通路	有償	
	電柱等敷地	(399.50)	北陸電力送配電(株)電柱等敷地	有償	
	電柱等敷地	(117.30)	西日本電信電話(株)電柱等敷地	有償	
	電柱等敷地	(3.24)	Wireless City Planning(株)	有償	
	携帯電話基地局敷地	(2.25)	楽天モバイル(株)	有償	
	ごみ集積所等敷地	(117.38)	小松市町内会	有償	
	駐車場等敷地	(11,815.91)	公募による民間企業等	有償	
そ の 他 計		28,994.24			
合 計		303,703.96			

※ 地方公共団体が、国有財産法及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の無償使用許可の規定が適用される用途で使用
するときは、当該土地を無償で使用する事ができる。

※ 公共的な用途のほか、民間企業等も一定の条件の下、公募により有償で使用することができる。

10. 小松飛行場周辺整備協議会規約

(目的)

第1条 本会は、小松飛行場周辺地域の環境整備を促進し、地域の発展と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、小松飛行場周辺整備協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、小松市役所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 飛行場周辺地域の環境整備に関する陳情・要望及び調査研究。
- (2) その他本会の目的達成に必要な事業。

(組織)

第5条 本会は、小松飛行場周辺地域の町内会長を会員として組織する。

(名誉会長)

第6条 本会は、総会の推薦により名誉会長を置くことができる。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 事務局長 1名

(役員の選任及び任期)

第8条 本会の理事は、校下・地区連合町内会長の推薦により選出し、第12条に規定する総会において承認を得るものとする。

2. 本会の会長は、理事の互選とし、総会において承認を得るものとする。
3. 本会の副会長、常任理事、会計監査及び事務局長は、理事の互選とし、会長が委嘱するものとする。
4. 前項の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 第7条に定める役員は、任期中に町内会長でなくなった場合においても、次の総会で新たに役員が選出されるまで、引き続きその任務を行うものとする。

(役員の任務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
3. 常任理事は、会長及び副会長と協力して、会の業務を分担する。
4. 理事は、本会の運営に関する事項を協議決定し、決定事項の推進にあたる。

(相談役)

第10条 本会に、相談役を置くことができる。

2. 相談役は、会長が委嘱する。

(会議)

第 11 条 本会の会議は、総会、常任理事会及び理事会とする。

(総会)

第 12 条 総会は、本会の最高の議決機関であって、会員全員でもって組織し、毎年 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

2. 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議事は出席会員の過半数をもって決定する。ただし可否同数の場合は、会長の決するところによる。

第 13 条 総会の議決事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規約の改廃

(2) 事業計画の決定

(3) 予算及び決算の承認

(4) その他会長が必要と認めた事項

第 14 条 総会の議長は、会員の互選による。

(常任理事会)

第 15 条 常任理事会は、本会の執行機関であって、会長、副会長、常任理事及び事務局長でもって組織する。

(理事会)

第 16 条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であって、会長、副会長、常任理事、理事及び事務局長でもって組織する。

第 17 条 常任理事会及び理事会は必要に応じ会長がこれを招集し、役員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議事は出席役員の過半数でもって決定する。

(会計)

第 18 条 本会の経費は、交付金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2. 本会会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、昭和 58 年 6 月 23 日から施行する。

附則

この規約は、昭和 60 年 4 月 10 日から施行する。

附則

この規約は、平成元年 7 月 26 日から施行する。

附則

この規約は、平成 14 年 6 月 18 日から施行する。

附則

この規約は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

附則

この規約は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。

11. 小松飛行場周辺整備協議会特別調整交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小松市航空機騒音被害特別調整交付金交付規則（昭和55年小松市規則第28号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、小松市航空機騒音被害特別調整交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定める。

(交付金の使途)

第2条 交付金は、交付規則第1条に規定する町内会の環境整備・民生安定に関する調査研究及び経費負担の軽減に資するものとする。

(交付の対象)

第3条 交付金の交付対象は、WECPNLが75以上に指定された区域が含まれる町内会とする。

(交付金額)

第4条 交付金は、100,000,000円とする。

(各町交付額)

第5条 町内会に対して交付する交付金は、次の算式によるものとする。

- (1) 世帯割
$$\frac{12,500,000 \text{ 円}}{\text{区域内世帯数の合計}} \times \text{各町の区域内世帯数}$$
- (2) 均等割 80W以上の区域が含まれる町内会に対して、一律 50,000 円
- (3) 点数割
$$\frac{\text{交付金額} - (1) - (2)}{\text{下記基準表から求める合計点数}} \times \text{各町の合計点数}$$

(基準表)

W	1世帯あたりの点数
90	75
85	65
80	50
75	25

(運営費)

第6条 協議会運営費は、各町交付額の5.0%とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が定めるものとする。

附則

この要綱は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

12. 小松基地騒音防止対策協議会要綱

昭和 51 年 5 月 14 日

最新改正：令和 6 年 4 月 1 日

1. 目的

小松基地における航空機騒音の常時測定を実施し、騒音コンターの見直しを図ることなどにより、国、県及び関係市町村が協力して小松基地周辺の騒音防止対策に資するため、小松基地騒音防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 協議会が必要と認めたときは、前項以外の者を特別委員として加えることができる。
- (3) 協議会が必要と認めたときは、学識経験者の意見を聴くことができる。

3. 任務

協議会は、小松基地における航空機騒音に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 航空機騒音の常時測定、解析及び予測に関すること。
- (2) 騒音コンターの見直し及び補足調査に関すること。
- (3) 航空機騒音防止技術の向上に関すること。
- (4) 航空機騒音に係る情報交換に関すること。

4. 会長

- (1) 協議会に会長をおき、石川県副知事をもってあてる。
- (2) 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- (3) 会長に事故あるときは、委員のうち会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5. 小委員会

- (1) 協議会に必要に応じ、小委員会をおくことができる。
- (2) 小委員会に属する委員は会長が指名する。

6. 幹事等

- (1) 協議会に事務局長及び幹事をおく。
- (2) 事務局長は石川県生活環境部長を、幹事は会長があらかじめ委員会に諮って指名する者をもってあてる。
- (3) 事務局長及び幹事は、協議会の所掌事項について委員を補佐する。

7. 会議

- (1) 会議は委員会、小委員会及び幹事会とする。
- (2) 委員会及び小委員会は会長が招集する。
- (3) 幹事会は事務局長が招集する。

8. 事務局

協議会の事務局は石川県生活環境部に置く。

9. その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項はその都度協議会に諮って定める。

小松基地騒音防止対策協議会
委員、幹事等名簿

委 員	防衛省近畿中部防衛局長
	石川県副知事
	小松市長
	加賀市長
	白山市長
	能美市長
	川北町長
幹 事	近畿中部防衛局企画部地方調整課長
	近畿中部防衛局企画部防音対策課長
	小松防衛事務所長
	石川県生活環境部環境政策課長
	石川県企画振興部交通総合対策監室空港企画課長
	小松市総合政策部空港・基地政策課長
	加賀市産業振興部環境課長
	白山市市民生活部環境課長
	能美市市民生活部生活環境課長
事 務 局 長	川北町住民課長
	石川県生活環境部長

1 3. 令和5年度航空機騒音調査（「小松基地周辺の騒音対策」抜粋）

（1）調査概要

ア 調査目的

小松基地周辺における航空機騒音の実態を把握し、騒音対策の一環として行われている住宅防音工事対象地域の見直し及び環境基準類型指定のための基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ウ 調査地点

国の測定地点5地点、県及び市の測定地点20地点、計25地点（表－15及び巻末付図参照）

エ 調査実施機関

近畿中部防衛局、石川県、小松市、加賀市、白山市、能美市、川北町

オ 使用機器

デジタル騒音計21台（表－15参照）

リオン社製 NA-39A 15台

NA-37 6台

カ 測定方法等

騒音の測定は、「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）」に準拠して行った。

＜騒音の検出方法＞

暗騒音レベルから10dB以上大きいものを測定対象とした。

- ・単発騒音（単発的に発生する一過性の騒音。飛行騒音など）

65dB以上、かつ、継続時間3秒間以上ものを測定対象とした。

但し、地点No. 1～5については70dB以上、かつ、継続時間5秒間以上のものを測定対象とした。

- ・準定常騒音（長時間にわたって継続し、定常的であるがかなりのレベル変動を伴う騒音。地上騒音）

継続時間300秒間より大きいものを測定対象とした。

なお、騒音発生回数が「0」の日については、便宜上、Lden 0dB又は0WECPNLとして測定日数の中に加えて計算した。このほかの測定データは、小松基地の飛行記録（飛行時間帯）と照合し、精度を高めている。

表－15 令和５年度航空機騒音測定地点等

(ア) 国の測定地点

5 地点

No.	地点名	担当者	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	3 月	使用機器
①	小松市小島町	国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-1
②	加賀市伊切町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-2
③	加賀市片野町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3
4	加賀市潮津町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-4
⑤	能美市粟生町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-5

(イ) 県及び市の測定地点

20 地点

No.	地点名	担当者	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	3 月	使用機器
⑪	小松市高堂町	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-1
12	小松市平面町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-4
⑬	小松市丸の内町	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	E-12
14	小松市白松町	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-5
15	小松市今江町南	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-3
16	小松市大領中町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-6
⑰	小松市日末町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-7
18	小松市串町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-8
⑱	小松市上牧町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-9
⑳	小松市佐美町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-10
21	加賀市豊町	加賀市	○		○		○		○		○		○	C-6
22	加賀市小塩辻町	〃		○		○		○		○		○		〃
23	能美市西任田町	能美市	○		○		○		○		○		○	D-12
24	能美市福島町	〃		○		○		○		○		○		D-13
26	白山市湊町	県	○		○		○		○		○		○	E-13
27	能美市大長野町	〃		○		○		○		○		○		〃
29	能美市秋常町	〃	○		○		○		○		○		○	E-15
30	能美市上清水町	〃		○		○		○		○		○		〃
⑳	川北町壺ツ屋	〃		○		○		○		○		○		E-14
33	能美市福岡町	〃	○		○		○		○		○		○	〃

注) 1. 地点No欄の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

2. 地点No.17・20においては、単発騒音に加えて準定常騒音を測定した。

(ウ) 測定地点

No.	地点名	所在地	施設名
①	小松市小島町	小松市小島町ホ 45-1	小島町公民館
②	加賀市伊切町	加賀市伊切町ヲ 174	伊切町老人集会場
③	加賀市片野町	加賀市片野町 4 の 18 番地 1	片野町公民館
4	加賀市潮津町	加賀市潮津町ロ 132	潮津保育所
⑤	能美市栗生町	能美市栗生町ロ 45	能美市立栗生小学校
⑪	小松市高堂町	小松市高堂町ロ 34 番地	
12	小松市平面町	小松市平面町リ 88 番地 2	平面地区学習等供用施設
⑬	小松市丸の内町	小松市丸の内町 1 丁目 150 番地	丸の内地区学習等供用施設
14	小松市白松町	小松市白江町へ 102 番地	白松地区学習等供用施設
15	小松市今江町南	小松市今江町 8 丁目 287 番地	
16	小松市大領中町	小松市大領中町 1 丁目 390 番地 1	大領中地区学習等供用施設
⑰	小松市日末町	小松市日末町 46 番地 1	日末地区学習等供用施設
18	小松市串町	小松市串町 6 番地 5	串地区学習等供用施設
⑲	小松市上牧町	小松市上牧町は 2 番地	上牧地区学習等供用施設
⑳	小松市佐美町	小松市佐美町ニ 28 番地	佐美地区学習等供用施設
21	加賀市豊町	加賀市豊町イ 54-2	
22	加賀市小塩辻町	加賀市小塩辻町ケ 99-4	
23	能美市西任田町	能美市西任田町イ 33	西任田町学習等供用施設
24	能美市福島町	能美市福島町ろ 62 番地 3	根上北部児童センター
26	白山市湊町	白山市湊町ヲ 20	白山市湊リフレッシュセンター
27	能美市大長野町	能美市大長野町ニ 177 番地 1	大長野町学習等供用施設
29	能美市秋常町	能美市秋常町チ 115	能美市教育センター
30	能美市上清水町	能美市上清水町 59	上清水公民館
⑳	川北町壺ツ屋	川北町壺ツ屋ヲ 25-1	川北町立川北小学校
33	能美市福岡町	能美市福岡町甲 30 番	能美市立福岡児童館

(注) 地点No欄の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

(エ) 使用機器

No.	機種	所有者	No.	機種	所有者	No.	機種	所有者	No.	機種	所有者
A-1	NA-39A	国	B-1	NA-39A	小松市	B-8	NA-37	小松市	E-12	NA-37	県
A-2	NA-39A	国	B-3	NA-39A	小松市	B-9	NA-37	小松市	E-13	NA-39A	県
A-3	NA-39A	国	B-4	NA-39A	小松市	B-10	NA-37*	小松市	E-14	NA-39A	県
A-4	NA-39A	国	B-5	NA-39A	小松市	C-6	NA-39A	加賀市	E-15	NA-39A	県
A-5	NA-39A	国	B-6	NA-37	小松市	D-12	NA-39A	能美市			
			B-7	NA-37*	小松市	D-13	NA-39A	能美市			

※ 準定常騒音測定測定機器

(2) 調査結果

「航空機騒音に係る環境基準」の基準値が平成 25 年 4 月 1 日から Lden による評価に改正されたことから、騒音調査結果について Lden による評価を行った。

なお、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく新たな区域の指定に係る値が Lden による評価に改正されたが、現在、小松飛行場においては WECPNL により区域指定が継続されているため、WECPNL による評価をあわせて行った。

① Lden による評価

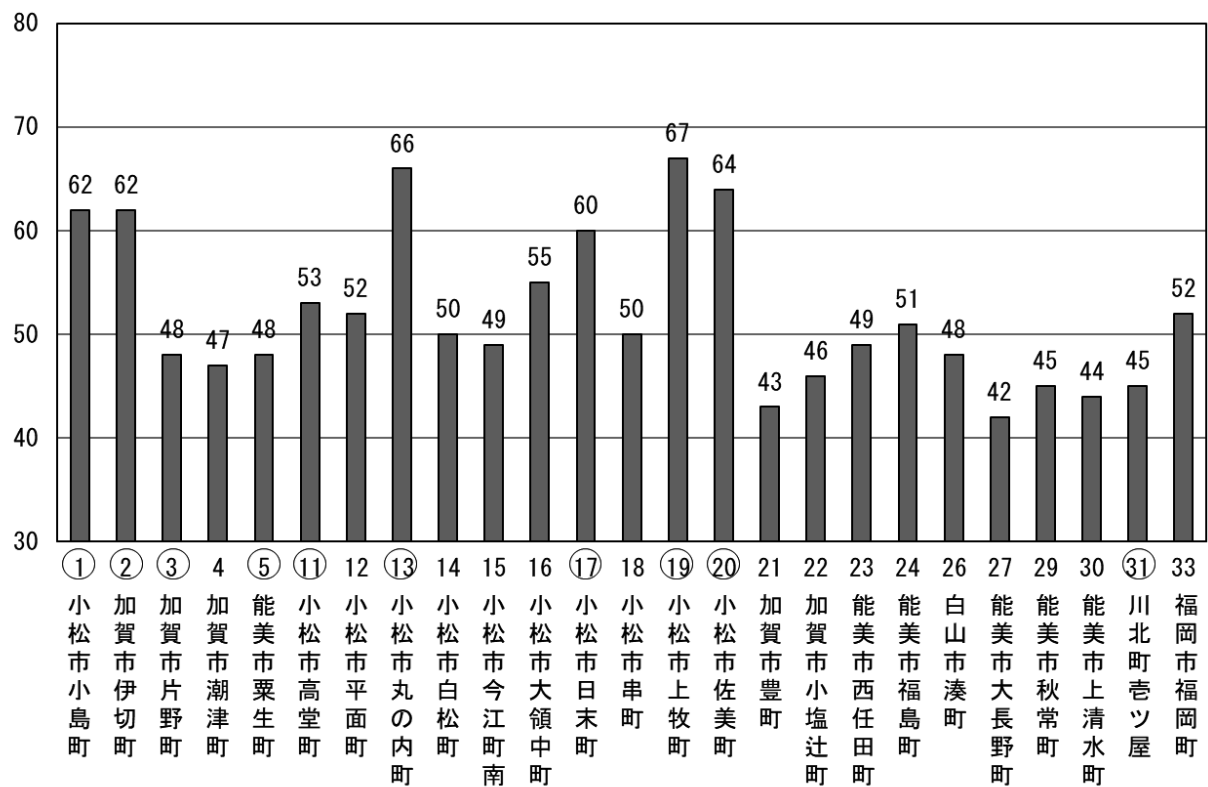
Lden による評価結果は表－16、17、図－2 のとおりである。また、図－3 から図－8 については、No. 1 小松市小島町及び No. 2 加賀市伊切町の比較可能な日のデータによった。また、経年変化は表－18 のとおりである。

表-16 令和5年度航空機騒音調査結果（Ldenによる評価）

地点 NO	地点名	週間 Lden の範囲 [デシベル]	日Lden の年平均值 (ハーフ平均) [デシベル]	日Lden の80%レン ジの上端値 [デシベル]	単発騒音暴露 レベル(LAE) の年平均值 (ハーフ平均) [デシベル]	日騒音回数 の年平均值 (機/日)	測定週回数		
								週間Lden 66以上の 週回数	週間Lden 62~65の 週回数
①	小松市小島町	43 ~ 67	62	68	86	23	44	7	16
		39 ~ 69	63						
②	加賀市伊切町	50 ~ 66	62	66	87	33	44	2	21
		50 ~ 69	62						
③	加賀市片野町	37 ~ 59	△ 48	51	79	6	44	0	0
		28 ~ 53	46						
4	加賀市潮津町	31 ~ 53	▼ 47	53	78	3	44	0	0
		22 ~ 56	49						
⑤	能美市粟生町	38 ~ 52	48	51	77	9	44	0	0
		34 ~ 51	47						
⑪	小松市高堂町	46 ~ 58	53	56	79	21	44	0	0
		40 ~ 57	52						
12	小松市平面町	28 ~ 58	52	57	78	16	44	0	0
		26 ~ 56	52						
⑬	小松市丸の内町	48 ~ 71	66	72	90	54	44	24	8
		47 ~ 71	66						
14	小松市白松町	20 ~ 55	50	56	77	13	44	0	0
		23 ~ 54	50						
15	小松市今江町南	31 ~ 56	49	53	76	18	44	0	0
		33 ~ 53	48						
16	小松市大領中町	38 ~ 61	55	59	80	22	44	0	0
		34 ~ 60	54						
⑰	小松市日末町	40 ~ 64	60	64	85	32	44	0	9
		39 ~ 63	59						
18	小松市串町	31 ~ 55	50	54	76	20	40	0	0
		33 ~ 55	50						
⑲	小松市上牧町	51 ~ 71	67	72	90	51	44	26	9
		50 ~ 72	67						
⑳	小松市佐美町	48 ~ 68	64	69	87	53	44	12	23
		47 ~ 68	64						
21	加賀市豊町	35 ~ 46	43	48	71	7	24	0	0
		37 ~ 51	44						
22	加賀市小塩辻町	40 ~ 51	46	51	73	11	20	0	0
		36 ~ 49	45						
23	能美市西任田町	35 ~ 56	△ 49	54	77	10	24	0	0
		31 ~ 52	46						
24	能美市福島町	47 ~ 55	△ 51	56	77	9	8	0	0
		38 ~ 54	49						
26	白山市湊町	35 ~ 53	△ 48	53	77	9	24	0	0
		35 ~ 50	46						
27	能美市大長野町	27 ~ 46	42	47	73	5	20	0	0
		21 ~ 49	43						
29	能美市秋常町	34 ~ 50	△ 45	48	73	11	24	0	0
		37 ~ 47	43						
30	能美市上清水町	37 ~ 49	44	47	72	9	20	0	0
		32 ~ 48	45						
③①	川北町壱ツ屋	38 ~ 49	45	48	72	10	20	0	0
		32 ~ 54	46						
33	能美市福岡町	39 ~ 57	△ 52	57	79	12	24	0	0
		37 ~ 54	50						

注) 1. 表中2段の欄は 令和5年度分 である。
令和4年度分

- 「日Ldenの年平均值」欄の△は前年度より2 dB以上増加、▼は前年度より2 dB以上減少したことを示す。
- 環境基準値と比較する場合は、「日Ldenの年平均值」で行う。「日Ldenの80%レンジの上端値」は、日データが100個あった場合の高い方から10番目のデータ（90%タイル値）である。
- 地点No欄の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第1種区域内であることを示す。
- 週間Ldenについては、測定日数4日未満の場合は評価の対象から除外した。



(注) 地点 No.の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

図ー2 各測定点における騒音の評価 (日 Lden の年平均値)

表－17 令和5年度航空機騒音測定結果（週Lden）

地点	期間	①	②	③	④	⑤	⑪	12	⑬	14	15	16	⑰	18	⑱	⑳	21	22	23	24	26	27	29	30	⑳	33
		小松市小島町	加賀市伊切町	加賀市片野町	加賀市潮津町	能美市粟生町	小松市高堂町	小松市平面町	小松市丸の内町	小松市白松町	小松市今江町南	小松市大領中町	小松市日末町	小松市串町	小松市上牧町	小松市佐美町	加賀市豊町	加賀市小塩辻町	能美市西任田町	能美市福島町	白山市湊町	能美市大長野町	能美市秋常町	能美市上清水町	川北町巻ツ屋	能美市福岡町
4月	3～9 日	65	62	44	46	49	52	54	68	52	49	55	61	50	67	65	41	－	47	－	45	－	44	－	－	51
	10～16 日	59	63	42	49	51	54	51	65	48	49	55	62	51	66	68	40	－	48	－	48	－	47	－	－	52
	17～23 日	65	61	48	47	47	54	55	69	52	50	56	62	51	69	65	43	－	50	－	50	－	43	－	－	53
	24～30 日	62	63	47	49	52	54	54	66	51	49	54	62	52	66	66	42	－	49	－	47	－	50	－	－	52
5月	3～9 日	63	60	47	47	45	52	53	67	50	46	52	60	49	67	63	－	46	－	50	－	45	－	39	41	－
	10～16 日	66	60	43	36	41	50	53	68	52	48	53	61	50	69	63	－	43	－	49	－	41	－	37	39	－
	17～23 日	66	61	48	40	42	52	54	70	52	48	53	61	51	70	63	－	45	－	55	－	44	－	39	40	－
	24～30 日	67	62	50	37	45	52	54	70	52	49	54	61	51	70	63	－	47	－	53	－	44	－	42	43	－
6月	3～9 日	57	64	37	50	49	53	45	61	45	48	55	62	50	64	68	41	－	47	－	46	－	46	－	－	51
	10～16 日	65	63	46	49	48	54	54	69	51	47	53	61	51	70	65	46	－	49	－	50	－	47	－	－	52
	17～23 日	66	63	49	48	47	54	55	69	53	48	54	60	50	69	65	45	－	50	－	46	－	44	－	－	52
	24～30 日	53	61	42	48	49	52	39	55	42	45	51	58	47	61	65	44	－	47	－	43	－	42	－	－	50
7月	3～9 日	62	60	37	47	46	53	49	65	48	46	51	58	48	67	64	－	41	－	50	－	40	－	44	45	－
	10～16 日	52	62	42	48	48	53	45	57	48	45	56	59	48	63	66	－	48	－	48	－	35	－	45	46	－
	17～23 日	64	60	49	35	43	51	53	68	51	46	52	58	49	67	61	－	47	－	50	－	43	－	37	41	－
	24～30 日	59	61	41	44	42	49	47	64	46	45	52	58	48	65	64	－	43	－	47	－	37	－	41	42	－
8月	3～9 日	63	62	46	44	44	51	52	66	51	46	52	56	48	65	62	42	－	45	－	47	－	42	－	－	50
	10～16 日	52	51	38	31	38	46	36	54	31	31	40	48	36	56	54	36	－	43	－	41	－	34	－	－	41
	17～23 日	63	58	40	38	46	52	50	67	47	43	49	57	47	67	58	35	－	46	－	40	－	43	－	－	46
	24～30 日	63	59	45	38	44	49	51	67	49	44	51	57	47	67	62	41	－	44	－	44	－	39	－	－	49
9月	3～9 日	66	64	50	40	43	52	55	70	54	52	56	60	52	69	61	－	45	－	－	－	46	－	37	38	－
	10～16 日	66	61	41	45	46	53	55	69	53	50	56	60	51	70	66	－	40	－	－	－	46	－	42	42	－
	17～23 日	58	62	46	47	46	52	47	63	46	45	52	57	47	65	63	－	47	－	－	－	40	－	44	45	－
	24～30 日	63	64	49	50	50	57	51	66	50	52	56	61	52	67	65	－	49	－	－	－	43	－	49	49	－
10月	3～9 日	64	66	59	47	52	58	54	67	52	56	61	64	55	68	66	46	－	56	－	51	－	47	－	－	56
	10～16 日	64	61	44	46	44	51	52	68	51	48	54	60	51	68	64	41	－	45	－	42	－	41	－	－	48
	17～23 日	57	62	47	51	48	52	48	64	48	50	55	59	50	64	66	46	－	46	－	41	－	44	－	－	48
	24～30 日	58	63	47	50	46	52	49	65	48	50	57	61	51	66	67	46	－	47	－	46	－	43	－	－	51
11月	3～9 日	60	59	47	43	44	51	51	66	50	47	53	58	48	66	62	－	43	－	－	－	40	－	42	44	－
	10～16 日	55	63	49	53	46	51	50	64	48	49	53	58	51	65	64	－	46	－	－	－	42	－	44	44	－
	17～23 日	53	63	48	52	50	53	49	63	48	51	59	60	51	64	65	－	51	－	－	－	41	－	48	48	－
	24～30 日	45	61	41	47	50	52	43	55	46	47	55	58	46	59	64	－	42	－	－	－	36	－	48	48	－
12月	3～9 日	51	63	37	51	49	53	47	60	46	52	61	62	52	62	68	39	－	49	－	50	－	45	－	－	51
	10～16 日	66	64	52	45	48	56	58	71	55	51	58	62	54	71	65	42	－	52	－	53	－	45	－	－	57
	17～23 日	47	66	43	53	52	53	45	55	47	51	57	61	51	61	67	38	－	45	－	35	－	48	－	－	40
	24～30 日	43	50	41	34	45	48	28	48	20	31	38	40	31	51	48	38	－	35	－	42	－	41	－	－	39
1月	3～9 日	48	50	46	40	49	51	44	55	45	46	47	44	46	54	50	－	44	－	－	－	41	－	47	46	－
	10～16 日	56	55	43	44	48	50	47	60	44	45	48	52	45	60	57	－	42	－	－	－	41	－	43	43	－
	17～23 日	48	57	46	47	46	49	39	52	41	41	44	48	42	52	56	－	46	－	－	－	36	－	44	45	－
	24～30 日	45	50	41	39	45	48	34	48	35	40	42	43	39	53	49	－	41	－	－	－	27	－	43	44	－
3月	3～9 日	64	64	49	50	49	55	55	69	54	54	60	63	－	69	67	42	－	51	－	51	－	47	－	－	55
	10～16 日	61	63	49	48	47	54	55	68	54	51	55	62	－	67	67	45	－	52	－	51	－	45	－	－	55
	17～23 日	62	59	46	46	49	54	53	67	52	48	54	59	－	67	62	40	－	50	－	49	－	48	－	－	52
	24～30 日	62	63	49	43	48	54	55	69	53	49	54	61	－	71	63	45	－	49	－	52	－	43	－	－	55
週Ldenの最小		43	50	37	31	38	46	28	48	20	31	38	40	31	51	48	35	40	35	47	35	27	34	37	38	39
週Ldenの最大		67	66	59	53	52	58	58	71	55	56	61	64	55	71	68	46	51	56	55	53	46	50	49	49	57
日Ldenの年平均値		62	62	48	47	48	53	52	66	50	49	55	60	50	67	64	43	46	49	51	48	42	45	44	45	52

（注） 1 地点欄の○印は、当該地点が、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

2 （ ）内は、測定日数7日間のうち、4日未満である。（今回該当なし）

3 ＊印は、測定日数が1日のみのものである。（今回該当なし）

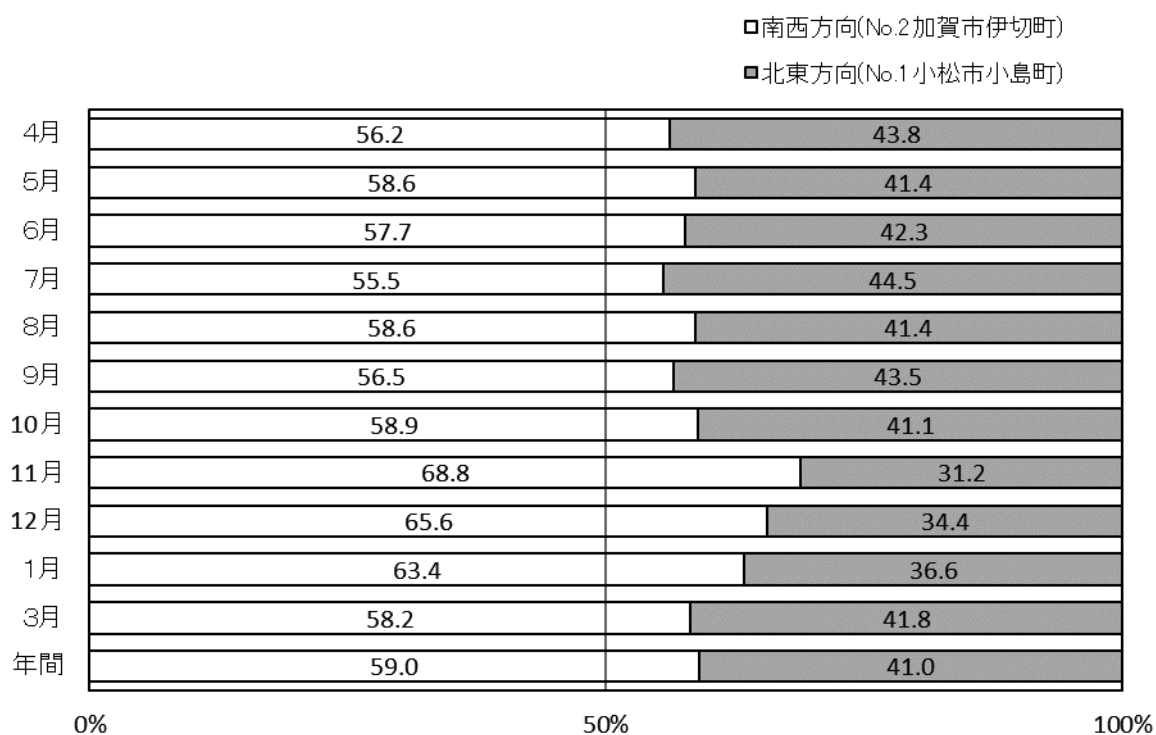
4 －は測定を行わない週、－は欠測を示す。

5 本表に記載のLdenは単発騒音（単発的に発生する一過性の騒音）の測定結果のみから集計したものであり、準定常騒音（長時間にわたって継続し、定常的であるがかなりのレベル変動を伴う騒音）は考慮していない。

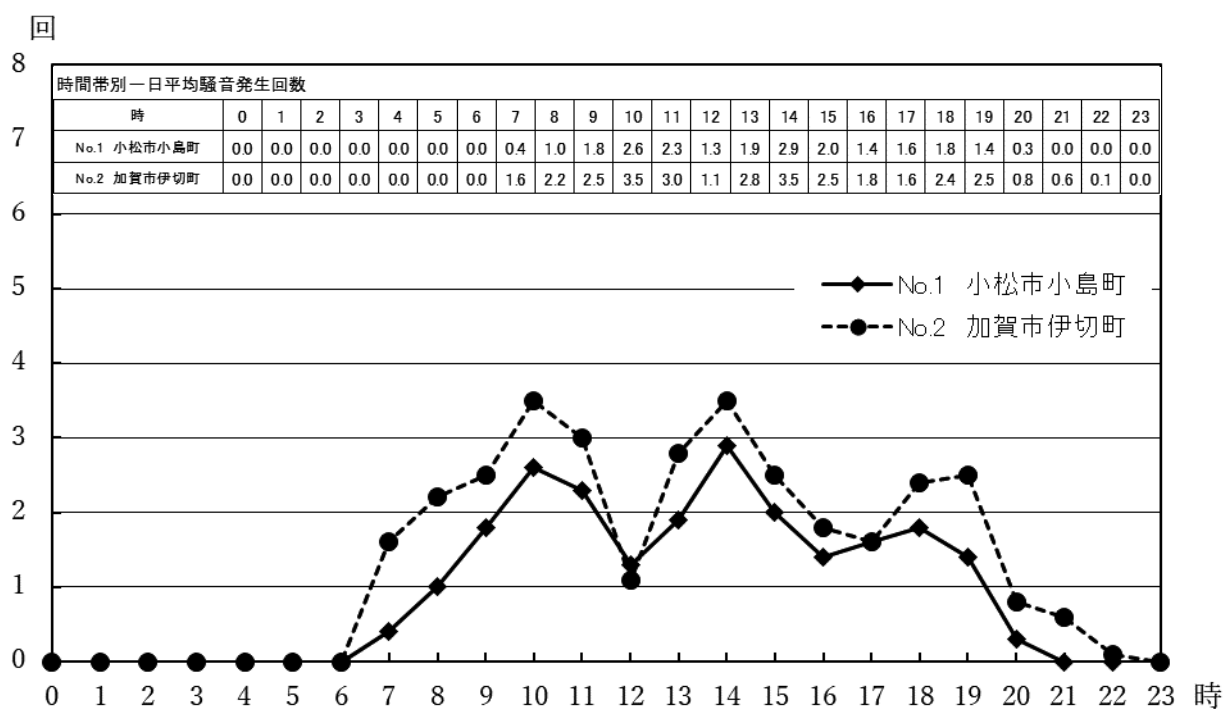
表－18 航空機騒音の経年変化（日 Lden の年平均値）

地点No.	①	②	③	4	⑤	⑪	12	⑬	14	15	16	⑰	18	⑱	⑳	21	22	23	24	26	27	29	30	③1	33
地点名	小松市小島町	加賀市伊切町	加賀市片野町	加賀市潮津町	能美市粟生町	小松市高堂町	小松市平面町	小松市丸の内町	小松市白松町	小松市今江町南	小松市大領中町	小松市日末町	小松市串町	小松市上牧町	小松市佐美町	加賀市豊町	加賀市小塩辻町	能美市西任田町	能美市福島町	白山市湊町	能美市大長野町	能美市秋常町	能美市上清水町	川北町壱ツ屋	能美市福岡町
平成24年度	65	62	49	48	49	53	51	67	50	46	54	58	50	68	65	43	45	46	46	43	39	45	47	50	
25	62	60	48	48	50	54	51	67	50	48	56	58	50	67	65	43	45	45	49	43	44	46	48	50	
26	62	61	50	48	49	55	53	69	51	51	55	59	51	68	64	43	45	50	51	47	44	47	47	49	
27	64	60	49	47	49	54	53	67	51	50	55	60	50	66	64	41	45	47	50	43	46	46	47	47	
28	67	62	48	48	49	54	52	67	50	50	56	60	51	67	65	45	46	50	48	46	46	47	46	47	
29	68	60	44	49	48	53	51	66	49	51	56	61	51	67	66	43	47	44	46	44	40	45	48	47	
30	67	59	47	48	44	53	51	66	50	51	56	61	51	66	65	42	46	43	48	44	42	45	46	48	
令和元年度	66	63	49	48	47	52	51	66	50	50	56	61	51	66	65	45	46	44	48	45	42	45	45	47	
2	65	62	46	49	47	52	51	66	50	51	56	60	51	66	65	40	43	45	48	44	43	44	44	48	
3	66	60	45	48	47	52	52	66	50	48	55	59	51	67	64	38	45	45	48	44	44	43	46	44	
4	63	62	46	49	47	52	52	66	50	48	54	59	50	67	64	44	45	46	49	46	43	43	45	46	50
5	62	62	48	47	48	53	52	66	50	49	55	60	50	67	64	43	46	49	51	48	42	45	44	45	52

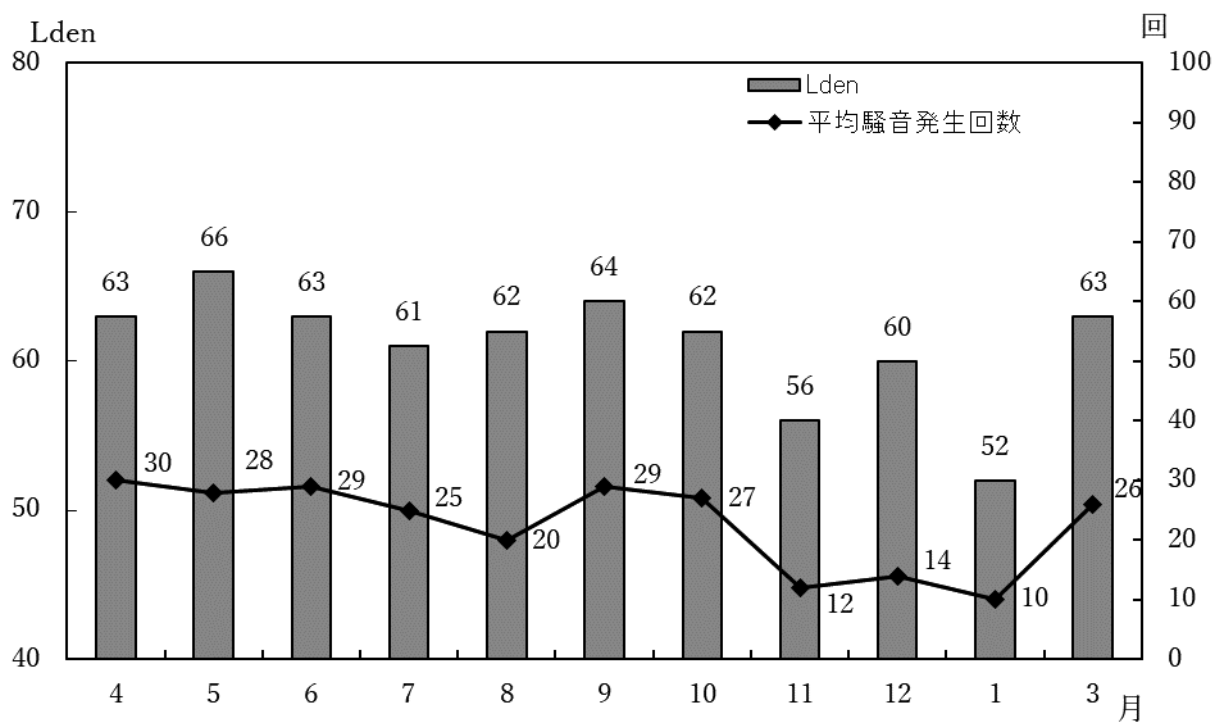
（注） 1 地点No.の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。



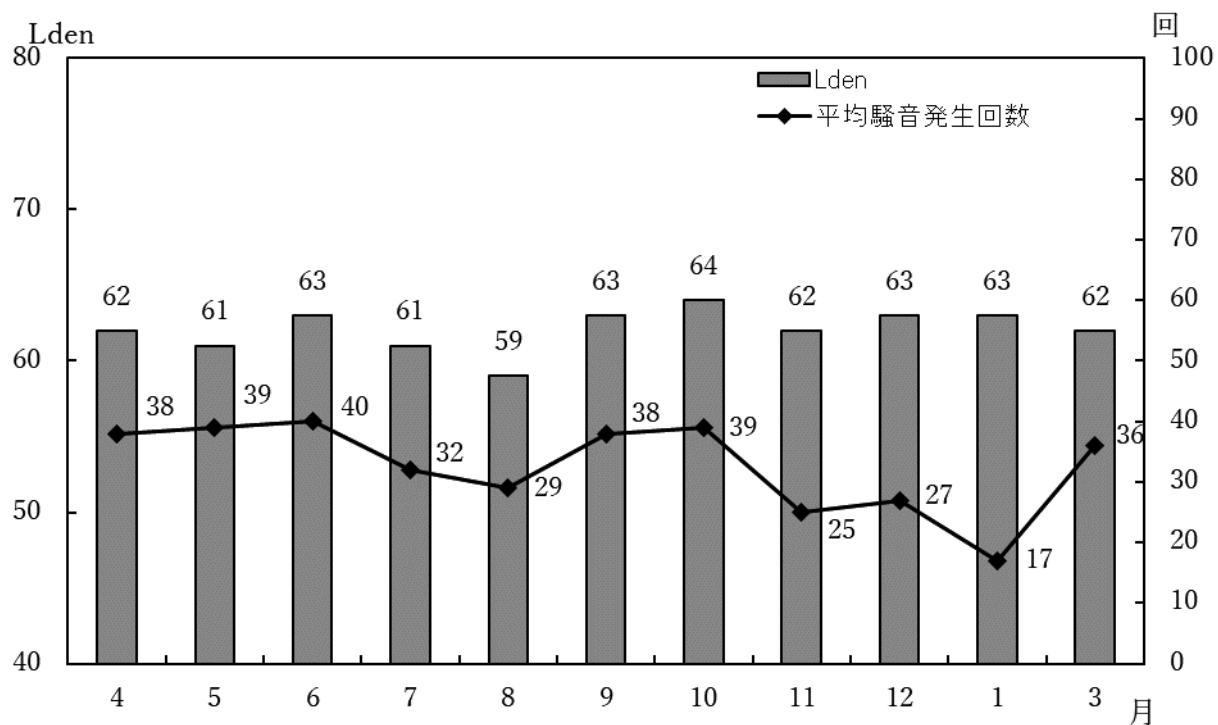
図－3 常時測定点における方向別騒音発生割合



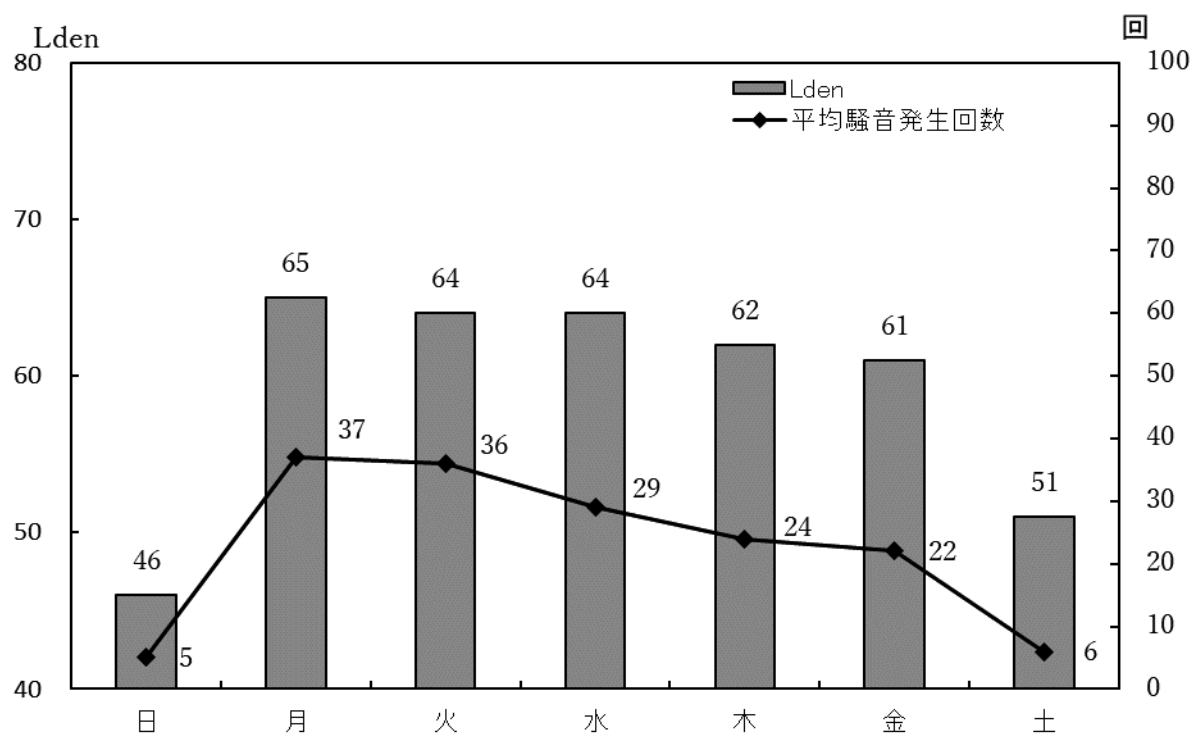
図－4 常時測定点における時間帯別1日平均騒音発生回数



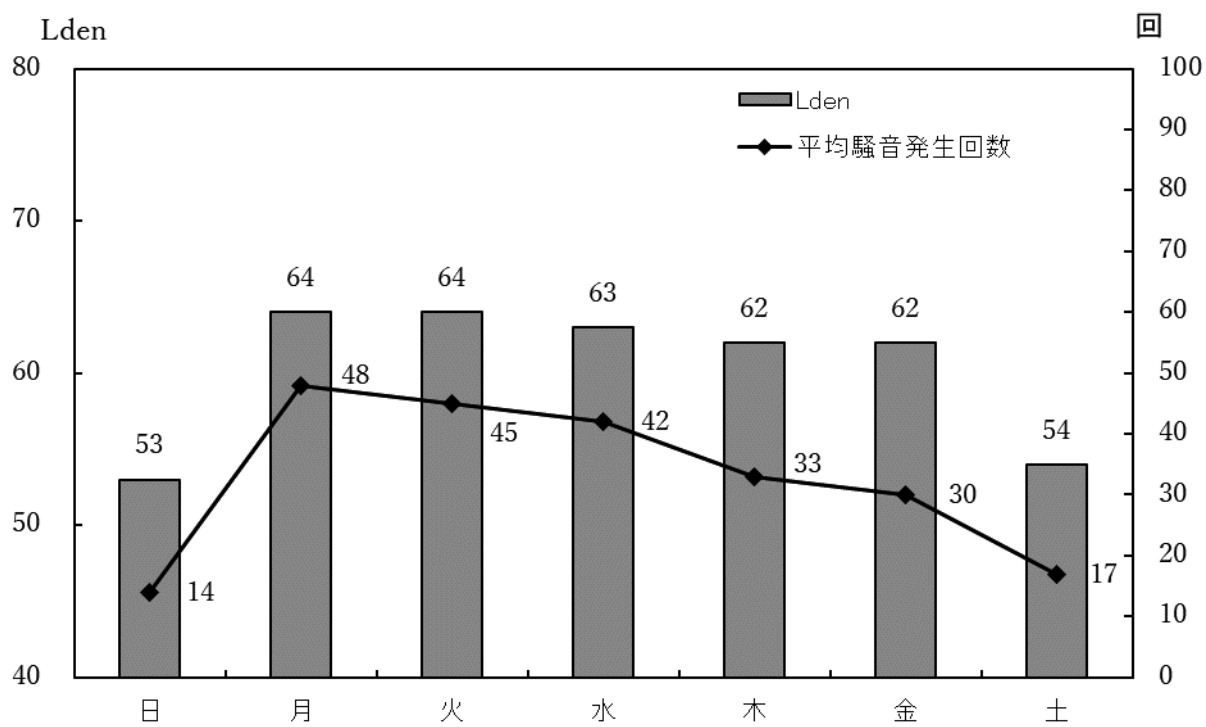
図－5 常時測定点における月別 1 日平均騒音発生回数と Lden
(No. 1 小松市小島町)



図－6 常時測定点における月別 1 日平均騒音発生回数と Lden
(No. 2 加賀市伊切町)



図－7 常時測定点における曜日別 1 日平均騒音発生回数と Lden
(No. 1 小松市小島町)



図－8 常時測定点における曜日別 1 日平均騒音発生回数と Lden
(No. 2 加賀市伊切町)

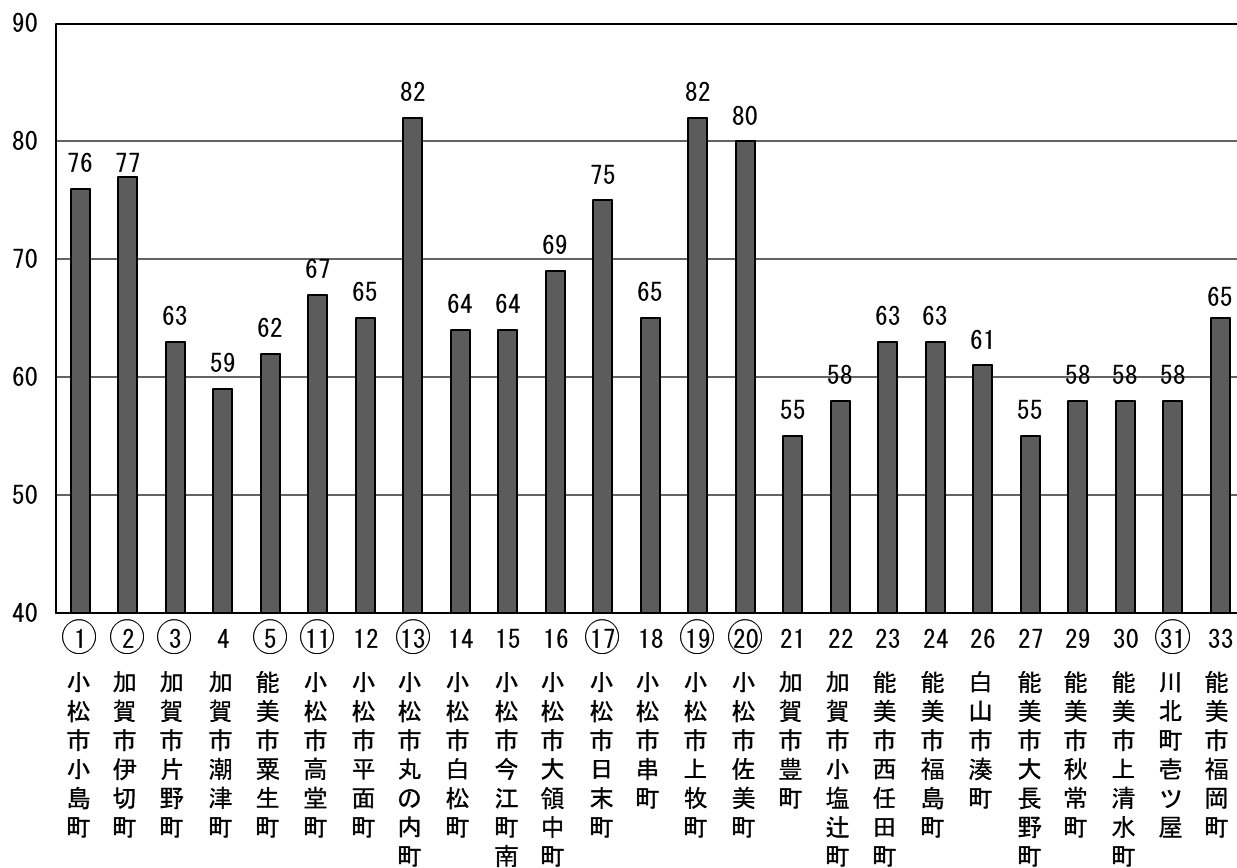
② WECPNL による評価

WECPNL による評価結果は表－19、20 及び図－9 から図－13 のとおりである。また、経年変化は表－21 のとおりである。

表－19 令和5年度航空機騒音調査結果（平均値等による評価 WECPNL）

地点 NO	地点名	週間 WECPNL の範囲	日WECPNL の年平均値 (ハーフ平均)	日WECPNL の80%レン ジの上端値	騒音レベル (dBA) の 年平均値 (ハーフ平均)	修正機数の 年平均値 (機/日)	測定週回数		
								週間WECPNL 80以上の 週回数	週間WECPNL 75～79の 週回数
①	小松市小島町	57 ～ 81	76	82	86	26	44	6	16
		51 ～ 83	77						
②	加賀市伊切町	64 ～ 83	77	81	87	41	44	4	31
		64 ～ 84	77						
③	加賀市片野町	49 ～ 76	△ 63	65	79	8	44	0	1
		40 ～ 71	61						
4	加賀市潮津町	43 ～ 64	59	64	78	4	44	0	0
		35 ～ 66	60						
⑤	能美市粟生町	51 ～ 71	△ 62	64	77	13	44	0	0
		46 ～ 65	60						
⑪	小松市高堂町	61 ～ 75	67	70	79	28	44	0	1
		52 ～ 73	66						
12	小松市平面町	41 ～ 69	65	71	78	17	44	0	0
		37 ～ 70	65						
⑬	小松市丸の内町	62 ～ 86	82	88	90	66	44	29	5
		60 ～ 86	82						
14	小松市白松町	32 ～ 69	64	70	77	14	44	0	0
		37 ～ 68	64						
15	小松市今江町南	45 ～ 73	64	67	76	20	44	0	0
		46 ～ 69	63						
16	小松市大領中町	50 ～ 77	69	74	80	25	44	0	1
		47 ～ 74	68						
⑰	小松市日末町	54 ～ 80	75	80	85	36	44	1	24
		53 ～ 78	75						
18	小松市串町	49 ～ 71	65	69	76	21	40	0	0
		46 ～ 69	65						
⑲	小松市上牧町	66 ～ 86	82	87	90	63	44	34	4
		65 ～ 87	82						
⑳	小松市佐美町	61 ～ 84	80	84	87	61	44	20	17
		60 ～ 83	79						
21	加賀市豊町	46 ～ 61	55	60	71	10	24	0	0
		49 ～ 63	56						
22	加賀市小塩辻町	52 ～ 62	58	62	73	15	20	0	0
		47 ～ 62	57						
23	能美市西任田町	44 ～ 73	△ 63	66	77	11	24	0	0
		43 ～ 67	60						
24	能美市福島町	59 ～ 66	63	68	77	10	8	0	0
		48 ～ 67	62						
26	白山市湊町	49 ～ 68	△ 61	64	77	10	24	0	0
		49 ～ 62	58						
27	能美市大長野町	41 ～ 60	55	60	73	5	20	0	0
		31 ～ 60	55						
29	能美市秋常町	45 ～ 64	△ 58	62	73	15	24	0	0
		50 ～ 59	55						
30	能美市上清水町	49 ～ 63	58	62	72	15	20	0	0
		45 ～ 62	58						
⑳	川北町壱ツ屋	50 ～ 64	▼ 58	61	72	15	20	0	0
		45 ～ 68	60						
33	能美市福岡町	54 ～ 73	△ 65	70	79	14	24	0	0
		49 ～ 66	62						

- 注) 1. 表中2段の欄は 令和5年度分 である。
令和4年度分
2. 「日WECPNLの年平均値」欄の△は前年度より2WECPNL以上増加、▼は前年度より2WECPNL以上減少したことを示す。
3. 環境基準値と比較する場合は、「日WECPNLの年平均値」で行う。なお、「日WECPNLの80%レンジの上端値」は、日データが100個あった場合の高い方から10番目のデータであり、防衛施設庁の騒音コンターを求める際の基準となる方法による値とほぼ同等と推定されている。
4. 地点No欄の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第1種区域内であることを示す。
5. 週間WECPNLについては、測定日数4日未満の場合は評価の対象から除外した。
6. 修正機数とは、WECPNLの昼：夕：夜=1:3:10に基づく（Lden評価基準である、昼：夕：夜=+0:+5:+10ではない）



(注) 地点 No.の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

図－9 各測定点における騒音の評価 (日 WECPNL の年平均値)

表-20 令和5年度航空機騒音測定結果（週 WECPNL）

地点	期間	①	②	③	4	⑤	⑪	12	⑬	14	15	16	⑰	18	⑱	⑳	21	22	23	24	26	27	29	30	⑳	33
		小松市小島町	加賀市伊切町	加賀市片野町	加賀市潮津町	能美市粟生町	小松市高堂町	小松市平面町	小松市丸の内町	小松市白松町	小松市今江町南	小松市大領中町	小松市日末町	小松市串町	小松市上牧町	小松市佐美町	加賀市豊町	加賀市小塩辻町	能美市西任田町	能美市福島町	白山市湊町	能美市大長野町	能美市秋常町	能美市上清水町	川北町老ツ屋	能美市福岡町
4月	3～9 日	78	76	58	57	63	65	67	83	65	62	70	76	65	83	80	54	-	60	-	58	-	58	-	-	65
	10～16 日	71	77	55	61	65	69	62	80	61	63	69	77	66	82	83	52	-	61	-	60	-	60	-	-	65
	17～23 日	78	76	62	59	60	67	67	84	65	63	70	77	66	84	80	55	-	61	-	61	-	56	-	-	65
	24～30 日	74	78	62	60	66	67	65	82	63	64	68	77	67	81	81	55	-	60	-	58	-	61	-	-	64
5月	3～9 日	76	75	61	58	57	65	67	83	64	61	67	75	63	83	79	-	58	-	63	-	58	-	51	54	-
	10～16 日	81	76	57	50	54	64	67	84	66	61	68	75	65	84	78	-	56	-	60	-	54	-	49	50	-
	17～23 日	79	79	63	54	55	65	66	85	65	63	67	76	66	85	79	-	58	-	66	-	56	-	51	51	-
	24～30 日	80	79	64	51	58	66	67	86	67	64	68	77	67	85	79	-	61	-	65	-	57	-	55	55	-
6月	3～9 日	71	78	49	63	63	68	59	76	60	63	70	77	65	81	84	53	-	60	-	60	-	60	-	-	65
	10～16 日	78	78	58	58	60	67	66	85	63	61	68	76	66	85	81	55	-	60	-	60	-	58	-	-	65
	17～23 日	81	78	61	58	58	67	69	85	67	62	69	76	64	84	80	55	-	62	-	58	-	55	-	-	64
	24～30 日	69	76	54	58	62	67	52	70	56	59	66	74	62	78	81	55	-	59	-	55	-	54	-	-	64
7月	3～9 日	77	75	51	58	59	66	63	82	62	59	66	74	63	83	79	-	54	-	63	-	51	-	56	59	-
	10～16 日	65	77	53	60	60	67	59	72	61	60	72	75	63	80	81	-	59	-	61	-	50	-	59	59	-
	17～23 日	78	76	63	50	55	64	65	83	65	61	68	72	64	83	76	-	60	-	61	-	57	-	51	53	-
	24～30 日	73	76	54	57	57	63	61	79	61	60	66	75	62	81	79	-	56	-	59	-	50	-	54	56	-
8月	3～9 日	77	78	61	59	57	64	65	82	66	61	67	71	62	81	78	54	-	58	-	58	-	54	-	-	62
	10～16 日	65	66	52	43	51	61	52	70	46	47	55	64	51	73	70	46	-	56	-	52	-	45	-	-	54
	17～23 日	77	73	55	51	58	67	64	83	62	58	65	72	62	83	74	47	-	56	-	52	-	58	-	-	59
	24～30 日	77	76	59	51	58	64	66	82	65	59	67	73	62	83	77	54	-	58	-	57	-	53	-	-	63
9月	3～9 日	80	81	66	54	55	66	69	85	69	66	72	74	66	84	76	-	59	-	-	-	60	-	50	51	-
	10～16 日	80	76	54	58	59	67	68	84	67	65	70	75	66	86	81	-	52	-	-	-	59	-	56	56	-
	17～23 日	72	77	55	59	59	65	62	78	61	59	66	72	61	80	78	-	59	-	-	-	53	-	58	57	-
	24～30 日	79	78	66	60	66	74	65	81	65	69	72	77	68	83	80	-	61	-	-	-	59	-	63	64	-
10月	3～9 日	81	83	76	61	71	75	69	84	68	73	77	80	71	84	82	60	-	73	-	68	-	64	-	-	73
	10～16 日	79	77	58	59	58	65	66	83	65	63	67	75	65	83	79	56	-	57	-	56	-	56	-	-	61
	17～23 日	70	77	60	62	61	66	63	79	62	66	70	75	64	80	81	57	-	60	-	54	-	57	-	-	61
	24～30 日	73	77	59	61	59	66	63	81	63	64	71	75	65	82	82	58	-	59	-	58	-	56	-	-	63
11月	3～9 日	75	75	63	56	56	64	66	82	65	61	67	73	63	82	78	-	55	-	-	-	54	-	54	55	-
	10～16 日	67	77	61	64	60	65	62	80	60	63	68	72	65	80	79	-	58	-	-	-	53	-	57	57	-
	17～23 日	66	79	63	63	64	68	63	80	61	65	73	75	64	80	80	-	62	-	-	-	55	-	63	63	-
	24～30 日	59	74	53	59	65	68	56	70	57	61	69	73	60	76	79	-	54	-	-	-	50	-	63	62	-
12月	3～9 日	65	76	52	62	64	67	61	76	59	65	74	78	66	79	82	51	-	63	-	67	-	57	-	-	66
	10～16 日	78	82	67	57	61	68	69	86	67	65	71	77	69	85	80	55	-	63	-	64	-	56	-	-	68
	17～23 日	62	79	54	64	67	68	57	70	60	66	71	76	64	78	81	50	-	58	-	49	-	61	-	-	54
	24～30 日	57	64	54	45	57	61	41	62	32	45	50	54	49	66	61	50	-	44	-	57	-	55	-	-	55
1月	3～9 日	61	64	58	52	61	64	57	68	57	59	60	57	59	68	63	-	56	-	-	-	53	-	60	58	-
	10～16 日	67	70	56	57	60	62	60	74	58	59	61	66	59	72	73	-	55	-	-	-	53	-	55	55	-
	17～23 日	61	72	57	56	59	63	51	67	52	55	56	63	54	67	69	-	58	-	-	-	49	-	57	57	-
	24～30 日	58	64	53	50	57	61	47	62	48	51	56	58	50	70	63	-	53	-	-	-	41	-	55	55	-
3月	3～9 日	77	79	64	62	62	70	67	84	66	69	74	77	-	83	82	54	-	64	-	62	-	60	-	-	67
	10～16 日	72	77	63	60	61	68	68	83	66	65	70	77	-	83	82	57	-	66	-	63	-	58	-	-	68
	17～23 日	75	74	60	58	61	67	67	83	64	62	68	73	-	82	77	54	-	64	-	62	-	60	-	-	65
	24～30 日	74	80	64	54	62	67	67	84	65	63	67	74	-	86	78	61	-	60	-	63	-	55	-	-	67
週WECPNLの最小		57	64	49	43	51	61	41	62	32	45	50	54	49	66	61	46	52	44	59	49	41	45	49	50	54
週WECPNLの最大		81	83	76	64	71	75	69	86	69	73	77	80	71	86	84	61	62	73	66	68	60	64	63	64	73
日WECPNLの年平均値		76	77	63	59	62	67	65	82	64	64	69	75	65	82	80	55	58	63	63	61	55	58	58	58	65

注) 1 地点欄の○印は、当該地点が、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第1種区域内であることを示す。

2 ()内は、測定日数7日間のうち、4日未満である。(今回該当なし)

3 *印は、測定日数が1日のみのものである。(今回該当なし)

4 -は測定を行わない週、一は欠測を示す。

表－21 航空機騒音の経年変化（日 WECPNL の年平均値）

地点No.	①	②	③	4	⑤	⑪	12	⑬	14	15	16	⑰	18	⑱	⑳	21	22	23	24	26	27	29	30	③①	33
地点名	小松市小島町	加賀市伊切町	加賀市片野町	加賀市潮津町	能美市粟生町	小松市高堂町	小松市平面町	小松市丸の内町	小松市白松町	小松市今江町南	小松市大領中町	小松市日末町	小松市串町	小松市上牧町	小松市佐美町	加賀市豊町	加賀市小塩辻町	能美市西任田町	能美市福島町	白山市湊町	能美市大長野町	能美市秋常町	能美市上清水町	川北町吉ツ屋	能美市福岡町
昭和60年度	77	84	74	66	72	78	68		66		64	80	67				66	70	67	67	61			71	
61	76	84	74	69	73	75	67		64		65	79	70				64	65	66	65	59			71	
62	79	84	74	68	71	76	69		66	73	71	78	67			63	61	67	67	65	65	66		71	
63	79	85	76	66	74	77	73		70	71	72	82	65			63	61	66	68	65	65	69		75	
平成元年度	80	84	74	68	70	73	64		65	69	72	77	65			62	65	66	66	65	62	66		73	
2	82	84	75	67	71	76	66		65	64	67	78	64			64	65	66	68	62	60	65		73	
3	81	80	74	68	70	73	66		65	66	68	78	65			62	62	71	64	61	60	65	65	74	
4	80	79	74	66	71	71	67		65	68	69	77	65			64	64	66	65	62	62	65	66	72	
5	80	82	72	65	70	73	65		65	66	67	76	65			61	67	65	66	63	59	63	67	72	
6	80	82	73	66	70	73	63		62	67	69	77	65			62	66	64	64	65	61	64	65	71	
7	79	82	72	67	72	74	63		64	67	69	79	66			63	65	66	66	63	62	67	70	74	
8	79	81	73	64	69	74	66		65	67	68	78	66			63	63	66	64	66	62	63	66	69	
9	79	78	65	63	63	71	63		63	71	68	77	64			61	62	62	64	61	58	63	65	66	
10	81	79	67	63	62	72	64		64	69	67	77	66			61	63	61	64	61	59	62	65	64	
11	80	76	65	65	62	71	64		65	68	70	76	66			59	63	63	64	62	60	62	66	67	
12	81	76	67	65	63	73	65		67	64	70	76	63			63	62	65	65	62	62	62	66	65	
13	78	77	67	65	63	70	65		63	64	68	75	63			58	63	64	61	63	61	62	65	66	
14	80	78	71	64	64	71	63		64	64	70	76	66			60	65	66	61	65	60	62	65	65	
15	80	76	68	63	64	71	64		66	64	68	76	65			59	63	64	63	64	61	62	65	67	
16	79	77	66	64	69	71	62		66	63	69	76	66			60	63	63	63	63	60	65	65	66	
17	81	77	66	63	66	71	62		63	64	68	77	65			58	62	65	66	57	61	63	62	63	
18	79	77	68	64	66	71	64		65	59	67	72	65			55	61	65	62	59	59	63	60	63	
19	82	77	63	63	64	69	64	84	66	61	66	74	61		83	56	62	61	63	57	58	59	61	63	
20	81	77	64	60	64	68	63	81	63	59	65	74	56		79	56	62	61	62	57	56	58	61	63	
21	82	78	64	62	63	69	63	81	61	59	66	71	62	82	80	56	61	59	62	56	54	57	62	60	
22	82	78	64	62	64	69	62	82	64	59	65	71	61	83	81	56	60	60	63	54	54	59	60	63	
23	80	76	62	58	63	66	61	80	63	54	63	68	58	80	76	53	58	58	57	53	51	57	60	61	
24	80	77	63	60	63	67	65	82	63	61	69	73	65	83	80	55	58	61	59	55	51	58	61	63	
25	77	75	63	59	63	68	65	83	64	63	70	73	64	83	80	55	58	58	61	56	59	59	62	63	
26	76	77	65	60	63	69	66	85	65	65	69	74	66	84	80	56	57	62	62	59	56	60	60	63	
27	79	76	64	60	62	69	66	82	65	65	69	75	65	81	80	54	58	59	62	55	59	58	62	61	
28	82	77	63	60	61	67	66	82	65	66	70	75	66	82	80	56	59	62	60	58	57	59	59	60	
29	83	75	58	62	62	67	65	82	64	65	71	76	66	82	81	55	60	56	58	57	53	59	62	61	
30	82	75	61	61	58	67	65	81	65	66	71	76	66	81	81	56	59	57	60	58	56	58	59	61	
令和元年度	82	77	62	58	61	66	65	81	64	66	70	76	66	81	80	55	57	56	62	57	55	57	59	60	
2	80	76	60	61	61	66	65	81	64	65	70	75	66	81	80	51	56	57	61	57	55	57	58	62	
3	80	75	58	59	61	66	65	81	65	63	69	75	65	82	80	50	56	59	62	56	56	55	60	58	
4	77	77	61	60	60	66	65	82	64	63	68	75	65	82	79	56	57	60	62	58	55	55	58	60	62
5	76	77	63	59	62	67	65	82	64	64	69	75	65	82	80	55	58	63	63	61	55	58	58	58	65

（注） 1 地点No.の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する

第一種区域内であることを示す。

2 No.5の能美市粟生町は、平成9年度に第一種区域の内側から外側へ移動し、平成16年度に再び区域の内側へ移動している。

3 No.16は、平成11年度より小松市大領中町から白嶺町に移動し、平成13年度から再び大領中町に移動した。

4 No.26は、平成21年10月までの測定は白山市美川和波町で、平成21年12月からの測定は白山市湊町で実施した。

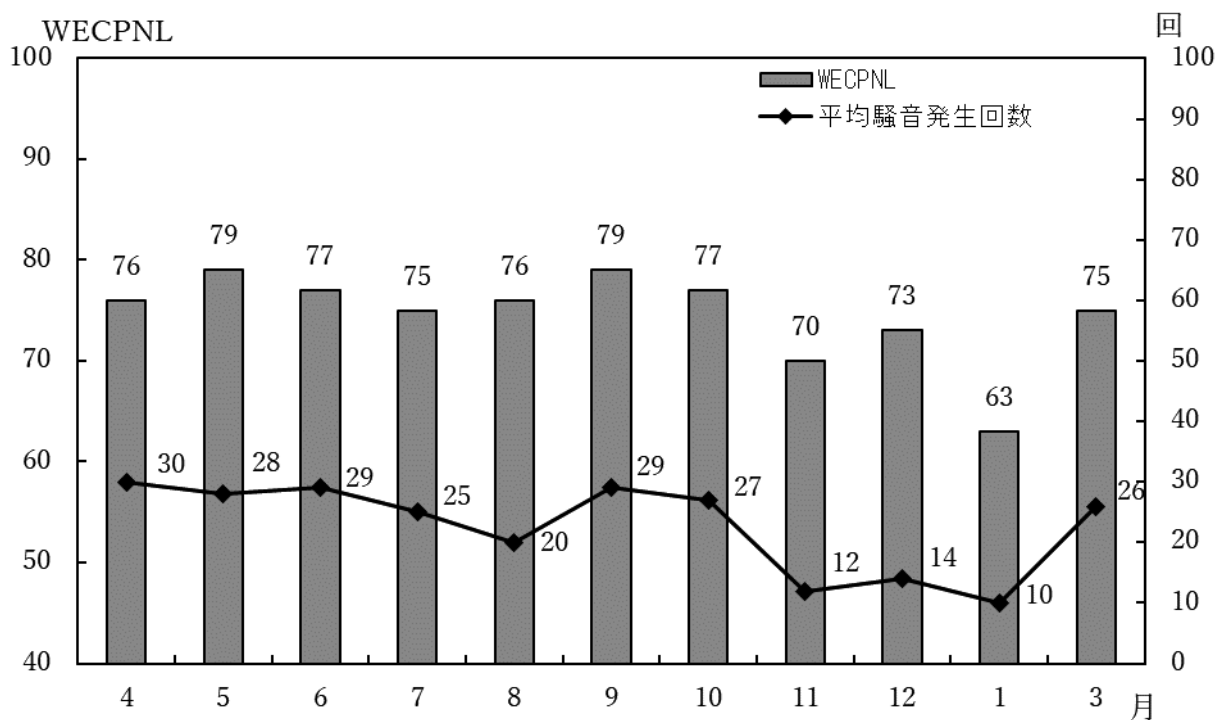


図-10 常時測定点における月別1日平均騒音発生回数とWECPNL
(No. 1 小松市小島町)

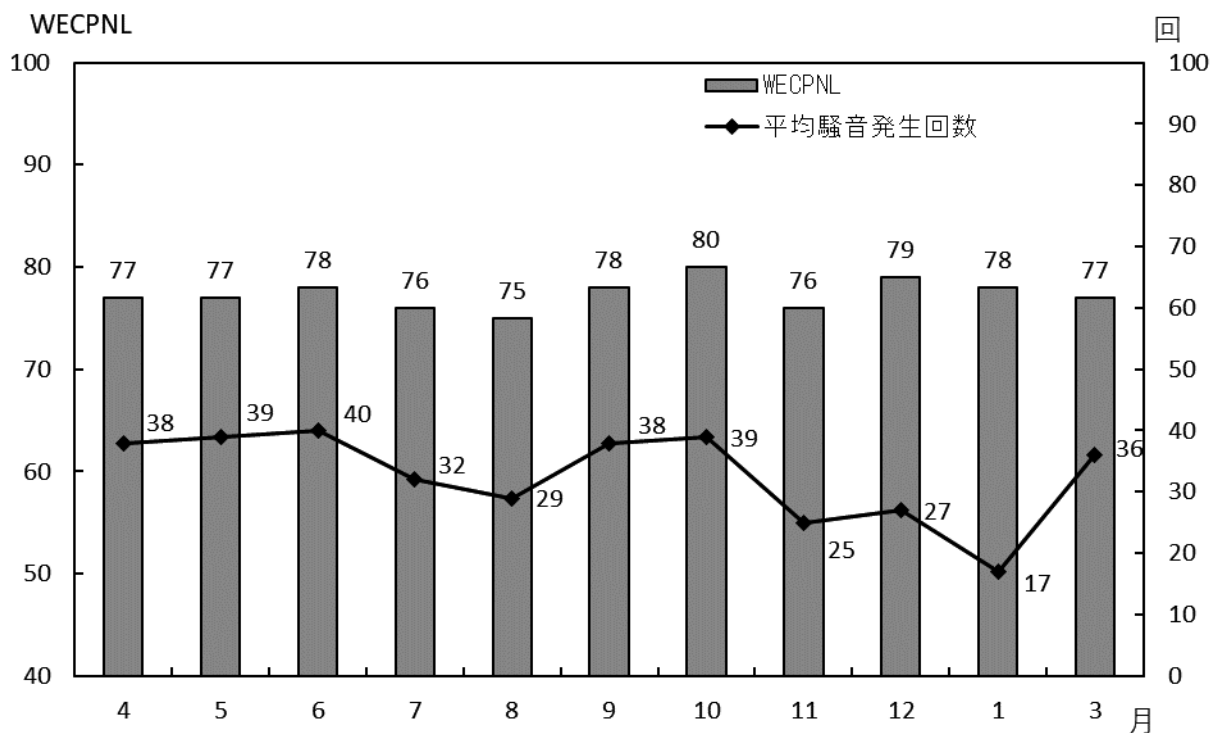
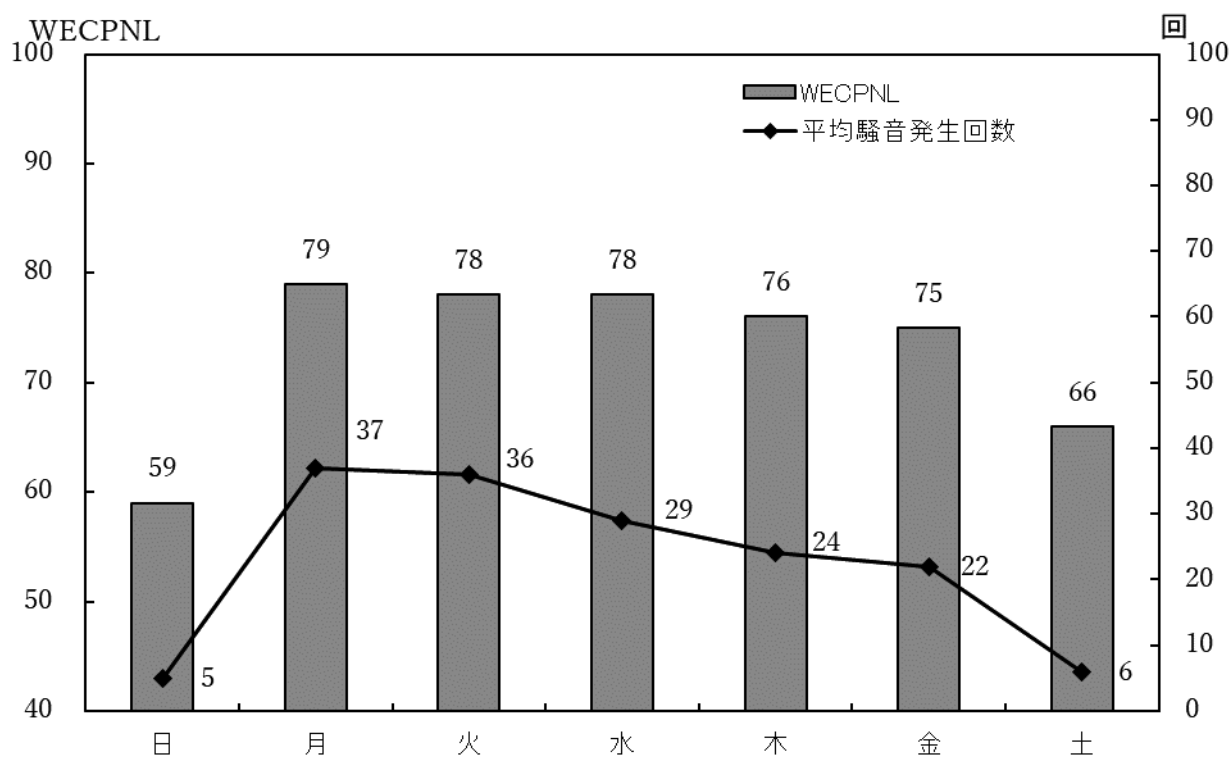
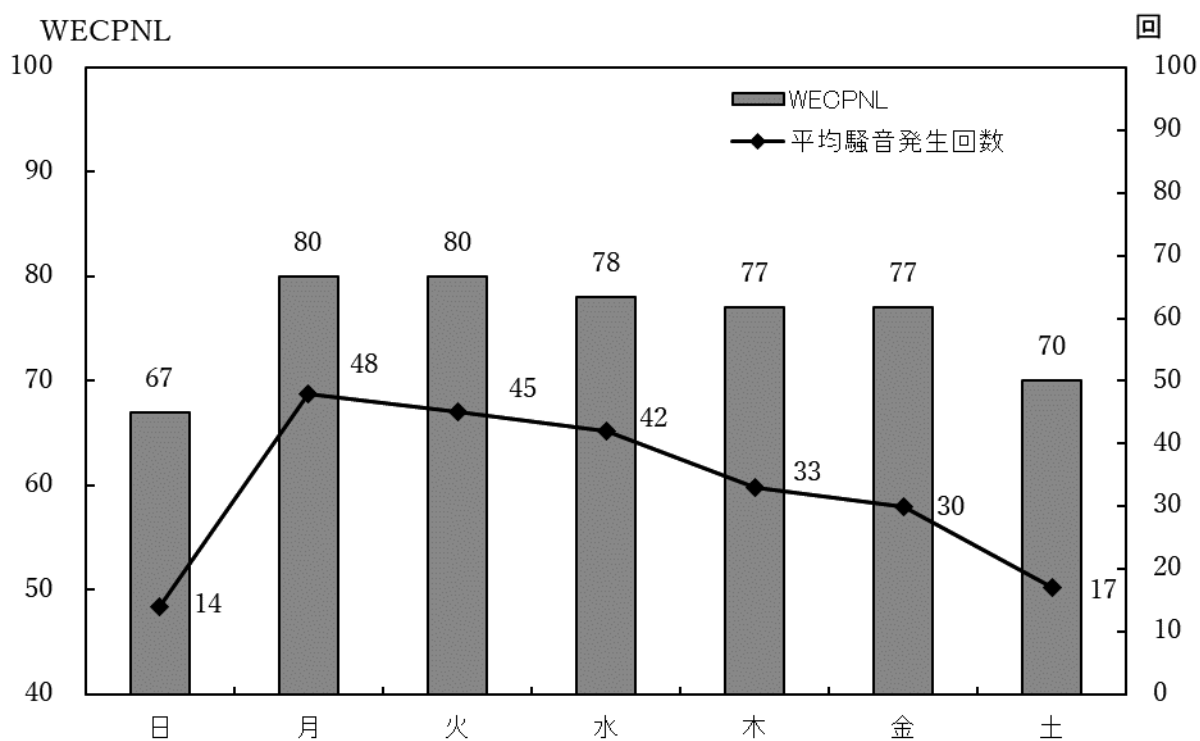


図-11 常時測定点における月別1日平均騒音発生回数とWECPNL
(No. 2 加賀市伊切町)



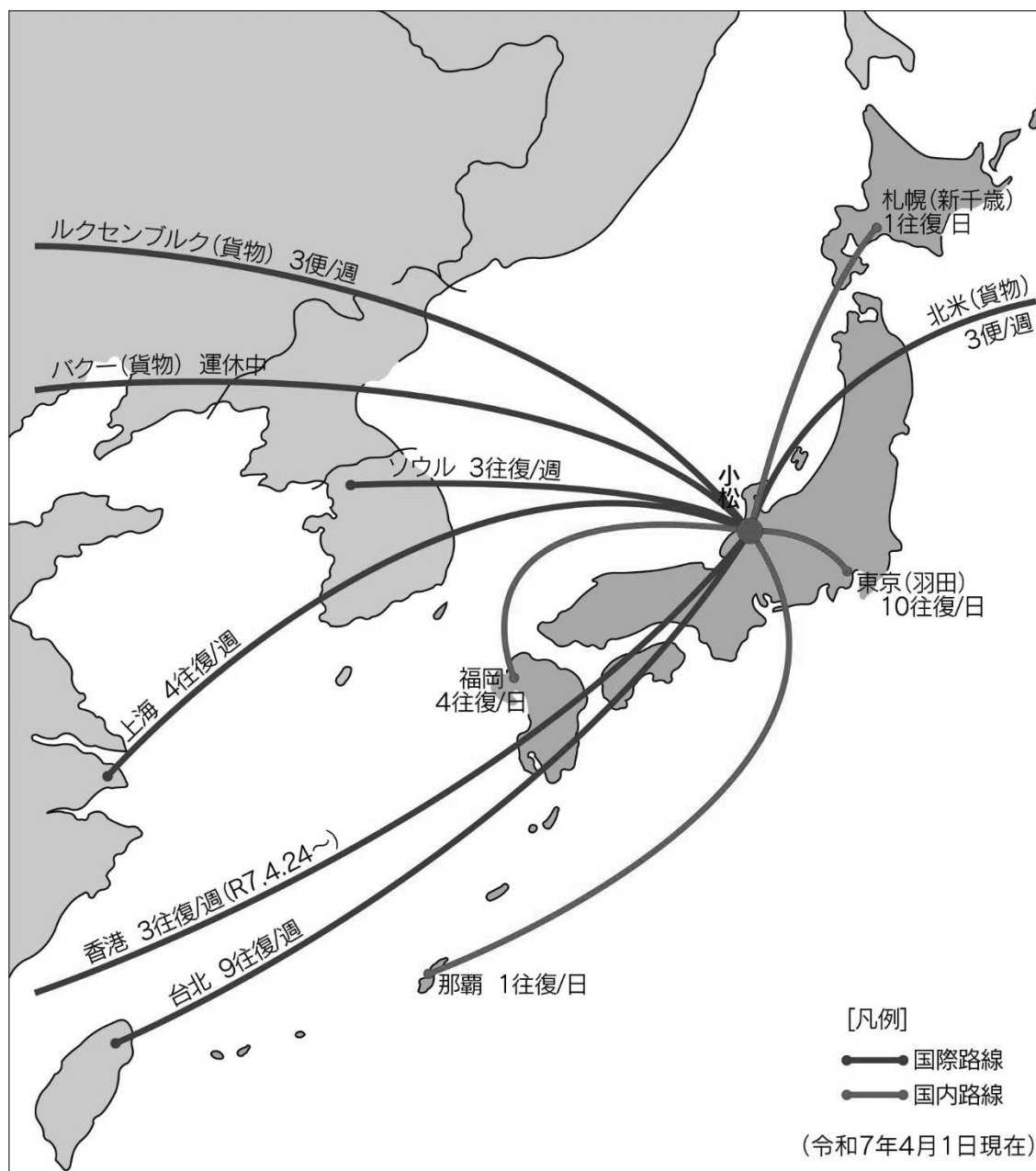
図－12 常時測定点における曜日別 1 日平均騒音発生回数と WECPNL
(No. 1 小松市小島町)



図－13 常時測定点における曜日別 1 日平均騒音発生回数と WECPNL
(No. 2 加賀市伊切町)

14. 小松空港の概要（抜粋）

小松空港からの航空路線図



※ 運航路線の細部は、P161「4 運航路線」をご覧ください。

小松空港旅客数の推移

(単位：人)

年度		国内線 (チャーター含む)	国際線 (チャーター含む)	合 計	備 考
和暦	西暦				
昭和34年	1959年	13,679		13,679	
35年	1960年	12,785		12,785	
36年	1961年	20,520		20,520	昭和36年12月 開港
37年	1962年	43,787		43,787	
38年	1963年	71,366		71,366	昭和38年 7 月 羽田便開設
39年	1964年	59,890		59,890	
40年	1965年	67,440		67,440	
41年	1966年	42,422		42,422	
42年	1967年	49,095		49,095	昭和42年 6 月 札幌便開設
43年	1968年	61,483		61,483	
44年	1969年	73,832		73,832	
45年	1970年	77,489		77,489	
46年	1971年	74,924		74,924	
47年	1972年	77,459		77,459	
48年	1973年	84,024	254	84,278	
49年	1974年	150,553		150,553	
50年	1975年	193,605		193,605	
51年	1976年	280,366	304	280,670	
52年	1977年	441,977	973	442,950	
53年	1978年	678,779	8,299	687,078	昭和53年 3 月 福岡便開設
54年	1979年	967,550	34,098	1,001,648	昭和54年12月 ソウル便開設
55年	1980年	1,101,079	32,633	1,133,712	
56年	1981年	1,242,684	23,983	1,266,667	
57年	1982年	1,217,889	20,006	1,237,895	
58年	1983年	1,288,895	17,179	1,306,074	
59年	1984年	1,341,734	22,454	1,364,188	昭和59年 7 月 仙台便開設
60年	1985年	1,272,853	17,745	1,290,598	
61年	1986年	1,353,991	17,698	1,371,689	
62年	1987年	1,446,550	18,071	1,464,621	
63年	1988年	1,452,899	24,516	1,477,415	
平成元年	1989年	1,606,141	27,231	1,633,372	
2 年	1990年	1,658,819	27,306	1,686,125	
3 年	1991年	1,914,799	34,651	1,949,450	平成 3 年 6 月 那覇便開設
4 年	1992年	1,970,888	37,439	2,008,327	
5 年	1993年	2,046,201	44,970	2,091,171	
6 年	1994年	2,125,655	36,706	2,162,361	
7 年	1995年	2,258,982	41,047	2,300,029	
8 年	1996年	2,294,027	41,794	2,335,821	
9 年	1997年	2,354,369	42,231	2,396,600	
10年	1998年	2,401,657	42,918	2,444,575	
11年	1999年	2,462,239	49,671	2,511,910	
12年	2000年	2,537,034	48,692	2,585,726	
13年	2001年	2,553,253	56,099	2,609,352	
14年	2002年	2,588,830	53,228	2,642,058	
15年	2003年	2,537,190	40,652	2,577,842	
16年	2004年	2,415,081	83,494	2,498,575	平成16年11月 成田便開設 平成16年11月 上海便開設
17年	2005年	2,369,341	96,373	2,465,714	
18年	2006年	2,467,847	89,259	2,557,106	
19年	2007年	2,342,043	86,703	2,428,746	
20年	2008年	2,228,002	92,480	2,320,482	平成20年 6 月 台北便開設
21年	2009年	1,976,889	93,561	2,070,450	
22年	2010年	1,931,191	112,135	2,043,326	
23年	2011年	1,877,057	119,908	1,996,965	
24年	2012年	2,025,428	151,141	2,176,569	
25年	2013年	2,121,368	167,151	2,288,519	
26年	2014年	2,126,026	188,194	2,314,220	
27年	2015年	1,509,985	182,708	1,692,693	
28年	2016年	1,491,788	194,517	1,686,305	
29年	2017年	1,509,929	202,888	1,712,817	
30年	2018年	1,581,054	243,874	1,824,928	
令和元年	2019年	1,561,681	208,326	1,770,007	
2 年	2020年	380,045	0	380,045	
3 年	2021年	534,058	0	534,058	
4 年	2022年	1,121,743	0	1,121,743	
5 年	2023年	1,269,101	144,395	1,413,496	
6 年	2024年	1,245,630	211,422	1,457,052	
累計		84,656,970	3,531,277	88,188,347	

は最高記録

1 概要

小松空港は、昭和33年2月に米軍の接収が解除され、昭和35年4月には航空自衛隊のジェット基地に決定し、滑走路、エプロン等の整備が開始された。昭和36年4月に整備工事が完了し、同年12月、航空法第56条の5に基づく公共用施設の指定がなされた。以後、自衛隊と民間航空との共同使用のもと、発展を続けている。

旅客定期便は、令和7年4月現在、国内線が東京(羽田)、札幌(新千歳)、福岡、那覇の4路線、国際線がソウル、上海、台北の3路線で運航されている。(香港便は令和7年4月24日～運航)

また、国際チャーター便は台湾、中国、韓国、タイ、ハワイ等世界各地に運航されている。

更に、国際貨物定期便が平成6年7月からルクセンブルクとの間に運航されている。(バクー便は運休中)

国内有数の乗降客数、国際貨物取扱高を誇る小松空港は、北陸地域の「ひと・モノ」の交流拠点として、発展を続けている。

2 沿革

昭和19年11月	東西1,500m、南北1,700m(それぞれ幅100m)の滑走路完成、海軍攻撃隊2個中隊常駐。
20年8月	米軍接収、補助レーダー基地となる。
30年7月	小松～大阪不定期便就航。
10月	小松～名古屋不定期便就航。
31年4月	小松～名古屋～東京不定期便就航。
33年2月	米軍接収解除(全面解除は、同年8月)、航空自衛隊小松派遣隊駐屯。
35年10月	北陸エアターミナルビル(株)設立。
36年2月	航空自衛隊小松基地開設。
12月	小松飛行場を航空法第56条の5に基づく「公共用の施設」として告示。 (正式に自衛隊と民間航空との共用飛行場となる。)(告示日12月18日、供用開始12月20日)
37年4月	小松～大阪、小松～名古屋定期便就航。(ダグラスDC-3・30人乗り)
38年7月	小松～東京定期便就航。(フォッカーF-27フレンドシップ・40人乗り)
39年9月	F-104J機導入のための滑走路延長工事完了。滑走路2,700mとなる。
42年6月	小松～札幌定期便就航。(ビッカース・バイカウント828・68人乗り)
47年4月	小松～新潟～札幌定期便就航。(YS-11A・60人乗り)
48年11月	小松～東京間にB737就航。(ジェット化) 小松空港から最初の国際チャーター便香港へ運航。
52年3月	小松～東京間にL-1011(トライスター・326人乗り)就航。
10月	運輸省において、「小松飛行場民航地域整備基本計画」策定。
53年3月	小松～福岡定期便就航。(B727-200・178人乗り)
54年7月	検疫飛行場の指定。新潟検疫所伏木富山支所小松空港出張所開設。
12月	新潟～小松～ソウル国際定期便就航。(B727・129人乗り) 税関空港、動物の輸入場所及び植物の輸入場所の指定。
55年4月	大阪税関七尾税関支署小松空港出張所及び動物検疫所名古屋支所小松出張所開設。 小松～東京間にB747SR(スーパージャンボ・500人乗り)就航。
56年1月	出入国港の指定。
2月	国内線年間旅客100万人達成。
9月	国内線新旅客ターミナルビル完成。
59年3月	国際線新旅客ターミナルビル完成。
7月	小松～仙台定期便就航。(YS-11A・64人乗り)
61年10月	小松～東京便ダブルトラック化。
62年4月	小松～福岡便全日空からエアーニッポンに路線譲渡。
63年2月	成田～小松～ソウル便就航。(B767・219人乗り)
7月	小松～東京便、1日1往復増便で1日6往復。
平成元年11月	小松～ハワイ、プログラム・チャーター便就航。
2年3月	国内線年間旅客150万人達成。
3年4月	シンガポール航空チャーター便就航。(小松～シンガポール、小松空港に初めての外国航空会社のチャーター便乗り入れ。(A310・186人乗り))
6月	小松～那覇定期便就航。(B737・130人乗り)
7月	小松～福岡便、1日1往復増便で1日2往復。 小松～東京便トリプルトラック化で1日7往復。
10月	大韓航空チャーター便就航。(小松～釜山、2社目、ダグラスMD82・162人乗り)
11月	小松～広島定期便就航。(ジェットストリーム・スーパー31・19人乗り)
4年3月	小松～広島便、1日1往復増便で1日2往復。 キャセイパシフィック航空チャーター便就航。(小松～香港、3社目、トライスター・281人乗り)
4月	アジアナ航空チャーター便就航。(小松～釜山、4社目、B737・158人乗り)
8月	ニュージーランド航空チャーター便就航。(小松～オークランド、5社目、B767・200人乗り)
5年1月	カンタス航空チャーター便就航。(小松～ブリスベン～シドニー、6社目、B767-300・235人乗り)

3月	年間旅客(国内・国際)200万人達成。
4月	小松～東京便、1日1往復増便で1日8往復。 小松～広島便、1日1往復増便で1日3往復。
5月	中華航空チャーター便就航。(小松～台北、7社目、A300-600R・263人乗り)
6月	小松～札幌便、1日1往復増便で1日2往復(6/1～10/31の夏期5カ月間のみ、平成10年まで)
6年1月	ドラゴン航空チャーター便就航。(小松～香港、8社目、A320・168人乗り)
3月	コンチネンタル・ミクロネシア航空チャーター便就航。(小松～グアム、9社目、B727-200・153人乗り) 北陸国際航空貨物ターミナル(株)設立。 国内線年間旅客200万人達成。
5月	ガルダ・インドネシア航空チャーター便就航。(小松～デンパサール、10社目、DC-10-30・270人乗り)
7月	カーゴルクス航空による小松～ルクセンブルク国際貨物定期便就航。(B747-400F、週2往復)
12月	輸入促進地域(FAZ)の指定。
7年2月	小松～新潟定期便就航。(ジェットストリーム・スーパー31・19人乗り、週3往復)
10月	Air-NACCSの導入。 マレーヴ・ハンガリー航空チャーター便就航。(小松～ブタペスト、11社目、B767・193人乗り)
11月	小松～鹿児島定期便就航。(B737・126人乗り、週4往復)
8年2月	マレーシア航空チャーター便就航。(小松～クアラルンプール、12社目、DC-10-30・280人乗り)
4月	小松～ルクセンブルク国際貨物定期便、週1往復増便で週3往復。 国際線旅客ターミナルビル増改築工事竣工。
6月	ミット・モンゴル航空チャーター便就航。(小松～ウランバートル、13社目、B727・132人乗り)
8月	エア・ヨーロッパチャーター便就航。(小松～ミラノ・ローマ、14社目、B767・267人乗り)
9月	小松～岡山定期便就航。(SAAB340B・36人乗り、1日2往復) 小松～鹿児島定期便、週1往復増便で週5往復。(実際は週2往復の臨時便運航により1日1往復)
10月	中国東方航空チャーター便就航。(小松～南京・上海、15社目、F-100・100人乗り)
11月	小松～出雲定期便就航。(ジェットストリーム・スーパー31・19人乗り、週6往復) 小松～広島定期便、1日1往復減便で1日2往復。 小松～新潟定期便運休。
9年4月	アジアナ航空貨物チャーター便就航。 (小松～ソウル、小松空港に初めての貨物チャーター便乗り入れ。B747-400F)
6月	エア・カナダチャーター便就航。(小松～バンクーバー、16社目、B767-300ER・203人乗り)
7月	小松～東京定期便、1日1往復増便で1日9往復。
11月	小松～仙台定期便通年運航開始。 中国国際航空チャーター便就航。(小松～桂林・北京、17社目、B737-300・145人乗り)
12月	小松～高松定期便就航。(SAAB340B・36人乗り、週4往復) 小松～松山定期便就航。(SAAB340B・36人乗り、週3往復) 小松～岡山定期便、1日1往復減便で1日1往復。 ハーレクインエアチャーター便就航。 (小松～プリズベン・シドニー、国内航空会社としては7社目、DC-10-30・276人乗り)
10年6月	小松～松山定期便、週1往復増便で週4往復。 小松～岡山定期便運休。
11年6月	小松～高松定期便運休。 小松～松山定期便運休。
12年5月	アメリカン・トランスエアーチャーター便就航。(小松～ソウル、18社目、B757-200・218人乗り)
7月	小松～東京定期便、1日2往復増便で1日11往復。
11月	タイ国際航空チャーター便就航。(小松～バンコク、19社目、A300-600R・245人乗り)
13年3月	輸入促進地域(FAZ)変更承認。
4月	小松～出雲定期便運休。 小松～広島定期便、週1往復減便で週6往復。 小松～ルクセンブルク国際貨物定期便、週1往復増便で週4往復。 小松～ソウル国際定期便、週1往復増便で週3往復。
6月	チャイナエアライン(中華航空)インバウンドチャーター便就航。(台北～小松、B737-800・158人乗り)
10月	小松～福岡定期便、1日1往復増便で1日3往復。
14年4月	小松～広島定期便運休。
5月	エバー航空(長榮航空)チャーター便就航。(台北～小松、20社目、B767-200・212人乗り)
6月	国際貨物ターミナル新築工事竣工。
12月	オリエントタイ航空チャーター便就航。(小松～バンコク、21社目、B747-200・466人乗り)
15年2月	マンダリン航空(華信航空)チャーター便就航。(台北～小松～花蓮、22社目、B737-800・168人乗り)
6月	ヴォラーレ航空チャーター便就航。(小松～ミラノ・ローマ、23社目、A330-200・294人乗り)
8月	グリアビア航空チャーター便就航。(小松～ハバロフスク・イルクーツク、24社目、TU-214・164人乗り)
11月	カンブチア航空チャーター便就航。(小松～シェムリアップ・プノンペン、25社目、B757-200・233人乗り)
16年3月	中国東方航空プログラムチャーター便就航。(小松～上海、同年7月まで計35便)
4月	小松～ソウル国際定期便、週1往復増便で週4往復。
5月	小松～ルクセンブルク国際貨物定期便、週1往復増便で週5往復。
8月	小松～ソウル国際定期便、日本航空と大韓航空の共同運航開始。
11月	小松～成田定期便就航。(CRJ・50人乗り、1日1往復) 小松～鹿児島定期便運休。 中国東方航空による小松～上海国際定期便就航。(A320・156人乗り、週2往復)
17年3月	滑走路嵩上げ工事に伴う仮設滑走路供用開始。 輸入促進地域(FAZ)目標年度終了。
5月	オムニ航空チャーター便就航。(小松～ハワイ、26社目、DC10-30・355人乗り)
7月	ブルー・パノラマ航空チャーター便就航。(小松～ミラノ・ローマ、27社目、B767-300ER・274人乗り)
8月	小松～ルクセンブルク国際貨物定期便、週1往復(木曜日)運休で週4往復。
11月	マーチンエア航空貨物チャーター便就航。 (アムステルダム～小松、28社目(貨物チャーター便としては2社目)。B747-200C)
12月	小松～上海国際定期便、週1往復増便で週3往復。

18年3月	小松～ソウル国際定期便(日本航空便)運休。 大韓航空による小松～ソウル国際定期便就航。(B737-900・187人乗り、週4往復)
10月	小松～ルクセンブルク国際貨物定期便、週1往復(金曜日)運休で週3往復。
12月	滑走路嵩上げ工事完成に伴い本滑走路供用開始(仮設滑走路は閉鎖)
19年4月	ユニー航空チャーター便就航。(小松～台北、29社目、MD90・152人乗り)
5月	国内貨物上屋移転新築工事竣工。 中国南方航空チャーター便就航。(小松～大連、30社目、B737-500・132人乗り)
6月	小松～ソウル国際定期便、運航曜日変更。(土曜日→日曜日)
10月	小松～福岡定期便、1日1往復減便で1日2往復。
12月	エプロンの拡張工事完成。(駐機場増設、5→6スポット)
20年4月	小松～上海国際定期便、週1往復増便で週4往復。 全日空による乗継割引運賃の設定。(那覇)
6月	小松～台北国際定期便(エバー航空)、週2往復で就航。
12月	スカイスター航空チャーター便就航。(小松～バンコク、31社目、B767・225人乗り)
21年3月	マカオ航空チャーター便就航。(小松～マカオ、32社目、A321・176人乗り)
5月	小松～ルクセンブルク国際貨物定期便、週1往復(日曜日)運休で週2往復。
7月	小松～静岡定期便就航。(E70・76人乗り、1日2往復)
9月	小松～仙台定期便、アイベックスエアラインズと全日空の共同運航開始。
11月	小松～札幌定期便、「北海道国際航空(現: AIRDO)」と全日空の共同運航開始。 全日空による乗継割引運賃の設定。(新千歳、紋別、中津別、釧路)
12月	日本航空による乗継割引運賃の設定。(新千歳)
22年4月	全日空が乗継割引運賃設定区間を大幅拡大。
5月	ベトナム航空チャーター便就航。(小松～ハノイ、33社目、A321-200・184人乗り) 小松～ルクセンブルク国際貨物定期便、週1往復増便で週3往復。
6月	小松～静岡定期便、1日1往復減便で1日1往復。
7月	小松～成田定期便、1日1往復増便で1日2往復。
11月	香港エクスプレス航空チャーター便就航。(小松～香港、34社目、B737-800・164人乗り)
23年1月	小松～静岡定期便、週4往復(月～木曜日)減便で週3往復。
2月	日本航空が乗継割引運賃設定区間を大幅拡大。
3月	小松～静岡定期便運休。
10月	小松～台北国際定期便、週2往復増便で週4往復。 小松～ルクセンブルク国際貨物定期便、週1便増便(北米経由便)で週4便。
12月	デルタ航空チャーター便就航。(小松～ホノルル、35社目、A330-300・292人乗り)
24年9月	小松～台北国際定期便、週1往復増便で週5往復。
11月	ジン・エアーチャーター便就航。(小松～済州島、36社目、B737-800・189人乗り) イースター航空チャーター便就航。(小松～済州島、37社目、B737-700・149人乗り)
12月	小松～台北国際定期便、週2往復増便で週7往復。
25年3月	小松～東京定期便、1日1往復増便で1日12往復。(平成25年3月31日期間増便) 小松～福岡定期便、1日2往復増便で1日4往復。 小松～仙台定期便、1日1往復増便で1日2往復。
4月	ユナイテッド航空チャーター便就航。(小松～グアム、38社目、B737-700・124人乗り)
10月	小松～ソウル国際定期便、週1往復(月曜日)運休で週3往復。
26年3月	小松～成田定期便、1日1往復減便で1日1往復。 小松～ソウル国際定期便、週1往復増便で週4往復。
12月	アジアエアチャーター便就航。(小松～バンコック、39社目、B767-200・238人乗り)
27年1月	アジアトラントニック航空チャーター便就航。(小松～バンコック、40社目、B767-300・251人乗り)
2月	小松～ソウル国際定期便、週1往復減便で週3往復。
3月	小松～札幌定期便、AIRDO撤退、ANA単独運航に。
12月	小松～台北国際定期便、週2往復減便で週5往復。
28年1月	シルクウェイ・ウエスト航空による、小松～バクー国際貨物チャーター便就航。 (B747-400F・B747-8F、週2往復)
3月	小松～東京定期便、1日2往復減便で1日10往復。
10月	小松～台北国際定期便、週7往復運航再開。
29年4月	キャセイドラゴン航空チャーター便就航。(小松～香港、41社目、A320・157人乗り)
5月	ベトジェット航空チャーター便就航。(小松～ハノイ、42社目、A320・172人乗り)
6月	小松～台北国際定期便、週2往復減便で週5往復。
30年1月	シルクウェイ・ウエスト航空による、小松～バクー国際貨物定期便就航。 (B747-400F・B747-8F、週2往復)
	小松～台北国際定期便(タイガーエア台湾)、週2往復で就航。
10月	小松～福岡定期便、オリエンタルエアブリッジと全日空の共同運航開始。
31年4月	小松～香港国際定期便(キャセイパシフィック航空)、週2往復で就航。(～10月)
令和元年6月	小松～バクー国際貨物定期便運休。
7月	小松～上海国際定期便、週5往復に臨時増便。(9月まで)
10月	小松～上海国際定期便、週6往復に増便。 小松～仙台定期便、1日1往復減便で1日1往復。
2年3月	小松～台北国際定期便、小松～上海国際定期便、小松～ソウル国際定期便運休。
10月	小松～仙台定期便、小松～成田定期便休止。
5年4月	小松～台北国際定期便(エバー航空)、1日1往復で運航再開。
7月	小松～台北国際定期便(タイガーエア台湾)、週2往復で運航再開。
12月	小松～上海国際定期便、週2往復で運航再開。 小松～ソウル国際定期便、週3往復で運航再開。
6年1月	エプロンの拡張工事完成。(駐機場増設、6→7バース)
12月	小松～上海国際定期便、週4往復に増便。
7年4月	小松～香港国際定期便(香港エクスプレス航空)、週3往復で就航。

3 施設規模等

飛行場の概要	名 称	小松飛行場
	種 別	共用空港
	所 在 地	小松市向本折町
	管 理 者	防衛大臣
	種 類 ・ 等 級	陸上飛行場 a 級
	標 点 位 置	N36° 23' 38" E136° 24' 27"
	標 高	6.7m
	総 面 積	4,384,359㎡
	内 訳	国土交通省管理 474,158㎡ 防 衛 省 管 理 3,910,201㎡
運 用 時 間		7：30～22：30(15時間)
航空交通管制業務実施機関		防衛省航空自衛隊
基本施設	施 設 名	諸 元
	着 陸 帯(防衛省)	3,300m×450m／A 級
	滑 走 路(防衛省)	2,700m×45m オーバーラン600m LA－1
	誘 導 路	2,700m×23m
保安施設	エ プ ロ ン (民 航)	50,090㎡ 大型ジェット用5バース、中型ジェット用1バース、小型ジェット用1バース
	照 明 施 設	防 衛 省 飛行場灯台、進入灯、進入角指示灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、誘導路灯、風向灯、指向信号灯、閃光灯、滑走路距離灯
		国土交通省 誘導路灯、誘導案内灯、誘導路中心線灯、エプロン照明灯、スポット番号表示灯、停止位置誘導案内灯
	無 線 施 設	防 衛 省 TACAN(極超短波全方向全方位距離測定装置)、ASR(空港監視レーダー)、SSR(二次監視レーダー)、ASDE(空港面探知レーダー)、対空通信施設、PAR(精測レーダー)
		国土交通省 VOR(超短波全方向式無線標識)、ILS(計器着陸装置)、RCAG(遠隔対空通信施設)、WAM(広域マルチラレーション送受信装置) ※精密進入の区分：カテゴリー I (CAT-I)
付 属 施 設	その他	防 衛 省 ARTS(ターミナル管制情報処理システム)
	旅客ターミナルビル	国 内 線 15,438㎡
		国 際 線 7,902㎡
	貨物ターミナル	国 内 線 1,604㎡
		国 際 線 4,061㎡
	国土交通省庁舎 1,408㎡	
給 油 施 設	46,902㎡ 収容台数1,463台 収容内訳：第1駐車場356台 第2駐車場1,107台 管 理 者：(一財)空港振興・環境整備支援機構 運用時間：24時間 駐車料金：入庫から1時間迄無料、90分迄200円、2時間迄300円、以降1時間毎150円 第1駐車場 400円／日 第2駐車場 500円／日	
	レフューラー方式 320kl×2基、200kl×1基	
消防施設等	防 衛 省	化 学 消 防 車 4 台 レ ッ カ ー 車 1 台
		ポ ン プ 車 1 台 救 急 車 2 台
		給 水 車 1 台 100tク レ ー ン 1 台
		救 難 車 1 台 か く 座 機 収 容 ト レ ー ラ ー 1 台
滑走路除雪	国 土 交 通 省 空港用医療作業車 1 台 空港用救難照明車 1 台	
	防 衛 省	1/2tト ラ ッ ク 1 台 6 t ス ノ ー プ ロ ー 3 台
		小型人員輸送車 1 台 残 雪 除 去 器 材 6 台
		除雪トラック 5 台 除 雪 ド ー ザ 2 台
		重 除 雪 車 4 台 モ ー タ ー グ レ ー ダ 1 台
		ショベルローダ 1 台

4 運航路線

(令和7年4月1日現在)

	路 線 名	便 数	距離(km)	運 航 会 社	路線開設	備 考
国内線	小 松－東 京 (羽田)	10往復／日	528	全 日 本 空 輸 日 本 航 空	昭38.7.1	平12.7.1から11往復 ※1平25.3.31から12往復 平28.3.27から10往復
	小 松－札 幌 (新千歳)	1往復／日	959	全 日 本 空 輸	昭42.6.12	平21.11.1から共同運航 平26.3.30から全日本空輸により運航
	小 松－福 岡	4往復／日	880	全 日 本 空 輸 オリエンタルエアブリッジ	昭53.3.1	平13.10.1から3往復 平19.10.1から2往復 平25.3.31から4往復
	小 松－那 覇	1往復／日	1,577	日 本 ト ラ ン ス オ ー シ ャ ン 航 空	平3.6.1	
国際線	小 松－ソウル (仁川)	3往復／週	880	大 韓 航 空 ※2日 本 航 空 ※2デ ル タ 航 空	昭54.12.12	平16.4.3から週4往復 平16.8.2から共同運航 平18.3.27から大韓航空により運航 平25.10.28から週3往復 平26.3.31から週4往復 平27.2.2から週3往復
	小 松－上 海 (浦東)	4往復／週	1,524	中 国 東 方 航 空 ※2日 本 航 空	平16.11.25	平17.12.6から週3往復 平20.3.30から週4往復 令元.10.27から週6往復 令5.12.17から週2往復 令6.12.20から週4往復
	小 松－台 北 (桃園)	7往復／週	1,905	エ バ ー 航 空 ※2全 日 本 空 輸	平20.6.1	平20.6.1から週2往復 平23.10.1から週4往復 平24.9.2から週5往復 平24.12.8から週7往復 ※3平27.12.3から週5往復 平28.10.10から週7往復
		2往復／週	1,905	タ イ ガ ー エ ア 台 湾	平30.1.18	平29.6.3から週5往復 平30.1.18から週7往復 令5.7.2から週9往復
	小 松－香 港	3往復／週	2,654	香港エクスプレス航空	令7.4.24	令7.4.24から週3往復
	小 松－ルクセン ブルク (貨 物 便)	3便／週 (北米経由便)	※4 17,104	カ ー ゴ ル ッ ク ス 航 空	平6.7.2	平16.5.16から週5往復 平17.8.18から週4往復 平18.10.13から週3往復 平21.5.17から週2往復 平22.5.14から週3往復 平23.10.2から週4往復 令5.3.29から週3往復
	小 松－バクー (貨 物 便)	運休中	7,308	シルクウェイ・ウエスト航空	平28.1.24	平28.1.24から週2往復 ※令元.6.30から運休中

※1 期間増便

※2 共同運航(コードシェア便)

※3 期間減便

※4 小松→シカゴ→ルクセンブルクの距離

羽田乗継割引運賃設定区間 (令和7年4月1日現在)

航空会社	区間数	乗 継 先
ANA/JAL	22区間	新千歳、女満別、旭川、釧路、帯広、函館、秋田、広島、徳島、高松、松山、高知、福岡、北九州、大分、熊本、長崎、宮崎、鹿児島、那覇、宮古、石垣
ANAのみ	12区間	稚内、紋別、中標津、大館能代、庄内、八丈島、神戸、岩国、鳥取、米子、萩・石見、佐賀
JALのみ	6区間	青森、三沢、山形、出雲、岡山、奄美大島
計 40区間 (重複除く)		

5 利用実績(旅客・貨物)

(1) 国内線

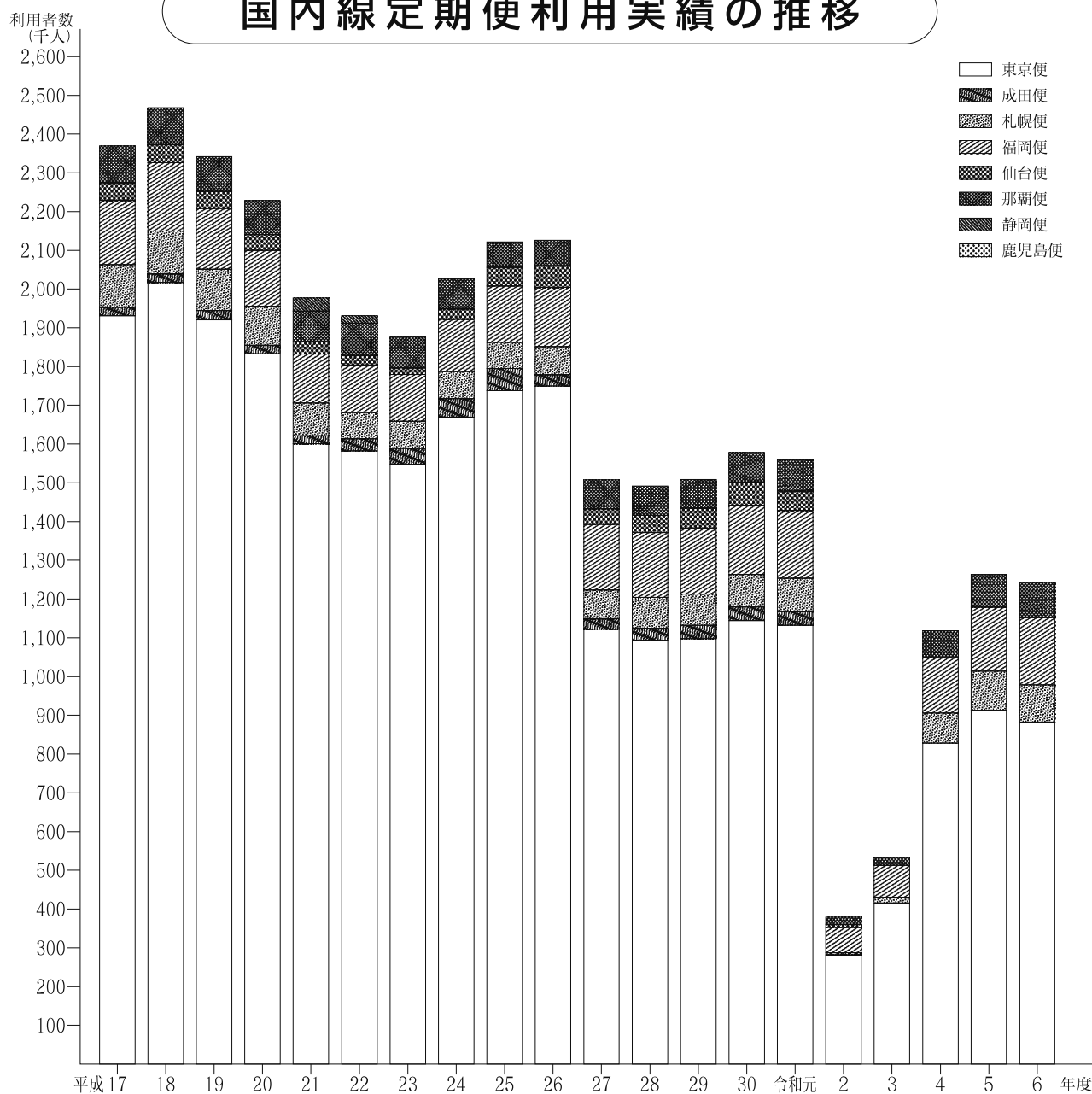
区分			年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
東京 便	旅客	数〔人〕		1,931,273 (68.1%)	2,016,855 (69.1%)	1,920,525 (65.9%)	1,833,302 (64.9%)	1,600,611 (58.2%)	1,582,179 (65.2%)	1,547,767 (66.1%)	1,669,447 (64.4%)	1,738,035 (67.6%)	1,749,661 (68.8%)
		利用率											
	対前年度比〔%〕			96.9	104.4	95.2	95.5	87.3	98.8	97.8	107.9	104.1	100.7
札幌 便	旅客	数〔人〕		109,877 (52.8%)	111,115 (55.1%)	106,886 (52.6%)	101,339 (51.2%)	84,782 (59.2%)	67,972 (74.5%)	69,935 (76.0%)	70,386 (77.3%)	67,883 (74.9%)	73,308 (68.7%)
		利用率											
	対前年度比〔%〕			99.1	101.1	96.2	94.8	83.7	80.2	102.9	100.6	96.4	108.0
福岡 便	旅客	数〔人〕		166,057 (59.8%)	176,157 (61.9%)	157,067 (63.7%)	143,857 (69.7%)	126,666 (65.3%)	122,994 (61.6%)	120,784 (63.1%)	134,489 (59.7%)	145,240 (58.6%)	152,573 (62.0%)
		利用率											
	対前年度比〔%〕			99.9	106.1	89.2	91.6	88.0	97.1	98.2	111.3	108.0	105.0
仙台 便	旅客	数〔人〕		45,646 (49.1%)	45,691 (47.8%)	43,903 (46.8%)	41,037 (41.8%)	31,149 (46.0%)	24,670 (66.2%)	17,306 (69.2%)	27,378 (75.8%)	48,404 (56.2%)	55,633 (58.1%)
		利用率											
	対前年度比〔%〕			102.4	100.1	96.1	93.5	75.9	79.2	70.1	158.2	176.8	114.9
那覇 便	旅客	数〔人〕		95,029 (76.1%)	95,919 (78.0%)	89,110 (74.8%)	87,128 (74.8%)	78,953 (67.0%)	82,640 (70.0%)	79,849 (70.5%)	76,256 (63.4%)	65,186 (61.7%)	66,231 (64.4%)
		利用率											
	対前年度比〔%〕			103.3	100.9	92.9	97.8	90.6	104.7	96.6	95.5	85.5	101.6
成田 便	旅客	数〔人〕		21,459 (60.4%)	22,110 (62.0%)	23,854 (67.4%)	21,205 (59.4%)	20,506 (57.1%)	31,175 (53.5%)	41,043 (54.7%)	47,472 (65.7%)	56,620 (56.4%)	28,620 (60.6%)
		利用率											
	対前年度比〔%〕			291.9	103.0	107.9	88.9	96.7	152.0	131.7	115.7	119.3	50.5
静岡 便	旅客	数〔人〕		—	—	—	—	33,881 (44.9%)	19,415 (33.8%)	—	—	—	—
		利用率											
	対前年度比〔%〕			—	—	—	—	—	57.3	—	—	—	—
チャーター便	旅客	数〔人〕		—	—	698	134	341	146	373	—	—	—
		利用率											
	対前年度比〔%〕			—	—	—	19.2	254.4	42.8	255.5	—	—	—
計	旅客	数〔人〕		2,369,341	2,467,847	2,342,043	2,228,002	1,976,889	1,931,191	1,877,057	2,025,428	2,121,368	2,126,026
		利用率											
	対前年度比〔%〕			98.1	104.2	94.9	95.1	88.7	97.7	97.2	107.9	104.7	100.2
取扱量	便	数		18～19往復	18～19往復	17～19往復	17～19往復	19～21往復	20～22往復	18～20往復	18往復	22往復	21往復
		航空貨物〔t〕		5,691	5,369	5,342	5,592	3,358	2,864	3,463	3,895	3,866	3,470
	航空郵便〔t〕			2,055	2,098	1,965	1,097	824	751	740	752	740	777
計	便	数		7,746	7,467	7,307	6,688	4,182	3,615	4,203	4,647	4,606	4,246
		航空貨物〔t〕											
	航空郵便〔t〕												

区分			年度	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
東京	旅客	数〔人〕		1,124,107 (70.9%)	1,093,316 (71.6%)	1,097,812 (74.7%)	1,144,115 (78.0%)	1,132,099 (77.1%)	281,781 (52.1%)	415,736 (54.4%)	828,201 (62.4%)	913,049 (69.0%)	882,580 (71.2%)
		利用率											
	便	就航機材便数		64.2	97.3	100.4	104.2	98.9	24.9	147.5	199.2	110.2	96.6
札幌	旅客	数〔人〕		74,700 (61.8%)	79,999 (66.9%)	80,799 (64.0%)	84,115 (67.8%)	86,446 (67.0%)	5,179 (60.7%)	14,672 (51.1%)	77,982 (55.6%)	100,976 (73.6%)	95,704 (78.3%)
		利用率											
	便	就航機材便数		101.9	107.1	101.0	104.1	102.8	6.0	283.3	531.5	129.5	94.7
福岡	旅客	数〔人〕		169,091 (70.0%)	166,818 (69.9%)	169,102 (71.8%)	178,398 (72.2%)	174,844 (71.7%)	65,882 (42.5%)	82,362 (52.4%)	142,737 (69.5%)	164,964 (78.7%)	173,851 (82.3%)
		利用率											
	便	就航機材便数		110.8	98.7	101.4	105.5	98.0	37.7	125.0	173.3	115.6	105.4
仙台	旅客	数〔人〕		39,819 (43.5%)	44,840 (46.8%)	53,223 (55.1%)	59,158 (59.1%)	49,990 (63.1%)	7,500 (25.9%)	—	—	—	—
		利用率											
	便	就航機材便数		71.6	112.6	118.7	111.2	84.5	15.0	—	—	—	—
那覇	旅客	数〔人〕		75,244 (71.9%)	75,143 (71.2%)	73,286 (71.3%)	76,561 (69.2%)	80,814 (67.1%)	18,438 (26.5%)	20,276 (33.9%)	69,156 (61.3%)	84,612 (71.3%)	90,829 (76.0%)
		利用率											
	便	就航機材便数		113.6	99.9	97.5	104.5	105.6	22.8	110.0	341.1	122.3	107.3
成田	旅客	数〔人〕		26,676 (53.9%)	31,394 (65.4%)	34,281 (70.1%)	35,328 (71.0%)	35,295 (70.0%)	44 (3.9%)	—	—	—	—
		利用率											
	便	就航機材便数		93.2	117.7	109.2	103.1	99.9	0.1	—	—	—	—
静岡	旅客	数〔人〕		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		利用率											
	便	就航機材便数		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チャーター便	旅客	数〔人〕		348	278	1,426	3,379	2,193	1,221	1,012	3,667	5,500	2,666
		利用率											
	便	就航機材便数		—	79.9	512.9	237.0	64.9	55.7	82.9	362.4	150.0	78.6
計	旅客	数〔人〕		1,509,985	1,491,788	1,509,929	1,581,054	1,561,681	380,045	534,058	1,121,743	1,269,101	1,245,630
		利用率											
	便	就航機材便数		71.0	98.8	101.2	104.7	98.8	24.3	140.5	210.0	113.1	98.1
取扱量	航空貨物〔t〕	数		19～21往復	19往復	19往復	19往復	18往復	16～18往復	16往復	16往復	16往復	16往復
		航空郵便〔t〕		2,677	2,573	2,371	2,115	1,991	960	731	948	818	805
	計			820	742	733	725	715	497	679	707	663	641
				3,497	3,315	3,104	2,840	2,706	1,457	1,410	1,655	1,481	1,446

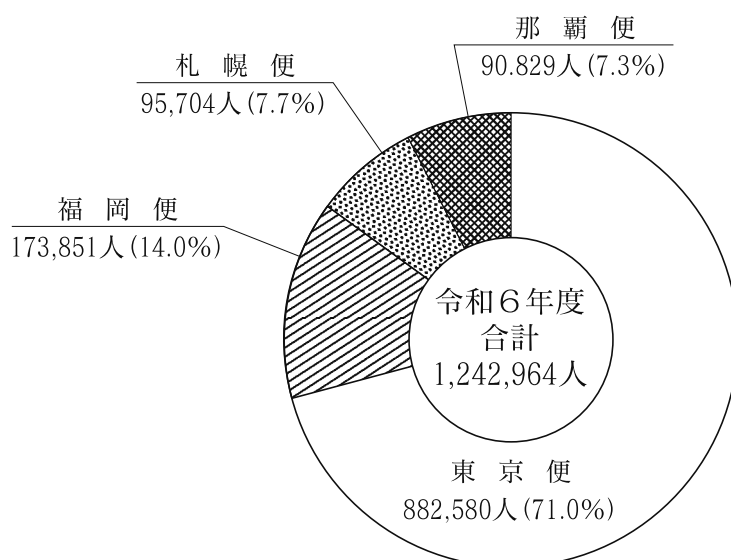
(注) 1. 就航機材及び便数は、各年度末現在におけるものとした。ただし、平成24年度は平成25年3月30日現在、平成25年度は平成26年3月29日現在、平成26年度は平成27年3月28日現在、平成27年度は平成28年3月26日現在、平成28年度は平成29年3月25日現在、平成29年度は平成30年3月24日現在、平成30年度は平成31年3月30日現在、令和元年度は令和2年3月28日現在、令和2年度は令和3年3月27日現在、令和3年度は令和4年3月26日現在、令和4年度は令和5年3月25日現在、令和5年度は令和6年3月31日現在、令和6年度は令和7年3月31日現在とする。

2. B737は126～170人乗り、B767は214～288人乗り、B777は358～525人乗り、B747は568～569人乗り、A320は146人乗り、A321は194人乗り、A330は292人乗り、CRJは50人乗り、CR7は70人乗り、ERJは76～84人乗り、DHC8-400は74人乗りである。

国内線定期便利用実績の推移



国内線定期便利用者の路線分布



(2) 国際線

① 旅客便

〔定期便〕ソウル便

(路線) 小松～ソウル

(機材) B737-900(159席)、
B737-800(138席)

(路線開設) 昭和54年12月12日

(運航曜日) 水・金・日曜日

(平成18年3月から大韓航空が運航)

〔定期便〕上海便

(路線) 小松～上海

(機材) A320(155席)、A319(119席)

(路線開設) 平成16年11月25日

(運航曜日) 月・木・金・日曜日

〔定期便〕香港便

(路線) 小松～香港

(機材) A320(188席)

(路線開設) 令和7年4月24日

(運航曜日) 月・木・土曜日

〔定期便〕台北便

(路線) 小松～台北

(機材) A321(184席)、A320(180席)

(路線開設) 平成20年6月1日

(運航曜日) 月・火・水・木・金・土・日曜日

(平成30年1月から毎日運航)

区分	年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
ソウル便	旅客数〔人〕	61,885	49,315	45,952	46,403	44,831	48,906	43,455	43,926	35,275	33,577
	利用率	(56.3%)	(63.9%)	(64.5%)	(59.8%)	(62.0%)	(66.9%)	(68.7%)	(69.8%)	(64.0%)	(58.2%)
	対前年度比〔%〕	103.1	79.7	93.2	101.0	96.6	109.1	88.9	101.1	80.3	95.2
上海便	就航機材便数(週)	B767-300 4往復	B737-900 4往復	B737-900 4往復	B737-900 4往復	B737-900、 B737-800 4往復	B737-900、 B737-800 4往復	B737-900、 B737-800 4往復	B737-900、 B737-800 4往復	B737-900、 B737-800 4往復 (11～3月3往復)	B737-900、 B737-800 4往復 (2～3月月曜便欠航)
	旅客数〔人〕	26,107	29,979	28,116	21,800	25,352	36,154	35,578	35,936	29,709	30,008
	利用率	(69.7%)	(66.3%)	(60.6%)	(47.6%)	(51.5%)	(62.1%)	(63.0%)	(63.1%)	(58.7%)	(55.7%)
台北便	対前年度比〔%〕	257.8	114.8	93.8	77.5	116.3	142.6	98.4	101.0	82.7	101.0
	就航機材便数(週)	A320、A319 2往復 (12～3月3往復)	A320、A319 3往復	A320、A319 3往復	A320、A319 4往復	A320、A319 4往復	A320、A319 4往復	A320、A319 4往復	A320、A319 4往復	A320、A319 4往復	A320、A319 4往復
	旅客数〔人〕	—	—	—	18,772	20,964	23,431	35,513	64,212	93,159	112,493
計	利用率	—	—	—	(73.2%)	(76.2%)	(77.0%)	(74.4%)	(72.9%)	(80.0%)	(79.5%)
	対前年度比〔%〕	—	—	—	—	111.7	111.8	151.6	180.8	145.1	120.8
	就航機材便数(週)	—	—	—	MD-90 6～3月2往復	MD-90 2往復	MD-90 2往復	MD-90 2往復 (10、12～3月4往復)	A332、MD-90 4往復 (9～11月5往復) (12～3月7往復)	A332、A321、 MD-90 7往復	A332、A321、 7往復
計	旅客数〔人〕	87,992	79,294	74,068	86,975	91,147	108,491	114,546	144,074	158,143	176,078
	利用率	125.4	90.1	93.4	117.4	104.8	119.0	105.6	125.8	109.8	111.3
	便数(週)	6～7往復	7往復	7往復	8～10往復	10往復	10往復	10～12往復	12～15往復	14～15往復	15往復

区分	年度	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
ソウル便	旅客数〔人〕	27,868	34,666	36,624	41,892	24,972	0	0	0	9,364	39,198
	利用率	(68.1%)	(75.4%)	(64.5%)	(77.5%)	(65.2%)	(—)	(—)	(—)	(64.5%)	(79.9%)
	対前年度比〔%〕	83.0	124.4	105.6	114.4	59.6	0.0	0.0	0.0	—	418.6
上海便	就航機材便数(週)	B737-900、 B737-800 3往復	B737-900、 B737-800 3往復	B737-900、 B737-800 3往復	B737-900、 B737-800 3往復	B737-900、 B737-800 3往復	—	—	—	B737-900、 B737-800 3往復	B737-900、 B737-800 3往復
	旅客数〔人〕	34,385	35,093	35,787	42,963	40,295	0	0	0	4,520	24,919
	利用率	(60.0%)	(63.0%)	(66.8%)	(78.3%)	(68.6%)	(—)	(—)	(—)	(59.5%)	(75.1%)
台北便	対前年度比〔%〕	114.6	102.1	102.0	120.1	93.8	0.0	0.0	0.0	—	551.3
	就航機材便数(週)	A320、A319 4往復	A320、A319 4往復	A320、A319 4往復	A320、A319 4往復	A320、A319 6往復(10月～)	—	—	—	A320、A319 2往復	A320、A319 4往復
	旅客数〔人〕	110,202	108,412	104,178	128,773	107,754	0	0	0	129,963	147,305
香港便	利用率	(83.7%)	(81.8%)	(83.7%)	(85.3%)	(74.2%)	(—)	(—)	(—)	(77.0%)	(82.5%)
	対前年度比〔%〕	98.0	98.4	96.1	123.6	83.7	0.0	0.0	0.0	—	113.3
	就航機材便数(週)	A332、A321、 7往復 (12月～5往復)	A332、A321、 5往復 (4～5月、 10月～7往復)	A330、A321、 A320、 7往復 (6～12月5往復)	A330、A321、 A320 7往復	A330、A321、 A320 7往復	—	—	—	A330、A321、 A320 9往復	A330、A321、 A320 9往復
計	旅客数〔人〕	—	—	—	—	25,464	0	0	0	0	0
	利用率	—	—	—	—	(77.1%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	対前年度比〔%〕	—	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	就航機材便数(週)	—	—	—	—	A330 2往復 (4月～10月)	—	—	—	—	—
	旅客数〔人〕	172,455	178,171	176,589	213,628	198,485	0	0	0	143,847	211,422
	利用率	97.9	103.3	99.1	121.0	92.9	0.0	0.0	0.0	—	146.4
	便数(週)	12～14往復	12～14往復	12～14往復	14往復	16往復	—	—	—	14往復	16往復

〔チャーター便〕

(単位：人)

年度	往復数	行 先	旅客数
平成17	25	韓国(4)、台湾(13)、タイ(1)、ハワイ(2)、グアム(1)、イタリア(2)、オランダ(貨物便1)、ルクセンブルク(貨物便1)	8,381
18	28	韓国(6)、中国(1)、台湾(19)、イタリア(2)	9,965
19	38	韓国(8)、中国(5)、台湾(20)、タイ(2)、ハワイ(1)、オーストラリア(1)、ルクセンブルク(貨物便1)	12,635
20	12	韓国(6)、中国(1)、マカオ(2)、タイ(2)、ルクセンブルク(貨物便1)	5,505
21	6	韓国(1)、台湾(1)、タイ(2)、ハワイ(1)、ルクセンブルク(貨物便1)	2,414
22	10	香港(5)、マカオ(1)、台湾(1)、ハワイ(2)、ベトナム(1)	3,644
23	18	韓国(3)、マカオ(4)、台湾(6)、ハワイ(4)、ベトナム(1)	5,362
24	20	韓国(8)、中国(1)、マカオ(2)、台湾(5)、タイ(2)、ハワイ(2)	7,067
25	24	台湾(20)、ハワイ(2)、グアム(1)、アラスカ(1)	9,008
26	35	台湾(22)、タイ(9)、ハワイ(2)、カンボジア(2)	12,116
27	28	台湾(20)、タイ(6)、マカオ(2)	10,253
28	53	台湾(53)	16,346
29	85	台湾(45)、香港(31)、マカオ(2)、韓国(1)、グアム(1)、ハノイ(2)、ハワイ(1)、タイ(2)	26,299
30	68	台湾(21)、香港(36)、マカオ(2)、ベトナム(4)、タイ(4)、ハワイ(1)	30,246
令和元	29	台湾(19)、マカオ(2)、ベトナム(2)、タイ(4)、ハワイ(1)、グアム(1)	9,841
2	0	—	—
3	0	—	—
4	0	—	—
5	2	韓国(2)	548
6	0	—	—

(注) 旅客数は、出発・到着の合計である。

② 貨物便

〔定期便〕ルクセンブルク便

(路 線) ルクセンブルク→鄭洲→小松→シカゴ→ルクセンブルク

(機 材) B747-400F B747-8F

(路線開設) 平成6年7月2日

(運航曜日) 水・金・土曜日

〔定期便〕バクー便

(路 線) バクー→小松→仁川→バクー

(機 材) B747-400F、B747-8F

(路線開設) 平成28年1月24日

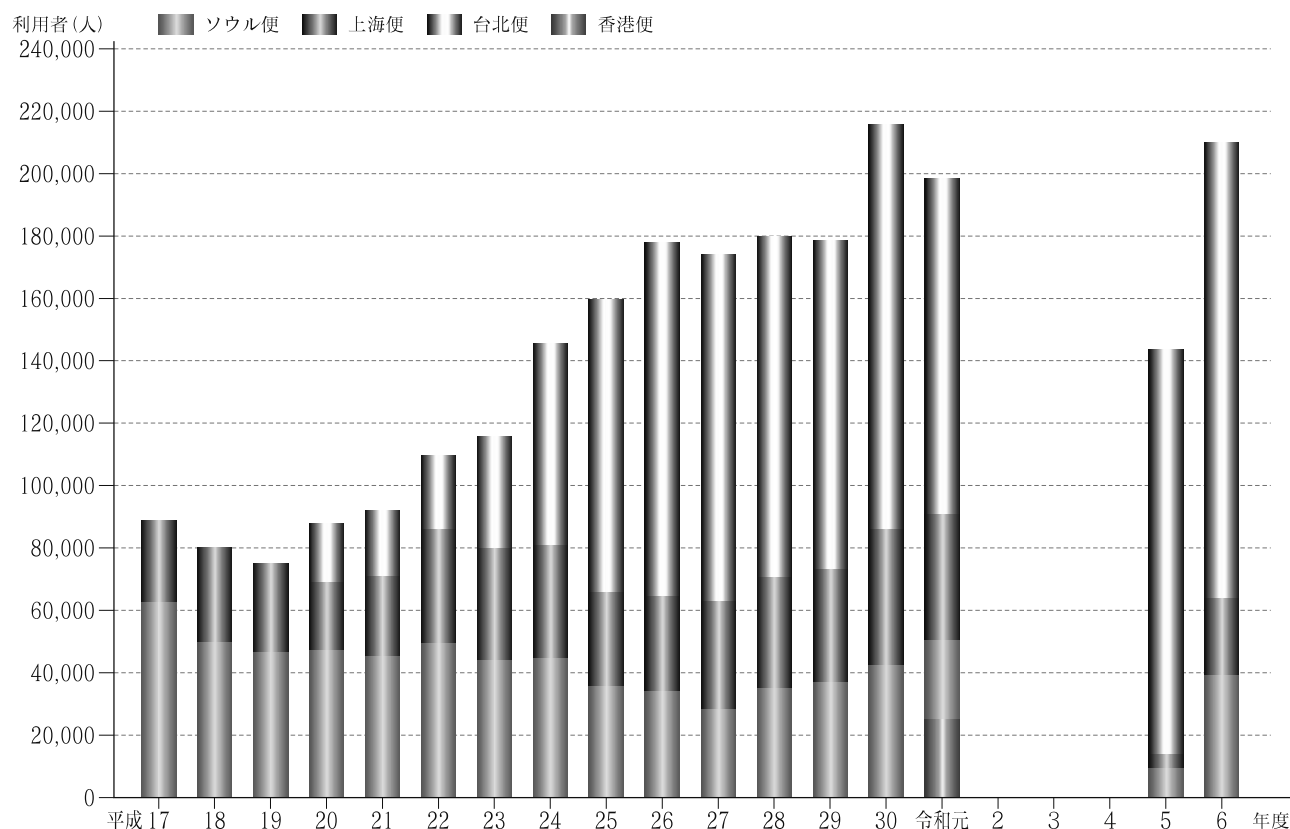
(運航曜日) 木・日曜日 ※令和元年6月から運休中

〔貨物取扱高〕

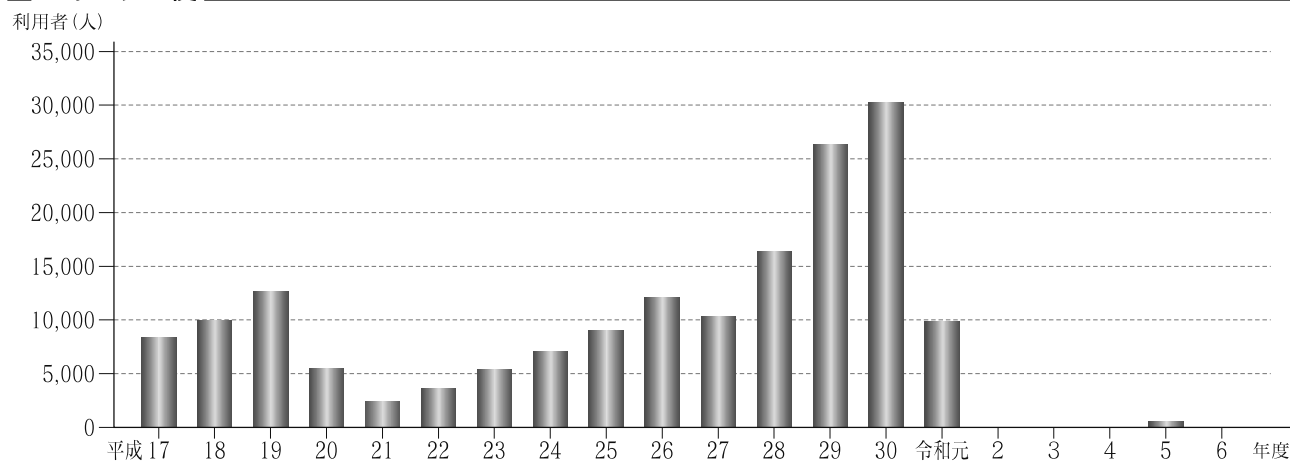
年度	貨物取扱高(t)	対前年度比(%)	年度	貨物取扱高(t)	対前年度比(%)
平成17	22,659	95.4	27	10,859	100.5
18	19,025	84.0	28	14,453	133.1
19	14,712	77.3	29	15,792	109.3
20	12,051	81.9	30	15,557	98.5
21	9,597	79.6	令和元	5,897	37.9
22	16,198	168.8	2	5,574	94.5
23	16,140	99.6	3	5,214	93.5
24	11,584	71.8	4	4,940	94.7
25	9,004	77.7	5	4,566	92.4
26	10,802	120.0	6	2,138	46.8

国際線利用実績の推移

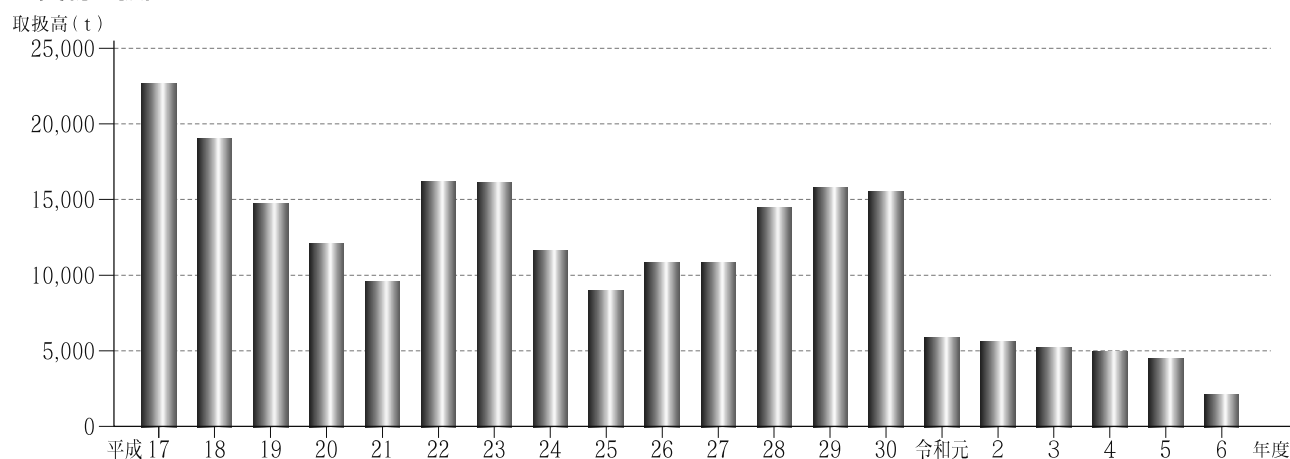
定期便



チャーター便



貨物取扱高

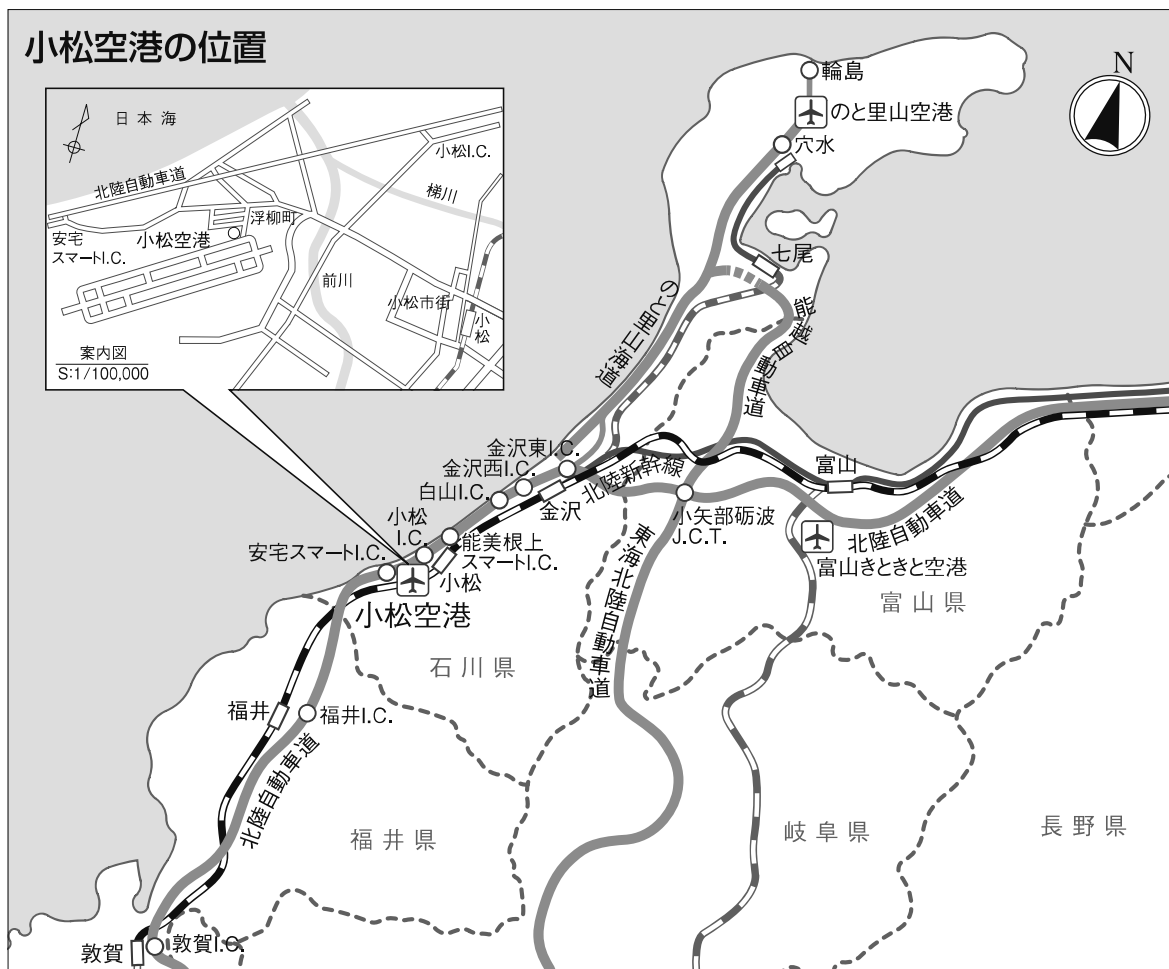


6 交通アクセス

交通手段	区 間	距 離	所 要 時 間	料 金
連 絡 バ ス	金沢駅～小松空港 (北鉄バス)	33km	40分	1,300円
	小松駅～小松空港 (北鉄バス)	5 km	12分	280円
	福井駅～小松空港 (京福バス)	50km	60分	1,400円
	加賀温泉駅～小松空港 (加賀周遊バス キャンパス)	17km	35分	空港線 550円 1 日分 1,100円 2 日分 1,300円
タ ク シ ー	金沢駅～小松空港	33km	60分	約14,400円
	小松駅～小松空港	5 km	10分	約2,200円
電 車	金沢駅～小松駅	33km	{ 34分 12分(新幹線)	{ 580円 1,390円(新幹線)
	福井駅～小松駅	50km	{ 50分 25分(新幹線)	{ 1,050円 2,730円(新幹線)

- (注) 1. 連絡バスは、小松空港発着便と接続。
2. 金沢駅～小松空港、福井駅～小松空港は、北陸自動車道経由。
3. 電車の新幹線使用時の料金は乗車券と新幹線自由席を含む。

小松空港の位置



7 北陸3県の出国者数

(1) 北陸3県の出国者数

(単位：人)

区分 年次		北 陸 3 県				全 国
		石 川 県	富 山 県	福 井 県		
出 国 者 数 (人)	平17	101,166	91,150	74,405	266,721	17,403,565
	平22	91,090	77,531	63,076	231,697	16,637,224
	平27	89,188	76,552	58,155	223,895	16,213,789
	令和 2	16,815	12,614	10,169	39,598	3,174,219
	令和 5	46,941	34,282	29,626	110,849	9,624,158
人 口 100 人 あたり 出 国 者 数 (人／100人)	平17	8.62	8.20	9.06	8.58	13.62
	平22	7.79	7.09	7.82	7.55	12.99
	平27	7.73	7.18	7.39	7.44	12.76
	令和 2	1.48	1.22	1.33	1.35	2.52
	令和 5	4.20	3.37	3.93	3.84	7.70

(出典：統計局ホームページ)

(2) 北陸3県の出国者伸び率(年平均)

(単位：%)

区分 年次		北 陸 3 県				全 国
		石 川 県	富 山 県	福 井 県		
平17～平22		△2.1	△3.2	△3.2	△2.8	△0.9
平22～平27		△0.4	△0.3	△1.6	△0.7	△0.5
平27～令和 2		△28.4	△30.3	△29.4	△29.3	△27.8
令和 2～令和 5		40.8	39.6	42.8	40.9	44.7

(出典：統計局ホームページ)

8 空港整備計画

(1) 小松空港整備促進について

① 小松空港の整備

航空需要の増大と航空機の大型化に対処するため、国土交通省は昭和53年から駐車場、エプロン整備、国際線ターミナルビルの建設、加賀方向からの空港進入路の開設、融雪装置の設置等を実施してきている。第6次空港整備五箇年計画(平成3～7年度)では、民航誘導路の延長、国際線ターミナルビルの増改築、駐車場の増設及び空港緑化等が整備されている。

第7次空港整備七箇年計画(平成8～14年度)では、滑走路の嵩上げ、エプロンの改良、貨物ヤードの整備等を早急に実施するよう国土交通省に働きかけてきた。この結果、滑走路の嵩上げ工事が実施され、平成18年12月21日から本滑走路の供用が開始された。

また、平成19年度には、エプロン拡張による駐機スポット増設工事が完成し、平成19年12月22日から供用が開始されるなど、空港施設の機能強化が図られている。

② 年度別実績及び計画

平成22年度	誘導路改良、照明施設
平成23年度	誘導路改良、照明施設
平成24年度	誘導路改良、エプロン改良、照明施設
平成25年度	道路・駐車場整備、無線施設
平成26年度	誘導路整備、構内道路整備、照明施設
平成27年度	用地造成、構内道路整備
平成28年度	構内道路整備、誘導路整備、照明施設
平成29年度	エプロン改良、照明施設
平成30年度	誘導路改良、照明施設、構内道路整備
令和元年度	誘導路改良、照明施設、エプロン拡張(調査設計)、道路・駐車場整備
令和2年度	誘導路改良、照明施設、エプロン拡張、道路・駐車場整備
令和3年度	誘導路改良、照明施設、エプロン拡張、道路・駐車場整備
令和4年度	誘導路改良、照明施設、エプロン拡張、道路・駐車場整備、エプロン改良、電源施設
令和5年度	誘導路改良、照明施設、エプロン拡張、道路・駐車場整備、エプロン改良、電源施設
令和6年度	誘導路改良、照明施設、道路・駐車場整備、エプロン改良、電源施設
令和7年度 (計画)	誘導路改良、照明施設、エプロン改良

(ほかに防衛省整備分あり)

(2) 旅客ターミナルビルの整備

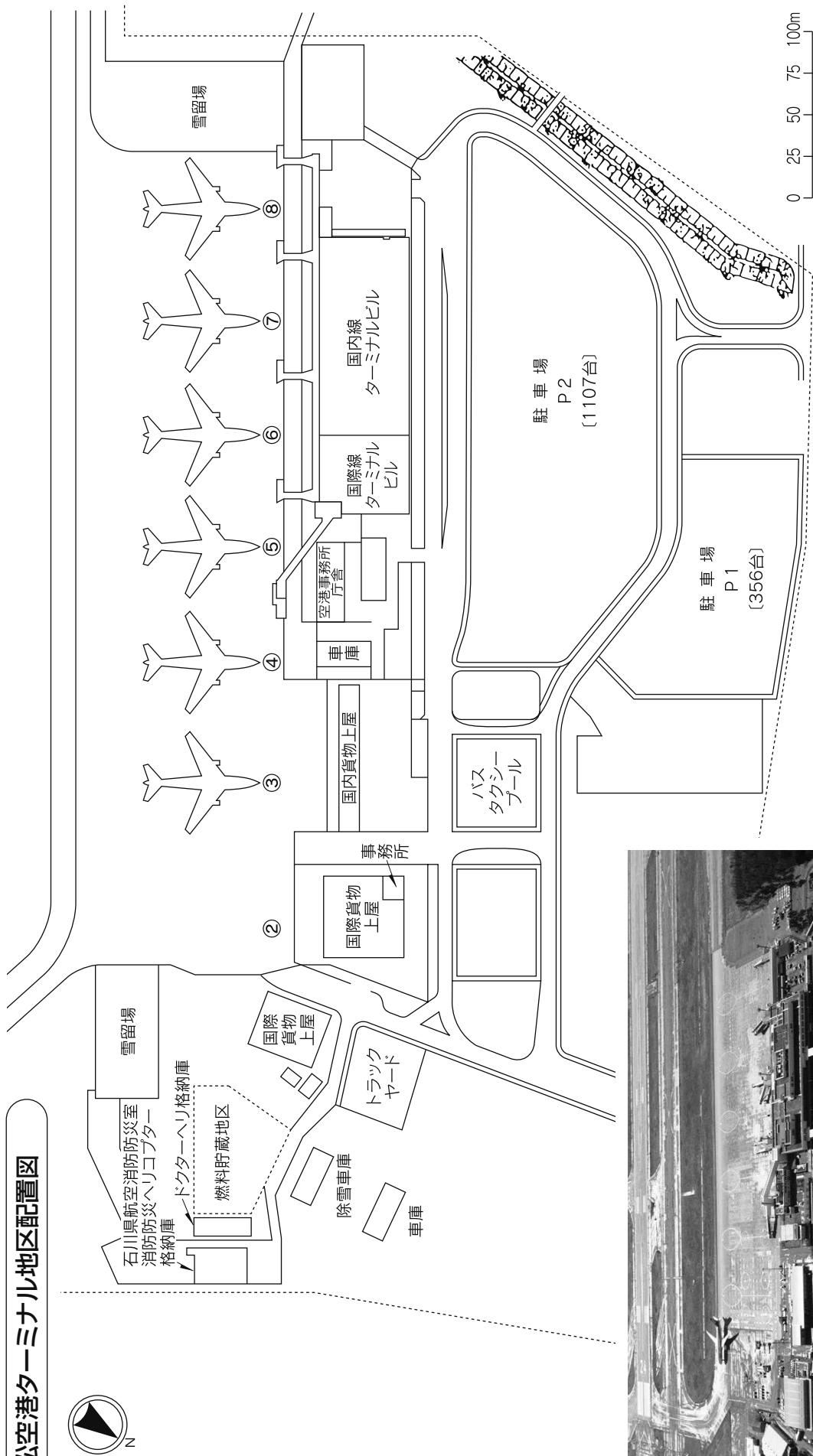
区 分	国 内 線	国 際 線		
事 業 主 体	北陸エアターミナルビル(株)	北陸エアターミナルビル(株)		
面 積	15,438㎡	官 庁 部 分	民 間 部 分	計
		2,948㎡	4,954㎡	7,902㎡
構 造	鉄骨造 3 階建 (一部 4 階建)	鉄骨造 2 階建 (一部 3 階建)		
供用開始年月日	昭和56年 9 月26日	昭和59年 4 月 2 日		

- (注) 1. 国内線部分は、昭和58年度、昭和61年度、平成元年度及び平成 4・5 年度に増改築工事を行っている。
2. 国際線部分は、平成 6・7 年度及び平成25年度に増改築工事を行っている。

(3) CIQの状況

区 分	事 務 所 の 名 称	対 応 状 況
税 関	財 務 省 大 阪 税 関 金 沢 税 関 支 署 小 松 空 港 出 張 所	常 駐
出入国管理	法 務 省 名 古 屋 出 入 国 在 留 管 理 局 金 沢 出 張 所	出 張 対 応
検 疫	厚 生 労 働 省 新 潟 検 疫 所 小 松 空 港 出 張 所	常 駐
検 疫	厚 生 労 働 省 新 潟 検 疫 所 食 品 監 視 課 小 松 空 港 分 室	常 駐 (平日のみ対応)
植 物 検 疫	農 林 水 産 省 名 古 屋 植 物 防 疫 所 伏 木 富 山 支 所 小 松 空 港 出 張 所	常 駐
動 物 検 疫	農 林 水 産 省 動 物 検 疫 所 中 部 空 港 支 所 小 松 出 張 所	常 駐

小松空港ターミナル地区配置図



※この写真は平成27年2月に撮影したものです。

発 行 日 令和7年9月発行

発 行 者 石川県小松市

編 集 総合政策部空港・基地政策課